

平成 30 年

## 第 5 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 30 年 12 月 7 日

閉 会 平成 30 年 12 月 14 日

大 津 町 議 会

## 平成30年第5回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
12月 7日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
12月 8日	土		休 会	議案等整理	
12月 9日	日		休 会	議案等整理	
12月10日	月	午前10時	委員会	各常任委員会	
12月11日	火		休 会	議案等整理	
12月12日	水	午前10時	本会議	一般質問	
12月13日	木	午前10時	本会議	一般質問	
12月14日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				8 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決処分の報告について（2件）
- 平成30年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要（12月補正）
- 大津町財政事情公表
- 平成30年9月例月出納検査の結果について
- 平成30年10月例月出納検査の結果について
- 平成30年11月例月出納検査の結果について
- 平成30年度大津町教育委員会点検・評価報告書

# 平成30年第5回大津町議会定例会会議録

平成30年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

平成30年12月7日(金曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香	2 番 山 部 良 二	3 番 山 本 富 二 夫
	4 番 金 田 英 樹	5 番 豊 瀬 和 久	6 番 佐 藤 真 二
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	9 番 源 川 貞 夫
	10 番 大 塚 龍 一 郎	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 大 塚 知 里		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 本 郷 邦 之 住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二 経 済 部 長 古 庄 啓 起 土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治 総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範		
	兼 会 計 管 理 者 坂 本 一 正 兼 会 計 課 長 総 務 部 総 務 課 主 幹 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 総 財 政 課 長 本 司 貴 大 兼 行 革 推 進 係 長 教 育 長 吉 良 智 恵 美 教 育 部 長 市 原 紀 幸 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二		

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 8 2 号	大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8 3 号	大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
議案第 8 4 号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第 8 5 号	大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第 8 6 号	美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
議案第 8 7 号	平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 8 8 号	平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 8 9 号	平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 0 号	平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 9 1 号	平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 9 2 号	平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 3 0 年 1 2 月 7 日 (金) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 経済建設常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 7 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 8 議案第 8 2 号 大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8 3 号 大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 8 4 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第 1 1 議案第 8 5 号 大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 8 6 号 美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 4 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 5 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 6 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 7 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 8 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について  
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 9 議案質疑
- |                        |      |
|------------------------|------|
| 議案第 8 2 号              | 質 疑  |
| 議案第 8 3 号              | 質 疑  |
| 議案第 8 4 号              | 質 疑  |
| 議案第 8 5 号から議案第 8 6 号まで | 一括質疑 |
| 議案第 8 7 号              | 質 疑  |

議案第 88 号から議案第 89 号まで 一括質疑  
議案第 90 号から議案第 92 号まで 一括質疑

日程第 20 委員会付託

議案第 82 号から議案第 92 号まで

日程第 21 選挙第 3 号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について  
議 決

午前 10 時 00 分 開会

開議

○議長（桐原則雄君） ただいまから、平成 30 年第 5 回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、2 番山部良二君、3 番山本富二夫君を指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、11 月 28 日午前 10 時から町民交流施設の集会室において、委員全員出席のもと、また、桐原議長に出席を願い、平成 30 年第 5 回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の 11 件について執行部より大筋の説明があり、協議をいたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、本日の最終日の日程に行うとしております。

一般質問については、9 名ですので、一般質問の 1 日目は通告者の 1 番から 5 番まで、2 日目に 6 番から 9 番までの順で行うことにしました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおり、本日から 14 日までの 8 日間とし、一般質問の開議時刻を午前 10 時からといたしました。なお、最終日に契約の案件が追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会の委員長報告を終わります。議員各位の協力をよろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しまし



た会期日程（案）のとおり、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

日程第5 経済建設常任委員会所管事務調査報告について

日程第6 総務常任委員会所管事務調査報告について

日程第7 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について

○議長（桐原則雄君） 日程第4 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について、日程第5 経済建設常任委員会所管事務調査報告について、日程第6 総務常任委員会所管事務調査報告について及び日程第7 文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての4件を議題とします。

議会広報編集特別委員会委員長、経済建設常任委員会委員長、総務常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長から所管事務調査の報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

議会広報編集特別委員会委員長豊瀬和久君。

○議会広報編集特別委員会委員長（豊瀬和彦君） おはようございます。ただいまより、議会広報特別委員会所管事務報告を行います。

大津町議会広報編集特別委員会委員5名、事務局職員1名で、10月1日に長崎県時津町役場、10月2日に長崎県長与町役場において、議会の広報・公聴に関する取り組みについて研修を行いました。

時津町は、長崎市内から約10キロの距離に位置する人口約3万人の町で、広報編集特別委員会は副議長を委員長とし、2つの常任委員会より3名ずつ選出された委員で構成をされています。

当日は、新井委員長をはじめ、4名の委員と事務局に対応いただき、議会広報の取り組みについて説明をいただきました。

定例会終了後から議会だより発行までのスケジュールは約1カ月と本町より早く、年4回の発行以外に、議会報告会の内容を知らせる特別号も発行されていきました。議会報告会は、町内の4カ所で開催され、議員は4班にわかれてそれぞれの会場で報告をする、という形になっており、報告会の形式も参考になりました。

その他にも一般質問後の結果を紹介する「追跡レポート」や、町の大きな事業を委員一人一人の自由な視点で記事にした「議員レポート」など特徴的な取り組みがあり、議員の活動や考えを伝えるにはよい例であると感じ、本町にあった形で、今後取り入れていければと思います。

2日目に訪問した長与町は、時津町の東隣に位置する人口約4万人の町で、議会広報編集については、広報広聴常任委員会が担い、広報紙に留まらない様々な取り組みがなされています。

当日は、山口副議長、饗庭委員長、堤副委員長及び事務局に対応いただき、議会広報と公聴に関する取り組みについて説明をいただきました。

「ながよ町議会だより」は、平成26年度の全国町村議会広報コンクールで奨励賞を受賞した経歴があります。

議会広報誌編集要綱及び要領を定め、それらに基づき編集が行われている点、議会広報モニター制を導入している点が本町と違い、その取り組みについては参考になりました。要綱・要領については、本町でも定める必要があるのではないかと思います。

時津町・長与町いずれも議会中継・録画映像の配信が行われていましたが、長与町の議会だよりには、各議員の一般質問ページにあるQRコードから、興味を持った内容を即座に確認することができます。広報広聴常任委員会として、Facebookの管理運営、議会報告会の実施、申し込みを受けて実施する住民懇談会の窓口となるなど、多方面での活動が見られました。

情報公開の方法は、環境が整った際に、ぜひ導入したい内容であります。

今回、訪問させていただいた2町とも、時代の流れを見ながら、新しいことをどんどん取り入れていく姿勢があり、前向きな委員会でありました。

他町の取り組みを聞き、改めて町民に読んでいただける議会だよりをつくっていくことの大切さを実感し、今後も紙面と記事の刷新に取り組んでいくことを委員同士で再確認したところです。

今回、県の議会広報コンクールで大変名誉な賞をいただきましたが、この結果に満足することなく、今後もより一層町民の皆さんに親しまれる議会だよりを目指していきたいと思っています。

以上で、議会広報編集特別委員会所管事務報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 経済建設常任委員会委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員会委員長（永田和彦君） ただいまから、平成30年度大津町議会経済建設常任委員会の行政視察研修報告を行います。

平成30年10月10日から12日までの2泊3日で、千葉県南房総市の「道の駅を発信基地とした取り組み」について研修、千葉市の幕張メッセで開催されたスマート農業フェアの視察、本町の熊本中核工業団地にも立地している船橋市の株式会社テクノフレックス千葉工場を訪問し工場見学と意見交換を行いました。参加者は、経済建設常任委員会5名、町執行部職員1名、議会事務局職員1名の合7名であります。

まず、南房総市役所を訪問しました。南房総市は、人口約3万7千人で、平成18年に7つの町村が合併した市であります。

南房総市には8つの道の駅があり、その中の一つである「道の駅とみうら 枇杷倶楽部」は、20

00年「全国道の駅グランプリ 最優秀賞」を受賞しております。

視察では、まず、市役所におきまして同市の観光プロモーション課がありまして、永井主査より、ひととおりの説明を受けました。

その後、「道の駅とみうら 枇杷倶楽部」を視察し、同道の駅を管理運営している、「株式会社ちば南房総」加藤副社長と鈴木観光企画課長との意見交換を行いました。

加藤副社長は、役場勤務時代から、この「道の駅とみうら」計画立案及び開設後の運営管理にも携わり、南房総全体の魅力を高められた方であります。現在では、観光カリスマ、そして地域活性化伝道師、地域力創造アドバイザーなども務められております。

南房総市は、特別にこれといった観光名所を持たないということで、合併前の富浦町の町長が、「座して衰退を待つのではなく、果敢に打って出て、生き生きとした富浦を取り戻そう」と、多額の投資をして道の駅建設を推進され、成功に導かれております。

枇杷倶楽部の特色は、一括して観光会社と受発注を繰り返す「一括受発注システム」というもので、これは、周りの観光地から道の駅に来てもらう仕組みであります。南房総市の農園や観光スポット、食事会場を集め、メニューや料金、サービスを企画化し、枇杷倶楽部が一括して観光会社に販売するものでありまして、観光会社は枇杷倶楽部に発注し、枇杷倶楽部は観光会社から集客の配分や代金の精算、クレーム処理までを一貫して受ける仕組みであります。南房総市の状況は、我が大津町とも状況が重なるところがあると思われました。

危機感を共有することが、任に当たった人たちみんなの力を押し上げて、地域の発展につながると感じたところであります。

次に、千葉市幕張メッセで開催されました「スマート農業フェア」を視察しました。この催しは、リードエグジビションジャパン株式会社が主催するもので、これからの農業を強くするための次世代の技術や製品が一堂に集まる、日本最大の展示会であります。

これからの農業は、AIなどの電子機器の発達により、高度の自動化が進み、ひとりの農家が20～30ヘクタールの耕作ができる時代が来ると感じました。そのためにも、町は今後、田畑の基盤整備等に取り組んでいく必要があると思われました。

また、大型ハウスの利用により、水耕栽培や無菌化のハウス工場で年間を通した野菜作物の栽培が現実味を帯びてきているのを感じました。

また、展示会視察のほかに、株式会社クボタ、特別技術顧問、飯田稔氏による「クボタのスマート農業戦略について」と題した講演を聴講しました。

トラクターの自動運転技術など、技術革新は思ったより進んでおりまして、農業における働き方改革や担い手不足、販路拡大など、今後の少子高齢化社会での農業経営にはICTやAI化は不可欠なものであり、これに対応できない農業経営者は淘汰されるのではないかとも思えました。

町としても、今後の農業振興につきましては、町内にある農業法人や集落営農組織等と連携をさらに深めながら、農業の将来をよりよきものしていかなければならないと思われまます。

最後に、船橋市のテクノフレックス株式会社千葉工場を訪問し、工場見学と意見交換をさせていた

できました。

テクノフレックスでは、水道管などのインフラ整備には欠かせない継ぎ手のトップメーカーで、本町の熊本中核工業団地内にも工場を持っておられます。熊本工場に勤務しておられた川野工場長にお話を伺いました。

業務で苦労している点につきましては、熊本工場・千葉工場ともに人材確保ということでもあります。千葉工場が幾分か熊本よりもよいとのことでありました。本町としても地元の若者が地元の働き先を選んでもらえるよう、働き手と雇用側のマッチングの問題につきまして、行政での後押しを積極的に行えないかを考えていきたいと思いました。

また、工場見学中に、壁に貼られた「改善ボード」が目につきました。これは「物が乱雑に置かれていた」などの事象を写真付きで掲示したものであります。業務の効率化が直接生産性の向上につながる製造業としては、このことは重要なことで、業務の不備を「見える化」することで、標語的な注意書きよりもはるかに事務改善に効果的だと感じました。やはり整理整頓は基礎・基本であり、合理的であります。

以上で、経済建設常任委員会行政視察報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員会委員長荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会の行政調査報告について、報告を申し上げます。

10月15、16、17、2泊3日で、兵庫県の上郡町、朝来市、宍粟市の3自治体を訪れました。

最初に、上郡町になりますが、人口が約1万5千人、議会定数が10人、研修項目として、公共交通網の整備と空き家バンクを研修いたしました。

公共交通網ですが、デマンド型タクシー、路線バスの運行と利用状況であります。上郡町の人口は、大津町の半分程度で、面積のほうは1.5倍と、町中心部から放射状に集落が点在し、間に山、谷があるために、循環型のルートが取れない。こうした地形は大津町と似ているところであります。また、デマンド型タクシーはもともと路線バス1社が運行しておりましたが、周辺部集落の高齢化が進み、交通空白をカバーするため、最初に大津町と同じデマンドタクシーを6地域コース、週3日、中心部へ4便、帰りが3便運行。予約は前日までですが、11時半以降の便は、利用当日2時間前まで予約可能であります。29年度から第1便を朝の8時発から7時30分に改定して利用者が増えているようです。利用料金は300円から600円、運行タクシーは業者が2社です。経費として約175万円、収入が45万円で、補助金額が約130万円となっております。

また、コミュニティバス導入として、既存の路線バスが2路線あり、午前午後約3便運行され黒字路線であります。しかしながら、バス停が遠い、便数が少ないということで、同じ路線バス業者に委託して、ワゴン型のバスを生活道路に走らせ、停留所も細かく、利用しやすく改善する中で、利用者が増えているそうです。運行便数は、午前5便、午後4便、利用料金は100円から400円であります。経費として、こちらは約1千300万円、うち収入が140万円で、補助金が1千200万円となっております。

既存のバス路線のある区域に細かく周る小型バスを走らせることで利用人数が増えているということで、我が町でも参考になるのではなかろうかと思います。

ほかにも定住自立圏協定の近隣自治体との圏域外路線が2路線あります。

29年度から高齢者運転免許自主返納支援事業に対して、乗車券1万円分を交付、年間約30件の利用があるそうです。

空き家バンクで、人口減少で空き家が増える中、移住・定住を進めるため、空き土地、空き家の登録と紹介を近隣自治体と共同で行っているそうです。この6年間で76件の登録で43件成約となっております。実際の業務は宅建協会に依頼し、農村部で農地つきの物件が多いため、非農家は、農地取得ができないため、移住制度利用者に限り、現在、自己農地30アール以上の資格を10アール程度に引き下げよう農業委員会で検討しているということで、我が町でも参考になるかと思います。

次に、朝来市です。人口が約3万850人、面積は403平方キロです。議会定数が18人です。こちらでは、人材育成事業と新庁舎建設について研修しました。

人材育成事業として、ASAGOING人材育成プロジェクトが行われております。17年度の4町合併当時、約3万5千500人の人口が29年には約3万800人、約4千700人減少しております。朝来市は、山陽と山陰地方の中間地点にあり、鉄道、自動車道もあり交通の要衝ではありますが、合併して面積も広大になる中で人口減少が続いております。30年度の人口予測として、このまま何もしないと1万9千人になってしまう。人口減少に歯止めをかけるための取り組みを具体化していけば2万5千人を維持できるという戦略を立てております。

26年度に「地域で進める定住促進」を大きなテーマとして小学校区域を単位として地域自治協議会を立ち上げ、各地域で清掃活動やお祭り、他に空き家などを活用した移住・定住の募集活動に取り組み、地域自治協議会には事務局費280万円を定額として、均等割・人口割・面積割などで500万円から1千万円ほどの包括交付金が補助され、実際に移住・定住された、特に若い人たちを援助したり、また公報を行い、さらなる移住者呼び込もうという企画のようであります。

また、20歳から40歳までをターゲットとしている。アサゴ大学や企業支援のセミナーなど、「ASAGOING人材育成プロジェクト」に専門職員を配置し、特に若い人たちの人口増加に力を入れているということでもあります。

また、新庁舎建設であります。こちらは、延べ面積は6千279、我が町と、今度予定しております、ほぼ面積は同じぐらいかと思いますが、建設事業費が33.5億円だったそうであります。駐車場が狭いのでゲートを付けて1時間までは無料、その後は100円の有料制にしているようであります。合併特定債を利用したそうですが、5階建て、ほぼ四角形で華美な建築ではなく、非常にコンパクトにできて、結果的に建築の事業費も安く抑えられたようであります。

玄関と執務室が天津町と同じく北側で彩光が非常に柔らかくなっております。また、玄関前に長く広いひさしがつき、利用者の利便性に配慮がされているということでもあります。

次に、宍粟市であります。人口が3万8千200人、こちら面積が658平方キロメートル、議会定数は16人です。

こちらでは、地域公共交通計画であります。宍粟市は、大津町の6倍の面積に集落が点在し、高校が3校ございます。再編前の交通体系で事業者による路線バスと行政委託のコミュニティバスでありましたが、過去5年間で利用者が約4割減少し、25年度から再編計画に着手し、住んでいる地域でいつまでも暮らせる公共交通システムの構築を基本に、全面改定を行ったところであります。運行開始から1年間で、利用者数で、今度は反対に4割増加したそうです。財政負担として、総経費1億9千300万円、そのうち、収入4千800万円、不足額が1億4千500万円です。国県の補助として4千200万円、市の負担約1億1千万円、一般会計が230億円ございますから、約0.5%を負担をしているということです。

再編の特徴として、コミュニティバスを廃止して、すべて運送事業者に統一し、市内の交通空白29カ所を解消したそうです。市の中心部からやはり放射状に集落があるので、大きな幹線を定期の大型バスに、また、枝分かれした集落から乗り継ぎができるようにワゴン型のバスを24路線走らせている。運賃の定額化で最大1千360円だった地域も含め、すべて200円に統一し、高校生も含めて市内フリー乗車券、1カ月5千円で乗り放題という制度もあるそうです。年間利用者目標20万人を初年度に達成したそうです。課題として、大型バス2人以上、小型バス1便1.5人以上、大型バスは2.3～4.5人と目標を上回っておりますが、小型バスは1人未満が16路線あるということです。地域をあげて利用者を増やす努力をしているところもありますが、利用者が少ないと便数も減らさざるを得ないと。自家用車に比べるとバスは不便であります。住んでいる地域でいつまでも暮らせるようにするために、バスを積極的に使う文化、そういう意識づくりが必要であると強調がなされました。

大津町でも乗合タクシーが定着してまいりましたが、既存のバス路線は赤字路線であります。便数の増便や停留所の工夫など利用者を増やすことができないか。総合的に検討を進めたらと考えるところであります。

以上、研修の報告といたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員会委員長佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） ただいまから、平成30年度大津町議会文教厚生常任委員会行政調査研修について報告を行います。

当委員会は、先の11月14日から16日にかけて埼玉県和光市と和光市社会福祉協議会、埼玉県障害者交流センター及び埼玉県戸田市を訪問し、研修を行いました。

はじめは和光市です。11月14日、13時30分より、和光市役所において、研修テーマは「地域包括ケアシステムについて」です。

和光市の地域包括ケアシステムは全国的にも先進的と言われている取り組みで、そのため、研修を希望する自治体が多く、当日も大津町を含め5つの自治体議会の合同での研修となりました。

まず、和光市議会村田副議長のあいさつがあり、続いて、保健福祉部地域包括ケア課の阿部課長より説明がありました。

和光市の地域包括ケアの取り組みがなぜそれほど優れているかということですが、これは保健福祉

部の前任の部長である「東内前部長」の抜きんでた力にあるとのことでした。この部長は、その後、厚労省に課長職で上がりし、今回の第6期介護保険事業計画策定の方針をつくり、和光市の方式を全国展開するというミッションを果たされたとのことでした。

説明は、地域包括ケアシステムやその計画、ネウボラと名付けられている子ども子育て支援の取り組みや健康づくり条例と様々でしたが、ここでは中心的な包括ケアシステムについて報告します。

説明の中心にあったのは介護保険について、保険者、つまり市町村ですが、この保険者がいかに保険者機能、保険者としての役割を発揮するかということを考えなければならないのだということでした。ポイントを何点か申し上げます。まず、システムの構築にあたっては、複数にわたる部門の連携の仕組みを、計画の中に位置づけることでぼんやりした連携ではなく、目的を共有する連携の会議体をつくったということが一つ。それから、これ以外だったんですけども、要介護認定において要介護度が低い率が県平均より低いということです。これは重度化をぎりぎりまで抑える、在宅介護の限界点を高めているということで、市民が市の施策に呼応した結果と言えます。これは非常に重要な点だと考えられます。それから、第7期の介護計画の策定においては、ニーズ調査を重視し、校区ごとの調査を3年間にわけて段階的に行っており、アンケートの回答がなければ訪問調査まで行っているとのことでした。これにより、地域ごとの課題がわかり、よりきめ細かな、逆の言い方をすれば無駄のない介護サービスの計画ができるとのことでした。まとめとしましては、最初に申し上げました、「保険者機能の発揮」の本質がケア会議の充実にあるかもしれないということでした。

翌日は、9時半から和光市社会福祉協議会を訪問しました。ここでは地域社協と小地域福祉活動についての研修が目的です。

社協の施設は市の福祉センターということで、地下を通る高速道路の上に建設されており、そのため、細長い大きな建物でした。施設のほとんどは社協が指定管理を受けていますが、部分的には市の出先と他の社会福祉法人が指定管理する部分もありました。施設の中には、就労継続支援の施設、障害者の生活介護施設、高齢者福祉センター、生活困窮者支援施設やボランティアセンターなど、それぞれが事業を行っています。

社協の運営は、民間団体としての意識が非常に強く、行政の下請けというよりも独立性の高い運営を目指しているようでした。行政が公助・共助を担い、社協は自助・互助を担うというすみわけが確立しています。

地域社協ですが、地域包括ケアシステムの中に位置づけられて、地域の社会資源を活かした運営を行うことになっております。

また、小地域福祉活動については、活動の主体が行政区にこだわらず、30の団体が「手あげ方式」で活動しているとのこと、子育てサークルから高齢者まで、公園清掃やヨガ、防災などからカラオケや麻雀、子どもカフェまで幅広い内容になっているとのことでした。

午後は、埼玉県障害者交流センターを訪問しました。

これは県の施設で、障害者の文化活動、スポーツ活動の拠点ということで、熊本には同様の施設はありません。町の第6期振興総合計画では、「スポーツを通じた共生社会の実現」という項目があり、

障害者スポーツの取り組みが期待されておりましたが、しかし、競技としてのパラスポーツの報道等に接することはあるものの、その裾野にあたるスポーツのあり方のイメージがわからないという面もありましたことから見学に至ったところです。

施設の利用者は、年間延べ22万人とのことで、障害者のスポーツの機会を拡大することが目的とのことでした。施設には障がい者のための様々な配慮がなされていましたが、建設が平成2年とのことで、建設時のユニバーサルデザイン度は決して高くないのですが、その後に利用者の実態に合わせた手直しや職員の工夫で改善がなされていました。

11月16日、最終日は埼玉県戸田市です。

午前9時半から市役所3階の教育委員室で「プログラミング教育について」が研修のテーマでした。プログラミング教育は、平成32年度からの新学習指導要領で、小学校の英語の教科化などと同時に導入されるものですが、戸田市はモデル事業として既に先行実施しています。しかし、32年度からの導入は決まっているものの、多くの自治体では準備が遅れているか、あるいは何を準備すればいいかわからないというような状態ですので、今回の研修のテーマとしたところです。

説明されたのは戸田市の教育長ですが、教育長は平成27年度から産官学民の連携をベースとした教育改革に取り組んでおられるとのことで、「戸田市 PEER カリキュラム」を推進しています。PEERというのは、プログラミング、イングリッシュ、エコノミーエデュケーション、リーディングスキルの頭文字であり、また、「仲間」や「見つめる」などの意味もあるという単語の、このダブルミーニングになっているとのことです。このカリキュラムにより、21世紀型・汎用的・非認知の3つのスキルを育成する小中一貫のカリキュラムをつくっているとのことです。

プログラミング教育については、モデル事業でもあり、文科省・総務省・経産省が連携して設立している「未来の学びコンソーシアム」のメンバーとなり、その支援を受けながら進めているとのことでした。研修のポイントは、このプログラミング教育をどう学校現場に落とし込んでいくかということですが、戸田市では、教育委員会が主導して、小中一貫のカリキュラムをつくり、産官学民の連携により教材を整備しているとのことです。小学校の1年生から3年生まではパソコンやロボット等の機材を使用しない方式で、小学校4年生からはスクラッチという学習用プログラミング言語を使うようになっています。また、初年度は年3時間程度からはじめ、3年後には10時間程度の時数をあてることになっているとのことでした。教材はメニューを教育委員会が示し、学校が選択するという方式で、民間との連携もあるため、無償で提供される教材も多いとのことでした。

以上、概要ではありますが、このほかにも多くの知見を得た研修であったことを含めました、文教厚生常任委員会の行政調査の報告といたします。以上です。

○議長（桐原則雄君） これで、議会広報編集特別委員会委員長、経済建設常任委員会委員長、総務常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

日程第8 議案第82号から日程第18 議案第92号まで一括上程・提案理由の説明



○議 長（桐原則雄君） 日程第 8 議案第 8 2 号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 8 議案第 9 2 号、平成 3 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算についてまでの 1 1 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第 8 2 号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、育児休業をしている職員と病気等により休職をしている職員を定数外の職員として規定することで、現在の職員定数の範囲内で組織・機構を維持するために、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 8 3 号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてでございますが、付属設備等の廃止及び使用料の規定方法の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 8 2 号及び議案第 8 3 号の 2 案件につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 8 4 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございますが、加入団体の名称変更に伴い、規約の一部を変更するもので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 8 5 号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について及び議案第 8 6 号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてでございますが、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 8 7 号、平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）についてでございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2 千 8 5 5 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 5 7 億 3 千 6 5 9 万 4 千円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金 1 万 3 千円、使用料及び手数料 1 4 万円、国庫支出金 3 千 5 4 1 万 2 千円、県支出金 3 千 3 6 4 万 3 千円、財産収入 1 千円、寄附金 1 千 5 3 4 万 7 千円、繰入金 1 億 3 千万円、諸収入 8 0 万 1 千円、町債 1 千 3 2 0 万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、議会費 3 万 4 千円、総務費 2 千 3 5 2 万 2 千円、民生費 1 億 1 6 5 万 5 千円、農林水産業費 4 千 8 9 4 万 1 千円、消防費 2 8 7 万円、教育費 3 千 1 6 6 万 3 千円、災害復旧費 1 千 3 2 8 万 2 千円をそれぞれ増額し、衛生費 2 6 4 万 3 千円、商工費 3 万 5 千円、土木費 5 2 5 万 8 千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第 8 8 号、平成 3 0 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 1 億 8 千 5 3 6 万 5 千円とするものです。

歳入で、県支出金 2 7 万円を増額、歳出で、総務費 2 7 万円を増額するものです。

次に、議案第89号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億4千490万1千円とするものです。

歳入で、諸収入843万5千円を増額し、繰入金703万6千円を減額するものです。また、歳出で、事業費112万9千円を増額するものです。

次に、議案第90号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億9千372万1千円とするものです。

歳入で、繰入金16万7千円を増額し、歳出で総務費17万3千円、保険給付費52万1千円、地域支援事業費29万9千円をそれぞれ増額し、予備費82万6千円を減額するものです。

次に、議案第91号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を1億4千316万8千円とするものです。

歳入では、諸収入321万円を増額し、繰入金321万円を減額するものです。

次に、議案第92号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ132万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1千913万5千円とするものです。

歳入で、繰入金132万5千円を増額し、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金132万5千円を増額するものです。

議案第87号から議案第92号までの6議案につきましては、平成30年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時06分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） こんにちは。それでは、議案第82号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案集の1ページ、説明資料集の1ページからご覧ください。

職員の定数につきましては、条例で任用可能な職員数の上限を規定いたしておりますけれども、今回、新たに育児休業をしている職員と病気等により休職をしている職員を定数外の職員として規定す

ることで、現在の職員定数の範囲内で組織・機構及び現在提供している行政サービスを維持するために条例の改正をお願いするものであります。

説明資料1ページをご覧ください。

こちらに現状と課題を2点記載をいたしております。まず1点目は、近年の行政需要の大幅な伸びに伴うマンパワーの確保でございます。過去に定員管理計画を策定し、職員数については民間委託の推進や事務事業の見直しを行うことで管理をし、最小限の経費で最大の効果を発揮できるよう職員の削減の取り組みを行ってまいりましたが、熊本地震に伴う復旧復興業務への対応をはじめ、近年の急激な人口の伸びや権限移譲による行政需要の増加などがあり、きめ細かな住民サービスを継続して提供するためには、一定のマンパワーの確保が求められている状況がございます。

2点目は、育児休業職員の増加でございます。育児休業制度の浸透に伴いまして、育児休業取得者は増加傾向にございまして、若手職員数が増加傾向にあることから、今後も増加していくと想定をしております。病気休職等についても一定数で推移をしており、育児休業と病気休職等職員の増加により、職員定数を実働人員との差が拡大し、個々の職員の業務量が課題となることで、職員の健康面への配慮や住民サービスに影響が及ばないよう、欠員補充などの要員確保が求められておるところでございます。

以上のようなことから、育児休業をしている職員と病気等により休職をしている職員を職員定数から除外することで、実働人員による職員定数運用を行うことで、代替職員確保が容易となり、現在の職員定数の範囲内で組織・機構等を維持することが可能になることから、条例改正をお願いするものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第84号、熊本市町村総合事務組合格約の一部変更について説明申し上げます。議案集は5ページ、説明資料集は6ページからご覧ください。

今回の規約変更は、熊本市町村総合事務組合に加入する団体である地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合の名称変更でございます。地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合格約が一部変更となり、平成30年10月1日から施行され、組合の名称が熊本県北病院機構設立組合に変更になったことに伴い、熊本市町村総合事務組合格約の中で使用される名称を変更するものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、今回の規約の一部変更は、県内の加入団体の同文議決が求められております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第87号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、利用者増に伴う障害者福祉サービス費及び自立支援医療（更正医療）給付費の増額や過年度事業の確定に伴う後期高齢者医療広域連合への負担金の増額、小中学校における雨漏り修繕工事等に伴う増額が主なものでございます。また、熊本地震関係では、熊本地震復興基

金基本事業の小規模水路農道早期復旧事業及び地域生涯学習施設復旧事業、室地区の農業用水路改修事業を計上しております。

補正予算書の1ページをお願いします。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2千855万7千円を追加し、予算の総額を157億3千659万4千円とするものです。

第2条で、継続費の設定を第2表継続費のとおりとしております。

第3条で、繰越明許費の追加を第3表繰越明許費のとおりとしております。

また、第4条で、債務負担行為の追加を第4表債務負担行為補正のとおりとしております。

第5条で、地方債の追加及び変更を第5表地方債補正のとおりとしております。

それでは、8ページをお願いいたします。第2表継続費についてでございますが、新庁舎建設事業に係る継続費の設定でございます。総額を42億4千700万円とし、年割額につきましては、平成30年度はゼロ、31年度が16億840万円、平成32年度を26億3千860万円としています。平成30年度中の契約を予定しているため、今回、継続費を設定するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第3表繰越明許費補正ですが、これは（仮称）瀬田地区避難所建設事業分の追加でございます。

10ページをお願いします。第4表債務負担行為の補正は、町有林等保育事業の長期作業委託に伴う債務負担行為の追加でございます。

11ページをお願いします。第5表地方債の補正ですが、追加分として、平成30年7月発生の農業施設災害復旧事業に係る地方債変更分としまして、熊本地震復興基金基本事業の地域生涯学習施設復旧事業に係る地方債の増額補正でございます。

それでは、歳出から主なものを説明申し上げます。

21ページからお願いいたします。款2、項1、目5財産管理費、22ページに移りまして、節18備品購入費は、平成24年度に導入しました電気自動車につきまして、平成30年12月2日をもってすべてのリース期間が満了することに伴い、公用車不足を解消するため購入するものでございます。

続いて、目6企画費、節13委託料は、ふるさと寄附金の増を見込んだ返礼品分の増額補正でございます。目11地域づくり推進費、節19補助金は、地域づくり活動支援事業補助金の増額補正でございます。

24ページをお願いします。項4、目6県議会議員菊池郡選挙区一般選挙費は、平成31年4月執行予定の県議会議員選挙に係る準備費用として役務費、備品購入費等を計上するものでございます。

26ページをお願いいたします。款3、項1、目2障害者福祉費、節20扶助費は、利用者増に伴う障害福祉サービス事業や自立支援医療給付費等の増額補正でございます。目3後期高齢者医療費、節19負担金は、平成29年度の後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う追加分の負担金でございます。

27ページをお願いします。款3、項2、目1児童福祉総務費、節13委託料は、入所児童数の増

加に伴う障害児保育事業委託費の増額補正でございます。

28ページに入りまして、節23償還金利子及び割引料は、過年度事業の確定に伴う保育給付費負担金、子ども・子育て支援交付金の返還金でございます。

30ページをお願いします。款6、項1、目9農業集落排水費、節28繰出金は、農業集落排水特別会計の補正に伴う減額補正でございます。目11熊本地震関係費、節15工事請負費は、熊本地震により損傷した仮設庁舎北側の暗渠水路の改修工事でございます。

31ページをお願いします。節19補助金は、熊本地震復興基金基本事業の小規模農業用水路、農道早期復旧支援事業で、施工箇所が追加された分の増額補正でございます。事業費の3分の2、1カ所当たり26万6千円を復興基金、残り3分の1の7割をあわせて大菊土地改良区へ補助するものであります。

32ページをお願いします。款8、項2、目2道路維持費、節19負担金は、菊陽町が実施します下戸橋の橋梁点検に係る負担金でございます。大津町と菊陽町両町にかかる橋梁のため、協定に基づき負担するものでございます。

33ページをお願いします。款8、項3、目3公共下水道費、節28繰出金は、公共下水道特別会計の補正に伴う減額補正でございます。

34ページをお願いします。款9、項1、目4水防費、節3職員手当等は、台風等の災害対応で要した管理職特別勤務手当、時間外勤務手当でございます。

続きまして、35ページをお願いします。小学校費です。款10、項2、目1学校管理費、節15工事請負費は、町内小学校の雨漏り箇所について詳細な調査を行った結果、早急な対応を要する部分の工事費が主なものでございます。節18備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、児童用椅子などの備品を購入するものでございます。目2教育振興費、節20扶助費の要保護及び準要保護援助費については、来年度、新入学生分の追加の補正となっております。

36ページをお願いします。中学校費になります。款10、項3、目1学校管理費、節15工事請負費は、小学校と同様に、中学校の雨漏り箇所について詳細な調査を行った結果、早急な対応を要する分の工事費が主なものでございます。節18備品購入費は、来年度のクラス増に対応するため、生徒用椅子などの備品を購入するものです。目2教育振興費、節20扶助費の要保護・準要保護援助費については、来年度新入学生分の追加の補正となっております。

続いて、款10、項4、目1幼稚園費、37ページに移りまして、節19補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金の増額は、熊本県の多子世帯子育て支援事業の補助拡充に伴うものでございます。

次に、款10、項5、目4文化振興費、38ページに入りまして、節19補助金は、江藤家住宅復旧事業（第一工区）の精算に伴う補助金でございます。

39ページをお願いします。目9熊本地震関係費は、地震で被災した自治公民館等の債権に係る補助金の増額補正であります。熊本地震復興基金交付金事業となっております。

40ページをお願いします。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費、節15工事請負費は、平成30年7月に発生しました豪雨災害により被災した農業用施設4カ所分の災害復旧工事ございま

す。

款 1 3 予備費で財源の調整をいたしております。

次に、歳入の主なものをご説明申し上げます。

1 5 ページにお戻りください。款 1 4、項 1、目 1 民生費国庫負担金は、歳出でご説明しました、障害福祉サービス事業及び自立支援医療給付事業に係る国庫負担分でございます。

1 6 ページをお願いします。款 1 5、項 1、目 2 民生費県負担金、節 4 障害者福祉費負担金は、同じく、障害福祉サービス事業及び自立支援医療、給付事業に係る県負担分でございます。

1 7 ページをお願いします。款 1 5、項 2、目 1 総務費県補助金は、熊本地震復興基金基本事業に係る交付金でございます。

続いて、目 8 災害復旧費県補助金、節 1 農業用施設災害復旧費補助金は、7月の豪雨災害による補助災害復旧事業に係る補助金でございます。

続いて、項 3、目 1 総務費委託金は、県議会議員菊池郡選挙区一般選挙に係る県委託金でございます。

1 8 ページをお願いします。款 1 7、項 1、目 1 一般寄附金は、ふるさと寄附金の今後の見込み分を計上いたしております。

1 9 ページをお願いします。款 1 8、項 2、目 4 財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

2 0 ページをお願いします。款 2 1 町債につきましては、第 5 表地方債補正で説明したとおりでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） こんにちは。それでは、議案第 8 3 号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は 3 ページから 4 ページ、説明資料集は 3 ページから 5 ページとなります。

大津町町民集会所は、通称大津町文化ホールと呼んでおりますが、文化ホールの附属設備備品の廃止及び使用料の規定方法の見直しに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

文化ホールで貸し出しをいたします附属設備備品につきましては、条例の別表第 2 でその品名や使用料を規定しております。第 1 条は、附属設備備品の廃止に伴う別表第 2 の改正です。今回、条例から削除するフットライトやグラスマット、その他の備品につきましては、昭和 5 8 年の建設当時からあった備品でございますが、経年劣化により使用できなくなったため、廃棄処分をするもので、新たに整備する予定もないため、今回、附属設備備品から削除するものでございます。

第 2 条は、使用料の規定方法の見直しに伴う改正でございます。別表第 2 の舞台器具等の附属設備等につきましては、機器の更新や廃棄が頻繁に行われるため、附属設備使用料の規定を大津町生涯学習センター管理規則で定めるように改正をするものでございます。

なお、条例改正後は、附属設備の利用パターンの多いものをパッケージ化するなど、新年度から利

用者にわかりやすい料金体系となるように見直しを行いたいと考えております。

続きまして、議案第85号、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理の指定について説明いたします。

議案集は7ページから8ページ、説明資料集は8ページから10ページをお願いいたします。

大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理を指定するものでございます。

説明資料8ページをお願いいたします。1、対象施設は、大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室、護川小学校校区学童保育施設の3施設でございます。2、目的で、学童保育施設は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るために設置した施設でございます。この設置目的をより効率的かつ効果的に達成するため、学童保育に実績があり、地域等の活力を積極的に活用できる法人に指定管理者として指定することで、事業効果の向上を図るものでございます。3、平成31年度以降の指定の期間等の(1)の指定の期間は、平成31年4月1日から5年間です。(2)指定管理料は、国の放課後児童健全育成事業の基準額を基に、事業年度前に協議のうえ、額を決定し、会計年度を基準として予算の範囲内で支出予定でございます。なお、障がい児の受け入れが見込まれた場合には、別途の基準により支出予定でございます。4、指定管理候補者の選定の経過の(1)指定管理候補者の選定は、公募で実施し、事業計画書の提出、書類及びプレゼンテーションの審査、申請者の基本理念、経営及び資産状況、事業計画の提案内容、管理運営方針などを採点し、これまでの実績なども含めて総合的に評価したものでございます。(2)の指定管理者選定委員会の設置は、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例の規定に基づき設置された「大津町指定管理者選定委員会」により候補者の選定を行い、選定結果は町長に報告しております。委員会は、外部有識者4名を含む7名の組織でございます。

9ページをお願いいたします。①の開催日時は、平成30年11月26日、月曜日、9時から11時。②の申請者は、3施設におきましては、現在の指定管理者であります、特定非営利活動法人NPO子どもサポート・みんなのおうちの1者のみでございました。③の会議内容は、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答、④の審査基準は、審査基準に基づき各審査員において審査、⑤の審査内容は、審査基準5項目、審査項目10項目、評価基準23項目、⑥の審査結果は、特定非営利活動法人NPO子どもサポート・みんなのおうちの平均点は総合得点100点満点の75点となりました。5、指定管理者候補者につきましては、審査の結果を踏まえて、3施設の指定管理候補者として申請者の特定非営利活動法人NPO子どもサポート・みんなのおうち、理事長江口竜一様となりました。

10ページをお願いいたします。3施設の申請者である特定非営利活動法人NPO子どもサポート・みんなのおうちの指定管理者選定委員会における審査結果でございます。5つの審査基準ごとの配点、平均点、合計点につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、議案第86号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について説明いたします。

議案集は9ページから10ページ、説明資料集は11ページから13ページになります。

議案第85号と同様に、大津町学童保育施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるために指定管理者を指定するものでございます。

説明資料11ページをお願いいたします。1、対象施設は、美咲野小学校校区学童保育施設です。なお、2の目的から4の指定管理候補者の選定の経過の中で、議案第85条と同じ内容につきましては説明を省略し、異なる部分の主な内容について説明をさせていただきます。4、指定管理候補者の選定の経過の(2)指定管理者選定委員会の設置についての②の申請者は、現在の指定管理者である社会福祉法人白川園の1者でございました。

12ページをお願いいたします。⑥の審査結果は、社会福祉法人白川園の平均点は、総合得点100点満点で74.317点となりました。5、指定管理候補者につきましては、審査結果を踏まえて、指定管理候補者として申請者、社会福祉法人白川園、理事長吉良朋広様となりました。

説明資料13ページをお願いいたします。美咲野小学校校区学童保育施設の申請者である社会福祉法人白川園の指定管理者選定委員会における審査結果です。5つの審査基準ごとの配点、平均点と合計点については、記載のとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(桐原則雄君) 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長(藤本聖二君) こんにちは。それでは、議案第88号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正の内容につきましては、国民健康保険事業報告システムの改修委託に伴うものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8千536万5千円としたものです。

歳出からご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。補正予算の概要は9ページになります。款の1総務費、項の1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料につきましては、国民健康保険の県単位化に伴います申請様式の改修や、あるいは元号改正のためのシステム改修に係る27万円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。款の4県支出金、項の1県補助金、目の1保険給費等交付金、節の2特別交付金は、先ほど歳入でご説明申し上げました、国保の事業報告システム改修に伴うものでございます。

続きまして、議案第90号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、歳入では、職員共済組合の負担金の増額に伴います一般会



計繰入金の増額、歳出では、保険給付費の増額に伴います補正及び地域支援事業費等の増額補正をしたものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9千372万1千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。補正予算の概要は10ページになります。款の6繰入金、項の1一般会計繰入金、目の4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金につきましては、地域包括支援センター職員の共済負担金の増額分を一般会計より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の3職員手当、時間外勤務手当につきましては、介護保険事業所等の指導監督業務の強化をするため、事業所対象の学習会の開催、あるいは指導監督業務の広域連携へ向けた取り組みのための補正をお願いをするものでございます。

款の2保険給付費、項の2その他諸費、目の1その他諸費、節の12役務費、審査支払手数料につきましては、国保連合会に依頼しております、介護給付費の審査及び支払いの実績に伴います補正になります。

款の3地域支援事業費、項の2一般介護予防事業費、目の1一般介護予防事業費、節の13委託料につきましては、まごころ生活支援事業を委託をしておりますけど、それにつきましては高齢者の生活支援事業の利用実績に伴います補正でございます。

10ページをお願いいたします。款の3地域支援事業費、項の3包括的支援事業費・任意事業費、目の1包括的支援事業費の節の3職員手当でございますが、現在、通いの場をやっておりますけども、その事業の普及拡大に伴います説明会の実施などに伴う補正をあげているものでございます。同じく、節の4共済費につきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました、共済負担金によるものでございます。

款の6予備費で財源調整をしております。

続きまして、議案第92号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1千913万5千円としたものでございます。

歳出からご説明いたします。

8ページをお願いいたします。補正予算の概要は11ページになります。款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金の負担

金交付、交付金につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。款の4繰入金、項の1一般会計繰入金、目の2保険基盤安定繰入金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） こんにちは。議案第89号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は9ページになります。

今回の補正の主なものは、消費税還付金と人事異動に伴う人件費の補正となります。

予算書をお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出に112万9千円をそれぞれ追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千490万1千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。

7ページをお開きください。款の6、項の3、目の1雑入を消費税及び地方消費税の還付により843万5千円増額し、それに伴い、款の4、項の1、目の1一般会計繰入金を減額するものです。

続きまして、歳出をご説明いたします。

予算書の8ページをお開きください。人事異動に伴い、款の1、項の1、目1総務管理費のうち、節2給料、節3職員手当等の増額と標準報酬額の改定により、共済費の減額でございます。

款の2、項の1、目の2事業費、節3職員手当等時間外勤務手当を増額しております。

款の2、項の1、目1元金につきましては、財源を組み替えたものです。

以上でございます。

続きまして、議案第91号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きください。補正予算の概要につきましては10ページになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千316万8千円とするものです。

歳入をご説明いたします。

7ページをお開きください。款の5、項の3、目1雑入を消費税及び地方消費税の還付に伴い、321万円増額し、それに伴い、款の3、項の1、目1一般会計繰入金を減額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページをお開きください。款の2、項の1、目1元金につきましては、財源を組み替えたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

#### 日程第 19 議案質疑

○議 長（桐原則雄君） 日程第 19 議案質疑を行います。

まず、議案第 82 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 83 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 84 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 85 号から議案第 86 号までの 2 件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13 番（永田和彦君） 議案第 85 号及び 86 号の指定管理者の指定について質疑いたします。

今回の議案をしてみますれば、やはりこの指定期間というのが 5 年間という非常に長きを期間がありますので、入口の部分、ここで選定委員会というのは、あくまでも入口の部分で、5 年間が安定して運営されているかというような、そういった管理の仕方というのが実は必要になってくると思われれます。そういったきちんとした最初の約束事にしたがってしましたかというのを自己採点ではなくて、第三者がやはりそこはチェックしなければならないと考えるわけであります。指定管理で様々な失敗事例がたくさん出ておりますけれども、それは入口の部分で終わってるからだと思えます。私もいろんな事例を今まで見てきましたけれども、もう最初の入口の部分を通じたならそれからもう投げやりなんです。5 年間そのまま何も見ないと。そしたら、いろんな事例で箱物の指定とか、いろんなものをした場合、もう遅くなってしまうんです。5 年間過ぎたときにはもう使えないような施設になったりとかします。これが今度の場合は、まさしく児童の問題ですから、きちんとした管理体制というものを敷かなければならないということであります。ですから、そういった形の体制整備というものがきちんとできているのか。質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えいたします。

確かに、今回 5 年間ということですね、指定管理のほうを指定する予定にしております。確かに、この選定委員会の中では、確かに入口の部分ということで、これからの 5 年間でこういった形でまた管理する側として評価なり、そういったところやっていくかということだと思えます。今後の部分

なんですけども、指定管理者、施設への定期的なモニタリング、これ利用される方あたりも含めてですね、そういったモニタリング、それと現地調査、それあたりも含めたところで施設の指導改善ですね、そういったところについては、図っていきいたいということで考えています。

あと施設のほうもですね、独自でアンケート調査、実際利用されている方のアンケート調査あたりもされていますので、そういったあたりの中でいろんな保護者からのご意見あたりもいただいているところですので、そういったところと、今回予定しておりますそういったモニタリングあたりも含めてですね、改善指導のほうを図っていきいたいということで考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今回の結果を見てもすれば、84号、85号別々の管理者があげられておりますが、要はですね、こういった社会福祉法人やそういったですね、NPOあたりにその業務を指定管理委託する場合に、非常に重要になってくる部分が、そのNPOなり、社会福祉法人の財務状況であります。きちんとした運営がなされているかというのは、やはりその財務状況がきちんとなっていればそういった管理自体が行えなくなるということです。世の中には様々な事例がありまして、財務状況がやはりよくないから本来のサービスを提供する部分というものを削っていったりとか、そういったものがそのただいま部長が申されたチェックの部分でわかればいいんですが、やはりそういった財務会計の書類のチェックも必要になってくるかと思えます。多くの民間企業で失敗する事例というのは、やっぱりその財務状況あたりがですね、きちんと管理されてなくて、例えば、今回、今、世間を揺るがしております日産の問題とか、いろんなものが公表と内部が違ったりするんですね。ですから、そういった、先ほどの私のその委員長報告の中に、危機感というものを私は言葉を入れておりますけれども、そういったもしかしてというものを持つとかなければ、こういった委託、指定管理というものは危険なんです。ですから、そういったことを考えながらですね、そういった監視の仕方ですね、管理を委託するならば、そういったものを組み立てなければならぬと思います。特に財務状況は非常に重要です。会社ですから、そういった集まりの組織というものは、財務状況が悪くなれば人件費に跳ね返ってきたりとか、いろんなサービスの低下を招く恐れがあると考えられますので、この点についての考え方、そういったものがおありならばお答え願いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えいたします。

指定管理団体の財務状況のチェックということのご質問かと思えます。今回の申請にあたりましてはですね、そういった財務状況につきましては提出いただいて、審査委員会の中でもですね、評価をしていただいたところでございますけども、この間、5年間の中でですね、そういった財務状況あたりのチェックも必要かなというところがございます。当然、そういったところもですね、見ながら指定管理していく部分は必要だと考えております。先ほど言いました、指定管理者の中でそういったところもチェックしていくのか。あるいは、また行政の中で、現状の中でですね、そういったところ指

導していくのかという部分については、ちょっと今後しっかりちょっと検討させていただいて、運営がスムーズにいきますようにですね、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 説明資料の指定管理者、選定委員会の審査結果についてお尋ねをいたします。

NPOのみんなのうちさんも総平均得点は75点、かたや社会福祉法人の白川園さん74.3点ということで、ただいま質疑の中でございましたけど、財務状況等健全性等が問われるかと思えますけど、一つはですね、この両方とも前回、指定管理を受けて実績があるところですよ。ですから、前回の得点が何点であったかというの、本来は継続してくるわけですから、示すべきではなかったろうかということが一つ。

この結果のですね、下から2枠目ですね、条例第4条第3号事業計画書に沿った管理を安定して行うための必要な人員及び財政的基礎を有しているかということで、この枠の項目内容をみますと、いずれも大切なことですね。緊急時の体制とか、職員の指導育成とか、財務状況、それからこれまで運営した実績ですね、ちょっと疑問に思うのはですね、25点満点でNPOさんが18.4点、社会福祉法人のほうでも18.8点と。この2つの指定管理受ける団体見る限りですね、満点が25点であれば、20点以上あって当然ではなかろうかと思うわけですが、なぜ25点満点で18点なんだと、特に白川園さんあたりは財務状況なんかはまったく問題ないはずですよ。100点満点でもいいんではないかと思われるんですが、なぜか両方とも18点、この理由について、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 質疑にお答えしたいと思います。

今回、次年度からですね、指定管理のほうを予定しております団体の審査結果のほうをですね、添付させていただいてます。この中に、審査基準、審査項目、内容等、あと配点等もですね、記載しておるところでございます。前回との比較ということでございますけども、審査基準についてはですね、基本的には条例に則った部分でございます。あと、審査項目、審査内容についてはですね、その中で配点も含めたところで、若干ちょっと修正あたりもしていますので、単純にちょっと比較ができないかなというところもございまして、今回は添付をしております。

それから、点数ですけども、25点に対して18点台ですかね、これがちょっと低すぎるということで、ちょっとこちらにつきましては、内容についてはそれぞれの審査の委員さん方が付けられたところで、それがちょっと何でちょっとこの点になったかというのはちょっと申し訳ないんですけど、私のほうからはちょっとその理由というのがですね、ちょっとお答えできないというところがございます。申し訳ございません。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） すみません、指定管理者の選定委員会の事務局は総務部のほうでしてます

ので、まず、指定管理者の選定委員さんの中には、中小企業診断士とかですね、税理士さんあたりの、いわゆる財政関係に長けた方が入っておられて、その中でいろんな運営状況等についてもですね、しっかりと質問をなされながら、それについて答えていただいております。一応、得点の評価の基準をですね、分類を満点になるためには、特に優れているというのが、個別の配点があつてですね、いわゆるこの事業計画に沿った財政的基礎があるか、財政管理については、全部で4項目ございまして、特に優れているのが満点、それから、優れているが、それから2点ぐらいマイナスになります。そすと、普通の場合は、さらに特に優れているから3点ぐらいマイナスになりますので、見られたときに、まあ普通の経営はされているなど、ある程度普通の経営はされてて、安定はしているなどという場合に普通ということにとられますので、その審査委員さんの判断でですね、特に優れているまでは至らないだろうと思われた場合にはそういった配点になりますので、そういった面でいきますと、そのような点数になるというようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 確かにそのような、何ていうかな、主観が入るところがあるのかもしれませんが、この審査項目の内容からして、そういう余地はあんまりないんじゃないかな。苦情に対する体制が確保されているか。これ確保されていれば100点ですよ。これは90点とか、80点とか、確保、これちょっと足らん分があればぐっと下がるだろうと。足らんというのは、これは困ったものですね。優れているどころか、問題があるということだと言わなければならぬと思いますね。職員の指導、研修体制、これも当然やってなくちゃいかんわけですよ。それから、財務状況は、これも本当です。先ほども質問がありましたけど、恐らく最低限の財務状況がないと困るわけですね。しかもこれはNPOも社会福祉法人も同じ、ほとんど同じ点数ですね。ですから、さらには、その良好に運営した実績はあるか。2つとも実績は十分あるはずだから、いや、私はもっと点数が高くて当然なんではないかと。何でこんなに下がるんだというのは、何らかの問題があるから下がった。これを見る限りは100点でもいいと思うんですよ。100点満点、この項目、両方とも皆さんご存じの団体ですから、なぜそれが下がった、25点に対して18点なのかというのは、やっぱりちゃんと説明せんと、これほど大事な点が曖昧にされたままでは、この受けられる団体にとっても不名誉なことだし、これからもしどっかで変わるとなった場合、ちょっと比較のしようがなくなってくると。委員会等でそれもうちょっと詳しく説明できるのかどうか。ちょっともう一度お尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ご説明申し上げたいと思います。

まず、配点の全体的な基準ですけれども、すべてが特に優れているとなった場合が100点でございます。すべてが優れているとなった場合が74点です。それから、普通であるというのが60点でございます。今、ご指摘の財政関係の面につきましては、またその中で細かな点数がございまして、特に優れているとなった場合には25点、満点ですね。すべてが優れているとなった場合で、これが18点でございます。ですので、今回、18点を超えていけば、すべての項目で優れているという評

価ということになります。これが普通でしたら、すべての項目が普通でしたら15点という点数になりますので、今回の点数につきましては18点を超えていますので、すべての面についてですね、優れているというようなご判断をいただいたところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 優れているが18点ですかね。じゃあ18点と25点の間はじゃあ無いという事かな。

○総務部長（本郷邦之君） もちろんあります。

○15番（荒木俊彦君） あることはあるの、18点と25点の間の配点というか。

○総務部長（本郷邦之君） 一部に特に優れているがあれば。

○15番（荒木俊彦君） ああなるほど。私が見る限りでは、何て言うかな、問題がなければ満点で当然だと思うんですすよね。そこはちょっと委員会のほうで詳しく質していただきたいということで終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時09分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田議員より早退の届出がっておりますので、ご報告申し上げます。

次に、議案第87号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 補正予算の概要の1ページ、議案第87号の一般選挙費期日前投票についてお伺いをいたします。

今、毎日が投票日ということで、期日前投票で投票される人が増えています。ですので、期日前投票の利便性の向上というのが投票率を上げるためには大事になると思うんですけれども、今回、期日前投票場をどこで行おうとされているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

期日前投票でございますが、直近の選挙が今度は4月の県議会議員の選挙になりますけれども、4月の選挙ということですね、これまでは高校3年生、今18歳に選挙権下がりまして、高校等に行っていてですね、期日前投票をやるというようなことをやってきたわけですけれども、今回につきましては、それについてはごく少数しかないと、ちょっと翔陽高校等あたりで何人ぐらいいるのかなと

ということで調べたんですけども、10人もいないということでしたので、ちょっと効果的にどうかなという部分もありましたので、より効果の上がるような方法ということで、前々からですね、大型店舗における期日前投票というのも選挙管理委員会のほうで検討なされておまして、今回、4月の選挙においてはですね、大津でいえばイオンさんあたりをお願いしてですね、そちらのほうで期日前投票ができるようなことを協議を今からしていきたいということで、1月明けましたらある程度どのような形でやれるかというのは選管のほうで決めていく方向ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

山本富二夫議員。

○3番（山本富二夫君） 補正予算書の35ページと36ページの学校管理の中の15番の工事請負費の中で、雨漏り関係で小学校、中学校で今度予算があげてありますけども、特に感じるのは、中学校の雨漏り予算というのが67万1千円ということは、大津中学校ではあまりにも何か少なすぎるんじゃないかなというふうな、これはどういうところ、全体を雨漏り修理されるのか、いや、一番ひどいところをするのか、その部分でちょっとお聞きできればなと思っているんですけど。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 山本議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回、中学校についてはですね、大津中学校でございますけども、全体の部分ではなくて、中学校の中の一部ということで、今回は予算のほうを計上させてもらっています。雨漏り関係ですけど、ちょっと全体の流れもちょっと説明させていただきたいと思います。現在ですね、これ予備費のほうをちょっとお願いして、調査、設計のほうを発注したところございまして、夏からですね、そういった調査のほうを進めております。当初、12月までにはですね、その辺終わりがたかったんですけども、ちょっと調査箇所、調査箇所というか、被害箇所がちょっと想定以上ちょっと多かったということで、ちょっと工期を延長してですね、調査は終わったんですけども、現在、設計のほうを進めさせていただいております。その中で、一部はですね、ちょっとこっちが北中でございますけども、予備費を充用させていただいて、現在、契約をさせてもらっています。あと、今回補正につきましてはですね、3カ所、大津中、大津小、南小、こちらについては、特に教室で雨漏りがあっているところ、緊急性が高いところですね、こちらについて実施設計のほうを優先させていただいて、近いうちにアガってきますので、補正予算成立後ですね、至急工事に移らせてもらって、今年度中に施工したいと考えています。あと、新年度予算につきましても、残りの校舎部分を中心にですね、実施設計のほうを今行っておりますので、あがり次第ですね、新年度の早期発注に向けてちょっと準備を進めたいというところで考えています。あと、その後ですね、来年度まででは全部はちょっと終わらない状況で、体育館あたりがちょっと中心になってきますけども、雨漏りがないところもちょっとございまして、大規模にあるところもございまして、そういったところにつきましては、来年度、個別施設整備計画あたりをですね、立てる予定にしておりますので、そういった中で、大規模改修とあわせてですね、計画的に修繕のほうを進めたいというところで考えています。



以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 議案第87号につきまして、2点質疑いたします。

まず、1点目が補正予算の概要の2ページ、予算書のほうの21から22ページの公用車に関してです。今回、電気自動車フィットEV2台のリース期間満了に伴う代替として普通乗用車1台の購入とありますが、先ほどの不足というところで2台をリース満了になって、1台を購入するという、足りるのかということが1点と、もう1点がこちら電気自動車で、おそらく町の環境への意識だとか、そういった意味も含めていると思うんですけども、住民の方にも認知されてて、そういった中でどうい背景だとか、理由というところで、この判断に至ったのかというところを、2つの視点からお答えいただきたいと思います。

2点目は、先ほどの同僚議員からの質問と内容は同じなんですけども、補足資料、こちら概要のほうの6ページ、補正予算書の35、36ページのこの雨漏り等学校修繕ですね、大枠から言うと、全体計画における今回の位置づけというところで、今把握している分に関しましては、先ほど同僚議員に答えていただいたとおりだと思います。そのほかの視点として、今回、雨漏りだとか、学校の改修、補修が進まないまま長期間そのままになっていたという背景がありまして、中学生のほうからもアンケート等でも声があがってきたような状況があります。そうした中で、再発防止策というか、恒常的に子どもたちの学習環境を守るためにどういったサイクル、やり方を今考えているのかというところが1点ですね。

もう1点の視点というのが、先ほど整備計画つくるといお話もありましたけども、やはり長期的に子どもたちの学習環境を守るというところで、例えば、その改修、長寿命化の計画だとか、あるいは建て替えですね、そういった面の計画づくりというふうをどのように考えているかというのを伺いたいと思います。それが恐らく改修費用の削減だとか、財政的にも寄与していくものではないかと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 金田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、フィットEVが2台ございますが、これを2台返却して、1台導入ということで公用車は足りるのかというようなご質問に関しましては、1台では足りません。ですので、新年度でですね、その分については、また要望したいということで考えております。いわゆる財政の平準化というのも一つにはございまして、今回は1台ということでございます。

それから、新しく購入するものにつきましてはですね、ハイブリッドを今考えております。現行型のホンダのオデッセイですけれども、それを導入するというところで、特に今オデッセイ、エリシオンございますけども、もうそれぞれ14年、11年経過しておりまして、走行距離も20万キロに近いというようなこともありましたんで、特に遠距離の出張等がですね、需要が高いというのもあります

ので、それらに活用したいと考えております。ホンダさんのほうで実証実験ということで、いわゆる電気自動車のリースということで6年間やってきたわけなんですけども、環境に優しいという側面ございますけども、航続距離がですね、なかなか身近くて、なかなか福岡、北九州あたりについては厳しいものもありましたんですね、今回、ホンダさんもまだ実証実験ということで、まだ今研究の途上にあるかと思えますので、今回についてはハイブリッドの導入というところで考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

雨漏り関係です、なかなか修理する中で、その場その場というかですね、そういったところでやってきた中で、大掛かりな補修あたりがですね、できてなかったというところがございますので、そういったところについては、当然、原因あたりをですね、早急に調査しながらですね、早めに対応ということで、今考えているところがございます。

あと全体的に長寿命化計画とか、そういった関係も含めてということもございますけども、そちらについては、次年度にですね、長寿命化計画も含めたところで、個別計画のほうをですね、計画のほうを策定したいというところで考えています。そういった中で、各学校ごとの改修、あるいは建て替えの判断、あるいは優先順位あたりをですね、見極めながら計画を策定し、あとはその計画に沿ってですね、整備のほうを進めていければというところで考えております。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

こちら、先ほど学校管理費に関する再質疑でございます。私がですね、今指摘したの、観点3つございまして、1点目が、今現状を把握している部分どう、どのようなスケジュールで対応するか。それはお答えいただいたと思っています。

2つ目が長寿命化とそこの補修費用等の抑制です。その視点で先ほど多分計画つくるというお話だったと思います。

3つ目を再度質疑したいんですけども、今回、ちょっと繰り返しになりますけども、学校でも子どもたちのほうでも一部の雨漏りだとか、あるいはトイレ等の修理だとか、そういったものが故障がわかったけどもなかなか対応ができていなかったという現状があつて、今回、いろんな声がある中で、今回、結構大きな対応をしていくという流れだったかと思えます。そうした中で、もちろん予算の、先ほど平準化の話もありましたけども、何でもかんでもすぐにと難しいかもしれないですけども、やはり子どもたちが義務教育でしっかりと学ぶ学び舎というところですので、そこをしっかりと把握して受け止めて、できる限り対応を早急にやっていくというのが子どもたちの日々の生活のためにも、学力向上のためにも、そして、我々が子どもたちを大切にしているというメッセージを出すためにも大事だと考えております。それをどういった仕組みで回していくかというのが、考えていかなければならないところだと思っております。まず、把握すること、そして、実際にそこに予算をつけること、

そして、それをしっかり修理することですね。そこについて、再度答弁いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の学校設備関連等についての再質疑でございますけども、状況の把握につきましては、調査を入れまして、全体的な把握を全部一応終わっておりますので、今回の補正につきましては、急遽を要するというか、危険な関連のところだけを早急にやらせていただいて、ちょっと時間的な問題もありますので、新年度のほうで予算を組ませていただくというような形で段取りをしております。もちろん、大津全体の学校校区の問題もございまして、校区の見直し関連等もしっかりと今教育委員会のほうに指示をしております。もちろんそれまでというと、室小学校、大津小学校、もうぐるりは拡張するような状況じゃございませんので、校区関係を見直しながら、例えば、南小学校の基本構想関連の建て直し関連等も出てまいりました。その前に大津中学校の改築関連はじめ、全体的な問題も2、3年前から出てきておりますので、そういうものを全体を見直しながら、今後の学校教育設備関連等について、しっかりとやっていかなくちやならないというふうに思っております。その前に、議員関連の皆さんからご指摘を受けております、把握しましたそのものを順次片付けながら、将来に向かってその辺の検討をしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、まずはその校区見直し関連等についてどうあるべきかを全体的に検討しながら、今後の改築なり、増築関連等については、しっかりとその辺を検討に入れながら取り組みをさせていただければなというふうに考えておるところであります。

○4番（金田英樹君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私のほうから2点お願いしたいと思います。

まず一つが予算書の22ページですね。地域づくり推進費の中の補助金で、地域づくり活動支援事業補助金というのが増額になっています。これ、今年度からですね、何ていうか、地域づくり推進室ができて運用するようになったものだと思うんですけども、どのようなその増額になった内容ですね。内容を教えてくださいというのがまず1点です。

それから、もう一つがですね、30ページの熊本地震関係費の中の室地区水路改修工事です。これは以前聞いたお話ですと、ちょっと工法がかなり難しくなるとかいうようなお話もありましたので、最終的にどういうやり方をすることになったのかということと、あと関係として、もう何回も新聞等にも載っておりますけれども、水車の問題がありまして、水車のほうとの連携をどういうふうにするのかということですね。そこについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

地域づくり支援事業、これにつきまして、今回210万円の補正を計上いたしておりますけれども、本年度のですね、申請の状況でですね、今22地区が終わっております。あと残り10地区残っておりますけれども、こちらのほうに申請の意思等も、とか事業の内容、どういうことされますかという

ことで、全体事業費がどのくらいかかって、補助金がどのくらいいるかというのをそれぞれ確認をいたしました。その結果、この10地区です、今の既存の予算から約210万円が足らなかったということで、その分を今回、補正に計上したものです。内容につきましては、美咲野等が1丁目から4丁目まですべて今回の中に入っております、これが防災資機材の購入、あと真木地区、下陣内、つつじ台、桜丘、下町、中島、これらも美化活動だったり、子ども会の活動だったり、敬老会等々です、この分の累計で210万円が不足するというような内容になっております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明申し上げます。

今回の水路の改修でございますけれど、基本的に町のほうでは、今まで私有地にありました水路につきまして公共用地のほうに移し替えるというのが町のほうの主体的な工事でございます。その中で、当初は推進工法と申しまして、機械を設置しまして、穴を掘っていくという工法を考えておりました。しかし、なかなかその里道関係で幅員が狭うございまして機械が設置できないということが生じました。そういうことで、今、ご相談した中では、通常の公共用地の中に水路を敷設するというのは変わりございませんけれど、先ほど議員からもありましたように、水車物語というのがございます。そういうところで、所有者の方とご相談しながらどういうふうな工法で持っていこうとかなというところで、ずっと協議を重ねてまいりました。一つは、グループ補助金というところで、私有地には町のほうでは工事ができませんので、私有地につきましては、グループ補助金でさせていただくというところで、今協議をしております。もう近々工事に入るという話聞いておりますけれど、ずっと上井手から水路がございまして、ずっと新しく水路を敷設してまいります。県道を横断しまして、水車物語と浜食品の間の里道を通って水路のほうを敷設してまいります。その中で、切り替えを一つつくります。その中で、上井手からの水を、通常は公共施設の水路に通しますけれど、水車のほうにも切り替え口をつけていただきまして、流すこともできるというところで話を進めたところでございます。

○6番（佐藤真二君） 推進工法が難しいとなったときに、その代替のやり方ってどんなことをするんですかというのをちょっと。

○経済部長（古庄啓起君） 当初先ほどありましたように、推進工法ができなくなりましたので、ちょうど里道の部分につきましては、もうある程度お店のところにありましたらば、浅埋と言いまして、深堀じゃなくてですね、浅いところで雨水を含めたところを通していくこととなります。あと、水車のほうにつきましては、切り替えまして、その下のほうに落とすというような形で分岐点の一つつくることとなります。里道のほうにつきましては、もう開削でやっていく工法となります。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） わかりました。その際ですね、水車のほうに流すのに、以前、何かポンプが必要になるのではないかと、水を揚げなきゃいけないんじゃないかというようなお話があったんですけど、今の話だと、分岐して落とすということだったので、もうそれは必要なくなったという解釈によ

ろしいですかね。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長本古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ポンプのほうにつきましては、今のところその協議の中ではですね、落とすようなところで、大きな枠ではございませんけど、中で動かすというところで、今話を詰めているところでございます。

○6番（佐藤真二君） はい、終わります。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第88号から議案第89号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第90号から議案第92号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案質疑を終わります。

## 日程第20 委員会付託

○議 長（桐原則雄君） 日程第20 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第82号から議案第92号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

## 日程第21 選挙第3号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議 長（桐原則雄君） 日程第21 選挙第3号、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議員に、佐藤真二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました佐藤真二議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、佐藤真二議員が当選人と決定しました。

ただいま当選されました佐藤真二議員が議場におられますので、大津町議会会議規則第33条第2項の規定により告知します。

一言当選の承諾及びあいさつをお願い申し上げます。

○6番（佐藤真二君） ただいま、熊本県後期高齢者医療広域連合の議員に指名推薦によりまして選出をいただきました。重職と受け止めまして、謹んで承諾いたします。つきましては、大津町を代表して本職にまい進してまいりますので、皆様のご支援をよろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時26分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成30年第5回大津町議会定例会会議録

平成30年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

平成30年12月12日(水曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香      2 番 山 部 良 二      3 番 山 本 富 二 夫 4 番 金 田 英 樹      5 番 豊 瀬 和 久      6 番 佐 藤 真 二 7 番 本 田 省 生      8 番 府 内 隆 博      9 番 源 川 貞 夫 10 番 大 塚 龍 一 郎      12 番 手 嶋 靖 隆      13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸      15 番 荒 木 俊 彦      16 番 桐 原 則 雄																											
欠席議員	11 番 坂 本 典 光																											
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 大 塚 知 里																											
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 45%;">町 長 家 入 勲</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">兼</td> <td style="width: 45%;">会 計 管 理 課 長 坂 本 一 正</td> </tr> <tr> <td>副 町 長 田 中 令 児</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>総 務 部 総 務 課 主 幹 伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長 本 郷 邦 之</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長 古 庄 啓 起</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範</td> <td style="text-align: center;">兼</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二</td> </tr> </table>	町 長 家 入 勲	兼	会 計 管 理 課 長 坂 本 一 正	副 町 長 田 中 令 児	兼	総 務 部 総 務 課 主 幹 伊 東 正 道	総 務 部 長 本 郷 邦 之	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道	住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道	経 済 部 長 古 庄 啓 起	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道	土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道	併 任 工 業 用 水 道 課 長	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道	総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治	兼	農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二	総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範	兼	農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二
町 長 家 入 勲	兼	会 計 管 理 課 長 坂 本 一 正																										
副 町 長 田 中 令 児	兼	総 務 部 総 務 課 主 幹 伊 東 正 道																										
総 務 部 長 本 郷 邦 之	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道																										
住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道																										
経 済 部 長 古 庄 啓 起	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道																										
土 木 部 長 大 田 黒 哲 郎	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道																										
併 任 工 業 用 水 道 課 長	兼	総 務 部 総 務 課 長 伊 東 正 道																										
総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治	兼	農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二																										
総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範	兼	農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二																										



## 一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 52～p 64

### 1. 持続可能な地域社会の実現に向けた自治体SDGsの推進について

- (1) SDGs（持続可能な開発目標）に関わる町独自の目標を立てて、それを広く公表するべきである。
- (2) 自治体SDGsを推進していくためには、住民や民間企業など広範で多様な参加が不可欠である。そのためにも住民や民間企業、また若い世代が学ぶ機会も必要なので、広く町民を対象としたSDGsの趣旨をよく理解できるような講演会などを開催していくべきである。
- (3) SDGsを推進していく上で、地域企業との連携促進と情報交換をしていくべきである。

### 2. LGBT（性的少数者）に配慮する取り組みについて

- (1) これまでどのような相談、意見・要望が寄せられたことがあるのか、それに対しどのような対応がなされたのかを伺う。
- (2) 一般窓口で適切な対応ができるような対応指針の作成と研修の実施状況を伺う。
- (3) 申請書や発行書類について全書類を点検し、事務上必要とするものを除いて、必要のない性別欄を削除するべきである。
- (4) 町が管理する公共施設に性別を問わず利用できる「だれでもトイレ」の設置を進めるべきである。

### 3. 避難所の環境改善・整備について

- (1) 断水時のトイレ確保の状況を伺う。
- (2) マットや段ボールベッドなどの導入状況を伺う。
- (3) 避難所となる全体育館へ、計画を立ててエアコンの設置を進めるべきである。

3 番 山 本 富二夫 君 p 64～p 72

### 1. 大津町制から市制へ。瀬田駅周辺地域の大規模開発の考えはあるか

- (1) 人口約3万4千人の大津町が大津市制へと発展していくためには、今から家入町長が大胆な発想をして、先頭に立って瀬田駅周辺の大規模な開発の計画、策定を立案してもらいたい。

一応の大津町役場の建設にも目処がたち、町長は次のビジョンとして、市制への取り組みを町民に示してはどうか。

- ① 大規模ショッピングモールの誘致による開発
- ② 大津町の文教都市化へ、学園都市構想での大学の誘致

2. 上井手沿いの遊歩道整備をし観光客誘致をする考えはあるか

- (1) 上井手・下井手が、世界かんがい施設遺産に今年の8月に登録された。この世界かんがい施設遺産をいかに大津町の観光に活かすかが、今後の大津町の観光客誘致に繋がる。

今からは、観光地巡りだけで観光客が来る時代ではない。体験観光やマラソンやウォーキングを求める観光客誘致に力を入れる時期だ。上井手はウォーキングに適した場所だ。

- ① ウォーキング等の為に、上井手沿いに遊歩道整備をする考えはないか。
- ② 上井手をテーマにしたイベントを企画し実施する考えはないか。

3. 大津町の景観を守るための対策をどう進めるのか

- (1) 熊本地震後、空き地や空き家の草刈りなど手入れがされていない宅地が目立つようになり、荒れた空き地には近隣地への枝の越境・害虫の発生・ごみの不法投棄の誘発などの問題が起きつつある。

町道・里道沿いの伐採をされない樹木が道にはみ出していることによる交通妨害等があり、地域住民が迷惑しているのが現状だ。

- ① 個人所有の空き地等の管理は個人に任せ、町は何も指導しないのか。
- ② 町は今からどう環境美化での美しいまちづくりに対処していくのか。

4 番 金 田 英 樹 君 p 73～p 84

1. 町立小中学生における標準服の「意義」と「あり方」

- (1) 一般的には制服の運用は各校長に裁量があるとされているが、泰明小学校におけるブランド標準服の問題においては、教育委員会や文科省も巻き込む議論となった。結果、教育委員会からは「決定過程に問題があった」「指導不十分だった」などのコメントが出され、国会においても「(保護者負担も踏まえ) 配慮がなされるよう、文部科学省において、各教育委員会に対し通知の発出を含め対応を検討しているところである。」との主旨の答弁がなされた。

以上の動向や関係性も踏まえ、次の内容について教育長の見解を問う。

- ① 標準服の意義と位置づけ
- ② 男女で標準服(パンツ・スカート)を分ける意義と社会的動向を踏まえた合理性
- ③ その他、着用ルールの合理性と多文化社会に向けた対応

## 2. スポーツコミッションによる地域・経済の活性化

- (1) 「スポーツコミッション」とは、スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につながる取組みである。

一般的な手順としては、行政やスポーツ団体、観光協会などが一体となって都市マーケティングを担う「地域スポーツコミッション」を立ち上げ、大会誘致活動、相談対応、情報発信、人材育成等を推進するものであり、町としては「新たな経済効果」や、スポーツを通じた多様な「新たな社会的効果」の創出を期待できる。

大きな動きとして、国の「第2期スポーツ基本計画」において、地域スポーツコミッションの設置数目標を2017年1月の56団体から2021年度末までには170団体に増やすことが目標に掲げられており、実現に向けた助成事業も設けられている。

以上の動向を踏まえ、次の内容について町長の考えを問う。

- ① スポーツ団体・観光協会などと連携しながら、大津町の立地および多様な施設・文化・自然を生かせる「地域スポーツコミッション」づくりに取り掛かる考えはないか。

13 番 永 田 和 彦 君                      p 84～p 96

### 1. 報酬の適正支出について

- (1) 町長は公金を適正支出する最終責任者である。

職員給与に対する適正判断は行うが、議員やその他特別な任務を持つ人に対する人件費について、必要な能力を持ち、その任務を遂行しているかを評価し支出しているのか。

町長や副町長及び教育長、町の職員は給料ではなく報酬である。報酬とは任務の成功に対して等価価値を持って与えられるもので、その任務を遂行することができれば町の公金を支出してはならない。

### 2. 有権者教育で投票率を向上すべし

- (1) 選挙権を行使しないことのデメリットについて、有権者はもっと深く考えたい。日本では棄権・白票は政治不信の表明とそれなりの意義を認める論調も多いが、欧州では優勢な候補を利するだけの無意味な行動とされる。欧州の中学、高校では、新聞やテレビなどメディアの選挙の事前予想にどう対応したらいいか授業で具体的に学ばせている。

有権者になる前の事前教育は、より良き国づくりのためにも重要と考える。

2 番 山 部 良 二 君 p 96～p 109

1. 大津町ごみ収集問題を問う

- (1) 高齢者・障がいのある方等のごみ出しが困難な家庭への支援について問う。
- (2) ごみ収集に対して、町民の不満が高まっているが、収集車の台数は適正か、又ごみ収集作業に問題はないか問う。
- (3) ごみ分別収集計画は大津町の現状に即していないのではないかと。町の見解を伺う。

2. 障がい者雇用・就労・福祉について問う

- (1) 障害者優先調達推進法で地方公共団体に求められている障がい者就労施設への受注及び本町の平成30年までの調達実績は。
- (2) 新庁舎建設において障がい者就労施設等への備品等の発注は。
- (3) 本町において、障がいのある方を対象とした職員採用条件の中に「自力で通勤できること」、「介助者なしに職務遂行できること」等の障害者差別解消義務を無視した受験資格条件等の明記がないかを問う。
- (4) 平成29年度までに就労移行支援から一般就労へ移行された障がいのある方の職場定着率は。また、今後の就労移行支援からの就職率・職場定着率向上への取り組みを問う。
- (5) 大津支援学校から自治体（大津町）への就職率・職場定着率及び就職率・職場定着率向上への取り組みを問う。

6 番 佐 藤 真 二 君 p 115～p 128

1. 障がい児への支援体制の見直しについて

- (1) 障がい児の顕在数が増えてきている。様々なサービスでの支援が行われているが、ニーズに応じた合理的支援は実現できているか。
  - ① 第1期障がい児福祉計画の達成に必要な財源の見直しは。
  - ② 同計画に、教育・保育施設のサービスは対応できるのか。
  - ③ 小中学校のシームレスな支援継続はできているか。

2. 債権管理条例の制定を

- (1) 公会計へ移行すると、債権の管理状態がよく見えるようになり、債権管理のルール化、マニュアル化の必要性が高まる。

特に私債権の管理については現状の条例等では対応できていない。債権の適

切な管理の基準となる条例の制定が必要。

- ① 決算の「財産に関する調書」の「債権」欄と、公会計の貸借対照表の「長期貸付金」「長期延滞債権」との整合をどうとるのか。
- ② 債権は会計上も、個別の管理上も正しく管理されているか。
- ③ 債権は回収が第一義だが、行政の性質上、管理手法としての「債権放棄」もルール化する必要であるのではないか。

11 番 坂 本 典 光 君 p 128～p 137

1. 進化都市の研究（職員の資質向上のため）

- (1) 少子高齢化、大都市一極集中による社会の変化を感じ取り、次の施策を準備するのは大事なことである。

それを垣間見ることができる都市が埼玉県和光市と戸田市である。東京の衛星都市として人口が増加し農地は減少を続けている。その結果、大津町から見れば考えられないことが起きている。

郷土愛をもって地域を支える人がいなくなった。教育にも大きな影響をもたらしている。

課長、係長は資質向上のためその実態を研究してもらいたい。

2. 再建途上にある都市の研究（職員の資質向上のため）

- (1) 北海道夕張市が再建途上にあるのは誰でも知っている。

バブルの時代はどここの市町村も競って箱ものを造った。

それが当時の景気浮揚策であった。しかしその後、人口の減少と高齢化による福祉費の増大で各市町村とも箱ものの維持管理費まで予算が回らない。

最近、熊日に菊池市の苦悩が掲載された。菊池市は明日を夢見て頑張っておられる。隣の町として私たちは声援を送るとともにその改革、改善から学ばなければいけない。いつまでも大津町の人口が延びるという確証はない。早め早めの改善が必要である。課長、係長はこれからの菊池市をはじめ改革の自治体を観察、研究すべきである。そして予知、予測につなげる。

これから大津町の行政を引っ張る課長、係長は資質向上のため研究してもらいたい。

3. 学校の情報公開

- (1) 前回は質問したが、昔から学校は閉鎖的だと言われてきた。

各校長はホームページとかフェイスブックで今の学校の状況を報告すべきではないか。町民に開かれた学校であるべきではないか。

## 1. 児童生徒の教育機会の保証について

(1) 2017年（平成29年）2月、不登校の児童生徒の支援を進めることを目的にした「教育機会確保法」が施行された。不登校の児童生徒は、基本的に学校に行かない・行けない状態が続いている。「教育機会確保法」は、こうした児童生徒が教育を受ける機会を確保するための施策を国や自治体の責務として、必要な財政上の措置を講ずることを求めている。大津町も不登校の児童生徒や不登校とまではいかないが教室に入れず、別室登校している児童生徒が少なくはない。

- ① 現在の児童生徒の不登校や別室登校の状況をどう考えているか。
- ② 教育支援センターの整備や教育の充実に必要な措置を講ずるとされているが、町の取り組みはどうされているか。また、今後どのような措置を考えているのか。
- ③ 不登校の児童生徒だけでなく別室登校の児童生徒の教育機会の保証をどう考えているか。

## 2. いじめ防止基本方針策定後の実際と効果は

(1) 2017年（平成29年）3月、「大津いじめ申し基本方針」が策定された。同年の大津町いじめ問題対策連絡協議会会議の内容からは、既にいくつかの課題もみえている。町の基本方針の内容の項目には「より実効性の高い取組を維持するため、町の基本方針の記載内容についても、本町の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする」と明記されている。それらを踏まえて現在の状況と効果を確認する。

- ① 定期的にとはいつを表すのか。
- ② いじめ相談窓口の認知状況（児童生徒・保護者）
- ③ 相談体制の充実・強化
- ④ 複雑化するいじめに対する人権教育・情操教育の現状
- ⑤ 教職員の研修・指導
- ⑥ 学校・地域・家庭との連携の具体策

## 1. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 政府方針で2019年10月から幼児教育・保育の無償化が予定されている。

- ① 無償化は当然歓迎されると思うが、保育の要望も更に増加すると考えられる。

待機児童の増加などへの対処は考えられているか。

② 町内保育所、幼稚園への要望聞き取りはなされているか。

## 2. 幼児教育・保育の無償化に伴う町の財政への影響と保育環境改善

(1) 無償化に伴い、町の保育料金の減免分の予算が浮くと考えられる。

① 来年度予算として試算をされているか。

② 浮いた財源は特に保育士の処遇改善などに充てるべきではないか。

③ 保育士の確保のためにも、賃金給与などの実態調査が必要

## 3. あまりに高すぎる国保税の軽減が必要

(1) 国民健康保険税が高すぎて滞納すると命に係わるペナルティまである。全国知事会・市長会、町村会などの地方団体も「国保が持続可能な制度」となるように国に財政措置を求めている。

① 国保税が高すぎる最大の原因は、子どもも含めて、収入のない被保険者一人一人に課税しているからである。町民の命とくらしを守る町として、均等割り課税を改めて、国に対して国保制度改善を迫るべきではないか。

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、坂本典光君より欠席の届けがっておりますので、報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 9 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 3 日が 6 番から 9 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからお越しいただき、大変ありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。

通告にしたがいまして 3 点質問をさせていただきます。まず 1 点目の持続可能な地域社会の実現に向けた自治体 S D G s の推進について伺います。

S D G s (持続可能な開発目標) は、今、地球規模で環境の異変が起きており、その解決策を見出すために、国連において 2 0 1 5 年 9 月に採択されたもので、国連加盟 1 9 3 カ国が 2 0 3 0 年に向けて取り組む課題項目をまとめたものです。誰一人取り残さないという理念のもと、貧困をなくそう、飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉を、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、住み続けられるまちづくりを、など大きな 1 7 項目の世界を変えるためのゴール目標と、それらを達成するためのより具体的な 1 6 9 項目のターゲット目標が掲げられています。これらは途上国だけではなく先進国も含めたすべての加盟国が目指すべき目標と位置づけられ、人権尊重の精神、他者への寛容の精神が息づいています。日本を含む国連加盟国は、S D G s の達成に向けて積極的に取り組んでおり、公明党も力強く後押ししています。その進捗状況として、国連が本年 6 月 2 0 日、S D G s の達成状況に関する調査結果報告書を公表しました。その報告書によるとこれまでの国際社会の努力で多くの指標で改善がみられています。例えば、1 日 1. 9 ドル、約 2 1 0 円未満で生活する極度の貧困層は 2 0 0 0 年には世界の人口の 2 6. 9 % を占めていましたが、2 0 1 7 年には 9. 2 % と大幅に減っています。一方で、報告書は、これまで 1 0 年以上減少傾向が続いていた栄養不足に陥っている人の数が再び増加に転じている実態を明らかにし、危機感を示しています。最新 2 0 1 6 年の統計によると世界の栄養不足人口は、世界の総人口の約 1 1 % を占める 8 億 1 千 5 0 0 万人に達し、前年から 3 千 8



00万人増えています。この主な原因として、紛争と気候変動の影響による自然災害があげられており、自然災害は地球温暖化に起因するとされており、日本の気象庁も6月14日に発表した統計で世界の平均気温が上昇傾向にあると警鐘を鳴らしています。このような中、地球温暖化の進行を食い止めるための緊急の取り組みが国際社会に求められています。世界気象機関によると、干ばつや豪雨による洪水などの自然災害で住む場所を失った人は2016年の時点で世界で2千350万人に及ぶと報告されています。こうした人たちの多くが食糧不足で苦しんでいて、このような現状を見過ごさず、すべての国が当事者意識をもって気候変動対策に取り組む必要があります。持続可能性とは、広がる格差、不安定化する社会、気候変動など、世界はこのままだと続かないという危機感に立ち、今の世代や自分の周りのことだけではなく、自分の子どもや子孫など長く未来の世代が暮らせる地球であり続けることであり、開発とは十分に食べられなかったり、学校に行けなかったり、病気でも病院に行けなかったり、居住地がとても危険だったり、暴力を振るわれたり、自由に意見が言えなかったりすることをなくして一人一人の人生の選択肢を増やし、安心して自分の能力を発揮できる環境をつくることであります。また、深刻な環境問題を改善するために、インドでは、2030年までに電気自動車のみを販売することを明らかにしています。中国では、電気自動車やハイブリッド車の販売台数が世界一の50万台を突破しています。日本でも経済産業省が気候変動を引き起こす温室効果ガスの排出を抑えるため、世界で販売する日本車を2050年までにすべてモーターを使った電動車にする目標を打ち出しました。ロックフェラーファンドは、化石燃料関連への投資を中止し、エクソンモービルの株式を売却、110兆円を運用するノルウェー年金基金は77の企業から投資撤退、日本の電力会社5社からも撤退するなど、世界中で既に600兆円が投資撤退をしています。そして、国内では、プラスチック製のストローを2020年までに廃止し、必要な人には自然分解できる紙ストローを提供することを発表するなど、脱プラスチックの動きも始まっています。このように考えていくと、非常に大きなテーマで、とても個人ではどうすることができないようなことと思われるかもしれませんが、大切なことは、私たち一人一人が1つでも目標達成に取り組んでいくことであり、実は、自分たちの身近な事柄に置き換えていくと幾つも取り組むことができるものがあるというのがこのSDGsのすばらしいところです。公明党が強く推進している食品ロス削減についても、SDGsでは、世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させるなどの目標を定めており、食べ残しをなくという、誰もが取り組める行動が第一歩となります。この目標を達成するための政策を実施している国は、現時点で108カ国にのびります。とともに、SDGsの目標には、地方自治体レベルで対応すべき課題が数多くあります。目標11の持続可能なまちづくりのみならず、貧困、健康、教育、衛生、雇用、環境など、SDGsのすべての目標が地方自治体に関係があるといってもよいくらいです。日本社会の持続性を考えるとき、少子高齢化が大きな課題であり、とりわけ地方にとって深刻な問題です。この問題を解決すべく国は、地域活性化のための事業として2014年度から地方創生事業を進めてきました。さらに、2018年度からは、これを引き継いでSDGs未来都市事業が始まりました。SDGs未来都市では、地域の独自性の開拓とそれによる地域活性化、誰も取り残さない社会、国際的な動向との連携、環境社会経済政策の統合、住民の生活の質の向上などがキーワードとなっています。

また、官民一体で目標を達成するアクションプラン2018を策定するとともに、優れた団体を表彰するジャパンSDGsアワードの第1回表彰式を行い、北海道下川町が総理大臣賞に選ばれました。北海道下川町は、農林業が基幹産業で、町の面積の9割が森林です。2007年に自治体運営の指針となる自治体基本条例に持続可能な地域社会の実現を明記している上、2011年には循環型社会の取り組みが評価され、国から環境未来都市に選ばれています。森林総合産業の構築、エネルギー需給と低酸素化、超高齢化社会への対応を柱に据えたまちづくりがSDGsの理念と合致している点に注目し、昨年から17項目の目標を自治体政策に取り組む作業を進めています。例えば、循環型森林経営を取り入れる森林産業では、約4千500ヘクタールのうち、町有林3千ヘクタールの人工林について、製材や木工製造業のために毎年約50ヘクタールを伐採する一方、同規模の植林を実施、苗を植えて60年後に伐採することで、持続可能なサイクルを確立しました。これはSDGs目標の15、陸の豊さを守ろうに通じます。また、エネルギー需給については、2004年に木質バイオマスボイラーを導入、製材の残材などからつくる燃料用チップを活用して町営住宅などの公共施設に熱エネルギーを供給し、全公共施設の暖房の64%、町内受給率の約50%を賄っています。これにより、年間約1千900万円の燃料コストの削減を実現、これは林業の活性化や雇用創出、低酸素社会の進展につながり、7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに、8、働きがいも、経済成長もなどの目標達成に貢献します。そしてまた、超高齢化社会への対応にも知恵を絞り、まちの中心部から離れた集落では1960年に2千人いた人口が2009年には95人までに減少し、高齢化率が51.6%に達していました。そこで、高齢者と若者が集合住宅に暮らす集住化を促し、地域食堂なども新設、集合住宅とエネルギー需給のコンパクトタウンをつくりました。その結果、移住者が増え、2016年には人口はほぼ変わらず、生産年齢世代が増加し、高齢化率は27.6%に減少しました。こうした一連の取り組みは、11、住み続けられるまちづくりをなどに当てはまります。同町では、SDGsが雇用創出や人口増などの地域の課題解決と活性化につながると捉え、政策の体系化に取り組んでいます。住民を中心に目標期限となる2030年までのビジョンを作成し、次期総合計画に反映させる予定です。谷一之町長は、幸せ日本一を感じるまちづくりへ取り組みを加速させ、国際社会への潮流であるSDGsの達成にも貢献していくと語られています。そのほかにもSDGs未来都市には、九州では福岡県北九州市、長崎県壱岐市、熊本県小国町など、全国29の自治体が選定されました。また、従来から琵琶湖の環境問題などに成果をあげてきた滋賀県も独自にSDGsへの取り組みを始めています。一方、SDGs事業は、自治体の主導だけでは持続可能とはなりません。地域住民、地元企業、NPO、教育、金融、メディアなどとの連携が欠かせません。そのためには、住民の意識向上と参画が必要となります。地域レベルの持続可能な開発のための教育を行う拠点として、社会教育、生涯学習の振興も大切な課題となります。まちづくりはひとづくりこそが要となるからです。北海道では、札幌のNPOが市民の参加によりSDGs北海道の地域目標をつくろうという提言集をまとめました。その中には、道内で深刻な貧困問題やアイヌの課題などが含まれています。また、高校生がSDGsを我が事と捉えていじめを報告しよう、環境に優しい製品を使うなど、社会問題の解決へ具体的な行動に移している動きも出ています。様々な担い手の参加のもと、自治体SDGsが推進され

ることが期待されています。

10月20日の熊日新聞の社説に、時代、次の時代、次の世代という意味ですが、時代を見つめるSDGsという記事が掲載をされていました。その記事には、経済性のみに目を奪われ、社会や環境への配慮を無視した行為が後を絶たないことに対して、SDGsで未来を拓くのも、その提案に耳を傾けず社会を暗転させるのも、結局は人間にかかっていると痛感させられると書いてありました。これからのまちづくりには、センスオブプレイスと言われるその場所を特別と感じさせる何かと、シックプライドといわれる都市に対する誇りや愛着が必要となります。住民が大津町に住んでいることに誇りと愛着をもてるように、今こそ自治体SDGsに取り組むべきだと思います。

以上のような観点から、自治体SDGsの推進について、3点質問をさせていただきます。

1点目は、本町としての目標を立てて、広く公表するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、目標達成の2030年に向けて、町民を対象としたSDGsの趣旨をよく理解できるような講演会などを開催し、子どもたちや若い世代にSDGsを広めていくことを提案いたしますが、いかがでしょうか。

3点目は、SDGsを推進していく上で、地域企業との連携の促進と情報交換をしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上の3点につきまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

SDGsの継続可能な開発目標につきましてでございますけども、2015年に国連で採択された国際社会として、全世界に取り組むべき大きな17の目標であります。継続可能な世界を実現するためには、人権と平和、貧困をなくすことやすべての人に健康と福祉、あるいは幸せに生き続けられるようなまちづくりなど、17の大きな目標とそれを達成するための具体的な目標を掲げたものであり、これから少子高齢化が加速する日本、そして、大津町でもしっかりと考えておくべき課題でもあります。

既に全国のいくつかの自治体では先進的な取り組みがなされており、熊本県内では小国町が自治体SDGsのモデル事業として「特色ある地域資源を活かした循環型の社会と産業づくり」と称して地熱資源の有効な活用などに取り組んでおられます。

しかしながら、SDGsの取り組みはまだ動き始めたばかりであり、大津町においてもその言葉を知る方もまだまだ少ない状況で、それは役場内の職員においても同じでございますけども、それぞれの役場職員内におきましても、これまでの大津町で取り組んできておる地球温暖化防止関連等とか、いろんな形でISOの14001、あるいは今年、多くの災害を起こしておる自然異常気象等に伴うところの温暖化防止検討委員会を役場の職員の担当課でリーダーを取りながら、多くの課題、17の項目関連等に広く職場内の職員にそれぞれの担当で広めていかれるような勉強会を今後はやっていきたいというふうに思っております。今後の第一歩として、まずはその取り組みは、国や自治体だけでなく、民間企業や各種団体、そして、個人一人一人がそれぞれの役割を重視しながら取り組んでいく

べきものと思っております。そのためにも議員のご提案のとおり、町民の皆様に理解していただくことが重要ですので、まずはSDGsについての広報や周知を図っていきながら、企業とも情報交換をしながら連携を深めていきたいと考えております。

詳細につきましては、また担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） こんにちは。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、SDGsにつきましては、まだまだ役場職員内でも知る者が少ない状況であります。内閣府からは研修会等に対する講師派遣の制度等もございますので、まずは庁内の研修会等を通して、職員のSDGsに対する理解を深め、今後の展開について検討できる体制を整備していきたいと考えております。

また、SDGsは、日本では地方創生や環境問題と関連して取り組まれてまいりました。しかし、SDGs自体は環境問題に限られたものではなく、その中には、先ほども言われましたように、貧困問題や健康・福祉、教育、ジェンダーなどの人の暮らしに関わるあらゆることが盛り込まれたものでございます。

町では、今年3月に第6次振興総合計画を定めましたが、その施策内容や各個別計画とも大きな部分に関連してまいります。よって、SDGsを推進するにあたり、振興総合計画やそのまた個別計画にその要素を取り込む手法や、議員ご提案のように、町独自のSDGs計画を策定する手法など、どの方法が町民にとってわかりやすくSDGsを推進しやすいかを考えながら、今後の展開につきましては研究をしてまいりたいと考えております。まずは町民の皆様にSDGsとは何かについてご理解いただくために、町ホームページ等により周知等を行ってまいります。

さらには、平成29年6月に発表されました中学校学習指導要領解説、これ社会編ですが、これにおきましてもSDGsについて、学校等での学習活動を奨励していくことが示されておりますので、今後の国からの通達等を踏まえ、教育委員会とも連携をしてまいりたいと考えております。

SDGsにつきましては、民間企業の取り組みも重要視されております。企業によっては先進的な取り組みを既に実施され、経営戦略上の重要な目標とされている事例もあるようでございます。企業のSDGs活用例を参考とするためにも、地域の企業から情報収集しながら連携促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今言われましたように、これ学校でもですね、取り入れられておる、新学習指導要領にSDGsの考え方が盛り込まれ、2020年度の小学校から順次全面実施をされるということで、そうなってきますと、子どもたちが具体的にじゃあ自分たちの住んでいるところではどのような取り組みをしているのかということをしつかりと考える機会が出てくると思いますのでですね、その2020年度、子どもたちが学ぶときまではしつかり町のほうも、町民も含めて取り組みを進めていけるように周知と研修とか、そういうものを実現していただきたいと思います。

それと振興総合計画ができて、羅針盤ということでしつかりとそれを目指して進んでいくわけ

ですけど、このSDGsというのは、その羅針盤目指して進んでいくためのものさしということになりますので、しっかりこのいろんな目標、そういうものをものさしとしてですね、その羅針盤どおり進めるように、間違わないようにですね、取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目のLGBT（性的少数者）に配慮する取り組みについてお伺いをいたします。

国際の平和と安全の維持を目的に設立された国連は、平和の基礎として、人権保障を掲げました。その象徴が1948年12月10日、第3回国連総会で採択された世界人権宣言です。世界で生命尊厳の意識が高まる中、70年の節目を迎えた世界人権宣言は、国際人権規約や女子差別撤廃条約など、数々の条約の産みの親となり、人間の安全保障や持続可能な開発に代表される新たな人権理念の創出の基盤ともなりました。歴史的な快挙であり、確かな平和の規範となっています。ところが、人権侵害は今も世界中で発生し、武力構想も後を絶ちません。人権尊重は、言うは易く行うは難しの典型です。しかし、これ以外に平和への道はありません。世界人権宣言は、前文で人権尊重の促進について国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するよう求めています。すべての加盟国は、自国の人権問題と向き合い、同時に、途上国支援などの国際協力にも取り組まなければなりません。しかも一歩一歩着実に進めていくことが重要です。だからこそ、性的思考や性自認の多様性が尊重され、これらを理由とする差別のない社会にしていかなければいけないのではないのでしょうか。LGBTとは、セクシャルマイノリティの総称であり、Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bは、バイセクシャル（両性愛者）、Tはトランスジェンダー（生まれた時の法的、社会的性別とは違う性別で行きたいと望む人たち）の頭文字をとったものです。人が生まれ持った身体的、精神的な性別の自認、性の捉え方は様々です。実際には4つに色分けができるのではなく、グラデーションのように多様な性の人たちが世の中には大勢存在しています。

広告会社である電通が2015年、20歳から59歳の男女約7万人を対象に行った調査によると、日本におけるLGBTの当事者は13人に1人の割合で、約7.6%だと言われています。この数字は、血液型がAB型、もしくは左利きの人たちと同じ程度の人数だと言われています。しかし、そのような性的な多様性は当事者以外は気づきにくく、互いのコミュニケーションが取れていないことは珍しくありません。日本人は、LGBTの存在を抽象的にはわかっていますが、当事者がなかなか告白しにくい社会であることもあって、具体性と現実性が乏しいという実感があります。みな自分の周りにはそんな人はいないと思って暮らしていて、性の多様性を認めながらも、この曖昧さが社会の側から仕事面、生活面で見えない差別を無意識のうちに押し付けていることを自覚するべきではないでしょうか。

また、先入観や固定観念から偏見や差別を持つ人もいて、LGBTの方々は内面にも、また社会的にも様々な困難に直面している状況です。私自身、公明党熊本県本部でLGBTの研修を受けるまでは関心がなかったのですが、LGBTについて学ぶことによって配慮が必要だということに気づきました。行政のあらゆる場面において、LGBTであることで不利益な処遇を受けることが決していないよう、町として積極的にLGBTの理解を深める取り組みを進めるべきだと思います。

熊本県では、LGBTへの対応の一環として、県民が提出する各種申請書類の性別記入欄を原則廃止する方針を決めて、本年度中にも順次導入していくそうです。また、LGBTに関する基礎知識をまとめたハンドブックを本年度中に作成して職員への理解を進めるとともに、市町村にも配り、啓発していきたいとのこと。

熊本市では、基礎知識や心得をまとめた職員向けサポートブックを独自で作成し、既に一部申請などの性別記入欄を削除しています。県内でも多くの自治体で多様な性を認め合える環境づくりを進めるなどの配慮をする動きが見られるとの新聞記事が最近頻繁に出ています。

本町でも当事者の声を踏まえ、学校や職場、社会生活などにおける差別や困難の実態を把握して配慮をしていかなければならないのではないのでしょうか。他人事として無関心であればどんどん社会が荒廃し、いつしか自分も巻き込まれてしまう。他の人権や尊厳を守るということは、引いては、自分も含めた社会を守るということになります。

このような観点から4点お伺いいたします。

1点目は、これまでLGBTの方々からどのような相談や意見、要望が寄せられたことがあるのか。それに対して、どのような対応がなされたのかをお伺いいたします。

2点目は、一般窓口で適切な対応ができるような対応指針の作成と研修の実施状況をお伺いいたします。

3点目は、申請書や発行書類について全書類を点検し、事務上必要とするものを除いて、必要のない性別欄を削除するべきだと思います。特に、先日、新聞にも掲載をされましたが、選挙に関する書類の性別表記や性別記入欄をなくすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

4点目は、最近コンビニなどに設置をされている性別を問わずに利用できる「だれでもトイレ」を町が管理する公共施設で設置を進めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上の4点につきまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずもって、熊にじの選挙アンケートにおいて、LGBTに関する認識を欠いていた回答があったことをお詫びを申し上げたいと思います。この件につきましては、配慮を欠いた回答であり、直ちに、本件に関してプロジェクトチームを立ち上げ、今後のあり方を検討させているところであります。

町では、これまで差別や偏見などの人権課題の解消に向けた啓発イベントの開催、啓発冊子の作成や配付、学習機会の提供などを通じて差別を許さない知識の啓発、並びに普及に努めてまいりました。昨年には町民の皆さんを対象に一人一人の個性と能力を引き出し、自分らしく生きていく力を身に着けるため、絵本を使ったLGBTの啓発講座を開催し、12月の人権を考える人と人との集いでは、性同一性障がいの方を講師に迎えて講演会を開催しております。今後ともLGBTの理解を深めるために、あらゆる機会を通じて、多様な性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会を目指し、積極的に啓発を努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

まず、これまでの相談やその対応への質問についてでございますけれども、担当の人権推進課及び年3回実施しております人権擁護委員によります人権相談等におきまして、本件、LGBTに関する相談、ご意見、要望等は寄せられてはならないところでございます。住民課の窓口におきまして、ここ4年間の間に2件ほど、印鑑証明及び印鑑登録に性別の記載が必要なのかという問い合わせを受けております。その際には、町の条例、大津町印鑑の登録及び証明に関する条例でございますが、こちらの条例のほうで定めてあるというような説明をさせていただいたところでございます。

住民票につきましては、性別記載は必須でございますが、印鑑証明につきましては、他市町では記載がされていないところもあり、今後、必要性を検討し、対応させていただきます。

次に、窓口での対応指針と研修の実施状況についてでございますけれども、現在、役場関係部署において公的な申請書、町が発行する公文書、アンケート等の性別欄の記載について、町長答弁にもございましたように、プロジェクトチームを立ち上げ、現在検討を進めております。

その中で、対応指針の作成も必要であり、人権推進課が中心となり、各課の意見を聴取しながら素案をまとめていく必要があるとしております。

近隣市では、法律に基づく理由がある場合を除き、市民が窓口で提出する申請書などに性別の記入が不要な書式へ変更され、職員向けにLGBTへの理解を深めるためのガイドブックを作成し、研修等を行っているところもございます。

熊本県におきましては、今年度、ガイドラインを作成し、各市町村へ配布する予定となっております。

大津町におきましても、参考にさせていただき、ガイドブックを作成し、職員が正しい知識を持つとともに、その抱えている困難等についても十分理解し、寄り添った適切な対応を心掛けてまいりたいと思います。

次に、申請書等を点検し、必要のない性別欄を削除することについてでございますけれども、先ほど申し上げました、関係部署のプロジェクトチームにおきまして性別欄の記載についても検討しております。

まずは、町選挙管理委員会が発行する各種選挙に使用します投票入場券の性別欄につきましては、来年4月に予定されております県議会議員選挙の際には、投票入場券の性別欄を削除した入場券を送付させていただくよう、現在、準備を進めております。

今後につきましても、各種申請書などの性別欄の記載についての検討を十分にさせていただき、法律で義務づけられているものなどを除いて、本当に性別欄が必要であるか否かを検討し、不要な性別欄を削除する方向で検討をしてまいります。

最後に、公共施設におけるだれでもトイレの設置についてでございますけれども、あるアンケートによりますと、性同一性障がいの方で困ることの一番目がトイレに入ることでございます。日常生活に欠かせないトイレに困っているというのは、大変深刻な問題でございます。現在、町内の公共施

設における既存の公共トイレは63カ所でございます。うち多目的・多機能トイレは48カ所、設置率にいたしまして76.1%でございます。

合志市におきましては、名称を議員がご指摘のだけでもトイレに統一し、ほとんどの公共施設に使われているとのことでございます。

今後、性別に関係なく、気兼ねなく使用できるトイレの設置につきましては、施設の老朽化に伴う改修計画など、担当課と協議をしながら、できるところから順次取り組んでいく方向で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） トイレにつきましては、今、言われましたように、これ直接聞いてみたんですよ。その多目的トイレで大丈夫なのかどうかということですね、そしたら、その多目的トイレで大丈夫、ただ名前を、その特に目的がなくても入れるように、だれでもトイレということですね、していただければ、それが一番入りやすいということで、コンビニなんかは今その多目的トイレだけでも、だれでも使えるようなトイレということになってますので、よろしくをお願いします。

それと、これこないだ人権大会があったときにもらったチラシの中に、日本一の人権のまちづくりを目指すということで書いてあるんですね。日本一を目指すということは、もうほかがどうやっているとか、ここがこうしているとかじゃなくてですね、町としてどう捉えていくのかということで、先進的にやっぱりやっていくのがこの日本一の人権のまちづくりをしていくものじゃないかと思えます。これ2年前に2件、2件ですけども、そういう相談があっていると。小さな声なんです、少数の声だけでも、そういう声がある段階でしっかり今後は問題意識をもってもらって、それが本当に性別欄があるのが正しいのか、なくすことができるのかというのを、その時点で考えていけばもう2年前にこういう話は済んでいる話じゃないかと思えます。日本一の人権のまちづくりということであらうことについて、町長にもう一度このLGBTについてですね、もっと先進的にやっているところはあります。今後、これまた提案していこうとは思いますが、これはもう初歩的なことを今私は言ってるつもりですので、これもお金もかからずにできることで、まだ先進的にいろんな取り組みをされているところがありますので、今後またそういう質問はさせていただこうと思いますが、その日本一人権をしていくために、町長のお考えを再度質問させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 日本一の人権のまちづくりということで、目標を掲げながら頑張っておりますけど、まずは町民の皆さんの意識改革、人権なくして平和なし、平和なくして人権なしと言われるように、本当にそのような人権こそが生活をしていく中でいろんな問題解決の第一歩になる、そういう意識を持った住民の皆さんをつくりあげていくというか、住民の皆さんと一緒に勉強をさらに進めていく方向で頑張っていきたいというふうに思っております。日本一に頑張っていきたいというふうに思っております。



○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） ぜひ日本一を目指すために、また次、別の質問を今度させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、3点目の避難所の環境改善・整備についてお伺いをいたします。

9月定例会では、マイ・タイムラインなど、防災・減災へのソフト対策について提案をさせていただきましたが、今回は、避難所の環境改善・整備というハード的な対策、そして、心のこもったハード対策という観点でお伺いをいたします。

今年も大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、そして北海道東部地震などいくつもの大規模災害に見舞われました。今後も気象災害は悪化の予測がなされています。その中で、今、災害時の避難所のあり方が問われています。気象庁の警報にしたがったタイムラインで早期避難が行われるようになったこと自体はいいことですが、避難所生活が長期に渡る場合、その生活環境の変化から体調不良になる人も少なくないそうです。長引くほどに疲労は深まるばかりで、行政は避難者の心身と健康に十分目配りする必要があります。とりわけ避難所の生活環境をどう整えるかは避難者の体調に直結するだけに重要な課題となります。

熊本地震では、発災後に体調を崩して亡くなる災害関連死が200人にのぼり、その多くが避難所生活をされていました。こうした悲劇を繰り返してはいけません。国の避難所運営ガイドラインには、約50人に1個のトイレを確保する。マットや段ボール使用等の簡易ベッドの導入を目指すなど、避難所の環境整備について具体的な考え方が明記されています。ただ、自然災害が激甚化し、頻発していることを考えれば、避難所の生活環境を普段に見直し、改善に知恵を絞る努力を怠ってはいけません。そこで注目したいのが、スフィア基準という人道対応の国際的な基準です。例えば、このスフィア基準には、一人当たりの居住スペースは3.5平方メートル、トイレは20人に1つで、男女比は1対3といった具体的に具体例が示されています。障がい者が介助犬など同行して避難してくる場合などへの対応もスフィア基準には定められています。国際赤十字やNGOが紛争や災害を想定してまとめた国際基準で、日本のガイドラインより手厚くなっています。海外ではこの基準を採用している国は多くあり、火山、地震国のイタリアでは、避難所にいる家族ごとにテントを支給したり、ホテルに宿泊させる体制まで整えているそうです。

日本では、徳島県が避難所運営マニュアルにこの基準の一部を盛り込んでいるそうです。地域によって状況が異なるため、すべての自治体に一律に当てはめることは難しいですが、少しでもこの基準に近づける努力は必要ではないでしょうか。

スフィア基準には、被災者には尊厳ある生活を営む権利があるとの理念が定められています。熊本地震から2年8カ月が経とうとしていますが、同じような大災害はまた必ず起こります。そのときのためにも熊本地震の教訓を生かして、女性や子ども、要支援者の方々に配慮した質の高い避難所への環境改善・整備を急ぐべきだと思います。

以上のような観点から3点お伺いをいたします。

1点目は、断水時の避難所におけるトイレ確保の状況はどのようになっているのでしょうか。

2点目は、避難所へのマットや段ボール使用ベッドの導入状況をお伺いいたします。

3点目は、子どもたちの熱中症対策と命を守る防災を進めるため、避難所となる町立の小中学校の全体育館へ計画的にエアコンの設置を進めるべきではないでしょうか。

以上の3点について、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の災害時の避難所の環境改善に関する質問にお答えしたいと思いません。

災害時に断水した場合のトイレの確保についてですが、熊本地震の折にも断水により自宅をはじめ、各避難所においてトイレが使えない状況であり、学校のプールなどからバケツなどにより水を運ぶなどのご苦勞をおかけしたところであります。

また、各避難所においても、マット等の備蓄もなく、発災当初は施設の床に寝ておられるといった状況でありましたが、その後、直ちに物資を購入したり、他の自治体からもさまざまな支援物資が届く中で、順次、避難所の環境が改善されたところです。

これらの反省を踏まえて、災害時に必要な簡易組立トイレや段ボールベッドなどの物資や食糧などの備蓄計画を立て、年次計画により整備をしていく予定としております。もちろん、簡易トイレができて水がなければ使えないということ、大体3日間、大変な時期を迎えたというような状況でございますので、我々の公設の避難所関連等についても、今後簡易井戸を備えるような形も考えていかななくてはならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、簡易井戸関連等についても、今、総合体育館かねてもつくっておりますので、ほかのところについても検討を進めていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに考えております。

避難所となる体育館へのエアコン設置の件でございますけども、議員言われるように、体育館が避難所の場合は、暑さ、寒さ対策が必要になり、特に夏の暑いときには熱中症対策も考えなければなりません。体育館にエアコン設置する計画については、現在、地震による被害を受けた学校の復旧工事や校舎の老朽化による雨漏り等の対応を優先して整備にあたっており、現時点では、エアコンの設置計画はまだ先になるかと考えております。

しかし、避難所を運営していく上では、暑さ寒さ対策は重要でありますので、当面は、スポットクーラーやストーブ等による対応や空調のある教室の利用を考えております。

ただし、今年の夏のように、命に危険を及ぼすような猛暑日が連続する場合については、避難所となる体育館等の冷房化が必要となるため、国の有利な補助制度等の動向をみながら、エアコン導入の検討も進めていきたいというふうに思っております。

現状につきまして、また総務部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 現状等も踏まえて説明をさせていただきます。

まず、断水時のトイレについてでございますが、今年の5月と11月の校区別の住民座談会におきましても、断水時のトイレが非常に困ったとの意見をいただきました。先ほど町長が申し上げたとお

り、消防団や避難者同士の協力により、水を汲み上げ、トイレを利用されております。また、校區別懇談会では、自宅で水が使えなくなったときのためにお風呂の水はすぐに捨てるのではなく、しばらくためておいて非常時に備える等の意見等も出ております。

また、町としましては、断水したときのトイレの確保として、内閣府から平成28年4月に出された避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインに基づき、仮設トイレ等を備蓄しております。町の指定避難所として本年度、県立学校3校と災害時の避難所としての協定を結んでおり、この県立3校を含め、町には全体で22カ所の避難所がございます。屋内収納可能人員にして約9千人でございますが、熊本地震の経験から住民の約3割が避難したと仮定した場合、ガイドラインによりますとトイレの数は200基必要となります。町では220基の簡易トイレを現在保有をいたしておりますので、各避難所に配置することが可能であり、配布につきましては、議員言われましたように、男女比1対3の割合で女性を多く配布するよう考えているところでございます。また、トイレの設置までの日数が大変重要になりますので、発災後おおむね3日以内の早い段階で設置できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、マットや段ボールベッドについてですが、これらの物品は、寸法が大きく、常時の備蓄にはかなりの備蓄場所、面積をとるため、現保有数、現在、備蓄といたしまして、エアマットなどが1千200枚、それから毛布が1千200枚備蓄がございますが、これらを備蓄し、災害時には、協定を結んでおりますイオンやコメリ、ナフコなどからの提供もですね、あわせて考えておるところでございます。

今後は、備蓄と協定の両方から町の備蓄計画を考えて整備をしていく予定といたしております。

最後に、避難所となる体育館へのエアコンの設置についてですけれども、東京都におきましては、今年の夏の猛暑により、校庭だけではなく体育館やプールも使えず、授業や部活動ができない事態が発生したことから、小中学校の体育館の空調設備補助制度の方針が出されております。今後は、国による有利な補助制度の設定についても予想がされるところでございます。これらの有利な補助制度が確立された時点で教育委員会とも協議をさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

現在、大津町では、小中学校の普通教室については冷房化が100%達成いたしておりますので、避難所の中で体力的に不安がある方を優先してこの冷房が完備した教室を利用させていただくなどの工夫や体育館等へのスポットクーラーやストーブ等の整備についてもあわせて考えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 今、言われましたように、東京都では、今回、都の独自の補助として全体育館にクーラーを整備するということになっております。国のほうでは、普通教室に、大津町は今100%ということと言われましたけど、ついてないところが多いもんですから、国のほうで、今回は普通教室にエアコンを設置するために有利な補助を出しています。次は、特別教室と体育館ということ言われていますので、ぜひ国のほうですね、先ほど言われたように、有利な補助が出た時には整備を進

めていただくようによろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時より再開します。

午前10時50分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆さん、おはようございます。3番議員、山本富二夫です。通告に基づき、今回は3問の質問をいたします。

第1番目、大津町政から大津市制へ、瀬田駅周辺地域の大規模な開発の考えはあるかを質問します。

我が大津町は、現在、人口3万4千人となっております。この3万4千人の大津町が大津市制へと発展していくためには、今から家入町長が大胆な発想をして、先頭に立って瀬田駅周辺の大規模な開発の計画、策定を立案してもらいたい。一応の大津町の役場の建設にも目処が立ち、町長には次のビジョンとして市制への取り組みを町民に示してはどうか。

今、議会全員協議会での大津町都市計画マスタープラン改正の中で、瀬田駅周辺の開発プランが何も示されていない。以前は、大津町近郊には合志町、西合志町、菊陽町とあり、合志町と西合志町が合併し合志市になり、隣り町の菊陽町も畑作地域の整備地区に、ただし、JR豊肥線は近くにある。そこに大型の商業施設の誘致に成功している。また、12月6日、熊本県知事蒲島県知事がJR三里木駅からの空港へのアクセス鉄道の計画を発表、現在の菊陽町の人口は4万2千人まで増加しており、人口5万人での菊陽市も実現味を帯びてきていると思う。嘉島町も緑川脇の水田地帯にショッピングモールを誘致し、周りにいろいろな店舗や住宅開発をしての開発が取り組んでいる。御船町も御船インターチェンジ近くに5月14日の熊日新聞によれば、コストコを中心とした大型商業施設の計画が進行している。コストコの商圏は大牟田市から大分、鹿児島市、宮崎市ぐらいの範囲での取り組みを考えていると思う。瀬田駅周辺への大型商業施設の考えを考えて取り組むには半径100キロぐらいでの商圏での考えに基づいた考え方が必要である。北熊本インターチェンジから高規格道路が大津町を横切り、竹田市、大分市へとつながる計画が現在進行中だ。大津町にも大津インターチェンジができるであろうし、現在は通行止めの国道57号線やJR豊肥線、大津・一の宮阿蘇駅間の復旧も進んでいくであろう。

また、民営化後の熊本空港利用者観光客の阿蘇観光への通り道でもある。外国人観光客のショッピングの場所としての位置づけも考えられるすばらしい地区が瀬田地区であると私自身考える。大津町の瀬田駅周辺は、まだ、他の町村に比べたら未開発の広大な土地、例えば、隣り町の菊陽町の3倍の広さの土地と、価格も菊陽町に比べたら格段に安く手に入る条件であり、忘れてはいけないのは、世界に誇る阿蘇山が展望できるということだ。

もう1つは、大津町には菊陽と違って、合志市には農業大学、菊陽町には技研大学があります。でも、各々あるのに大津町には、今現在、大学が誘致されていない。瀬田駅周辺への大学誘致も人口増の取り組みとして考えてみてはどうか。私が20年前に福岡市に転勤中、福岡市西部の糸島地区に福岡大学の決定があり、糸島地区は水田とみかん山、ほかに何もない、福岡市から距離的に、時間的に30分はかかる地域でした。当時は、駅から大学の建設地まで遠く、道幅は狭く、スーパーマーケットやコンビニもあまりない地区でしたが、今現在は大学が移転したお蔭で、すばらしく学園都市化も進んでおります。今からの時代はグローバル化の時代の大学が社会や企業から求められる時代です。そのために、既存の大学に外国語学部の新設や海外の大学の誘致も考えていかなければならない時代にきていると思っております。熊大に対しても、大津町にはすばらしい学園都市としての環境があります。新設の学部と共に、熊大の移転も検討してみたいかがと。また、示す場合は、文章、図で示せる企画・立案をしてみたいはどうか。待つ時代はもう終わってきています。11月8日にスポーツコミッション勉強会があり、リンク北上ディレクターの司藤道雄氏の講演を聞き、岩手県北上市は、市長が陣頭指揮のもと、司藤道雄氏を中心に素晴らしいまちづくりに取り組んでおられます。また、観光、スポーツ、文化の一体化による金を稼ぐ努力を町は絶えずしていかなければならないと言われておりました。町から市への取り組みをしていく中で、町職員だけでは難しい状況です。取り組むには企画力となる外部の専門家をコンサルタントとして利用すべきではないでしょうか。以上のことを踏まえて、2問質問します。

1、大型ショッピングモールの誘致による開発を、2、大津町の文化都市化へ、学園都市構想での大学誘致を。

以上について質問します。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の瀬田駅周辺の開発関連等についてのご質問でございますけども、まずもって、大津肥後駅から空港へのライナー、モノレール関連の大きな町民の夢が壊れたことを我々の力不足にお詫びを申し上げたいというふうに思います。そういう意味におきまして、新たなまちづくりをしっかりと考えなくちゃいけない時期で、今、大津町都市計画マスタープランを策定中でございます。そういう中で、大津町の今後の地域の開発をしっかりと考えていかなければならないということで、今、策定中でございます。その1つとして、今、瀬田地区のほうの大津東部の開発関連等について、本当に議員がおっしゃるように、あの地域は宝の持ち腐れにならないようにということで、これまでいろいろと東海大学の関係者のほうともいろいろご相談を申し上げましたんですけども、東海大学については、益城の宇宙センターお持ちの8ヘクタールぐらいのところ再度建て直しをやっていくというような話でございますけども、ほかにも野球場建設とかいろんな宿題も東海大学からもらいましたけども、なかなかいろんな条件がありまして、これに対してこれからの金入り、物入りというような中で対応できないなというふうに思っております。もちろんショッピング関連等につきましても、室の三吉原の重要関係についても、あの辺に大きなモールをつくるということでいろいろと、ある企業とも相談をさせていただきましたけど、ちょっとだけ面積が足りないというような状況

で、大津町での進出を断念されたという経緯もございます。いろんな形で地域の開発関連等につきましてしっかりと取り組んでいかなくちやならない。しかし、その取り組みについては、もう皆さんご承知のように、大津駅の南の15ヘクタール、田園地帯が宅地に変化して、大型店舗の問題や駅南口関連等ができて非常に活性化されておるといようなのが実情でございますので、これにあうように、議員のおっしゃるような、夢あるものをつくろうという形になると、都市計画法や農振関連のほうのクリアをしていかなくちやならないという状況でございますので、その辺につきまして、担当部長のほうからそれぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。説明させていただきます。

現在、大津町都市計画マスタープランを策定中でございます。その中で20年後の大津町の人口予測は、平成27年国勢調査ベースによる国立社会保障・人口問題研究所によると人口推計で3万9千人となっており、その後、人口は減少していくという予想がなされております。今の時点で何もしなければ、いずれは町の人口は減少してまいります。大津町が今後も発展していくためには、いろいろな施策が必要となってまいります。

振興総合計画においても、都市計画マスタープランにおいても、雇用の場の創出のための工場等の誘致に努めると記載し、瀬田駅周辺の開発は大津町発展のための有効な手段であると考えております。

ただ、議員のご質問の大規模な開発時には25ヘクタール以上の工業団地や流通業務団地の造成事業では、環境アセスメントの手続きが必要となり、この手続きには、相当な期間と金額を要することとなります。

また、大型ショッピングセンターを誘致する場合は、都市計画法により床面積が1万平米以上の大規模集客施設について、用途区域の指定が必要です。まずは、大津町の都市計画審議会の了承を得て、その後、県が作成する都市計画区域マスタープランの変更を行い、熊本県が所管する都市計画審議会に諮り、その後、国土交通大臣の同意を要するため、一定の期間を必要とします。また、大規模集客施設については、熊本県が行う、近隣市町村との広域調整手続きも必要となり、いずれも熊本県との連携、調整が非常に大切となりますので、熊本県の理解が最重要課題となります。

現在、熊本地震以降、肥後大津駅から阿蘇駅までは不通となっており、JRも工事を進めておりますが、復旧には至っておりません。一日も早いJRの復旧を要望いたしておりますが、一定の時間を要するものと考えております。

いずれにしても、大津町の発展のためには、新たな雇用の場の創出が必要であるとの思いは同じだと思います。ただ、現実には超えなくてはならないハードルがいくつもあると認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） おはようございます。私のほうからは、開発に伴う農地の転用と農用地区域の除外につきましてご説明いたします。

まず、農地に区画形成の変更を加えて、住宅・工場・学校等の施設用地に変更する行為は、農地転用になります。この農地転用に関しては、大変厳しい制限がありまして、上位から「農用地区域内にある農地」・「第1種農地」・「第2種農地」・「第3種農地」の4つの段階があります。大津町では、瀬田駅周辺の農地につきましては、最上位の「農用地区域内にある農地」と位置づけておりまして、町が農業上の利用を確保すべき土地として定めた区域内にある農地として転用は原則不許可でございます。

次に、農用地区域の農地を除外するためには、農用地区域以外の土地を選定できない明確な理由や除外に要する規模の明確な根拠などが必要となるうえ、農地転用の許可見込みにつきましても必要となります。しかし、瀬田駅周辺につきましては、駅から西側に農地が連続して約75ヘクタールほど広がっております。つまり、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある集団的農地と判断されますので、農用地区域から除外されたとしても、農地転用で2番目に厳しい第1種農地に区分されることになり、農地転用につきましては、原則不許可となります。

このようなことから、瀬田駅周辺地域の大規模な開発につきましては、宅地等への農地転用及び農用地区域からの除外につきましては非常に厳しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今、お聞きしましたが、これなかなか厳しいということでは前にも進みません。やっぱり取り組みというのは、その厳しい中でいかに取り組んでいくかということが大事です。厳しいから取り組まないというのでは、大津町は前にも進みません。その厳しい取り組みをクリアしてこそ大津町の発展があると思います。厳しい取り組みを今後十分にさせていただき、大津町の発展に寄与していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

2番目、上井手沿いの遊歩道の整備をし観光客誘致をする考えはあるかについてお伺いします。

上井手・下井手が世界かんがい施設遺産に今年の8月に登録されました。この世界かんがい施設遺産をいかに大津町の観光に活かすかが、今後の大津町の観光客誘致につながると思います。

国は今年からアウトドアスポーツ元年と位置づけて取り組みをはじめております。今からは、観光地巡りだけでは観光客がくる時代ではないです。体験観光やマラソンやウォーキングを求める観光客誘致に力を入れる時期だと思えます。上井手はウォーキングに適した場所です。街中の上井手は、江戸時代からの長い歴史のお寺や石橋があり、上流部には上井手取入口の閘門、桜がきれいな瀬田神社などがあり、そのためには、上井手沿いの道に町有林のヒノキを用いた長椅子や近くの公園トイレを示す掲示板などの費用をあまりかけないでの取り組みを考えてみてはどうですか。

12月5日の熊日新聞で大津町の情報アプリが町が配信、観光やイベント、スマートフォン用の町公式アプリの配信をはじめたとの記事に、一歩進んだ町の取り組みはよいことであると考えております。ただ、一般の人々に利用していただく努力はしなければなりません。

私がここに持っているんですけども、大津町にはこんな熊本大津観光ガイドブック、それと大津町文化財マップ、歴史と文化を誇る大津町といろいろ良いのがあります。昨日、大津駅に私が行きまして、大津町のこういうロードマップ置いてあるのかなと探してみましたがありませんでした。そこにいられた人にちょっと聞いたら、空港からJR大津駅まで来て高森町などに行く時にバスの待ち時間が2、3時間あると。そのときに、もうその待合所で何もせずに待っていると。こういうロードマップ、せっかく大津町つくっているのに、あれば水車を見に行ったり、石橋を見に行ったりするのができると。町ではこういう1、2時間コースのロードマップをやっぱりその観光地でない、普通の空港を利用してこられた人に見せるべきではないかと思います。そこで、JR大津駅や町施設には、インスタ映えのするガイドブックを置いてはどうか。ガイドブックは、大津町に関係ある外国の方と一緒に作成したら、地元の人たちだけでの作成では日本人だけの利用だということです。海外の方も利用してもらうには海外の方の英語、中国語、韓国語もあるガイドブックが必要になります。今後ますます増えるであろう外国人観光客の人のためにも、魅力ある世界かんがい施設を持つ、もっと身近な外国人に発信するには、海外の若者に知名度が高い熊本県のくまモンをガイドブックに、例えば、ここにくまモンのガイドブックを載せることで目に付くというものを利用してもいいのではないのでしょうか。JR大津駅から30分コース、60分散策コースなど企画し、大津町にぜひ降りてもらいたいです。大津駅以外にも役場、大津の施設、そういうところ、よければ熊本空港等にもやっぱり置くべきです。昨日お伺いした時に、高森町のこういう立派なパンフレットが大津駅に置いてありました。すと、菊陽町もちゃんとまた菊陽のこういうのも置いてあります。ただ大津町のがないというのが一番残念でした。上井手沿いには、瀬田、吹田地区などに今は珍しくなった蛸がたくさん舞っている場所もあります。夏の風物詩としては、地域住民のいただきながらやればいいと思います。2月にスポーツの森で行われる、大津ジョギングフェスティバルをスポーツの森から上井手沿いを上流に行っていくコースもより多くの人に参加できる身近なイベントですから、こういうのも1つ考えてみてはいかがでしょうか。

以上のことを踏まえて、2つ質問します。

ウォーキング等のために、上井手沿いに遊歩道の整備をする考えはないか。

上井手をテーマとしたイベントを企画、実施する考えはないか。

以上についてお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の上井手関連等につき、世界かんがい施設遺産に認定されたので、それを活かして2つの質問でございますけども、世界かんがい施設遺産、これを保存してこられた先代の皆さんの恩恵であるし、また、これを今後ともどう活かして活性化していくかという大きな課題も我々としては責任を持っておるところでもあります。このように、保存を努めながら広域的に地域の活性化に結び付くというようなことが重要であるというふうに思っております。そういう意味におきまして、議員のおっしゃるとおり、上井手関連等については、前々から昭和園あるいは大松山までの散策、そして、街中には文化伝承館をはじめとする交流館、大津駅、その辺のところの散策関



連についてはしっかりと広域的な整備をさせていただいておりますので、水車やトイレ関連を取り組んでやっております。

また、そういう中におきまして、肥後大津にっこり会というのが今立ちあがって、大津駅北のほうの上井手との関連について、今活性についての勉強会をされておられるようでございます。そういう中におきまして、また遺産関係になった関係で、菊陽、大津、熊本市と連携を取りながら、公民連携のもとでイベント関係も今後計画をしていきたいというような方向で今進めさせていただいております。

大津町に上井手だけでなく、かんがい用水は錦野井手や迫井手関連等について、やっぱり大津だけでなく、菊陽の鼻ぐり井手関連等についてもしっかりと考えていかなきゃならないというふうに思っております。一次、上井手400年の形で上井手沿いの錦野、中島、下町関係で40キロ、あるいは30キロのマラソンコースを計画し、体育協会ともご相談したところでございますけれども、残念ながら震災がきて取りやめになったというようなこともございますし、何かやろうというようなことについては、地域の皆さんもしっかりとご協力される方向でございますので、今後についてもしっかりとイベント関連でそれぞれの地域の活性を図っていきたいというふうに思っております。

先ほどからいろいろと大津駅のPR関連等についてしっかりと今ご注意を受けたわけでございますけれども、担当のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 上井手・下井手につきましては、江戸時代の初期の1606年から1637年にかけて供用開始され、当時としましては卓越した技術で建設された用水であり、熊本の水田を潤し、農業の発展に貢献した歴史的価値のある農業用水施設でございます。

このたび、世界かんがい施設遺産に登録されたことに伴い、熊本連携中枢都市圏において、関係自治体と土地改良区で連絡協議会設置を検討しております。この中で、施設の歴史的・文化的な役割の情報発信や地域で行われる施設を活用したイベントの情報発信を行う予定でございますので、白川中流地域における町おこしとして、散策やサイクリングのコースを検討していきたいと思っております。

また、大津町では、関係各課と大津町の水文化を語り継ぐまちづくり団体である「上井手の水とともに生きる町づくりの会」と今後の活用策を検討しているところでございます。その中には、講演会の開催や歴史文化伝承館を起点とした町歩きのコース作成、小学生によるかんがい遺産ガイド等、たくさんのアイデアが出ておりますので、できるものから実施していきたいと思っております。

現在、大津町では、英語・中国語・韓国語で肥後大津駅を中心に、上井手周辺の「よりみち散歩マップ」を作成して、ビジターセンターやホテル等においでいただいております。海外からの観光客対策にも力を入れていきたいと思っております。

第6次振興総合計画の中に、フットパスの振興を含めた滞在型・体験型観光の振興を施策の体系に出しております。議員ご指摘のとおり、今後は体験型観光に力を入れていく必要があると考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 今、部長から説明をいただきました。

ロードマップ等をほかのところに置いてるけど、JR大津駅になぜ置いてないのか。やっぱり置かないと何もならないし、この一般質問を作成するにあたり、私は、3カ月の間に何回か行きました。その中で、やっぱり大津町を散策するためのマップがないと、部長は置いてるというけども、それはホテルであって、やっぱり一番、来て一番利用するのはJR大津駅を利用した持ち時間のある人じゃないかと思しますので、部長にお尋ねしたいのは、そのロードマップ的なものをいつごろ大津駅に置かれるのか。それをお聞きしたいです。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明の中で大変申し訳ございませんでした。通常、先ほど申しましたように、散歩のよりみちマップというのを当町のほうで、こういう形で見開きでつくっているところがございます。肥後大津駅を中心として、上井手周辺も入れたところで今やっておりますけれど、今ご説明の中にありましたように、マップ自体はつくっておりますけれど、今駅のほうに、今、議員が行かれたときに切らしとったというところがございますので、早速増刷しまして駅のほうに設置したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） ぜひ増刷していただいて、切らさないように置いていただきたいなと思えます。

次に、第3問に入ります。

資料を見ていただきたいと思えます。これは私が菊陽町の役場に行っていた資料です。今回の第3番目の大津町の景観を守るための対策をどう進めるのか。我が大津町には、美しい町づくり条例があります。目的として、第1条、この条例は、郷土を愛し、自然の恵みに感謝しというふうな文言が書かれ、第3条では、町はあらゆる施設を通じて環境の美化を図り、清潔で美しい町づくりを推進するものとする、3条の3で、町は美しいまちづくりのため、住民と事業者及び所有者等に対して必要な協力を要請し、または支持することができる等々、条例でうたっておりますが、今の現状をみると、果たして条例が活かされているかどうか疑問と思うところであります。

熊本地震とその後の水害で、例えば、外牧地区など、外牧川の洪水で河川が氾濫し、危険性が高いA地区に指定された住民がその場所に住めなくなったり、白川沿いもしかり、A地区に指定されて住宅が建てられなくなったり、今はまだ雑草等は茂っておりませんが、高齢になったり、遠方に行かれたりして大津町にはたくさんのそういう問題を抱えた空き地が今後増えるであるというのが現状だと思います。熊本地震後、空き地や空き家の草刈りなど手入れがされていない宅地などが目立つようになり、荒れた空き地には近隣地への枝の影響や害虫の発生、ごみ等の不法投棄の誘発などの問題が起きつつあります。菊池市や合志市の議員の皆さんにお尋ねしたら、役場で空き地などの所有者に対し、管理依頼をお願いされているとのこと。大津町も一部の対策は住民に対してされていると思えますが、近隣市町村に比べたら対応がぬるいのではないかと考えております。菊陽町は、荒れた空き地

等の持ち主に対して、所有地と雑草等の除去についてのお願いという、ここに文書が、皆さんに資料1であげている文書ですけども、この文書とともに写真を役場が持ち主に送り、協力を、1回目は文書と写真を送り、改善がなされない場合は2カ月後に2回目、それでもまた返答や改善がない場合は3回まで送るといことです。また、菊陽町には、菊陽町空き地に繁殖した雑草等の除去に関する条例もあります。除草等の命令、第5条、町長は、空き地が危険状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者または管理者に対して雑草または枯草の除草、その他危険状態の除去に必要な措置を命令することができる。その条例もあります。大津町も民有地の空き地であっても、せめて菊陽町ぐらいの対応をしてもらえないでしょうか。個人所有の空き地や空き家だから何もしない、空き地の周りの住民たちは非常に迷惑を被っている現状もあります。また、町道、里道沿いの伐採されない樹木が道路にはみ出していることによる交通障害、妨害等もあり、地域住民が迷惑しているのが現状ではあります。夜、中学生が帰宅するときの冬の時間帯は街灯に樹木が覆いかぶさり、街頭の役目を果たさなくなっている危険を感じる場所があります。これは北中の生徒さんの部分で多く見られます。

以上のことを踏まえて、2つお伺いします。

個人所有の空き地等の管理は個人任せで、町は何の指導もしていないのかということと、2、町は今からどう環境美化での美しいまちづくりに対処していくのか。この2点についてお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の環境整備等についてのご質問かと思えますけども、熊本地震によりまして多くの方が被災されまして、公費解体で1千500棟以上の住居や納屋などが解体されております。その後、議員おっしゃいますように、空き地の状態のままで手入れがされていないところも目立つようになってまいってきております。町では、区長さんや町民の皆さんからの連絡があった場合には、大津町美しい町づくり条例に基づき、土地の所有者や管理者に対して現地の写真を添付して文書で適切な管理をお願いしている状況でございます。

本年度は、町からお願いした中で、約6割の方に対応をしていただいておりますが、その後につきましても対応ができていない空き地につきましては、再度、土地の所有者や管理者に催促の連絡をするなど、引き続き適切な管理をお願いしております。

また、環境美化につきまして、現在、年2回ほど環境美化の日を設けて、それぞれの地域で美化作業に取り組んでいただいております。今後につきましてもこのような取り組みを通じて、住民の皆さん方の環境美化意識の向上や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

空き地対策につきましても、現在取り組んでおります空き家対策とともに、十分連携しながら取り組みを推進してまいりたいと考えております。

何もかも町でやることは大変厳しい状況でございますので、この辺は住民の皆さんと一緒に頑張っていかなくちゃならない、そういうために、町としては、地域活性化事業あるいは農村地域におきましては、農地・水事業等によって環境整備を今させていただきますので、そういう事業をしながら「水水」などの活用をお願いできればなというふうにも思っております。

また、環境の意識関連等について、西原村がやっておりますように、道路関連等、地域の環境等についての表彰関連等も検討する価値があるんじゃないかなというふうに思っております。

状況につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） おはようございます。山本議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど町長が申しあげましたように、町では、住民の方から空き地等の管理についての問い合わせがあった場合につきましては、町の美しい町づくり条例に基づきまして、土地の所有者あるいは管理者に対しまして文書で適正管理をお願いをしているところでございます。ちなみに本年度の実績としましては、文書で通知したものが20件ございまして、昨年度の11件から既に倍増をしているような状況でございます。内訳といたしましては、宅地が8件、耕作放棄された田畑が8件、それから山林が4件ということで、このうち12件、6割の方が対処していただいております、宅地につきましては75%の方が対応をしていただいているような現状でございます。

また、町道沿いなどの伐採や除草の要望が、本年度につきましては33件ございまして、このうち個人の所有地の樹木が11件、連絡先がわかり伐採のお願いをしたのが7件、さらに、個人で伐採をされたのが6件というような状況になっております。中には、町外あるいは県外の方で、すぐには対応できないという方もいらっしゃいまして、今後につきましては、土地の所有者あるいは管理者に対しまして繰り返して通知を差し上げたり、あるいは、その後の催促を行うなど、引き続きその後の進捗状況を確認するなど、空き地の適正管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、これからの美しいまちづくりにつきましてでございますが、現在、6月と10月に環境美化の日を設定しまして、それぞれの地域におきまして環境美化の推進の取り組みをなさっておりますので、さらに、引き続き推進をしてまいりたいというふうに考えております。

また、町の広報誌の環境プレスなどによりましていろんな各種環境に関する情報提供等も行っておりますし、さらに、地域づくりの活動として元気大津づくりの「水水」等を活用していくことによって、地域での支え活動の支援など、美しい町づくりをさらに推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 町が空き地、空き家対策のいろんな取り組みをされているというのはよくわかります。ですが、役場職員の中での今度の菊陽町でのこういうお願い、除草等のお願い等の文書等についての意思疎通をもっと図っていただいて、あの方が来たときには課長が対応したのでできたと、ところが、違う職員では対応ができなかったという部分での問題も起きるかもしれませんので、きちっとそういう部分での空き地、空き家の部分での相談には今後も真摯に対応していただければと思います。

以上で、今回の質問終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時45分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。傍聴の皆様も寒い中わざわざお越しくださいまして大変ありがとうございます。お許しをいただきましたので、通告にしたがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。今回は通告書に記載のと通りの2点、小中学校の標準服及びスポーツと景観、環境、文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することによる地域経済の活性化について伺います。

それでは、早速、1つ目の町立小中学校における標準服の意義とあり方について質問いたします。

まず、標準服に関して補足をいたします。ある辞書では、標準服は学校などの組織において所属者が着用することが望ましいとされる服装、ただし、制服とは異なり、常時着用の義務はなく、推奨されるに止まると記載されております。つまり、制服は、学校で必ず着用するよう義務づけられたもの。一方で、今回、話をする標準服は、学校で着用を推奨するものだが、着用の義務はないものと解釈できます。ただし、町内の実態として、基本的にはこの標準服が制服として運用されており、標準服の着用が暗黙の規則となっているのが現状かと思えます。今回の一般質問にあたっては、制服か私服、自由服かの議論をするつもりはありませんが、標準服の議論をするにあたり、今ほど述べた現状を前提にしてお話をいたします。

さて、一般的に服装規定は学校長に裁量があるとされていますが、泰明小学校におけるブランド標準服の問題においては、教育委員会や文科省を巻き込む議論となりました。結果、教育委員会からは、決定過程に問題があった、指導不十分だったなどのコメントが出され、国会においても保護者負担も踏まえた配慮がなされるよう文部科学省において、各教育委員会に対し通知の発出を含め対応を検討しているところであるとの趣旨の答弁がなされております。

以上の動向や関係性も踏まえ、次の内容について教育長の見解を伺います。

1点目、冒頭において現状を述べましたが、議論の前提として、標準服の意義と位置づけについて、教育長の基本認識と考えを伺います。

2点目、こちらは今回の一般質問にいたるきっかけとなった内容でもあります。現在、大津町の小中学校においては、男女で標準服がわけられており、男子はパンツ、女子はスカートというのがいわば標準と定められています。まず、標準服は、衣装とも言えるものですので着用にあたってある程度の決まりはあってもよいと考えています。また、貧富の差による影響を最小限にするなどの意図もあり、容姿についてはいろいろな考え方があります。したがって、冒頭で述べたとおり、その点まで議論を広げるつもりはございません。しかし、標準服を男女でわける意味はないのではないかということが当該質問の趣旨です。実際に児童や保護者にヒアリングをしたところ、機能性の面から女子でも

ズボンを穿きたいという声もありますし、本日、同僚議員の一般質問にもあったLGBTなどの悩みを抱え、男女で決められた制服、役割を当てはめられることに対して大きな負担を感じている児童生徒もいるのではないのでしょうか。そもそもジェンダーの問題とは別にしても、学校生活の実情として男女で役割や作業が同じなら服装で性差をつける意味はないのではないかという問いも生まれます。また、こちらもLGBTの問題とは別に、日本の文化的にみても多くの女性がズボンを穿いていますし、女性はスカートでなければならないという合理的な理由が見つかりません。パンツスタイルは、男女の共通の様式なので自由に判断してもらえばよいはずですが、飛躍しすぎだと感じる方もいるかもしれませんが、根っこにある問題は、男性と女性にわかれていることではなく、男女の役割を固定化していることとも言えます。その点に立脚すれば、これはつい先日文化ホールで開催された人権を考える人と人の集いでも触れられた人権の問題でもあると言えます。さらに、男女共同参画の問題でもあります。また、少なくとも私は児童から何で私は学校でズボンが穿けないのと言われたときに、しっかりと納得してもらえる説明ができません。世の中の流れとしても、機能性の問題や、本日、同僚議員の質問にもあったLGBTへの関心の高まりなどからジェンダーレス制服の導入が全国的にも進んでいます。ジェンダーの視点から言えば、体操服や水着、トイレなど、考えるべきことはほかにも多くありますが、上記の視点から、あえて今回は標準服における男女の区別に絞って教育長の見解を伺います。

最後、3点目、その他、着用ルールの合理性と多文化社会に向けた対応について伺います。

パンツとスカートの問題に象徴されるように、制服の着用に対して、児童や保護者の一部から疑問の声をいただいています。標準服の着用ルールにあたって一例をあげると、ある学校では着用の順番が決まっており、半袖の上からベストやセーターを着てはいけないというものがあります。しかし、特に1日の寒暖の差が厳しい昨今では、朝昼夕で上着で調整するのは合理的であり、生活教育の観点からも有効であるように思います。ルールだからと言えばもちろんそれまでですが、私は、ルールを決める立場にあるものは、その理由を説明する一定の責務があると思っております。現在の基準を変えるかどうかは別の話として、ルールを決める側は、ルールだからで済ませてはならないのではないのでしょうか。それは物事を理由や背景まで深く深く掘り下げて考えるという、今後一層重要性を増すとされている能力を養う意味で、教育の観点からも有効ですし、児童、保護者との信頼関係強化の観点からも大切なことだと考えております。

また、様々な文化を持つ海外からの移住者、居住者が増加することも予測される中、着用ルールに関しては、各学校で場当たりに対応を考えるのではなく、教育委員会として一定の見解と方向性を持つことで現場サイドと児童の精神的な負担を減らすことにもつながるのではないかと考えております。

以上、3点について、教育長の考えを伺います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。金田議員の町立小中学校における標準服の意義とあり方の質問にお答えします。

まず、標準服の意義と位置づけについて、どのように捉えているかについてお答えさせていただきます。

本町では、小学校におきまして標準服という捉え方をしておりまして、7校すべての小学校で標準服の着用を基準としております。また、学校における標準服・制服の選定・見直し等につきましては、文科省からの通知では、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄ではあるが、選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者から意見を聴取するなどして決定することが望ましいこと。教育委員会は、必要に応じて指導を行うこととしております。

泰明小学校の事案は、校長の独断で行われ、同小学校の教職員や保護者、教育委員会への事前相談や説明もほとんどなかったという異例の事案でございました。

大津町教育委員会としましては、標準服は、着用することが望ましいものであり、着用の義務を強いるものではないものと捉えております。ただ、標準服は、その学校に通っているという所属意識、華やかな服装にならず、学習に集中できる環境を整えやすいこと、また、学校生活と家庭での生活を区別し、けじめのある日常生活が送れるようにすることなども標準服着用の意義や利点に繋がるものと考えております。また、別の視点からは、議員もおっしゃったように、保護者の方々に対する経済的負担軽減にもなると捉えております。このようなことから、各学校では、標準服ではありませんけれども、ほとんどの子どもたちが日常的に着用している状況が生まれていると考えます。

次に、男女で標準服をわける意義と社会的動向を踏まえた合理性についてお答えします。

大津町の小学校の標準服の規定を見ますと、男女にわけて規定のある小学校が6校、1校のみが男女の規定が明確に記載されていない状況です。ただ、その1校につきましても記載がないだけで、実際には、男女の区別がなされ運用されている状況です。しかし、男子がパンツ、女子がスカートと、標準服の着用を男女で明確にわけることにつきましては、現在の社会的動向からみましても、今後、より柔軟な対応が必要であろうと考えております。

最後に、着用ルールの合理性と多文化社会に向けた対応についてお答えします。

議員のご意見のとおり、集団生活の中にはルールが必要ですが、関係者が互いに納得でき、学級や学校での生活が互いに過ごしやすくなるルールであることが大切だと考えます。

標準服の着用ルールにつきましても、必要な基本的なルールとし、過度に着用の仕方を限定することで子どもたちの不便さを生じることは望ましくないと考えます。ご指摘の事案につきましては、該当校の校長にどのような状況下でそのような指導がなされたのかを聞き取り、必要と判断すれば指導を行いたいと考えます。

また、現在、町内の小中学校に、外国にルーツを持つ児童生徒も在籍しており、日本語指導も実施しております。議員が言われるように、今後ますます増える傾向にありますので、標準服の着用についても、その文化的背景を考慮した、個別の対応が必要になることも考えられます。

なお、大津町における標準服の扱い等の状況及びLGBT等にかかる対応等につきましては、担当部長から説明いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

大津町における標準服の取り扱いにつきましては、登下校中においては、防寒や健康のためのジャンパーや長ズボン等の着用を認めるなどの取り扱いをしております。また、シャツの種類など、保護者からの相談を受けた場合も、できるだけ柔軟な対応をしてきたところではございます。

ジェンダーに係る社会的動向の中、平成27年4月に文部科学省から「性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出されました。その中で、当該児童生徒への対応につきましては、支援員会等を組織し、組織的に対応し、教職員間で情報の共有を行い、当該児童生徒及びその保護者と常に情報共有を行うこと、他の児童生徒との均衡を図りながら支援をしていく等の具体的支援のあり方が示されております。

また、平成28年4月には、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」の通知が出されました。

教育委員会としましても、このような通知等を踏まえ、既に実施した学校もございますが、職員研修を各学校の校内研修等で実施するように指導を行っているところであり、今後とも教職員が理解を深めながら児童生徒へのきめ細かな対応ができるように進めていきたいと考えております。

また、今後の標準服のあり方につきましては、校長会と連携しながら、社会的動向に沿った保護者との情報共有を含め、各学校における保護者等の意見の聞き取りや意向の把握をしっかりとしながら、より柔軟性のある標準服のあり方について協議を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

今回、①から③となっておりますが、まず、②に関する再質問というところで、こちら最終的には学校長の判断になるということだとは思いますが、その教育長として、あるいは教育委員会として、このパンツとスカートというのは、やはり先ほど述べたとおり、そのジェンダーの問題としても、その型にはめるといふ人権の問題としても、私は、これはなくてもいいと考えて、あるいはなくすべきだと考えております。実際に運用として、特例として今パンツを穿いてきている女生徒もいると聞いておりますが、やはりそこも柔軟な現場の対応といいますけども、やはり子どもの立場に立って考えたときに、それがもともと許されているのと、あるいはその子だけ許されて、周りの子からは言うと変わった子という、乱れるようなストレスを感じたりだとか、あるいはそれが学校内で周知されていなくて、許されているはずなのになぜか先生に怒られて帰ってくるというような状況も正直伺っておりますので、ですので、そういったこともすべて含めまして、基本的にはこれはなくても、撤廃すべきではないかというふうな私の考えでございます。

また、そのやはり子どもに対してはですね、理由を説明するのが私大事だと思っているんですよ。それがもともと校則だからと言えば、それはそうなんですけども、やはり何で私はパンツを穿いちゃいけないのというときに、大人として納得できる説明をしてあげることが子どもたちの育ちにおいても大事だと思いますし、それが子どもとの信頼関係、あるいは保護者との信頼関係においてもものす



ごく大事なことだと思っております。ですので、今回、これはこのパンツ、スカートを特定に②あげておりますけども、そういった今のあり方ですね、その服装②、③の内容にも入ってしまいますけども、そこのしっかりと意義と目的等を子どもたちに落とし込んで納得してもらうというのが大事だと思っておりますので、そこも含めてもう少しパンツとスカートに関しては詳しく答弁いただきたいと思っております。

③に関して、先ほど少し触れてしまったんですが、こちらも同じでありまして、学校の配っているプリントを見ると、例えば、フードをかぶってはいけないとか、あるいは耳あてはしないでくださいというルールがあるんですね。それはもちろん、例えば、フードがあれば視界が狭まって危ないとか、耳あてで音が聞こえなかったら危ないとか、しっかりと子どもたちに説明できる理由があるんですよ。ただ一方で、この半袖の上からセーターだめとか、ベストがだめだとかというのは、なかなか子どもたちになぜを説明できないですし、かつ、今これだけ先ほど述べたとおり、寒暖の差も激しい中で、日中は半袖で、朝だとか夕だとか、冷え込んできたらそこに長袖に準ずるものを着るというのはものすごく合理的であって、それは服育の観点からいっても重要なことだと思っておりますので、その点について、あくまでも教育長の考えということになると思うんですけども、ご答弁いただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） ただいま金田議員から再質問がありました2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の女子のスカートの着用に関してですけれども、こちらのほうにつきましては、先ほど部長からお答えさせていただきましたように、校長会に議題としておろしながらですね、検討していきたいという思いでございます。私としましては、今女性のファッション世の中見たときに、私も含めてですけれども、スカートだけ穿いているという人はほとんどおりません。本当にスカートを穿くのか、パンツを穿くのか、それはそれぞれの自由になっている時代に標準服に関しては、女性はスカートですよと明確に位置づけることに関しては、もうかなり不合理な形になっているのではないかなと思います。ただ長い間の習慣として、標準服の着用のルールというのも今に繋がっているというふうに思いますので、多分、各校長にですね、聞きましても、なければならぬという思いを持っておられる校長がすべてではないと思います。ただ、その標準服の着用について、再度見直しをしようという動きになっていないというのが今の現状ではないのかなと、私は捉えております。ですので、先ほど議員がおっしゃいましたように、個別の対応で今までやってきたところではございますけれども、本当に時代の流れの中で再度その女性の服装に関しては規定をスカートまたはパンツとすればいいことであって、そんなに難しいことではないと思います。ただ、私がここで決めてしまふとは言えませんので、今日は校長会と連携しながらという形でお返事をさせていただきました。ぜひそのようなふうになるようにですね、校長会の中で論議を進めていきたいと考えております。

それから、2番目の先ほどの着用についての具体的な事例でございますけれども、議員がおっしゃいましたように、半袖の上にベストを着るということに関しましては、私が校長のときにはいたんじ

やないかなと思います。ですので、その着方についてですね、いけないよという指導があったということをお聞きいただきましたので、そこには何らかの指導する理由があったかと思っています。そのことにつきましては当該校を教えてください、ぜひその指導には必ず背景があると思いますので、その背景をしっかりと聞き取りながら、最終的に過度なですね、着用のルールにつながらないように、そこはしっかりとですね、必要であると判断すれば指導したいと思います。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） ご丁寧な答弁をいただきました。私もおっしゃるとおり、言っているとおり、何でもかんでも変えればよいと思っているわけでもないんですよ。おっしゃるとおり、何事にも背景だとか、目的あるはずで、ただ、それはそれとして、また新たにゼロベースで考えないといけないこともあるでしょうし、あるいは、そもそも何となくの理由で決まってきたルールも中にはあると思うんですよ。ただこういったものってやはり変えるときには、何かしら負荷がかかって大変なので、皆さんもなかなか触れたがらないところではあると思うんですよ。やっぱり制服の問題とかはどこという話じゃないんですけども、学校長は教育委員会とか保護者に決めてほしいという話が出てきて、教育委員会のほうには、それは現場、あくまでも校長が権限持ってて、保護者の意向もあると。保護者のPTAのほうに聞いても、学校側から相談すれば動けるけどみたいな、三者三すくみの状況になって、これだからこそどこかがテコ入れして動いていかないと、今までの慣例のみがもしかしたら時代にそぐわないのに続いてきたりだとか、ですので、その校長会のほうでというお話だったので、そちらはものすごく期待するところですので、どうかよろしくお願いします。

というところで、次の質問に移ります。

2つ目は、スポーツコミッションによる地域・経済の活性化でございます。

スポーツコミッションとは、スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につなげる取り組みです。一般的な手順としては、行政やスポーツ団体、観光協会などが一体となって都市マーケティングを担うスポーツコミッションを立ち上げ、大会誘致活動、相談対応、情報発信、人材育成等を推進するものであり、町としては、新たな経済効果やスポーツを通じた多様な新たな社会的効果の創出が期待できます。お手元資料をお配りしておりますが、こちらのとおり、大きな動きとして、国の第2期スポーツ基本計画において、地域スポーツコミッションの設置数目標を2017年の1月、56団体から2021年度末までに170団体に増やすことが掲げられており、実現に向けた助成事業も設けられております。国も本腰を入れてやっているという背景がございます。

質問に先立ち、官民共同のスポーツコミッションに昨年度から取り組み、活発に活動している岩手県北上市のスポーツリンク北上を視察してまいりました。こちら先ほど同僚議員が触れたものでもございます。同市のスポーツコミッションでは、市長をトップとして町内のスポーツ団体や観光協会などと連携しながら、スポーツ合宿の誘致、各種スポーツイベントや大会の誘致、主催、サイクリングやウォーキングコースづくりなどのスポーツツーリズムの促進などを行い、さらに、市内での大型イ

イベントの実施を見込んでの北上スポーツボランティアセンターの立ち上げなども行っており、こちら市民を巻き込んだ活動を活発に行っております。誘客にあたっては、例えば、著名な登山家やサイクリスト、さらには、元オリンピックメダリストの有森裕子氏などにコース監修を委託して、特色を出すなど工夫を凝らしながら取り組んでおられました。同組織を視察してお話を伺う中で大切だと感じたのは、主に次の3点です。

1点目が、市長を長として庁内の関連組織を有機的に繋げ、公民連携で環境を向上させ、さらに積極的なトップセールスでの大会誘致活動などを行うことで実績をあげていること。2点目が、経済効果が創出されるように、食事、宿泊、購買活動などへ繋ぐ全体設計を意識することで効果を高めていること。3点目が、経済効果という言葉で終わらせずに、組織が主催する大会やアクティビティーなどで事業収入、自主財源を生む努力をしていることです。

一方で、私はこれらの点が本町でまた不足している視点、施策であると考えています。そして、逆に言えば、まだまだ多くの可能性が内在しているとも考えております。町内には立派なサッカー場や体育館があり、さらに九州の中央部に位置し、JRの駅があり、空港にも至近という優位性もあります。また、ホテルや飲食店なども充実しております。大津町におけるスポーツコミッションの立ち上げは、町の資源をより一層活かし、町内を活性化させるために不可欠だと考えております。

また、成功に向けては、窓口となる役所の担当部署、個人を明確化しながら、既に実態と実績のあるNPOや観光協会、繁栄会など、既存の民間団体と協働し、人材や団体が力を発揮できるように公民連携で町が旗を振りながら有機的な繋がりを生んでいく形が有効だと考えています。もちろんその後は民間サイドが中心で自走化できる流れをつくれれば理想的だと考えています。現在は、大型スポーツイベントや大会などの結果として町内での宿泊や飲食も行われるという、いわば受動的な経済効果にはつながっていますが、意図した仕掛けによって動きを誘発するという能動的な経済効果としてはまだまだ繋ぎきれないと感じております。もちろん町内での宿泊のお願いや弁当の発注、その他誘致活動などの取り組みは知っていますが、町がより深く関わることでまだまだできることがあると私は思っています。役場をトップに町内の関係組織によるスポーツコミッションを体系化し、例えば、スポーツ大会で来町した層が町内の有料アクティビティーに参加したり、より多くの来町者が町内での宿泊、飲食、買い物などの消費活動をする全体設計、誘客、動線上の工夫をすることで多額の初期、あるいは維持予算を投入して成り立っているスポーツの森をはじめとする町のスポーツ資源をより有効に活用することができるのではないかと考えております。

なお、こうした仕掛けの効果は、スポーツで来町する層に限りません。先の一般質問でも提言したとおり、一つ一つの主体を有機的、戦略的に繋げる取り組みは、スポーツと切り離れた観光面だけから見ても大津町で少しでも多くの消費を行ってもらうこと。そして、町の活気向上や財政的豊かさにも繋がると考えております。もちろんスポーツの活性化によって町のスポーツ人口を増やし、住民の健康増進や幸福度増加へ繋げるという視点や仕掛けも欠かせません。

以上を踏まえ、スポーツ団体、観光協会、さらには旅館組合や繁栄会などの町内の様々な団体とも連携しながら、大津町の立地及び多様なスポーツ施設、文化、自然を活かせる地域スポーツコミッ

ョンづくりに取り掛かる考えはないか、町長の考えを伺います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員のスポーツコミッションによるまちづくりについての提案でございますけれども、議員が北上市に行かれた、視察してこられたことにつきまして読ませていただきましたけれども、本当に素晴らしいまちづくりが行われておるなというふうに思っております。もちろん大津町におきましても、これまで観光協会関連等についてしっかりとお願いをしておったわけでございますけれども、ご質問のとおり、今後どうやっていくかという基本ですけれども、観光協会関連等をお願いをしておった関係でなかなかいろいろと反省する点が多々あったと思っております。そういうことで、クラブおおづのほうからも今まで、例えば、クラブおおづのバドミントンクラブがそれぞれの取り組み、それぞれというか、バドミントン大会、九州大会とか、あるいはその九州大会も自治体の職員を対象にした、そのようなPRというか、取り入れながら大津町の体育館関連で行ってきただけでございます。そういう中で、参加料とかいろんなものについての工夫もされ、JAとの物品の販売関連等についての参加賞としての状況など、そしてまた、大津町に泊まってもらうとかいろんな形のものを持ってきておられるようでございますし、そういう意味におきまして、なかなか町のほうで取り組みが鈍いというようなご指摘を受けております。そういう意味におきまして、今後につきまして、議員のほうからどうするかというような状況でございますけれども、今までが観光協会におんぶ抱っこというような状況でございましたので、やっぱり議員おっしゃるように、この軌道に乗るまでしっかりと町のほうでやっていかなくちやならないんだなというふうに思っておりますので、大津町の商工観光課を主体にしながら、その中でクラブおおづ関連や関係団体のほうと連携を取りながらやっていきたい。観光協会のほうに今まで協力隊を置いておりましたけれども、なかなか反省する点がたくさんございましたので、今後について、クラブおおづのほうに地域おこし協力隊を派遣しながら、そこで実際の行動を移していただくような方向に持っていければなど、実際、クラブおおづにつきましても、今、大変な時期を迎えておりますので、ここにやっぱり我々としてもしっかりと力を入れて支援をしていかなくちやならないというような思いをしております。そういう意味において、議員がおっしゃった、その北上市関連等につきましては、クラブおおづでも研修されておられますし、また、町としましても、今回、商工観光の担当、あるいは総合政策課の担当のほうでしっかりと視察をやってきていただきながら、関係団体との相談をしながら、今後の方向をしっかりと取り決めていければなどということで、今そういう方向で今検討をしておりますので、今後について、新年度について、新たな方向性をしっかりと、新たなというか、観光協会から町主導型で今後やっていければなどというような思いを持っておりますので、そういう関係で今関係部署関連等について検討をさせていただいておりますので、その状況については、また担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） ご説明します。

国は、平成29年に策定された第2期スポーツ基本計画において、総合型スポーツクラブの質的充実やスポーツを通じた地域の活性化を施策として掲げております。

地域スポーツコミッションの定義につきましては、スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と町外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織となっております。具体的には、地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、民間団体等が連携・協働し、地域におけるスポーツツーリズム推進に取り組む組織となっております。

次に、要件につきましては、4つほどございますけれど、1番目に、常設の組織であり、年間を通じて活動を行っていること。2つ目が、スポーツツーリズムの推進、イベントの開催、大会の合宿の誘致など、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり、地域活性化を主な活動の一つとしていること。3つ目が、地方公共団体、スポーツ団体、民間団体等が一体となり、組織を形成または協働して活動を行っていること。4つ目が、特定の大会・イベントの開催に特化せず、スポーツによる地域活性化に向けた幅広い活動を行っていることなどがあげられております。

具体的な役割としましては、スポーツ大会や合宿などの誘致や運営支援、利用者ニーズに対するワンストップ窓口機能、情報発信やPR活動などがあります。

全国の状況としましては、平成30年10月現在で97団体が地域スポーツコミッションを設置しておるところでございます。

県内では、上天草市と南関町の2団体のみで、県レベルでの設置は現在のところあっておりません。

今回のスポーツコミッションにつきましては、スポーツを軸に交流人口を増やし、宿泊や飲食、物販などによりお金が落ちることで経済波及効果をもたらす大きな機会ではないかというふうに思っております。

大津町では、商業観光課が中心となり、NPO法人クラブおおづや体育協会等のスポーツ団体をはじめ、農工商の団体、行政関連の団体等と連携しながら、今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

伺いたいのが2つの観点から伺います。まず、1点目がスケジュールのような話になってしまうんですけども、まず、大きな話が先ほど紹介した国の事業のほうが、おそらく2月ぐらいが締め切りになっていたと思います。あまり時間もないんですけども、まずそこに手を挙げる意向があるのかないのかというところを伺いたいと思います。それも含めて、いつからでは始めていくのかという話だとか、助走期間等を、しっかり走り出す期間もあると思うんですね。一旦は商業観光課かもしれないです。もしかしたら、本気で取り組むのであれば、課を創設というのもあり得るかもしれないです。その点も含めて、スケジュールというところで伺いたいと思います。

2点目が、その体制のところですね。今までもある程度観光協会とは町も一緒にやりながらしてきたところもあると思います。ただ、結果として、町長からもあったとおり、必ずしもすべてがうまくいってる状況ではないというところで、しっかりやり方は、もう本当に仕切り直して考えていかないと同じ轍を踏んでしまうような状況になってしまうと思っております。そうした中で、なかなか答えに

くと思うんですけども、じゃあ具体的にどういった体制でどこを巻き込んでやっていくつもりなのかということですね。そのためには、中核となる団体のようなのが必要だと思っています。固有名詞でいうと、先ほど出てきた、例えば、観光協会だとか、クラブおおづさんとかが中心になるのかなとは思っています。また、先ほどの同僚議員の話からもありましたが、そのやはり人材が大切だと思っているんです、私。その役場職員さんも非常に手堅くやってて、事務はプロフェッショナルなんですけども、それで経済とかマーケティングに精通しているかということ、もちろんこれから勉強されるとは思いますが、専門家じゃなくて、経験もないと。だからここはアドバイザーなり、コンサルティングなり、全体のマーケティング手法の構築だとか、マネジメントできるような人も必要ではないかと思っています。もちろんこちらお金もかかる話なのですぐにやりますとは言えないと思うんですけども、そういった考えを持っていかないと、なかなか取り組んではいるけども全体像が描けてない、あるいは機能していかないということがなり得ると思っています。その点も含めてその体制のところをどのように考えているかというのを伺います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） まず、今後のスケジュールについてでございます。一つが、その議員がおっしゃるように、補助金申請等もございますので、今、そういう補助金につきましては、行政と、あとクラブおおづのほうで事業の計画をまず出してもらおうというところで、今、協議を進めているところでございます。そういうところで、クラブおおづからの資料によりますと、その補助金申請については4月以降というところで話を聞いておりましたので、そういうところで、事業認可につきましてもその後というところで話を今聞いておりました。そういうところで、予算につきましても、今後、事業計画まだ出させていただいておりませんが、そういうところで、クラブおおづを中心とした考えからまずやっというふうなふうに思っております。と申しますのが、先ほどありましたように、これまでの大会の開催なり、誘致をクラブおおづのほうでかなり実績は積んできておりますので、そういうところで事業計画を見ながら、行政もその中で行政職も出させていただきながらやっというふうなふうに考えているところでございます。

あと、体制につきましても、まさしくそのおっしゃるとおりかなと思います。クラブおおづにつきましてもスポーツのコンベンション的なものはやっておりましたけれど、そのスポーツコミッションになりますともっと大きな捉え方が必要かというふうに思っております。そういうところで、北上市のほうに早速今月中にもうちの職員のほうを研修に行こうというところで今考えているところでございますけれど、その北上市を参考にしますと、本当に詳しいアドバイザーの方もいらっしゃいます。そういうところで、ぜひクラブおおづのほうとしましても、そういうアドバイザーを北上市のほうからできればその強力なバックアップをいただきたいという話もしておりますので、そういうところで考えていこうかなというふうに思っております。

今後につきましても、なかなかその新しい事業でございますので、今そのどういうところでやっというところ、まだちょっと見えないところ多々ございますけれど、とりあえず商業観光課を中心にやっというところまで今やっております。その後に視察に行きまして、課題なり、そうい

うところを十分に把握した上で、今後の組織の体制まであわせて考えていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4 番（金田英樹君） 1点だけ再質疑をいたします。

国の助成の話なんですけど、私もですね、北上市の方とクラブおおづの方とお話して、確か2月ぐらいに、まあ細かい内容はまだいいというお話だったんですよ。ただ、やるやらないの話だけはしておかないとというお話だったと思うので、確認いただければと思うのと、今の答弁ですと、基本的には国の事業も活用しながら取り組むつもりであるという認識でよろしいですかという確認でございます。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長古庄啓起君。

○経済部長（古庄啓起君） 申し訳ありません。一応、クラブおおづとの協議の中の資料でその4月というところで話を聞いておりましたので、また詳しい資料をいただきながら、2月ということであればもうかなり急ぎますので、新しい資料をいただきながら、また協議させていただこうというふうに思っております。

それと、あと補助金につきましても、単独ではなかなかできないものでございますので、ぜひ補助金のほうを申請する中でやっっていこうかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今後の状況、先ほど申しましたように、新年度で何らかの形を取っていきたいということで、今、職員にも勉強させていただいております。もちろんクラブおおづからもいろいろ意見を聞いておりますし、この前、クラブおおづのほうから向こうの北上市の先生を呼んで講演会ちゅうか、開かれて100人近く寄せられたというような話を聞いておりますし、いろんな形のやり方については、我々としては、例えば、私のその話す前の話だったんですけども、役場の商工観光課の担当を1人専門に置きながら、そこに協力隊を置き、また、クラブおおづのほうの、今大変クラブおおづもいろいろ仕事が忙しくて、実際動けないというような状況でございますので、できればそういう人材が一番必要ですから、それにたけたような方を協力隊で2人ぐらい雇って、その事業計画の中で議員がいろいろおっしゃっておりますように、例えば、そのJRとか、ほかの大手企業の従業員の皆さんに営業マンで回るような形のものをじゃあつくりながら大津に呼び込むというような、具体的なそういう方向まである程度考えていただければなど、そういう中で、若干、町のほうでもそういう体制をしっかりと支援していきたいというふうに思って、職員のほうにもしっかりとその辺を取り組んで相談していければなどというふうに思っております。もちろんスポーツ庁の関係の補助金790万円かどしこかありますので、それは多分申請しながら活用させていただければなどというふうに考えておりますので、これまでの反省を十分検討しながら、もうちょっと広く、幅広く大津町の経済の活性化に繋がるように頑張っていければなどというふうな方向でいきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 前向きな答弁で大変期待するところでございます。

今回、議会で何度か触れられていますけども、やはり最近の動向で大きいのは、三里木駅から空港への線路ができる可能性が非常に高いと、そうすると、恐らく駅ができて、そちらのほうにも住宅街なり、商店街なり同時につくられるかもしれない。そうなると、今、自然体で大津にホテル宿泊だとか、その流れでの飲食だとか、あるいはスポーツコンベンション、コミッションなど、いろんなことに影響が出てくると思っております。だからこそ、こういった本当に先を見据えながら、新たな取り組みをしながら、次の浮かび上がってくる絵図に対応できるような形を本当に町も、我々も、住民も力を合わせてやっていかないと厳しいと考えております。ですので、町長の強いリーダーシップのもとで、その公民連携でそういったことが進んでいくことを期待いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時55分より再開します。

午後1時46分 休憩

△

午後1時55分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告にしたがいまして一般質問を行います。町長と教育長に一問ずつ質問をあげております。

まず、最初の質問は、報酬の適正支出について質問をいたします。

町長は、この役場において大統領制の中で長として、ピラミッドの頂点におられる方として、この公金、行政の経費すべてを適正に支出をしているかどうかの最終の責任者であります。そしてまた、職員に対して、その給与に値する職を与えて、そしてまた、それが適正かどうかというものをずっとこう考えながらそれにしたがって給与の体系がつくられております。その任命権者であります。しかしながら、我々議員は選挙で選ばれております。そして、特別な任務を持っております。そしてまた、町には様々な委員会や組織がありまして、その方々も様々な日当、報酬でありますけれども、費用弁償等をもっておられます。その役割としましては、我々議員は報酬という形で定義づけられておりまして、この報酬というものは、やはりその任務の成功に対して、等価価値をもって与えられるものであります。ですから、その任務を遂行することができないものであるならば、町の公金、町民の方々が負担している税金あたりで賄うことは、これは違反であります。そしてまた、この質問の中に町長や副町長、教育長のことも書いてあります。条例によりますれば、給料という形に書かれておりますけれども、私は、この三者に対してからは、報酬が適切だと考えております。ちなみに、町長も選挙で選ばれた方です。そしてまた、副町長、教育長の選び方というのは、町長が推薦をされ



ます。ですから、町長は民意にしたがって期待をされている。その成功を望まれて選ばれた方であり  
ます。そしてまた、その右腕としての副町長、そしてまた、重要な教育の位置を占める、担っていた  
だく教育長というものは、町長が指名をされます。ですから、その内訳と申しますれば、やはりその  
任に応じた成功が望まれるわけだと私は考えております。

一般企業で考えますれば、経費をできるだけ抑えるところは抑えて、そして、売り上げを最大にす  
る。そしたら、その残りが利益なんだという法則は大原則でありまして、町の行政経費も一緒であり  
ます。その任に応じた、適切な支出が必要と私は考えております。

ですから、例えば、我々議員でいうならば、選挙のときにマニフェストを提出します。それと照ら  
し合わせてきちんとその任を担っているのか、それも一つの方法でしょう。そしてまた、客観性を持  
った方々に査定をしていただく。いろんな方法があるかと思えます。やはり町民の立場に立って、こ  
の行政経費を担うことを負担している方々の立場に立って考えるべきだという、これは一般質問をし  
ているところであります。

この経費の問題、普通、一般の企業でもですね、やはり人件費が一番高いんです。そしてまた、現  
在は、人手不足、こういったものもありまして、外国人人材の活用とか、そういったものが国でもい  
ろいろ論議されて、いろんな法律ができてきておりますけれども、やはりこの人件費の適正なる支出  
というところに今再度、本当にそれが町民が納得いくような支出なのか、ここに視点を置いてですね、  
考え直すべきだと私は思います。実際、このところをどう町長が判断されて、支出しているのかと  
いうことをお聞きすることによって、町長のそういったその町民の負担する、税金に対する考え方が  
そこで垣間見ることができると思えます。ですから、その答弁によって私は再度の質問というものを  
その中から争うべきものを探し出して議論をしていきたいと思えます。

まず、このことについて、町長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の報酬の適切な支払いについてのご質問かと思えますけども、地方  
公務員法第3条3項に、町長や副町長及び教育長、町の議員は、特別職の地方公務員として位置づけ  
られております。特別職の報酬等については、一般職の職員の給与とは異なり、生活給的な要素を考  
慮せずに、その職務の特殊性に応じた職務に対する対価であるとされております。

町長、副町長、教育長については、町の最高責任者として、また組織運営に関わる実務の管理監督  
として、職務の責任の度合いに応じて対価が定められ、職務責任の原則などが適用されています。

また、議員報酬については、住民の代表機関、チェック機関としての一定の役割に対して支払われ  
る対価であるとされています。さらに、特別職の報酬などの決定については、それぞれの職の特殊性  
や責務等を判断するために、住民の代表からなる特別職報酬等審議会の意見を聞き、住民の十分な理  
解と納得が得られるものでなければならないとされております。

今回の議員の提案は、報酬とは、任務の成功に対して等価値を持って与えられるもので、その任  
務を遂行することができなければ町の公金を支出すべきではないかということかと思えますが、特別  
職については、住民の選挙や議会の承認により選ばれており、法律においては、個人の能力や仕事ぶ

りについて評価は求められておらず、それぞれの職務の成功や成果の確認などは行われていないのが現状であります。

自治体によっては、市民の満足度をもって評価を行う、市長マニフェストの評価・検証や議員自らが評価を行う、議会の評価・議員の自己評価を行っている自治体もあるようですが、ただし、その評価結果を報酬等へ反映するなどの取り組みまでには至っていないようでございます。

そのようなことから、町長や副町長、教育長の職務の成果や仕事につきましては、議会でのチェックや評価はもちろんのこと、町長や議員につきましては、住民による選挙により選出されておりますので、再度、選挙において住民目線で厳しい審判をいただき、住民の意思を反映することが公金を投入するか否かの大きな判断の一つになるのではないかと考えております。

永田議員をはじめ、議員の皆様におかれましては、住民代表として、住民の皆さんの意見を町政へ反映すべく幅広く活動させていただいておると考えております。それぞれの議会活動の中で、より多くの住民の意見を町の意思決定に反映させるため、関係団体と交流・意見交換の場を持たれながら、多種多様な立場の住民が暮らしやすい政策立案に繋げていただいたり、町長をはじめとする町行政がきちんと機能するためのチェック機関としてご意見をいただいております、感謝を申し上げます。

今後、地方分権の一層の進展により、行政需要が拡大することに伴って、議会議員が担う機能の一層の充実や強化が求められますし、果たすべき役割はますます重要なものとなってくるかと思っております。そういった意味でも、私ども特別職を含め、議員の皆さん方におかれましても、住民の皆さんの期待に答えるべく、報酬額以上に熱意をもって、行政にあたらなければならないと思っております。今後も住民目線に立った厳しいチェックや評価をいただきながら、地方自治の両輪としてお互いに求められている役割を果たしながら、「人権と平和と夢のかなう元気大津」の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、どうか皆様のご協力をお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長の答弁をお聞きしておりますと、我々議員あたりは、町民が選挙して、そして選ばれた人だからというような形で結ばれておりましたが、しかし、そのいろんなもので、入り口の部分が選挙でありまして、4年間という任期の間にどういったその報酬に見合ったことをやっているかということが、誰もチェックしてないというようなことになります。しかし、それはすべて見えるわけではないんですね。何らかの結果を出さないと、そういったチェック自体はできないと思っております。ですから、公金を支出する決定権者が町長だと、この質問は言ってるんです。ですから、本当にそこのチェックはしましたかと。議会は、もちろん議員に対する報酬というのは条例で定められておりますので支出するでしょう。しかしながら、その議会制度というその中で、その公金の支出が適正かどうかというものを考えるのは町長側ではないのでしょうか。ですから、それが町長が判断することができないのならば、そういった町長の諮問機関でも、何でも何らかを制度としてつくらなければいけない。先ほど町長の答弁の中にいろんな形でそういったチェックするような自治体が出てきていると。しかしながら、それから先はなかなか進まない、それはそうでしょう。公職選挙法で選ばれた方々がここにおけるわけ

ですから、じゃあこの方々が、私も含めて全員が無能だと言っているわけではないんですよ。何らかの線引きなり、指針なりなければ、その本当にその公金の支出に見合うかということを行っているんですよ。だから、みんながその価値があるかどうかというのは、人それぞれ、おれは価値があると、私は価値があると思っているかもしれませんが。しかしながら、不平不満がある人が必ずおられます。あいつは何言ってるんだとかいう人もおられますけれども、全然その政策立案もしないじゃないか。例えば、意見も何も言わないじゃないか。しかしながら、そういった議員さんは我々の中では、委員会活動とか、地域活動とか、一生懸命やっている方々もたくさんおられるわけですよ。ですから、そういったところを明確にしとかなないとよりよきいい人材が手を挙げて、私は議員になってまちづくりに取り組みたいんだというようないい制度にはならないということをお願いしたいんですよ。我々はこちら側において、行政のほうを向いてですよ、執行部の方々をまあいろいろ、みんな人間ですから、どういった性格なんだろうなって、どういった仕事をされているんだろうなってというようなチェックはしています。恐らく行政側に座る方々も、執行部側の方々も、議員はどうだろうという判断はもうしているんですよ。ただ、そこは何の制度もないから、どういった形で表現するかというまで至ってないということだと考えます。

最近ではですね、報酬については、日産の問題あたりで報酬というものの不透明さというものが企業では出てきているということで、アメリカのほうでは上場企業におきましては、必ず報酬委員会というものをつくって、企業連動でそのそういった会長の報酬はパーセンテージ的に3%から20%とかいろんな形を出してくるんですよ。それが適正なんだよという形を言います。もう日本でもそういった動きが上場企業においては、やっぱそういった役員報酬のあり方というものを義務化しようかというような金融庁からの考え方が先日の新聞でも見ております。ですから、言わんとするところは、公金を無駄に使わせないための施策は町長として持つべきなんですよということです。じゃないと、そこをグレーゾーンにしてはいけないんじゃないですかと。こうして、特に町長は答えにくいところだろうと思います。これだけ議員をですね、全員こう前にしてですね、じゃああなたたちをチェックしますて言いにくいでしょう。しかしながら、これは長としてしなければならぬんですよということです。こういったところを明確にしとかなないと透明性というものに欠けるのではないかなと、公金の質に不透明なところがあつたらだめですよということです。

この点について、再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

我々特別職をはじめ、特別職の職にある者の報酬につきましては、先ほども申しましたように、民間による、代表者による審議会をつくっておりますので、特別職の報酬審議会のほうで掛けていただきます。その提案関連等については、町のほうから一応案を提案しながらそこで諮っていただくというような形になりますけれども、今回、大津町の議員の皆さん、しっかり働いていただいて、町の発展にご尽力いただいておりますと、菊陽とか、合志のほうについては、別な手当とかいろいろ出ておりますので、その辺について、我々も十分検討をさせていただいて特別職報酬委員会で諮ってもらおうか

などというようなことも昨年検討をさせていただいたわけでございますけれども、議員だけでなく、区長さんや民生委員さんとか、いろんなほかの特別職の関係の方の報酬にも関わってまいりますので、例えば、議員だと、これまでの関連としましては、大体25%ぐらいの、町長の報酬の25%ぐらいを目安にして提案をするというような状況に今までなっておりますので、そういう意味におきまして、提案関連についてはしっかりと検討しながらというような方向で考えております。もちろん私のほうも町長になってから、10%カットして今現在そのままですけれども、なかなか自ら元に戻してくれというようなことは言いにくくて、しかし、我々としては、金でなく、大津町を愛する心で一生懸命土曜、日曜なく頑張っていく、その姿が議員の皆さんも一緒でございますので、今の段階につきまして、まだまだ特別職報酬委員会にあげるかどうかというのは、その住民の皆さんの意見関係を聞きながら提案をしていければなというふうに考えておりますので、今後についても十分議員と我々の働きぶりちゅうか、そういうものを住民の皆さんの意見を聞きながら検討していければなと。議員の報酬関係等についても、なり手がないと、今、定員割れするような状況ということで、ある町村が議員の報酬をあげたけども、なかなか若手の皆さんが議員になってくるといのは厳しいというような話のある自治体から聞いております。しかし、やっぱりある程度の報酬をやらないと、やっぱり議員になって頑張ろうという意識がなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、この辺についても、今後の検討課題として十分考えていければなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

議員報酬という形で町長が今言われたところを考えてみますれば、実際、議員報酬を考えたときに、2期前ですかね、我々の議会は定員を減らしました。そして、それ理由はもう町長もお察しのとおりで、もう熟知しておられると思いますけれども、その議員の数を減らして、その分、報酬を上げようじゃないかという話があるとき出たんですね。実際、その報酬の上げ方というもの、考え方はもう様々あるんです。例えば、その人口割とかですね、類似団体の比較、いろんなものがこう出てくると思います。それと、その町の健全性というのももちろん出てきます。民間企業では、もちろん業績が悪ければボーナスは減らされます。当たり前のことでありまして、そういったことを考えますれば、この大津町の規模にあったその報酬に位置づける方々の額というものをきちんとそういった科学的にですね、数字にして、本当は表さなければならぬと思います。ですから、この質問が議員報酬を上げるの質問ではないんですよ、もちろん。私が言わんとするところは、そういったきちんとした仕事をしている方に対しては支出はしていいですけども、かまけて何も言わないとか、何もしない人たちというのは、それは議員として失格になる可能性がありますよって言っているんですよ。ですから、我々じゃなくて、例えば、この副町長は何も言いませんよね、議会では。まず言いません。これは何でかと言うなら、副町長の位置づけというものが皆さんが理解しているならば、町長は、副町長がいなければ動けませんよね。もう町長の代理をガチッとこうやる方が副町長で、もちろん影武者じゃないですけども、町長は、だから自由活発にトップセールスもできるし、いろんなところの会議に出

で物申すこともできるわけです。ですから、こういった組織のあり方というものは重要なんです。そしてまた、教育長というものも今後位置づけが変わってきましたけれども、これはこれで私はいいと思います。ですから、もちろんリーダーシップを強く発揮してもらわなくてはならない存在に教育長は今なっていますんで、それはそれでいいと思います。じゃあ我々その議員は、各位がですね、どういった任を持っているかというのはですね、議なんです。議員の議は話し合いの議ですから、話をしない人はもう論外になってくるんですよということになってきますよね。ですから、これは一つの査定の仕方です。たった一つです。たくさんあると思います。これがみんな報酬のあり方というものはいかにあるべきものかというようですね、そういったものを立ち上げて、本当に透明性のある行政組織の中の一部として、その報酬を支出する方々の質を上げていく、これが必要だと思います。いずれにしてもですね、透明性という点について、今はまだ完璧には程遠い状態だと思います。そういったものをですね、きちんと作りあげていくことがよりよきまちづくりにつながると私は思います。そして、緊張感があって、競争もそこで生まれて、本当にですね、町民の為に議論をする、そういった議会にもなりましょうし、いろんな、例えば、その報酬をもらう方々、別の特別の任をもらった方々もですね、やる気が出て、もっと活発なる大津町になるかと思っています。

実際、我々議会もですよ、いろんな区長さん方々とかと最近よく懇談会をしたりとかします。活発な意見がやっぱり出てきますよね。1回、2回、3回と続けることによって、やっぱりそういった意見がどんどん言えるようになって、新しい組織みたいな形になってきているんですよ。ですから、そういった取り組みというものをどんどんやっていって、透明性を高めて、その町民の方々がその負担する税金というものをですね、納得をいって納めていただく。そして、行政経費に使っていただく。人件費というですね、そういったものをきちんと作りあげていかなければならないと思います。

以上、質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のそれぞれの議員の皆さんの活動関連等についての、住民の評価関連等もあるかと思いますが、やはり、今、大津町議会の議員16名の皆さんが一致団結してまちづくりに、そのまちづくりに一生懸命取り組んでいただいている、それをやっぱり開かれた議会を住民の皆さんのほうにPRちゅうか、そういうものをしっかりと届けることによって、住民からの評価が得られるんだなというふうに思っております。そういう評価関連等をしっかりしていただく中で、住民の皆さんのご意見を我々としてもしっかり取り入れながら、議員報酬関連等についてしっかり考えていきたい。また、県下の自治体をはじめとする類似団体の関係についても、行政としてはしっかりやっぱり調査をしながらそれぞれの議会の活動関連等についても考慮をしながら、我々としては、議会だより関連等についてしっかりとPRしていただければ、住民の納得がいけるような形の中で、我々としては議員報酬を上げるというようなことも考えていかなくちゃならないんじゃないかなと。もちろん、今、政務費関連等に菊陽とか合志とかいろいろやっておりますけれども、大津は今やっておりませんが、これをやったときに、議員さんの皆さんの今までの活動の中でどのような動きが今後出てくるかなというようなこともありますけれども、十分に自分の活動ができるような形に持ってい

ければ、やっぱり報酬を上げた方がいいんじゃないかなというような考えも一つ持っておりますので、この辺につきましてもしっかりと検討しながら今後また特別職の審議会関連等に提案をさせていただければなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 次の質問に移りますが、やっぱりですね、1番目の質問で言わんとするところは、現在はまだ小学生からですかね、租税教育あたりも出てきておりますし、税金で一体何ぞやと言われたときにですね、答えられない、えって、子どもたちがそんなところに税金使われているのっというふうなですね、言われなような自治体にしていかなければならないと思います。いずれにしても、この報酬という形で考えたときには、もう非常に評価が難しいというのはわかります。町長もそういった質問はスルーされるでしょうと思っておりましたけれども、やはり今後ですね、そういったいろんな形で情報公開はまだまだどんどん進んでいくと思います。ですから、今までこうだったのか、こんなこともやらなかったのかっていう意見が今からは出てくるんです。必ず私は出てくると思います。おかしいじゃないかということ、これが一番怖いんですね。きちんと取り組みを進めていかなないと大変なことになるのではないかなという感じさえします。

2番目の質問に移ります。

有権者教育ということで、投票率を向上させてほしいなということで、教育長に質問いたしますけれども、この質問の要旨に書いておきますとおり、もう選挙権を行使しないデメリットについて、もう少し考えていただきたいということです。日本では、棄権をする、もう行かない、もう白票を出すというのがですね、政治不信だと、だからおれは行かないんだというようなことが潔いようなですね、そういったものすごく理解が低い方もおられます。実際ですね、このデメリットを抑えないからやはりその行かないことのメリットとデメリットをきちんと抑えることができているのかなと思います。ここに書いておりますけれども、もう既にですね、そういったヨーロッパあたりのほうを見てもみればですね、選挙に行かないということはですね、例えば、組織だって制度がありますよね。自由民主党が政権をとっておりますけれども、公明党と組んでやっておりますけれども、そういった組織をつくった政治団体というものは、この選挙というものに対してつくられておりますので、ほぼすべての人が選挙に行くわけです。ところが、この政権与党と言えどもですね、国民の過半数をもっているわけでも何でもありませんよ。ですから、不平不満を言う人は、その政権与党を倒すような野党に入れたら変わるかもしれませんよね。ですから、投票率が低くなればなるほど、政権与党、その大きな政治団体のほうに有利に働きます。こういったことの、これはもう本当足し算引き算の問題ですよ。こういったことをですね、本当に抑えられているのかなと思うんです。ですから、選挙とはいかなるものかというものをもちろん指導要領の中にもありますよね、小学校、中学校、高校とあります。そういったものについては、あくまでも重要性を抑えなさいということなんですけれども、本来ならば、そのデメリット、今言ったようなですね、どっちに利する事になるのか、行かないことによってですね。そういったことを教えないとなるほどと思いません。今の教育の中で、そういったですね、わかりやすく説明する事例として説明するということはですね、非常に重要で、今の青年、少

年たちは、そういったY o u T u b eとか、いろんな動きを見たり、テレビで見たりとかそういったものの情報は吸収するかもしれませんが、悪い情報もネットで見たからとか、テレビで見たらからといって、吸収してしまうんですよ。そこを質するところが私は教育だと思います。正しい判断をですね、きちんとできるようにすることが教育だと私は思うんですよ。もう今はですね、デマでも嘘でもどんどん流れてますよ。これを本当と思うんですよ。思わせたらいけないですね。この言うならば、これが理性です。善悪成否をきちんと判断して、そういった、こういった今のネット社会でもそういった正しい判断ができるようにしなければならない。そのためには、そういったデメリットの部分、メリットの部分というものをわかりやすい事例をもって説明してあげなきゃわからないと思うわけでありまして。このですね、最近では18歳選挙権というものが認められておりますけれども、実際、労働をしてですよ、自分で税金を払って、そしてどういった使われ方をするのか、変な使われ方をしたらいやだね、おれの税金がってなって、1票入れるのとですね、まだ高校生で労働もしたことないという人の1票というのは変わってきますよ。ですから、きちんと教育をやらなければ曖昧なる1票、ただ美人投票の原理になってしまいますよね。言うならば。美人投票の原理は、多くの方が、例えばAという政党がいいだろうとか、Bという政党が、みんなにもう流されてそっちが無難だろうとか、そういった判断じゃなくて、個として、有権者の個として1票を投じるようなそういった自立した人格を備えてもらわなくてはならないと、そう考えるわけでありまして。

この有権者教育について、教育長に質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員の有権者教育で投票率を向上すべしとの質問にお答えさせていただきます。

このたび永田議員からの質問を受けまして、私も過去の衆議院議員選挙における投票率の推移を見てみました。昭和42年から平成2年くらいまではほぼ70%前後で推移しているんですけども、その後は投票率が下がる傾向にありまして、平成26年度は52%という結果でした。特に20代の投票率を見てみますと、昭和42年には66%ほどあったものが、平成26年には32%とほぼ半減しておりました。3人に1人ほどしか投票していないということになります。

また、大津町の投票率も同様に低下傾向にありまして、平成29年の町議会議員選挙は51%ほどしかありません。町政に関わる選挙でさえ半分ほどの有権者しか選挙権を行使していないということになります。

投票率を上げるために、期日前投票など有権者の利便性を高める環境整備など、町も様々な取り組みをされていると思いますけれども、議員が指摘されましたように、有権者になる前の事前教育、これはよりよきまちづくり、国づくりのために重要な部分であると私も思います。

ご承知のとおり、学校教育におきましては、学習指導要領に沿って主権者教育を行っていきます。政治への参加の重要性につきましては、小中学校の社会科において政治的教養を高めるための教育として位置づけがされています。

小学校におきましては、国の政治のしくみを学んでいく過程で、選挙の投票率が低いことでどのよ

うな影響があるかを考えさせ、選挙は国民が政治に参加していくための大切な権利であることを学びます。

また、中学校におきましても、3年生の公民的分野で、国や地方公共団体の政治の仕組みを学ぶ中で、参政権について学びます。

ただ、永田議員のご意見は、このような教科指導における有権者としての事前教育が単なる知識指導に終わるのではなく、本当に子どもたちが「自分も国民の一員である」というような自覚や、「国民の一員として国づくりに参加しよう」とする態度につないでいくべきだということではないでしょうか。私もその通りだと思います。

本年度は、大津中学校が県の租税教育の指定を受け、税務署の協力を得ながら税の仕組み等について学んでいます。大津町の税についても今後具体的に調べるなどの学習を行うということでした。まずは、自分が住んでいる町の税について具体的に調べたりすること、そのことについて考えることが大事ではないかと考えております。

新しい学習指導要領では、従来以上に主権者教育の充実が求められておりまして、教科書の内容を実際の資料等を使用して、自分たちの生活につなぎながら学ぶことが大切であるとしています。新聞を活用するNIE教育等がますます重要になると考えます。また、教科の中で系統的に学ぶほかにも児童会や生徒会の役員選挙等での投票体験や学級会活動の中でも民主政治の仕組みについて学んでおります。高等学校におきましては、投票年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたこともあり、実際の選挙を前に模擬投票体験を実施している学校も多いようです。

大津町教育委員会では、以前から町議会と共催で開催していました中学生議会につきましては、昨年度から参加対象を町内の高校生にも広げるなど、内容を見直して開催しており、今年度は大津中学校体育館に会場を変更し、大津中生徒全員が参加し、議員制民主主義の実際について学ぶことができました。保護者の参観もあり、議員として参加した生徒はもちろんですが、一般質問やパネルディスカッションを直接見ることで、行政の取り組みや政治に関心を持ち、理解を深めることに繋がったものと思っています。

さらに、児童会や生徒会を核に、自分たちが楽しく安全に過ごせる学校づくりに向け、学校内外の課題について、自分たちで解決方法を話し合い、実際に行動することで解決できたという達成感を持たせるなど、自ら考え、行動する、そんな子どもたちを育てることが大津町の将来を担う人材育成としても大切だと考えます。加えて、現在、大津町すべての小中学校がコミュニティスクールを導入し、より開かれた学校づくりを目指して取り組んでおります。

子どもたちが義務教育の段階から地域との関わりを持ち、地域への関心と理解を深め、大津町に対するふるさと感を深めること、このことがまちづくり、引いては国づくりに関心を持つ上で大切なことだと考えております。義務教育段階における社会参加や政治への関心を持つことの指導をどう具体化していくのか、各学校における社会に開かれた教育課程の編成における視点に入れ、児童会、生徒会での取り組み、さらには、ボランティア活動等を含め、地域社会と連携した教育実践などを通して、将来の有権者としての知識や態度、そして大津町を愛する心を育てていきたいと考えております。



○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

実際、今ですね、文科省のそういった指導要領あたりをずっと目を通しておりますけれども、この中で、実際その学校でそういった有権者教育を行うときに重要なのはどうかと、いろんなことを私も考えてみたりするんですけども、そのどこを教えるかといったとき、今、教育長の答弁を聞いてますと、悪く言えばきれいごと、美しすぎるんですよ。世の中にはですね、それこそ筋のとおらないようなことがたくさんあるんです。ですから、それを筋を通すようにきちんと抑えなくてはならない。実際、それって違うでしょっていうような多くの方がいろんな場面で体験すると思います。それこそ、今、教育長が言われたような形で教育をしていけば、実際の世の中に出たときに、そういった清濁併せ飲まなければならないような部分に接したときに判断がつくのかなと思ったりするわけですよ。実際、私が議員になったときに、そのときの最初の議長に言われたのが、永田君、清濁併せ飲み切るような人間になれよって言われたんですよ。これ実践教育ですよ、言うなら。実際、犯罪って起こりませんか、たくさん起こりますでしょう。結局、騙しもいっぱいありますよね。特に今はもうネット被害、今日の朝なんか見よったら、どうもLINEを通じてもういろんな被害が出てきたとか、いろんなものが出てきておりますよね。ですから、デメリットを教えることは非常に大切だと思うんですよ。キーワードは、例えば、いろんな形でデメリットを教えるというのはですね、例えば、車の運転で違反した方が、ひどい違反をすれば何か点数がどんどん引かれて、何かビデオかなんかそのひどい事例を何か見せられるそうですよね。そして、こういったことにならないように指導しているんですよということを教えられるそうです、あの免許センターで。そういうことを考えればですね、こういった世の中にしちゃだめだよねとか、そのデメリットの部分というのもしっかりその生徒たちに、教育の場においても1枚のカードの裏表みたいな感じで、表だけ見たらだめだよって、裏もあるんだよ。私は監査委員したときもですね、研修で東京のほうに行って、その向こうの偉い方がそのいろいろ講義をされるんですよ。その方が言われた言葉の中にもですね、あ、公認会計士か、の方が言われた言葉の中にも、あなたたちは長である町長を監査するんですよって、出された資料のこれを見て、はい、足し算引き算あってますよではだめですよって、その裏に潜むものを見抜くべきだと言われるんですよ、こういった講習を受けてくるんです。これって実践的ですよ、良い方が。ここですよ、私が言わんとするところは。ですから、子どもたちが清く正しくたくましく育ててほしいです。しかし、そのためには、世の中をきちんとこう歩いていくためには、そういったデメリットの部分も教えなきゃいけないと思います。投票率のことを言われましたけれども、実際、ものすごく低いです。先だつてのあの熊本市市長選挙においても、その前の菊陽の町長選挙においてもものすごく低いですよね。そういったことを考えれば、無関心がはびこっているということを考えて、非常に危惧しているところでありますが、そういったものに輪を掛けるようにですね、熊本市議会においては、例えば、飴をなめながら出てくるとかですね、そういったルール無視、例えば、赤ちゃんを抱いてくるとか、まだきちんとしたルールには、あれは違反ですよ、我々からするならば。そういったことをきちんと判断する道徳観がないんです。それを何でも現代の流れはこうなんだよとかというんであるな

らば、世の中めちゃくちゃになるでしょう。ですから、いろんなものをしていいことと悪いこと、これ理性の問題でしょうけれども、その中で、教えてほしいのは、本当に身に付くためには自分が被害に遭わないというような自己防衛の気持ちがある場合は身に付くんですよ。そういった教え方だと、私は危険にさらされる、私は損するかもしれないというようなことをしたら、これはいかなんと思うのが人間なんですよ。これが教育の中には欠けているかなと。だから、教育長の今の答弁というのは非常にきれい、プラス過ぎる、ていうふうになりはしないかな。それを教育に、すべてそれを100のうち100になったならば危険ですよって言うてるんですよ。だから、実践を添えなきゃということです。実践の教育。だから、今考える教育というものをいろいろ言われているでしょう、ただ単にその計算をしなさいじゃないですよ。それを使ったならどういったものが一体生まれてくるんだろうとか、そういったものを移行してきております。そしてまた、プログラミング、そういったのを持ちなさい。いろんな組み合わせによってその動き方が変わるし、これが間違ったプログラムを、ソースコードを組んでしまえば、繰り返し繰り返しもうこうね、やってしまうわけですよ。それとか動かないと。これがプログラミング教育の一つの考え方ですけれども、そういったものをプログラムを通じて構築して行って、そう考えれば、合理的じゃないねって、選挙に行かないことってというのは合理的じゃないねっていうことを根付かせないと投票率も上がらないと思います。合理的なのはあなたの、今の大所高所から考えてこの1票だということでああなたがちゃんとした税金の使い方を決める議会とかですね、配分のあり方を決める議会のそういった選挙に参加することによってより多き、あなたの意見が尊重されて反映されるんだよという形に繋げていくという順番です。順番を間違えたらいけないと思います。

この点について、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 永田議員の再質問に答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、きれいごとだけではだめだと、私もそう思います。先ほどの答弁がきれいごとだということで、基本的なところしか述べさせていただきませんでしたけれども、デメリットって、つまりその世の中の事実に向きさせろということではないかなと思っております。直接その選挙についてだけの学習にはならないと思いますけれども、やはり子どもたちが学校の中だけの知識で学校を卒業していくことは、もう今は求められていないと、私もそう思いますし、新しい学習指導要領もそうなっております。自分たちが学んだことが実際の生活の中に返っていく。あるいは役立っていく。そういったことをですね、実感していかなければならないんだと思っております。例えば、大津小学校で生活数理という研究をやりました。これは生活の中にある課題を算数を使って数的理解、あるいは数学的体験を活かして解決し、その解決したことをですね、さらに生活に活かしていこうという研究でございました。具体的に言いますと、6年生が卒業制作をする。卒業制作にある程度の材料費がほしい、その材料費を自分たちで資源回収をして集めようということになります。そうすると、じゃあその資源回収における目標値が定まりますので、そこに向かって子どもたちがアルミ缶であったり、新聞紙であったり、段ボールを集めてくるわけです。そして、それを実際に回収業者のほうに

持って行って換金してもらいます。それを年にずっと何回かやっていく中で、自分たちの目標値と違いが出てくるんですね。なぜかと言いますと、古紙の買い取りの価格が変動があるからです。そこで子どもたちは世の中の実際のそういう経済的な部分を体験することができます。それを体験しながら、修正を行いながら、じゃあ今アルミ缶が高いからちょっとアルミ缶をたくさん集めようとか、そういう集め方の修正をしながら最終的にお金を集めて、集めたお金で卒業制作をするといったようなものも一つの取り組みでやっていました。そういうふうにはですね、やはり子どもたちが自分たちの学校の中の学習を自分たちの生活に実際繋いでいくことによって、非常に子どもたちが世の中のいろんな暮らしに目を向けていったということがありましたので、こういう取り組みを町内全体で広めていきたいなと思っているところでございます。

また、先ほど夢議会の話をしましたけれども、夢議会に参加した子どもたちのアンケートを見ましたところ、私は絶対に選挙には行きますという感想を書いてくれた生徒もいました。この生徒は、やはり夢議会の準備の段階として、この議会の本当の議会をですね、傍聴に来てくれたわけですね。なので、そういう部分も学習の中に大いに取り入れていくというのがこれからの教育課程の編成ですので、しっかりと考えながら新しい教育課程をですね、編成していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 今、教育長の答弁を聞いておりますと、だいぶん議会の答弁も慣れられてこられたのかなという気もします。ただですね、教育界にもいろんな問題がありまして、こういった有権者あたりの教育についてなぜ取り上げたかというものを最後にちょっと言っときたいんですけども、こういったことに興味を持って、例えば、そういうことであるならば、私が議員になって、今現在みたいに、教育長や町長に対して直接議論すると、公の場で。そういったことをですね、望むようなですね、国司みたいなですね、そういった土着な人間が生まれてくれれば本当にうれしいなと、私は思う次第であります。実際、教育問題も考えますれば、今、スマートフォンの問題とか、いじめの問題とか、非常に翻弄されている部分があって、しかしながら、遅々として前に進まないということがあります。私は客観的に、もう子育てほとんど終わりましたんで、見ていて、大変だろうなと思いつつも、それを解決する能力が足りないなと思ったりするんですよ。ですから、やはり有権者教育というのは、今後きたるべき大人になって、よりよき社会にしていくための重要な入口の部分であるということを、私はここを言っときたいんですね。ですから、そこで本当にこう直接議論をしてもらって、もう今の教育はおかしくないかと、いじめの問題でも加害者を保護して、逆に、普通、加害者というのは一般社会では牢屋に入れられたりしますよね。逆ですよ、今は。その被害者のほうが学校に来れなくなったりとか、そういった形、一般質問その後にもあるでしょうけれども、逆なんです、我々から見れば。そういったことをもう直接教育長と議論をどんどんやってですね、よりよきものに持っていくというような勇者が現れないかなと、そういうふうにする次第であります。きっとですね、潜在能力がものすごくみんな高いんです。ただ、そのどっからアクセスしていいかながまだないんです。有権者教育をすることによって、世の中を知って、そして、今自分が一歩進みだすべきだなというのを感じてもらえれば、これは成功ですよ。必ずそういった生徒さん、お子さんたちは大成する

でしょう。大所高所から全体を俯瞰してみる目を持つことでしょう。そしたら、日本の将来は明るいというふうに繋がっていくのではないかなというふうに考えます。

これで質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

3時05分から再開します。

午後2時53分 休憩

△

午後3時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） こんにちは。傍聴の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。議席番号2番、山部良二です。それでは、通告にしたがい、質問に入らせていただきます。

今現在、大津町では、個別収集ができる地域とできない地域があります。それを踏まえてですが、今後、わが国の高齢化率は上昇してまいります。2065年には約2.6人に1人が65歳以上となり、危機的状況となります。本町においても、高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、住み慣れた地域や自宅で生活するために様々な生活支援が必要ではないでしょうか。それとは別に、ごみ収集問題について少しですが、アンケート調査を実施いたしました。具体的な内容としては、ごみ箱からごみが溢れている。ごみの収集時間をはっきりさせてほしい。ごみの分別で悩むことがあるので、ごみ出しカレンダーよりも詳しいリストがほしい。大型連休時は、特に夏場、せめて燃えるごみは休まず回収してほしい。分別が細かすぎる。収集作業後に散らかっている。ごみステーションでの作業の見直し、また、ごみ収集車のスピード運転のあり方を見直すべき。作業人員が足りなくて、今の現状があるのであれば、その点でも改善が必要等、その他多数のご意見がありました。今、急激に人口が増加している地区では、ごみ収集問題により、連鎖の悲鳴が聞こえてくるような気がします。このまま模索で放置していい問題ではありません。

このことを踏まえて、次の3点について質問いたします。

高齢者・障がいのある方々のごみ出しが困難な家庭への支援について。（2）ごみ収集に対して、町民の不安が高まっていますが、収集車の台数は適正か、また、ごみ収集問題に問題はないか。3点目です。ごみ分別収集計画は大津町の現状に即していないのではないかと、を町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員のごみ収集関連等についてのご質問にお答えしたいと思います。

ごみ出しやごみ収集につきましては、住民の生活に直結している課題でありますので、菊池環境保全組合構成市町村の菊陽、合志、菊池市と連携して広域的に行い、ごみの減量、分別による資源化・リサイクルの推進に取り組んでいるところでもあります。広域的に取り組むことで効率化は図られま

すが、議員のおっしゃるように、大津町の現状に即した独自の取り組みを進めていく必要があるものと認識はしております。

まず、高齢者や障がい者のある方々への支援については、現在は、介護保険サービスのヘルパーやシルバー人材センターのまごころ生活支援事業等の公的サービスを利用してごみを出されている方がおられます。その他、老人クラブ連合会の友愛訪問やボランティアセンターの取り組みなど、住民同士の助け合いでごみ出しを行われている事例もあるような状況でございます。

大津町の現状に即した公的サービスの充実や住民同士の助け合いにつきましては、全国的な先進地事例を参考にしながら今後検討するとともに、地域福祉事業を中心とした取り組みにおいて検討していきたいと考えております。

2番目のごみ収集について町民の不満が高まっているということですが、ごみ収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、町の処理責任があり、また、住民の皆さんの関心の高い問題であると認識しております。大津町のごみ収集については、午前8時30分から午後5時までに町の指定する施設への搬入を終わらせるように業者と委託契約を締結しておりますが、今後もアパート等の開発に伴い、ごみの量の増加や収集場所も広域範囲になり、ごみ収集車の台数や収集時間等が適切かどうか委託業者と検証を行いたいと思っております。

3番目のごみ収集計画についてですが、資源の循環型社会を築くことが必要と考えております。そのためにごみの分別とリサイクル化を推進しており、現在、家庭ごみを14種類に分けていただいております。参考までに熊本市は7種、水俣市は20種と地域によって様々であります。菊池環境保全組合の新工場の建設もありますので、現状にあった分別収集計画を構成市町間で検討していきたいと考えております。

詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 山部議員のご質問にお答えをいたします。

まず、高齢者のごみ出しの現状といたしましては、介護保険サービスによるヘルパー、あるいはシルバー人材センターのまごころ生活支援事業を利用してごみ出しをされている方が、今約30名程度いらっしやいまして、介護度では要介護1から要介護2の方が全体の78%を占めておられまして、年齢では80代の方が58%というような現状になっております。

ちなみに、要介護3から要介護5にかけては在宅率がだんだん低くなりますので、当然ながらごみ出しをヘルパーにお願いする人は少なくなるということになります。介護度が上がるほど施設入所等が多くなりまして、在宅でも家族の支援が増える傾向にあるということで考えているような状況でございます。

また、介護のヘルパー、あるいはシルバーのごみ出しを利用されている方で83%の方がひとり暮らしということで、認知症状の低下が見られる方も79%を占めておられるような状況でございます。身体的な衰え、あるいは認知症が原因でステーションまでのごみ出しができないという状況になられておられまして、ヘルパーが食事作りや清掃と合わせましてごみ出しを行っているような状況でもご

ざいます。

シルバー人材センターのまごころ生活支援事業につきましては、会員である高齢者の方がごみ出しを支援をするというものでございまして、今後、その他の支援とあわせて利用が拡大するものと見込んでいます。

また、大津町老人クラブ連合会におきましては、県の老人クラブ連合会が実施します研修を受けたシルバーヘルパーの方が地域の高齢者宅を訪問されまして、話し相手、あるいはごみ出しの手伝いをされており、現在、20名の方が活躍をされているような現状でございます。

次に、障がいがある方につきましては、その世帯の特性について少し申し上げますと、ひとり暮らしの障がい者が増加しておりまして、しかもその半数以上が65歳以上の高齢者であるということで、平成29年度に実施しましたアンケートの調査結果ではそういったことがわかっております。

65歳以上の障がい者の方は、介護保険制度を利用して支援を受けられておりますけれども、ひとり暮らしをされている若い年代の障がい者の方がごみ出しを困難と感じている事例もございまして、そういったものにつきましては、今後、町の障害者相談支援センターと連携をしてですね、分析をしながら先進事例等を参考にしながら対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

今後、公的サービスの充実と並行しまして、住民同士の助け合いの仕組みが町内全域に広がっていくよう、また、高齢者の見守りの観点からも事業展開ができないか、地域福祉事業等を活用しながら、社会福祉協議会、あるいは町、地域包括支援センターあたりとも連携をしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、(2)のごみ収集についてでございますが、平成25年度が約8千400トンありましたごみが、大津町ですけれども、平成29年度は約9千300トンということで、5年間で約900トン近く増えておりまして、このままのペースで進んだ場合は、5年後には1万トンを超える現状にあるのではないかとこのように思っております。

このような状況の中、収集回数につきましては、現在、燃やすごみを週2回、不燃・埋立ごみを月1回、プラスチック類を週1回、資源ごみを月3回、それから粗大ごみを月1回収集をしております。収集台数につきましては、毎日8時半から5台、あるいは多い時は6台ですね、収集されておまして、午後5時までには終わっているというような現状でございます。

しかしながら、先ほど議員のほうからもご指摘がございましたけれども、収集車のスピードが出ていて危険である、あるいは、ごみステーションの周囲が汚れている、あるいは、収集の時間帯が不規則であると、そういった情報もいただいております。このような状況でございます。

ごみの量が増大する中、収集運搬から処分まで効率化し、経費削減を図ることも重要ですが、安全な収集運搬業務の遂行と住民サービスの向上について、さらに受託業者と協議をしてまいりたいと思っております。

なお、現在、受託業者との間で、収集車両に車載カメラを設置して、運転手の安全配慮の強化、それから収集ルートの見直しとともに、地域防犯への活用ができないかの検討も進めているところでございます。

最後に、分別収集計画についてでございますけれども、大津町では、資源型社会の構築のためにごみの種別を、先ほど町長が申し上げましたけど、14種類に分別をしていただいております。これは菊池環境保全組合の処分方法に基づきまして、構成2市2町統一された内容となっております。

しかし、住民の方からはですね、分別がわかりづらいというご意見の一方で、もっと分別を徹底すべきだというようないろんなご意見をいただいているところでもございます。プラスチックについてもですね、大きな課題にもなっておりますので、分別、あるいは処分方法については見直すいい機会だと考えておりますので、現在、菊池環境保全組合が新工場建設に着手しておりますので、2市2町及び菊池環境保全組合と検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後につきましても、資源型循環型社会の構築、それから、ごみ収集運搬及び処分費用の削減、住民サービスの向上にしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 再質問です。

今お聞きいたしました、まごころ支援事業等の取り組みは素晴らしいと思いますし、今後とも改善の余地はまだたくさんあると思いますので、取り組みを推進していただきたいと思います。

それとは別に、住民の方々へのアンケートとはまた違いまして、業者にも聞き取り調査を実施いたしました。驚くことに業者さんも悲鳴をあげているということです。ごみ委託事業に関する要望書、し尿汲み取り料金の改定に関する要望書が本町に対して提出されています。抜粋して少しだけ読んでみます。現在の燃料油価格の水準は、内部努力によるコスト吸収の限界を超えた状況で、企業努力のみではこれを吸収することは困難、また、ごみ収集委託事業については、定められた収集日に定められた収集箇所、いかなる理由があろうとも完全に業務を随行しなければならないが、本町の場合、収集箇所の約半分が戸別収集という特異性があり、収集箇所が多く、収集時において交通混雑を招く要因ともなり、作業能力の能率の低下にもつながっています。及び現状の委託車両台数並びに委託料金では、今後に支障をきたすことは必須であります。このような要望書は、大津町の人口増加、地域間格差などなど最悪の現状をただ手をこまねているわけにはいけないのではないのでしょうか。

これらのことを踏まえて、次の点について再質問をいたします。

先ほども可燃ごみ収集の地区割りの話も出ましたけれども、現在のA、B地区、C、D地区からC、A地区、B、D地区へ変えるべきではないのでしょうか。これはD地区が異常に収集作業が多いということで、今のC、D地区では負担がかかっておりますので、A地区、B地区は収集作業が以外と素早く進みますので、この地区割りをやったほうがいいのではないかとということが1点目と。

先ほどもありましたけれども、平成33年にはエネルギー回収型廃棄物処理施設が合志市にできることで、ごみ収集作業にも影響が出るのは必須です。なぜかといいますと、今、大津町の美咲野のあたりに2カ所ありますけれど、これが合志市まで行かなければならなくなるわけで、もう影響が出るのは間違いないと、33年までには何とかしとかなければいけないと思っております。業者に聞き取り調査した限りでは、最低でも4トンパッカー車を2台増車するべきではないかということです。

3番目です。地域間格差を解消するためにごみステーションを利用している住宅地等の高齢者等の

戸別収集の実施を提案させていただきます。

4点目が、燃料費が異常に高騰していることを踏まえ、業者に対する料金改定額を向上することを強く要請いたします。

以上、4点についてお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 山部議員の再質問にお答えします。

4点ご質問があったと思います。まず1点目ですけれども、可燃ごみについて、地区割りを現在のA、B、それからC、Dから変更するべきだということで、今、A、B地区については、燃やすごみは月、木、それからC、D地区につきましては火曜日と金曜日という形で住民の方に、今浸透しているような状況ですけれども、確におっしゃいますように、近年、宅地分譲あるいはアパートの建設の増加によって、特にC地区がですね、世帯数が増加しております、各地区の世帯数に差が出てきている現状については十分認識はしているところでございます。先ほど申し上げましたけれども、平成33年には新工場が稼働しますので、収集コースの見直しあたりも必要になってまいりますので、地区割りの変更にあたっては、その見直しにあわせて地域の方のご意見を聞きながらですね、十分検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の平成33年に処理施設が合志市にできることによっていろんなところに影響が出るということで、最低パッカー車あたりも増車すべきじゃないかというようなご意見だと思います。確かに、合志市のほうに新工場に移りますと、いろんなルート等も変更になりますので、まず、平成34年4月からの稼働に向けて、移行がスムーズになるようにですね、計画的に対応ができる分については計画的に対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、3点目の地域格差を解消するために新興住宅地関係の高齢者の戸別収集を提案しますというようなご意見だったと思うんですが、これにつきましては、現在、高齢者の対応として、自宅から今ごみステーションまで運ぶためのサービスとして、シルバーに委託しておりますまごころ生活支援事業、あるいは介護の中のサービス等ですね、いろいろ利用されて、利用者の方のご意見も好評ですので、このサービスをさらに拡大できるような取り組みをしていきたいというふうに思っております。

それから、4点目ですけれども、燃料費が異常に高騰していることを踏まえ、料金改定あたりの値上げもということの要望だと思います。町のほうにもですね、先般、要望書をいただいておりますので、内容等を精査しまして、現状に沿うような形で必要な部分については必要な対応をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） それでは、また再々質問に入らせていただきます。

確かに、原油上昇、価格上昇分は委託料金に反映されていると思いますが、原材料の高騰分や人件費の上昇等の様々な要因は加味されていないと思いますし、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法の第8条に、該当認定を受けた計画にしたがって事業の転換を行う



のに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるとある以上は、委託料金の見直しは必須ではないでしょうか。

2点目は、地区割りが今のところ難しいというのであれば、やはりですね、ごみステーションの設置場所となっている住民の方のごみ収集に関する悩みはもう切実でありますことから、早急な対策が求められていると思いますので、最低でもパッカー車1台の増車はすぐにでもお願いしたいと思っております。エネルギー回収型廃棄物処理施設ができるまではもう待てないと思いますので、直近の対策をもう一度お聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 再度質問にお答えします。

2点ご質問あったかと思えます。まず、1点目がですね、燃料費の高騰に伴っていろんなものがあわせて増えるんじゃないかというようなご意見だと思います。確かに、燃料費が高騰しまして、それに伴う、あるいは人件費、それから車関係の維持管理費についての経常経費あたりも変わる可能性がありますので、その辺については十分精査をしながらですね、対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の地区割りの件につきましては、今のところA、B、それからC、D関係につきましては、もう随分、月・木、あるいは火・金でそれぞれの方が十分浸透しておりますので、当面はそういう形です中で、そして、最終的には33年度ということで申し上げましたけども、ただ、今の中です、どうしてもC地区についてそういったことの現状があるということであれば、その辺の現状を踏まえる中で対応については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 前向きな答弁をいただいたと思います。ごみ収集問題は、多くの町民の皆様に関わる重大な問題です。今後も定期的に質問をさせていただきます。

それでは、2点目に入らせていただきます。

それでは、2点目の障がい者雇用・就労・福祉についてお伺いいたします。

現在、官公庁の障がい者雇用の水増し問題や企業等で雇用を守っていても最低賃金ぎりぎりの契約であったりと、障がい者を取り巻く雇用状況は大変厳しいものがあります。知的障がい重い場合など、障がい重度になるほど雇用されるということはまれと言えます。実際は軽度であればあるほど受かりやすく、雇用に繋がるということです。また、現在、事業の助成金目当てで雇用し、障がい知識がなく、労働環境への配慮のない事業所等が全国的に増加しているのではないのでしょうか。

大津町では、そのようなことはないと思いますが、今後、障害者差別解消法を踏まえた取り組みが重要で、障がい者雇用企業への優遇制度や障害者優先調達推進法の実績アップが必須ではないでしょうか。また、障がいのある方が安心して暮らせる環境の整備が必要で、そのための総合的な障がい者雇用の推進が不可欠ではないのでしょうか。

ところで、障害者差別解消法の理念がまだまだ浸透していないと感じていますので、障害者差別解消法の理念がわかるように抜粋して読ませていただきます。障がいを理由とする差別の解消の推進に

関する法律の第1条に、すべての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を共有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳に相応しい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がい者による差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい者による差別の解消をするための組織等を定めることにより、障がい者による差別の解消を推進し、もって、すべての国民が障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すこととあります。

また、第7条に、行政機関等は、その事由または事業を行うにあたり、障がい者による差別を理由として障がい者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障がい者の権利、利益を侵害してはならないとあります。

2013年に障害者差別解消法が成立し、行政機関等における障がい者による差別の禁止が明記され、雇用の面でも合理的配慮の提供が義務となっています。また、第三次障害者基本計画も国や地方自治体等は、民間企業に率先垂範して障がい者雇用を進める立場であるという旨が書き込まれています。率先垂範とは、人の先頭に立って物事を行い、模範を示すとあります。果たして、大津町は障がい者雇用について民間企業に先んじて模範を示すことができているのでしょうか。障がいのある方が受験をする際に、公正な採用選考されているのか。自力通勤ができていること、介助者なしに職務遂行できること、活字印刷文対応、口頭面接対応のような制限的な受験資格によって差別されていないか。また、受験を制限していなくとも、例えば、音声パソコンの使用を認めていないなど、必要な配慮の提供がないために、実質的に公平・平等に受験できていない試験ではないのか。また、早稲田大学の朝倉教授は、地方公共団体の障がい者職員採用試験受験資格と合理的配慮の想定についての中で、民間企業に率先して差別解消義務を負う公務分野で障がいを持つ職員の採用に関する調査を行い、調査結果から明らかになったことは、障がい者の別枠採用においてすら自力で通勤できること、全体の71%、介助者なしに職務随行できること、全体の89%が受験資格になっていることです。この受験資格を読んだだけで、自分には資格がないと思ってしまう障がい者が多数いると想像できます。これに対して、明石市では、自力通勤や職務随行時の介護の是非は問いませんと明示し、障がい者雇用に先導的な役割を果たす姿勢を打ち出しています。他の地方自治体でもぜひ明石市の例から学んで、障がい者をわけ隔てしない公務員募集に向けて知恵を絞ってほしいと述べられています。

また、平成29年の6月の定例会にて、障害者優先調達推進法についての中で、調達実績について、私質問いたしました。熊本地震の影響もあり、平成29年度はゼロ円でありました。他の市町村では地震前以上に調達実績が上昇している市町村が増加しています。前回あげました、八代が調達実績800万円から1千370万円となりまして、隣の菊陽町では1千30万円、人口わずか7千人の小国町でさえ63万円あります。町長も今後は施設からの情報収集や、関係課への情報提供等も行うことで、さらなる物品調達を進めていくとおっしゃいましたし、第六次振興総合計画基本政策の中にも障がい者福祉の推進、みんなが笑顔で福祉のまちづくりと明記してありますが、このような状況で、果たしてみんなが笑顔となれるのでしょうか。これらの状況を踏まえ、次の5点についてお伺いいたします。

1 番目です。障害者優先調達推進法で地方公共団体に求められている障がい者就労施設への受注及び本町の平成30年度までの調達実績、2 番目は、新庁舎建設において、障がい者就労施設等への備品等の発注は、3 番目です。本町において、障がいのある方を対象とした職員採用条件の中に、自力で通勤できること、介助者なしに職務随行できること等の障害者差別解消義務を無視した受験資格条件等の明記がないかを問います。4 番目です。平成29年度までに就労移行支援から一般就労へ移行された障がいのある方の職場定着率、また、今後の就労移行支援からの就職率・職場定着率向上への取り組みをお伺いいたします。5 番目です。大津支援学校から大津町への就職率・職場定着率向上の取り組みをお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の障がい者雇用関連等についてのご質問でございます。5 つございますけども、1 点目の障害者優先調達推進法に関する取り組みについてですが、平成25年4月から施行されておりまして、障害者優先調達推進法の中で、地方公共団体は障害者就労施設から物品等の調達方針を策定することになっております。大津町におきましても毎年、方針を策定し、物品調達を行っているところです。

方針の内容としましては、対象となる障害者就労施設や、調達の推進方法などを定め、障害者就労施設等からの情報収集や提供、発注と受注者の仲介などを行い、その調達実績の公表を行うことで、大津町における障害者優先調達の一層の推進に努めているところでもあります。

また、その実績については、社会福祉法人三気の会の「アンパ」から、大津保育園の園児のおやつとしてパンを調達しております。

新庁舎における障害者支援施設等への備品等の発注についてでございますが、障害者優先調達推進法の調達方針に基づき、施設で提供可能な役務などを把握した上で、関係部署において十分協議を行い、調達の推進を行ってまいりたいと考えております。

就労移行支援からの一般就労へ移行された障がいのある方の職場定着率に関しては、平成26年から平成30年までに22人の方が一般就労されております。一般就労された方の6カ月後の職場定着率に関しては82%となっております。昨年度策定しました、第6期大津町振興総合計画におきましても、基本施策の目標指数指標として、障がい者の一般就労移行者数をあげており、障がい福祉を推進していく上で、障がいのある方の就労支援については、重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

そのためにも、大津町の支援学校や企業と連携を進めながら、就労率と職場定着率の向上を進めてまいりたいと思っております。

また、議員ご質問の中に、障がいのある方の職員募集時の受験資格条件の中で、障害者差別解消の趣旨に反する表現がないかとお尋ねですが、残念ながら、過去の募集において、そのような状況の明記がございました。今後は、障がいのある方への差別の解消に率先して取り組むべき行政機関として、障がいのある方への差別につながるような記載は改め、障がいのある方が地域社会で活躍できるような雇用環境の整備に努めてまいります。

具体的な内容については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 山部議員のご質問にお答えします。

5項目ありますけれども、私のほうから1番目と2番目と4番目についてご説明をさせていただきます。

町におきまして、平成25年4月から施行されております、障害者優先調達推進法の第9条の規定に基づきまして、大津町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定しておりまして、町のホームページにも公開をしております。調達を行っております社会福祉法人三気の会の地域活動支援センター「アンパ」につきましても、熊本地震の影響によりまして建物が被災し、調達ができない状況となっておりますけれども、平成29年度に活動を再開されましたので、年度途中からパンの調達を再開をいたしております。調達の実績につきましては、平成28年度の実績につきましては、熊本地震の影響もございましてゼロとなっておりますけれども、平成29年度は、年度途中からの調達ということで7万9千857円の実績となっております。

熊本地震前の平成27年度の実績につきましても25万5千906円となっており、さらなる調達の推進を図っていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、大津町の障害者就労支援施設につきましても、平成29年度から30年度にかけて就労継続支援A型の事業所が2事業所閉鎖しておりまして、現在3事業所となっております。就労移行支援事業所も1件休止をしており、現在1事業所というような状況でございます。

町としましても障害者就労施設から物品調達を積極的に推進していくことは、より多くの障がいのある方の社会参加の機会が増えることに繋がりますので、それが障がいのある方の自分らしい生活を送ることができることに繋がるものと考えております。

そのためには、多くの調達実績をあげている他の自治体の事例の確認や、町内の障害者就労支援施設がどのような役務や物品の提供ができるかなどの情報を収集しながら、役場内の各部署と施設の需要と供給のマッチングを進めてまいりたいというふうに思っております。もちろん、新庁舎建設等につきましてもですね、そういった考えを念頭に置きながら物品の調達について推進をしていきたいというふうに考えております。

また、就労移行支援事業から一般就労へ移行された方の就労率についてでございますけれども、町の就労移行支援事業所は、就労支援センターすまいるとジョブパートナー大津の2事業所でございます。その2つの事業所につきましても、平成27年度から30年度までの就労移行支援事業の利用者が69人おられ、そのうち22名の方が一般企業、あるいは就労継続支援A型の事業所に就労をされております。

職場定着につきましては、6カ月以内は就労移行支援事業所が職場定着の支援を継続して行います。6カ月以内の職場定着率につきましては、27年から30年までの22人中、18名が定着をしており、82%の定着率となっております。4年間で一般就労した22人は、1年間で見ますと平均5.5人という形になります。昨年度策定いたしました、第5期障がい福祉計画におきまして、平成32

年度までに年間5人の一般就労移行者数を目標としておりますので、一定の成果は生まれているものというふうに考えているところでございます。もちろん、障がいのある方の皆さんの生活の向上のために、今後も就労移行支援事業者からの就労率と職場定着率の向上に向けて取り組みを行う必要があると思っております。

今後の取り組みとしましても、町の企業と障がい福祉についてさらなる連携を行う必要があると思っております。今年度につきましては、町の企業連絡協議会の会員企業に対しまして、障害福祉サービスの就労系サービスについての研修会を開催し、企業と就労事業所とのマッチングを行ってまいりたいというふうに思っております。また、その一環として、就労移行支援事業所や支援学校に通っている障がいのある方が職場体験や実習ができるように町の企業にもお願いをしていきたいというふうに考えております。

今年度より障がい者の法定雇用率に変更になりまして、企業に対しては2%から2.2%に引き上げられています。行政が積極的にこのような取り組みを行うことで、町の企業も法定雇用率を守っていくための取り組みになり得るものというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） それでは、3点目の職員の採用に関する部分でございますけれども、障がいの有無に関わらずに誰もが活躍できる社会の実現のために、事業主は法律で定められた割合以上に障がいのある方を雇用する義務が定められております。

平成30年の大津町役場としての障がい者雇用率は、国の再点検後において、町長部局が3.5%、町全体としても2.73%であり、法定雇用率の2.5%は達成をしているという状況であります。また、障がい者手帳所持者として正規職員5名、非常勤職員3名、計8名を雇用いたしております。内訳といたしましては、正職員は、身体が4名、精神が1名、非常勤職員が重度身体が1名、精神が2名となっております。障がいのある方の雇用に際しましては、不定期ではありますが、障がいのある方を対象に職員採用試験や採用面接を実施をしているところであります。

議員ご質問の障がいのある方の採用試験を実施する場合の受験資格条件の中に、自力で通勤できること、介助なしに職務遂行できることの明記がないかとお尋ねですけれども、残念ながら過去の募集におきまして明記がございました。このことは障がいのある方への障がいを理由とする差別等の権利侵害行為でございまして、障がいのある方への差別の解消に率先して取り組むべき立場といたしまして、また、障がいのある方の雇用において模範となるべき立場として反省し、今後、採用試験を実施する場合には、受験資格条件から障がいのある方への差別につながるような記載は廃止いたします。

障がい者施策の基本理念である、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のために、障がいのある方の継続的な雇用と、障がいのある方が安心して働くことができる職場環境や労働条件の整備に今後も努めてまいります。

また、5点目の大津支援学校から大津町役場への就労に関してでございますが、先ほど、平成30年度時点の障がいのある職員を正規職員・非常勤職員あわせて8名の職員を雇用していると申し上げ

ましたが、大津支援学校の卒業生については採用の実績はございません。しかしながら、県内の同じく特別支援学校である熊本聾学校の卒業生は現在1名雇用いたしております。大津支援学校ではございませんが、特別支援学校からの雇用という観点でお答えさせていただきますと、就職率につきましては8名のうちの1名でありますので、12.5%、職場定着率は100%でございます。また、職場定着率向上の取り組みとしましては、熊本県北部障害者就労支援センター、通称がまだですが、と連携を取りながら、障がいのある職員には、就業面への不安解消などのアドバイス、雇用主である大津町役場には、本人の特性やそのまた配慮すべき事項を考慮した業務内容や関わり方への助言など、多方面からの支援を受け、円滑に職場に適用・定着できるための取り組みを実施いたしております。

今年9月には、大津支援学校から依頼があり、生徒の卒業後の生活に生かしたいということで、高等部の2年生10名に大津町役場内の見学や窓口の利用の仕方などの説明を行い、職場交流をさせていただきました。今後につきましても、職場交流やインターンシップなど新たな取り組みも含めて研究をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 再質問させていただきます。

先ほどの想定の中の受験資格の制限を取りはらい、民間に率先垂範した障がい者雇用を成し遂げるためには、本町あげて人の力の発揮を軸に採用と配置の想定をし、予め決まった職務と職場環境に適合する人でなければ採用対象と考えないを改める。そして、障がいのない人によって構成されてきた職務や職場環境を障がいのある人が共に働いていけるものとする。それには、制限的な受験資格や条件を撤廃し、障がいのある方々と共生できる職場づくりを推進していくことが重要だと思っております。今の答弁を聞く限りですね、数字的にも調達方法に関しましても、本町の障がい者福祉は危機的な状況にあるのではないのでしょうか。やはり障がい者雇用、福祉を今後建て直していかなければならないと私は考えております。

そこで、3点再質問させていただきます。

障がい者欠落条項をなくす会の政策した、こうあってほしい受験申込書という受験申込書があります。これを採用していただけたらと、これはちょっと皆さんに配るのを忘れていたんですけど、いいことが書いてありますので、後ほどご一読いただけたらと思います。

2点目がさっきから聞いているところでは、身体障がい者の方々、精神障がい者の方々の採用はあるけれども、知的障がい者の方々の採用は今のところないということでしたので、知的障がい者の方々を1年以内の期間を単位として、非常勤職員として雇用し、1年から3年の業務を経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげるチャレンジ雇用の実施を提案したいと思います。

3点目は、新庁舎等で知的障がいのある方々が安心して働ける環境を整えて雇用を促進する時期にきているのではないのでしょうか。

この3点をお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 再質問にお答えしたいと思います。

先ほど自力で通勤できない者とか、介助なしに職務遂行できない者について明示していたというようなことですが、実績といたしましてはですね、一般職の非常勤の職員の方ではありますけれども、家族の援助を受けて、実際送迎をされておられる車椅子の方や、周囲の合理的配慮を受けることで職務遂行が可能な方については、実際に雇用をしているというのが実績でございます。

質問の中の最初ですね、障がい者の欠格条項をなくす会が作成されておられます受験申込書、これを参考に受験申込をつくらないかというようなことでございますけれども、この障がい者欠格条項をなくす会が作成されました、こうあってほしい受験申込書、これにつきましては、障がいや病気がある方などが平等に試験を受けることができるために、障がい等のある方と行政機関が事前に連絡や調整ができるような項目が含まれた、示されている受験申込書であります。この受験申込書によって、受験を公正・公平に受けるためには、それを見て何を準備したらよいかとか、どういう配慮が必要かなどという合理的な配慮等についても事前に容易に想定することができますので、行政機関、受験者双方にとってもこれは大変有益なことかと思われまます。共生社会に相応しい採用試験の実施に向け、この受験申込書の活用をさせていただきたいと思えます。

それから、知的障がい者等の1年以内の期間で、まあ非常勤職員等々して雇用して、ハローワーク等を通じて一般企業への就職へつなげるチャレンジ雇用、これ熊本県のほうで実際にこれは実施されている事業でございますけれども、このチャレンジ雇用につきましては、障害者自立支援法の施行に基づき、成長力、底上げ戦略として福祉から雇用へといった考え方に基いて知的障がいのある方等が非常勤職員として、まずは役所で雇用をされ、業務の経験を積んだ後に一般企業への就職を目指すといった制度でございます。先ほど申し上げましたように、県内では熊本県のみで実施がされておりまして、業務の内容につきましては、資料のコピー、それから封入、それから廃棄文書のシュレッダーにかけたりとか、パソコンの入力などの定型的な事務補助作業が中心でございます。庁舎全体から業務を集めて、別個に、1人ではなかなか困難でございますので、別個に雇用する支援員とですね、2人1組中心となって実施をされているというような状況でございます。

議員ご質問のチャレンジ雇用、これを大津町での実施というご提案でございますけれども、知的障がいのある方を非常勤職員と雇用するにあたり、今先ほども申し上げました、受け入れ部署のサポート体制の不足もあります。それから、一般企業の就職につながるようなやりがいのあるような業務の確保、それから、受け入れに伴う支援員などの新たな雇用、経費の負担など、大津町のような小規模な自治体では行政負担がかなり課題になるというようなことも考えられますし、一般企業への就職につながるチャレンジ雇用、これについては、それらも含め、解決すべき課題が多く、なかなか困難ではないかなというところで考えているところでございます。

それから、3番目の質問の新庁舎等で知的障がいのある方々が安心して働ける環境を整えて雇用促進する時期ではないかというような趣旨でございましたが、先ほど述べましたように、やっぱりチャレンジ雇用につきましては、現在のところではなかなか職員として雇用して一般就労へつなぐ、企業への就労につなぐという部分についてはですね、なかなか難しい面もあるかと思うんですけれども、

町独自の短時間の非常勤職員等での雇用であればですね、知的障がいのある方々等の個人の特性などに合わせた業務の内容や勤務の体系などが設定ができるかと思われしますので、将来的においては雇用は可能ではないかと考えております。これにつきましても、やはり受け入れ部署やサポート体制の不足など、現状の受け入れの環境づくりに関する課題はまだ多々ございますので、将来的な雇用を見据えまして、採用した障がいのある方がどこでどのような仕事をするのがその人の力の発揮になるかを共に考えまして、地域社会で活躍できるような雇用環境等の整備には努めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 2点だけお伺いいたします。

先ほども調達実績は7万9千800円でしたか、これはもうものすごく低い数字で、隣の菊陽町と比べたらこれ何分の1になるのかわからないぐらい低いような現状なんで、これ絶対高い調達実績にする必要があると思います。それを踏まえてですね、平成31年度大津町において高い調達実績目標を立てるべきだと思いますが、目標をお聞かせください。

それと2点目です。新庁舎の知的障がい者の方々への雇用に関する質問をいたしましたけれども、それにまた先んじてというか、もっと具体的に大津支援学校等から障がいのある子どもたちの採用枠を確保するべきではないかと。それが本当の意味での共生社会の実現につながるし、それを目指していかなければいけないのではないのでしょうか。特に民間企業の範を示す、これもう一番最重要課題だと思っております。

ので、その2点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） 今回の質問2点ありましたんで、私のほうから1点目の調達実績の目標についてお話をさせていただきたいと思っております。

昨年度策定しました、障害基本計画の中で、障害者優先調達法の趣旨を踏まえて、計画として、現在の1件から平成35年度までに7件にするというような目標を設定をしております。その目標を達成するために今後取り組みを行っていきたいというふうに考えておりますけれども、まずそのためには、情報を共有するために役場全体の中でですね、組織的な連携体制をつくる必要があるというふうに思っております。そして、どういったものが調達できるかについて詳しく話をしながら、福祉サイドのみならず、他の部署も含めた中で、町全体として実績をあげていくための仕組みづくりをつくるということで考えているところでございます。また、町内の事業所では対応ができない物品や、あるいは役務の内容によりましては、他の市町村が実施しておりますように、町外の事業所に対してもそういった調達について検討ができないかを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山部議員の前の質問のときにしっかりと近隣の状況をお伺いするという話をしておりましたので、菊陽につきましても、菊陽学園関連のあそこに入所している児童や者の人たち



がそれらの働く場所として刈り払いとか、いろんな形の仕事、あるいは印刷とかいろんな関係の仕事をコロニーさん関連にお願いしながら事業実績をあげておるといような状況であります。大津町におきましても、それぞれの障がい者施設関係ございますけども、一時は各事業所のほうに仕事に行っておりましてけども、景気の状態が悪い状況でございましたので、なかなか障がい者を使っていたく、あるいは、その施設での仕事というのが減ってきて、大変それぞれの施設についても困っておられたようでございますので、その辺のところについては、十分相談しながらまた企業関係の中で仕事のできるものを探していただくといような形で、就労の仕事の範囲を広めてほしいといような形で、企業関連についてもお話を進めておるところであります。また、支援学校関係等についても、町のほうでの知的障がいとかいろいろな方を使うといような形になりますと、高等部の関係の子どもたちがすぐに町の中で対応できるかなといような思いもございまして、支援学校の中に、例えば、技術短大みたいなもの、翔陽高校の中につくっていただくといような形で、しっかりとその子どもたちを実践活動の中で働けるよな場所をつくっていただくよな形ができないかなといようなふうに、県のほうにもちょっとそういう話をしております。といような形の中で、もうちょっと子どもたちが高等部からもう一つ上の技術取得の関係、それぞれの働く、それぞれの子どもたちをずっと支援学校で見てきておりますので、もう一步延ばせるよな形をやってもらくと、それぞれの企業もその辺の連携を取りながら就労の機会が広がってくるんじゃないかなと。町においてもいろいろと検討をさせていただいて、前は図書館で本の修正の張物とかいろんなものをやらせていただいておりますけども、本人の都合で熊本のほうに転勤といのか、移住しましたので、雇用を今やっておりますけども、そういうように、しっかりと能力開発をしながら職場適用ができるよな形をもっていければなど。我々についても、今、そういう方向でしっかりと役場内でできるものは何かなといような形を今それぞれ話しております。しかし、やっぱり限られた人数でありますので、彼たちが来たときに、そこに、先ほど答弁にありましたように、その指導をやったりやったりしていく職員がまた必要になってくるというふうに思っておりますので、できるだけもうちょっと能力開発をしていただければなどいような思いを、勝手な願いでございましてけども、そういうような思いで県のほうにも取り組んでいただければなどいような思いを今県のほうにも、その思いを伝えておるといような状況でございまして。

目標数は1件ですけども、しっかりと大きな目標は7件持ちながら、施設関係におられる方だけでなく、家庭におる障がいを持った方々の就労についてもしっかりと情報を把握しながらやっていければなどいようなふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） これで質問を終わらせていただきます。

○議長（桐原則雄君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後4時05分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成30年第5回大津町議会定例会会議録

平成30年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

平成30年12月13日(木曜日)

出席議員	1番 三宮美香      2番 山部良二      3番 山本富二夫 4番 金田英樹      5番 豊瀬和久      6番 佐藤真二 7番 本田省生      8番 府内隆博      9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎      11番 坂本典光      12番 手嶋靖隆 14番 津田桂伸      15番 荒木俊彦      16番 桐原則雄
欠席議員	13番 永田和彦
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 大塚知里
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲      会計管理課長 坂本一正 副町長 田中令児      兼 会計課長 総務部長 本郷邦之      総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 住民福祉部長 藤本聖二      総務部財政係長 本司貴大 兼 財政課長 兼 財政推進係長 経済部長 古庄啓起      教育長 吉良智恵美 土木部長 大田黒哲郎      兼 工業用水道課長 兼 工業用水道課長 総務部総務課長 羽熊幸治      兼 農業委員会事務局長 荒牧修二 総務部財政課長 白石浩範

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

なお、永田和彦君より欠席の届出がっておりますので報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

佐藤真二君。

○6 番 (佐藤真二君) おはようございます。傍聴の皆さんも朝早くからありがとうございます。6 番議員、佐藤真二が一般質問を行います。

本日は 2 点です。

まず、1 問目からいきます。障がい児への支援体制の見通しについてということで質問をさせていただきます。

昨日の質問で障がい者の雇用や就労についての議論がありました。続きみたいな形になっておりますけれども、ここでは就労以前の義務教育期にある障がい児のチャレンジを支える仕組みが小中学校で機能しているのかという点について確認し、もし不十分であれば改善に取り組むよう提言したいと考えております。

まず最初が、障がい児福祉計画というものがありますが、今年 3 月に策定されました。大津町の障がい者福祉計画というものの下部計画になりますが、私は、その策定委員でございましたので内容は理解しております。計画は、支援サービスを提供する施設の数や供給量を見込む事業計画でありました。この提供に必要なコストについての議論はありませんでしたが、計画では、今後も障がいを持つ児童生徒の数の増加傾向は続くということ。それに伴い支援サービスの供給も増えるという前提にあります。しかし、近年の財政をみると、放課後のデイサービスをはじめ、障がい支援関係の事業費は大きな増加をみせております。義務的経費であり、国・県・町とそれぞれが負担しなければならないものですが、そもそもどの程度の負担が発生することになるのか。計画に基づく予想はできているのか。また、それは財政計画に反映されているのかということ。まずこれが 1 点目でございます。

それから、2 点目が、この障がい児福祉計画に教育や保育の機関は連携できているのかという点です。特に小中学校です。これには 2 つの視点がございまして、1 番目が増加する障がい児に対する基礎的な環境整備、それから、2 番目はその連携の仕組みとその内容です。

1 番目の基礎的環境整備につきましては、例えば、今回の補正予算にもありましたけれども、支援学級の増加に伴いまして、教室や備品の整備、特別支援教育支援員の配置など、基礎的な環境整備に係る費用は障がい児福祉計画と同様に費用の増加を見込まなければなりません、そうした見通しをきちんともっているのかということ。

それから、連携についてです。連携につきましては、今年5月に文科省が出した通知があります。その中には、教育と福祉の一層の連携等の推進についてというもので、お配りしております資料です。ね、1のところ、トライアングルプロジェクト報告ということですが、その通知の中では、教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等の関係構築の場の設置、学校の教職員等への障がいのある子どもに係る福祉制度の周知、それから、学校と障害児通所支援事業所等の連携の強化などの取り組みを促進することということで通知があっているようです。ここにあります教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等の関係構築の場、いわゆる連携のための会議体というものができているのでしょうかということですね。もしできているとすれば、それはどのような活動をし、効果をあげているのかということ。これが2点目でございます。

続いて、3点目が小中学校のシームレスな連携についてということ。これは資料の2番をご覧ください。これは毎年文科省のほうで調査しております調査があるんですけども、それについて今年の分はどうですかということで、町のほうに見せていただきました。本当はちょっと別のところを見たかったんですけども、その資料を見ておまして、ちょっとおかしなことに気づいたんですね。まず、この資料の表の左側は天津中学校に在籍する障がい児の数と、天津中の校区の小学校に在籍する障がい児の数ということです。発達障がいの診断というのが一番上にありますが、この診断を受けている人が天津中校区には59人いるということです。ところが、これが中学校になると3人になってしまうと、小学校は6年間で中学校は3年間ですので、普通であれば半分ぐらいが目安になるかというところですね。ところがこの極端な差ができているわけですね。北中のほうをみますと、92人だったものが26人になってしまうと。おおむね半分という目安を考えたとしてもここには大きなギャップ、ギャップが大きすぎる。もう一つありましたね、それからですね、この天津中と北中、このギャップもあるわけですね。天津中で3人、北中で26人で、不自然な開きがあるということで、この辺がですね、ちょっとおかしいなと思って気づいたところです。これ考えてみますと、小学校では診断を受けていた子というのが中学校ではどこに行ってしまったんだろうかということですね。診断そのものが消えるわけではありませんし、例えば、支援学校に行く子というのはいるのかもしれないけれども、そんなにたくさんいるはずはないんですね。心配なのは、小学校で支援が必要と考えられていた子が中学校に行ったら支援は必要ないと考えられてしまうこと。これが非常に懸念されることでもあります。これでは小中学校がシームレスに支援を継続できているとは言えないということになるかと思えます。

先日、障がい児の保護者さんの話を聞く機会がありました。幾つか紹介しますと、こういう意見があります。中学校は教科担任制です。支援学級の担任が指導できる教科は限られます。他の教科は交流学級で授業を受けることもありますけれども、支援や配慮を受けられず、授業についていけないま

ま放置されていることがあると、そういう事例があるということです。それから、通常学級で出される宿題には、その子に必要な配慮がなされていないことも多く、提出ができないで忘れ物扱いになってしまうとかですね、そういうことがあるということです。たまたまそういうことを言っておりましたら、今日の新聞ですね、今日の熊日新聞の心ノートという欄に、特別支援学級と共同学習という見出しで記事がありました。こんなやつです。ぜひご覧になってなかったら帰って見られてください。ここにもですね、やっぱこの事例が書いてあるんですね。障がい児さんが交流学級で授業を受けましたと、空欄を埋めることで板書と同じ内容が記入ができるというようなワークシートをもらったと。ところが、授業が始まると、Aさんは空欄のどの部分に何を書いていいのかわからずに書き込みをあきらめてしまって、Aさんに対して個別の対応もないまま授業が進み、プリントは空欄のままに終わりましたというようなことですね。この子に必要な配慮が足りなかったということになるかと思えます。こうした事例から見えますのがですね、個々の教育的なニーズに基づき策定されるという個別の教育支援計画、個別の指導計画が仮に作成されていたとしても関係するすべての教員で共有されていないこと、あるいは、理解されていないことではないかと思えます。ここは、最初に言いました、仕組みは機能しているのかというところですね。小学校と中学校は様々な面で異なります。できればですね、中学校なりの支援のやり方というものがあると思います。中学校に個別の支援、合理的配慮、義務などの認識が薄ければそういった支援はできないということになります。

中1の壁、中1ギャップとかいうのがあります。小学校から中学校にあがるときの大きな変化によって子どもがストレスを感じるというものです。心身の不調や不登校、問題行動につながることもあります。しかし、中学校の状況がこのようなものでは、障がい児やその保護者にとってその壁はとてもつもなく高い壁に感じられることでしょう。現在の中学校の支援体制やその内容を踏み込んで調査し、障害者差別解消法の要請に応えられる、子どもや保護者が乗り越えられる程度の壁にしなければならぬと思います。これから来年度の学校の体制がつくられていく時期に入ります。このタイミングでぜひ教育委員会の指導力を発揮し、中学校の支援体制を充実させ、理解を促進してほしいと思います。どのように考えられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。佐藤議員の障がい児関連についてのご質問でございますけども、大津町におきましては、平成30年度から32年度までの3カ年の計画を策定しております。内容といたしましては、18歳未満の障がいのある児童を対象とした福祉サービスであります。児童発達支援、あるいは放課後等のデイサービスなどの見込み量及び支援の提供体制の整備を推進するための目標を国の基本指針に基づき定めております。サービスの見込み量につきましては、現在の対象者の増加を考慮したうえで、今後も増加していくものと見込んでおります。

今後につきましても、この計画に基づいたサービスを支援していくため、今後の増加見込みを踏まえた財源の確保にしっかりと努めてまいります。

また、教育や保育施設についても、さらに福祉部門と施設、学校とも十分連携を行い、増加傾向にある障がいのある児童の支援体制の充実に努めてまいりたいと。

具体的な現状の内容につきまして、担当のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） おはようございます。佐藤議員の障がい児への支援体制の見通しについての質問にお答えします。

障がい児への支援体制につきましては、第1期障がい児福祉計画において、教育・保育などの関係機関との連携を図り、障がいのある子どもとその家族に対して乳幼児から卒業まで一貫して効果的な支援を身近な地域で提供する体制の構築とあります。また、大津町子育て・子育て支援事業計画におきましても、障がい児施策の充実をうたっているところであり、共に目指すところは早期発見、保護者の不安を解消、受け入れ環境の整備、周囲の理解、障がいのある子どもへの一貫した支援でございます。

教育委員会としましても、そのような支援への取り組みを進めているところであり、今後はさらに関係機関、関係部署との連携を強化し、障がいのある子どもと、その家族の支援に取り組んでいきたいと考えています。

次に、小中学校のシームレスな支援継続の現状と今後についてお答えします。

障がい児福祉計画では、発達支援サービスを受けている児童数が増加している状況が記載されていますが、そのことと比例し、大津町の特別支援学級在籍の児童生徒数につきましても、年々増加傾向にあります。幼稚園・保育園から小学校、中学校へと進学していく児童生徒について、校種等が変わっても必要な支援が継続されることが大切であると考えます。

教育委員会としてもしっかりと実態を把握していきたいと考えているところです。

大津町におきましては、特別な支援が必要とされた児童生徒一人一人について、保護者の同意を得ながら障がいの状況、支援の方法等を記載した個別の支援計画、あるいは、さらに長いスパンをしました個別の教育支援計画等を作成して、日常の支援教育をしております。この中で、校種が変わる際にも内容を引き継ぐことにしています。また、幼保、小中連携会議を開催し、特に支援が必要な児童生徒について、密に情報交換を行いながら、入学直後からも個に応じたきめ細かな支援ができるよう配慮しているところです。

しかしながら、先ほど議員からもご指摘がありましたように、中学校に入ってから支援につきましてなかなかまだ充実が足りないということでございますので、この点につきましては、今後、また、県の学級編成におきまして、同一障がい種の学級が2学級以上になった場合、あるいは1学級の児童生徒の数が複数学年にわたり6名以上になった場合等には、加配教諭が配置されるなどのケースもございますが、現在、町においても、特別支援補助員等の職員を独自に任用し、配置することで支援体制の充実を図っているところです。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長藤本聖二君。

○住民福祉部長（藤本聖二君） おはようございます。私のほうから佐藤議員の第1点目の第1期障がい児福祉計画の達成に必要な財源の見通し、それから、連携等についてお答えをしたいというふうに

思います。

まず、障がい児福祉計画につきましては、今期計画が第1期となっております、全国的にもはじめて計画をされているものでありまして、これは全国的に障がい児に対します支援体制、あるいは環境整備を進めていく必要性が求められているものだというふうに考えております。障がいのある児童を対象にしたサービス、障がい児通所支援事業につきましても、平成25年4月の対象者は65人でありましたけれども、今年度の対象者は303人となっております、6年間で238名の増加となっております、佐藤議員がおっしゃいますように、障がいのある児童の顕在化が増加しているような状況でございます。主に、障がい児通所支援事業につきましては、財源としまして、国が2分の1、県が4分の1の負担金を含めまして見込んでいただいております。

障がいのある児童やその保護者の方に対し、ニーズに応じた支援ができるように町の振興総合計画の実施計画におきましても障がい児支援事業につきましては、平成30年度は約2億5千万円、31年度は約2億8千万円、32年度は約3億1千300万円を見込んでおるところでございます。これにつきましても、先ほど申し上げました、障がい児の福祉計画と連動した事業費を見込んでおられまして、財政計画につきましても同様の内容を盛り込んでいただいております。

また、サービス量の見込みだけではなく、医療的ケア実施支援のための関係機関の協議の場の設置など、障がい支援の提供体制の整備などにつきましても菊池圏域の首長とも協議を行いながら、菊池圏域地域自立支援協議会の部会などを利用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、教育保育施設のサービス提供についてでございますけれども、障がい児福祉計画を策定するにあたりまして、障がいのある方を対象にアンケートを取りましたところ、障がい児が暮らしやすくなるために必要なことの項目では、保育所・幼稚園、小中学校等での受け入れ環境の整備が必要と回答している方が76.5%ということで、もっとも多くございました。

議員がおっしゃいますように、今後も増加していく障がい児の保育や教育での支援体制を整えるためには、今まで以上の関係部署間の連携が不可欠であるというふうに考えております。

福祉部門としまして、各幼稚園、あるいは保育園、小中学校を巡回して相談や助言を行います巡回専門員整備事業を今やっておりますけれども、またあわせて、子育て中の保護者に対しまして子育てのこつを伝えるペアレントプログラム事業もやっておりますので、さらにそういった事業を推進しながら障がいのある児童、あるいは保護者に対してよりよい支援ができるように保育や教育の分野とも連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。障がい児支援の取り組み等についてご説明いたします。

現在、保育所等への受け入れ環境整備の一つとして、保育所等へ障がいのある子どもにつきましては、障害加算により人的配置をお願いしているところでございます。また、保育所等におきましても、障がいのある子どもの理解を深めるために、町福祉課主催の大津町子どもの発達セミナーなどを利用して研修を重ねられているところでございます。



また、町福祉課の巡回支援専門員派遣事業委託により、月に1回程度、町内の保育所等への巡回支援専門員による巡回が行われております。この事業は、障がいの早期発見の機会にもなっておりますし、保育所としましては、気になる子どもへの関わりや支援の方法などを尋ねる機会となっております。そして、子どもに発達障がい等の疑いがある場合、保育所が保護者に伝える際に、巡回支援専門員が専門的な見地からアドバイスを行うなど、子どもの支援と保護者の不安解消を図っているところでございます。

次に、小中学校における環境整備についてご説明いたします。

先ほど教育長からもありましたように、大津町の特別支援学級在籍の児童生徒数につきましても増加傾向にあります。当然、特別支援学級が増加すれば、環境整備に係る費用も必要になります。現在は、新年度の特別支援学級への在籍が予定される児童生徒数や学級数の見込みにより、予算を計上しながら対応している状況でございます。

次に、関係機関との連携体制につきましては、現在、各関係機関が連携・協力して、適切な支援を行うために、大津町特別支援連携協議会を設置しています。協議会は、教育委員会のほかに、町福祉課、小中学校校長会代表、町内の県立学校、幼稚園、保育園の代表などで構成されております。ただ、組織として効果的に機能していない状況もございますので、現在、見直しを進めているところでございます。また、新たな協議の場あたりも必要ではないかと考えているところでございます。

また、学校と障がい児通所施設、事業所等との連携についても、不十分な状況がありますので、今後、話し合いの場などが持てるような環境づくりが必要と考えているところでございます。

次に、小中学校における児童生徒への支援につきましては、現在、町では独自に特別支援補助員、学校生活支援補助員を任用し、必要に応じ各学校に配置しながら支援の充実を図っております。

特別支援補助員につきましては、現在、小中学校において作成しております、各児童生徒の個別の時間割に基づき、支援の補助等を行っております。特に、交流学級での共同授業に参加する生徒が複数いる場合は、特別支援学級の担任が必ずしも付き添えるわけではないような状況でございます。

原則的には、交流学級の担任が一人で共同学習を実施する際には、交流学級と特別支援学級の担任が事前に支援学級の児童生徒の学習内容や目標等を打ち合わせた上で、交流学級の担任が授業を進めることとしております。それは、同じ学習をするにしましても、特別支援学級の児童生徒の目標や学習の仕方が違う場合が多いことから、そのようなところでございます。

したがって、そこに支援補助員が付き添い、共同学習の際のサポートをすることは、児童生徒にとりましても、また、交流学級の担任にとりましても、学習の支援につながるものと考え、町独自で配置をしているところでございます。なお、支援員の配置につきましては、毎年、各学校のニーズを聞き取るなどしながら対応しているところでございます。

また、個別に作成される教育支援計画は、他機関との連携を図るための長期的な支援に立った計画であり、関係者との協議も含め、個別の支援にできるだけ対応できるように努めるとともに、新年度に向けて学校の実態等を把握し、児童生徒の支援が充実できるよう体制づくりに進めたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 再質問いたします。

まず1つ目がですね、先ほど資料のほうで申しました、小学校と中学校の対象となる児童生徒の数のギャップです。例えば、その支援員を配置します。あるいは、学級をつくりますといったことを言った場合ですね、そもそも対象になる数というものがきちんと把握されてなければならないはずなんです。配置しようにも、そもそも入口の段階で配置、対象とならないというふうにですね、もしなっていたとすれば、それは支援が受けられないという形になってしまうということです。そのですね、数の見込みというものがまずおかしいのではないかなというところで、そこに関しては、入口をもう1回きちんと整理されたほうがいいのではないかなと思います。

それからですね、小中学校の連携の協議会というものがあるというふうに言われました。校長先生とか、役場の担当課のほうと一緒にですね、会議をされるというふうに言われたんですけども、そもそもがですね、必要なのは、そういった組織ではなくてですね、やっぱ専門家の組織なんです。きちんとこの合理的配慮、あるいはその基礎的環境整備、そうしたものをきちんと理解した上で対応できる人が必要なものであって、ちょっと文科省の一つ、特別支援教育のあり方に関する特別委員会の報告というものがあまして、そこに書かれていることですね。これまで学校においては、障がいのある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、合理的配慮は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校、教育委員会、本人、保護者の双方で情報が不足していると考えられるというふうなですね、報告があるんです。つまり学校にですね、この法の理念というものがまだ浸透していないということですね、指摘しているわけですね。ですから、そこに必要なのは、その理念をきちんと理解した専門家、その専門家がどのような支援が必要なのかということを考えていくということ、その新しい協議体をつくれるというようなこともですね、さっき言われましたけれども、ぜひそのようなものであってほしいと思います。ちなみに、この文科省への報告を見ますと、専門家チームというものがちゃんとあって活用していると、してないところありますけれども、あるということなんです。こうした専門家チームをもっときちんと活用したほうがいいのではないかなというふうに思うところでございます。

それからですね、共同学習の話の中で、事前に打ち合わせをするようにしておりますとおっしゃいました。するようにはしておられるんでしょうけれども、それができているでしょうかということが、この質問、一番最初に申し上げましたように、ちゃんと機能してますかということがそこなんです。できているかどうかということです。ちなみにですね、この個別の教育支援計画、指導計画というのは、いわゆる、そのよく言われるような個に応じた指導とかですね、そういったものとは全く別の次元の話です。障がい者差別の解消法の施行に伴い、もちろん、これ平成20年度の学習指導要領ですね、の改正の中で、障がいのある幼児、児童、生徒の指導のあり方が明確化されたということで、このときからつくっているかと思います。その後ですね、障害者差別解消法の施行に伴いまして、そこに合理的配慮を記載するようになったと、そういったことがあるんですけども、立脚しているもの

が指導の方法、個に応じた指導といったですね、指導方法、任意のものではなくて、これは義務なんです。ですから、そもそも立脚する方法が違うし、任意のものであるか、義務であるかということも違うんですね。そうした義務制というものをきちんと踏まえた上で対応していかなければならない。だから、共同学習の段階で、その合理的配慮というものが共有されていますかといったときに、それができていないということは、義務が果たされていないということなんですね。ですから、今のところそれがまだ十分ではないことがあるとおっしゃるのであればですね、本当にぜひそこは改善していただきたいなと思うところがございます。

今、一応お答えいただきましたけれども、その辺についてですね、もう一言踏み込んだお答えをいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問、3点ほどあったかと思えます。

まず、新年度に向けてですね、そういった支援体制がちゃんとできるかどうかということでございますけども、毎年度、1月明けまして、ある程度ですね、翌年度の特別支援学級の人数、あるいは学級数あたりについてはですね、年明けぐらいにはある程度出てくるかなというところで、その後、先ほど特別支援補助員とか、生活支援補助員、それらの実態については、毎年度、児童生徒の数が変わりますので、各学校あたりですね、実態あたりもお聞きしながらですね、新年度に向けてその辺の配置については対応したいというふうに考えています。

それと、また新たな協議の場ということで、先ほど特別支援連携協議会というのを申し上げましたけども、実際、先ほど言いましたようにですね、実際、現段階では十分に機能しているかというのと、またその辺は機能しておりませんので、見直しは行いますけども、新たに組織についても検討が必要かなというところで考えております。その際には、先ほど言われましたような、専門家あたりも含めてですね、そういった話し合いの場がもてるようなところをですね、検討したいというふうに考えています。

それと共同学習の中で、実際、そういったその事前学習あたりがちゃんとできているかどうか、そういうふうになっていますけども、その辺についてはですね、改めてどのような実態かというのをですね、また再度把握しながら改善すべき点についてはですね、改善していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） きちんと実態を踏まえて改善をしていただけるということで、私は安心いたしました。ただですね、これは話聞いたとこなんですけども、保護者の方はですね、非常に不安を感じておられるということで、今日も傍聴に来ておられますのでですね、最後に教育長のほうから一言保護者さんが安心するような言葉をいただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 本日は、佐藤議員のほうから障がい児を持った保護者の皆さんに対する、

本当に保護者の皆さんが抱えておられる不安をですね、代弁するような形でたくさんの質問を受けました。私自身の親戚にも障がいを持った、私より一つ下の従妹がおりますし、また、私自身の教職員として、あるいは校長としての経験を通しましても障がいを持った子どもさんを抱えられる保護者の皆さんですね、その子どもの将来に対する不安というものは痛いほど感じてきたところでございます。実は、私が教頭時代に出会った障がいを持った子どもさんですけれども、その子どもさんが今、私の弟が勤めている郵便局で仕事をされておまして、たまたま話をする中で、そこですごく頑張っているんだということを聞いたことがございます。やはり子どもさんが社会に旅立ったときに、そうやってきちんと働く場があるということ、それがやはりその障がいを持つ子どもさんを持たれている保護者の皆さんの一番心配されるところだし、願っておられるところではないかなと思っております。そういうことを踏まえまして、本当に小学校、中学校におきまして、子どもたちの学習の保証、また、周りの子どもたちとのつながりづくり、そういったものは本当に大切なものだとも考えております。今日ですね、様々なところでご指摘を受けました。中学校に関してましてもですね、様々な課題があるようですので、今後もう一度、各学校の状況を調べさせていただきながら、適切な指導が充実していきますように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） はい、ありがとうございます。

それでは、2問目に移りたいと思います。

2問目は、いきなりちょっと話が変わりまして、債権管理条例の制定をということですね、お話をさせていただきます。

総務省のほうでですね、今、全国の地方自治体に公会計の導入を求められております。現状では、平成26年度にその統一基準が示されまして、平成27年度からの3年以内の統一基準への移行、やむを得ない理由がある場合には、おおむね5年以内の移行ということで求めています。大津町でもその準備が順次整ってきているようでして、今、ホームページにはですね、4種類の財務諸表が掲載されているということです。

公会計そのものが今回問題ではありませんので、それについてはあまり深く触れませんが、そのメリットの一つにですね、町の資産がよく見えるようになるということがあります。今回は、その資産のうちですね、債券というものを取り上げて債権管理条例の必要性を問いたいと思います。

今回ですね、何でこの質問を思い立ったのかと言いますと、菊池市で水道料金の債権放棄の手続きがちょっと失敗してしまって新聞に載ったということがありました。それから、大津町の住民の方が、県の奨学金ですね、奨学金の返還が少し遅滞して、県のほうから訴えられそうになったと、これは後で改善されましたけれども、そういったものがありまして、その再建というものをどうやって管理していくのかなということが非常に気になったということです。

そこで、こういろいろ大津町の状況を調べておりましたらですね、一つちょっとおかしなことに気づきましてですね、通告の1番ということになりますが、この毎年いただいております、この歳入歳出決算書の中に、この財産に関する調書という部分があります。これ見られているかと思えますけれ

ども、この中に、債権というものがあるんですけども、これなしってなっているんです。債権がなしということに。ところが、この債権というのは、ここに記載されるべき債権というものを調べてみますと、長期貸付金というものはここに記載されるべきものだということですね。ですから、その長期貸付金にあたるものといえば、例えば、先ほど申しました、奨学金であったり、住宅新築資金であったりですね、そうしたものがあたるかと思うんですけども、それが実際にはあるんじゃないのかなと思ったところでして、そこに関してはですね、この質問の通告をいたしましたところ、既にもう今後訂正されますということでしたので、そこはもうよししたいと思います。なので、この指摘というのがですね、ブーメランになっておりまして、それを指摘すると結局自分ができていなかったということに跳ね返ってきますので、私のほうも反省しなければならぬかなというところがございます。

ただですね、なぜこのようなことが起こり、見過ごされてきたのかということを考えますと、やはりその法令を正しく理解していなかったということ、それからもう一つが、債権そのものをきちんと認識し、管理するということできていなかったのではないかとこのところがやはり原因ではないかと考えるわけです。そうした懸念を踏まえまして、この（２）の正しく管理されているのかというところについて問いが出てきます。

お配りしております、資料の２の自治体の債権の種類と債権の放棄というのがありますけれども、これ見ていきますと、大体自治体の債権というのは３つにわかれまして、公法上の債権と私法上の債権があります。その公法上の債権の中には、強制徴収ができるものと、強制徴収ができないものというのがあります。これについては、やはり訴訟等の手続きによって債権を回収していくものということになるというふうに理解しております。

この強制徴収ができない債権で、特に、代表的なものがですね、ここにありますような、これすみません、資料の３ですね、大津町３つありまして、住宅新築資金と奨学金と災害援助資金、この３つがですね、貸付金として出てまいります。この貸付金見ていきますとですね、最初申し上げておきますと、この貸付金だれが債務者なのかというの、私、一切知りませんので、そういった状況でお話させていただきます。

この住宅新築資金というのを見ていきますと、これ年度をおっていきます。すると、収入未済額というものの合計が翌年度の調定額に一致しておりますので、新しい調定というものも毎年立っているということは、これ長期貸付があると、残額があるんだということがわかるわけです。ところが、それがどのように調定されて、どのように歳入されていくのかということを見ていくと、そこに一貫性が見られないというのがですね、まず一つ。通常であれば貸付金返済していくのに、一つのルールにしたがってなされていくわけですから一貫性が見えてくるはずなんですけれども、それが見えないというところがあります。

それから、奨学金、これはこう見てすごく納得できるですね、という形になっております。２７年度に９万円の収入未済ができましたけれども、翌年度は過年度分として計上されて、それが解消されたという形で、これがやっぱり標準的な形になってくるのではないかと思います。

次のその災害援助資金ですね、これを見ますと、どうも収入未済というか、残額が１７０万円ぐら

いありまして、それに対して毎年5万円を返していただきたいと考えているんだけど、返ってくるのは数千円ということが何年も続いているというような状況です。しかもそれが毎年当年度分にあるんですね、住宅新築資金と同じやり方であれば、これは過年度分になければならないもので、29年度、これ多分地震の関係で当年度分というのが396万円というのが出てきているんでしょうけれども、そのときには、毎年、当年度に計上されていたものが過年度に計上されてしまっているということで、これも何かちょっと一つ一貫性がないなというふうに感じるようです。つまり、この債権の管理というのは、本当にきちんとできているのかなというところを疑問に思うわけですね。

これが2点目でございます。

そして、それから3つ目というのがこの質問の主題の債権管理条例の話になってきます。

災害援助資金のところですね、先ほど申し上げましたものですが、170万円以上の債務が残っておりまして、年間に数千円しか返済されない。このままだと100年経っても返済はできないわけでございます。こうした債権をいつまでも管理し続けることは不合理ではないかということですね。おそらくこの方は、もう返済の能力というのもうさほどないんだろう、あるいは、そのすごく高齢にもなっておられるだろうなというふうな推測をするところなんですけれども、こうした場合はですね、やはり地方自治法の施行令のほうで、徴収の停止とか、債権の免除というものも規定がございます。それを実際やっていくということで、最終的には債権を放棄するという議会議決を必要とする手続きがございます。こうした手続きをきちんと踏んでいかなければならないんですね。ところが、それがやはりなされないままに個別の台帳上で担当者が管理しているという状況がいつまでも続いているのではないかと。もちろん、この債権管理条例の制定というものは、こうした債権の放棄が目的ではなくて、もちろん、その徴収そのものが目的であります。ただ、その中でできないものに関しては、きちんと処理してくというですね、回収すべきは回収し、放棄すべきものは放棄するという、これをきちんと形にしていく必要があるのではないのでしょうかということ。そうした債権の管理条例が必要ではないのでしょうかということで、3つのお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の債権管理の状況関連等につきまして、また、それにつきましての条例制定にどうやっていくかというようなご質問かと思っておりますけども、町税をはじめ、使用料や手数料等の町が有する債権につきましては、ほとんどの町民の皆さんが納期内に納付していただいておりますが、毎年、滞納が発生している状況にもあります。町民負担の公平性を確保するためにも、徴収関係において力を入れているところであります。

また、厳しい財政状況の中で、行政改革に取り組み、経費節減を行いながら財政の健全化を図っているところですが、今後はさらに自主財源の確保が重要になりますので、町が保有する債権につきましても、適切に管理していかなければならないと考えております。

現状といたしましては、各種債権につきましては、所管課で管理しており、それぞれの台帳を作成し、管理を行い、その基準も異なっている状況であります。

今後、全庁的に統一した対応を行っていくためには、債権管理や徴収方法について関係部局で十分

協議する必要がありますので、研修等を実施しながら進めていきたいと思っております。将来的には、条例の制定を含め、統一されたルール設定やマニュアルの作成を行い、全庁的な債権管理体制の構築が必要であると考えております。

現状等につきまして、担当部長からご説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） こんにちは。現状等につきまして説明をさせていただきます。

現在、町の債権であります町税、分担金負担金、使用料及び手数料、諸収入につきましては、各担当部署におきましてそれぞれの基準により管理を行っております。また、決算審査におきまして、監査委員から審査意見書にもありますように、各債権の収入状況や徴収率の審査を受けているところがあります。ただ、ご指摘のとおり、統一した債権管理の基準やマニュアル等がなく、それぞれの関係法令に基づいて管理、徴収、不納欠損等を行っているという状況でございます。

議員ご指摘の決算書の財産に関する調書の債権欄と、資料のほうにあります、公会計の貸借対照表のこの赤書きの部分ですけれども、赤書き囲み部分の長期貸付金、それから長期延滞債権との整合性についてでございますけれども、決算書の事項別明細書の町税を含む債権の滞納繰越分の収入未済額の合計は、貸借対照表の長期延滞債権に計上し、国県支出金を除く現年分の収入未済額につきましては、貸借対照表の未収金に計上をいたしております。また、貸付金につきましては、複式簿記においては、翌々年度以降に償還期限が到来する額を貸借対照表の長期貸付金に計上し、また、翌年度に償還期限が到来する額を短期貸付金に計上いたしておりますが、現状の決算書では、単式簿記の関係でございますので、その未来にわたる、いわゆる長期貸付なり、短期貸付などの債権については表示されていないということで、整合性はとれていないという状況でございます。

なお、財産に関する調書の債権の欄について、菊池郡市の状況を調査したところ、菊池市、合志市、菊陽町、いずれも貸付金について、前年度末の現在高と決算年度中の増減高、並びに決算年度末の現在高の表がございますので、次年度の決算から同様に掲載をですね、していきたいということで、改めていきたいと考えているところでございます。

次に、債権は会計上も、個別の管理上も正しく管理されているのかという趣旨のご質問に関しましてですが、各債権ごとに各担当部署において台帳を作成し、毎年監査を受けて適正に管理をしている状況ではありますが、特に私債権については、個別のやりとり内容などの管理方法について統一できていない部分もございますので、これについては整理が必要かと考えております。

最後に、管理手法としての債権放棄のルール化につきましては、地方自治法240条の規定にもございますとおり、私債権についても全庁的に統一したルールをつくることで、1つは、滞納発生の抑止、それから、2つ目としては、債権回収の強化、3つ目として、数値目標の設定等のメリットがございますので、条例やマニュアルを検討する中で、債権放棄についても規定を盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

今後は、町の財政健全化と町民負担の公平性の確保に向け、町が保有する債権について、全庁的に徹底した管理と徴収強化を図る必要がございますので、将来に向けた条例の制定やルールづくりにつ

いて、先進事例等を参考にさせていただきながら、関係部署で今後十分協議をしていきたいということと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） いくつかお尋ねしたいことがありますけれども、時間の関係で2つに絞ってお話をさせていただきたいと思います。

まず一つがですね、この資料のですね、赤囲みの部分と言われたところ、私最初に訂正すべきところ忘れておまして申し訳ありません。確かに、長期的債権はですね、収入未済額のところですね、そこに入っていくものということで、この枠の作り方がちょっと失敗していたというところで申し訳ありませんでした。

お尋ねというのがですね、まず一つが言われたのが、その菊池郡市のですね、様子をみてというふうなことを言われたわけなんですけれども、債権とかの管理というのは、あくまで法令に基づいてやっていかなければならないということなんです。その中で、例えば、その財産に関する調書のところで言われた、ほかのところをしてみますとというふうに言われたんですけども、そうではなくて、見なければ何かというと、今ここにありますがけれども、総務省のほうで普通地方公共団体の予算の調整の様式等についてということで、地方自治法施行規則の第16条の2関係で、様式集というのできているわけです。その様式の中にはつくり方が書いてあって、その中にきちんとこの債権の欄にはどのようなものを書くべきであるということが書いてあるわけですね。そういうその法令に照らしてやっていくというやり方が、今、ちょっと大津町では弱くなっているんじゃないのかなと、横を見てやるんじゃないかと、きちんと見るべきものを見てやっていくべきではないかというのがまず一つ指摘したいところでございます。

それから、もう一つがですね、将来的にその債権管理条例というふうなお話もありました。ただですね、現状でいきますと、先ほど出ました、240条の関係ですかね、240条の2項というのがあります。普通地方公共団体のこれ調書ですね、は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他、保全及び取り立てに関して必要な措置をとらなければならないんですね。とらなければならないというのは、さっきも言いましたけれども、義務なんです。この義務が担当が管理している状態のままで、いつまでも果たされていないということは、場合によってはですよ、最悪の場合によっては、その延長している間に、その仮に支払能力があったはずの人が、支払い能力なくしてしまいましたといった場合には、これは町長が行うべき義務を果たさなかったことによって町に損失を与えるということで、住民監査請求が起こされてしまうということもありますし、悪い場合には、それを町長が弁済しなければならないとかですね、そういったことも起こり得るわけなんです。ですから、そんなにいつまでも将来的にはと言ってるわけではなくて、やっぱり急いでやらなければいけないものは急いでやらなければいけないんじゃないでしょうかということですね。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ただいまの再質問につきまして、お答え申し上げたいと思います。



法令に照らしてですね、やるべきものであって、他市町の状況云々というのはまた全然関係ない問題であると、まさにおっしゃるとおりでございます。来年度に向けまして、参考までにということで、当町としまして、他市町の状況をちょっと調べさせていただいたということで、参考までに申し上げましたが、当然言われたとおりでございますので、次年度以降について改めたいと思います。

それから、急ぐべきは急いでやるべきではないかということでございます。これにつきましても、今、庁内ですね、これ債権化に向けて、現在既にですね、こういったものがあってやるかということで、プロジェクトチームあたりを立ち上げてですね、内容についてまず把握をしながら進めていきたいということで考えておるところでございます、これからその動きが始まりますのでですね、極力早い時期には仕上げたいとは思っておりますけれども、期間的には内部で話をする中では1年程度かかるのかなということで、来年度にですね、詳細に詰めながら、その作成に向けて準備をしていきたいということで、早急に進めたいということで考えておるところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 早く進めていただけるということでですね、有り難いと思いますけれども、この災害援助資金のですね、返済されている方、本当に辛い思いをされているんだろうなと思います。そうしたですね、方が早く救済されるようにですね、準備を進めていただければなと思います。

以上です。終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時05分から再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

1問目は、職員の資質向上のための進化都市の研究であります。今、大津町、菊陽町、合志市は、人口が増加しております。熊本県だけではこの地域だけです。しかし、日本全国で見れば少子高齢化が進み、大都市への人口の一極集中が進行しています。その社会の変化を感じ取り、次の施策を準備することは大事なことであります。それを垣間見ることができる都市が、このたび文教厚生常任委員会で視察に行きました、埼玉県和光市と戸田市です。東京の衛星都市として人口が増加し、農地は減少を続けております。その結果、大津町から見れば考えられないようなことが起きています。郷土愛をもって地域を支える人がいなくなると、教育にも大きな影響をもたらしています。課長、係長は資質向上のため、その地域を研究していただきたいと思います。

先日、ある病院の待合室でのことです。知り合いのおじいちゃんを見かけて声をかけました。「息子さんは定年されて元気で過ごされていますか」と尋ねますと、「熊本市に家建てたもんなど、子どもん教育が大事ってたいって、もう帰っちゃこんばいた。うちの地域もそううちそうなるばいた」

と、寂しそうに話されました。時間の経過とともに、限界集落が増え、やがてなくなっていくのでしょうか。それが時代の流れかもしれません。今、全国的に人の流れは職を求め、質の高い教育を求めて大都市へと向かっております。各自治体間の財源の不均衡を調整するため、国には地方交付税制度があります。すべての地方公共団体が一定の水準を維持できるように財源を保証しています。国税である所得税、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、そして地方法人税の全額を財源としております。この制度のお蔭で財源の乏しい市町村も何とかやりくりできるのですが、それでも財政力のあるところが余裕があるのはもちろんでございます。熊本市は、人口が流出している地域であり、埼玉県、そして東京の近隣では人口が流入している地域であります。熊本県の平成30年1月1日現在の人口は175万6千人です。埼玉県は730万人です。熊本市の人口は73万9千人です。埼玉県の県庁所在地、さいたま市は、人口130万人です。財政力指数をみますと、さいたま市が0.97、熊本市0.7です。そういう埼玉県ですが、和光市の人口は8万2千人です。面積は1千104ヘクタールと、大津町の10分の1程度です。わかりやすく言うと、縦横3.3キロといったところです。田んぼが3反、畑が100町残っております。農業就業者は315人です。財政力指数は1.10の交付税不交付団体です。このように、面積は小さいのですが、かつて、本田技研和光製作所がありました。当時、市の名称を本田市にしようと真剣に考えていたそうです。今は本田技研研究所になって残っております。

それから、もう一つ、スタッフ細胞で有名になった日本の頭脳が集まる理化学研究所があります。現在では、東武東上線や東京地下鉄有楽町線、副都心線、東京外環自動車道などの鉄道、道路交通の幹線が市内を縦横に走り、交通至便の住宅都市として急速に開発が進んでおります。

副市長の話では、人の出入りの激しい町とのことでした。平均年齢40歳程度、若者が多く、少子化は進まない。介護、子育てが一番大きな事業であるということでした。和光市が注目されているのは、和光市の高齢者対策は画期的と介護関係者の間で話題になっているからです。介護を必要とする状態の人がどれくらいいるかを示す要介護認定率は、和光の場合は10.2%と、全国平均の17.4%を大きく下回っております。要介護、要支援状態になると、お年寄りには介護保険の対象になり、そういった方にいかに手厚いサービスを提供するかが従来の介護サービスのテーマでしたが、和光市は2003年ごろから要介護になる前のケアを重視しております。今回は、介護が質問のテーマではないのでこれ以上深くは入りませんが、カジノを使って引きこもりがちなお年寄りを施設に足を運ぶ企画をしたり、要介護になったお年寄りに訓練をさせて介護から卒業させたりと頑張っております。

次に行った、戸田市は、埼玉県南部に位置し、荒川を挟んで東京都と隣接しております。地形は標高2から5メートルの低地にあります。面積18.19キロ平方メートル、大体縦横4.2キロです。人口は13万9千人です。倉庫とマンションの街と言われ、大きな企業はありません。ボートレース場があります。ボートレースの収益が年間5億円市の財政に入ってきます。財政力指数は1.228の不交付団体です。住民の平均年齢が県内で最も若い40.2歳とのことでした。30代の子育て世代が多く暮らす自治体であります。農地がほとんどありません。埼玉県でここだけ農業委員会がありません。農地がないということは、農業予算が要らないということの意味します。その分が教育、福

社にまわるということが言えます。そこが大津町はじめとする農村部の都市と戸田市の大きな違いでございませう。ただマイナスの部分があります。土着の農業をする人たちがいなくなると、地元を愛する気持ちがなくなり、街を支えたり、学校を支えたりする人がいなくなったと教育長は嘆いておられました。

戸ヶ崎市教育長は、2015年の4月に戸田市の教育長に就任、2016年4月から戸田市の教育推進に関する大綱の実施が始まり、学習指導要領の改訂を先取りして、英語学習の充実やICT環境の整備についていち早く取り組んでおられます。また、産官学民と連携して先進的な教育を推進することが高らかに宣言されております。小学校でのプログラミング教育の必修化を検討し、文部科学省は2020年度から新学習指導要領に盛り込むことにしております。そのプログラミング学習を先行して実施しております。先ほど述べたように、地元の協力者がいないので、民間の企業に応援を求め、企業が各学校に張り付いて応援しているとのことでした。ここでもプログラミング教育が質問のテーマではないので深くは入りません。

和光市、戸田市とも大津町をはじめとする熊本の自治体とは全く違うタイプの自治体ですが、だからこそ職員の皆さんには研修して、視察してもらいたいと思います。井の中の蛙ではいけません。広い視野を広げましょう。アンテナを張って、目を生き生きとさせて大津町の発展に頑張らしましょう。

1回目の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の職員の人材育成関連等についての中における行政視察研修関連についての質問かと思いますが、その目的や内容は様々でございまして、町が新たな政策や事業実施する場合などについては、やっぱり先進地の自治体を訪問し、事例を調査し、事業の進行上の課題や実施後の検証結果などについて直接説明を受けて、問題やその解決策についても意見交換ができることは特に効果的であると考えております。

特に、所属の業務を主導していく課長や係長が問題意識を持って先進自治体を訪問し、研修の成果を持ち帰り調査・研究を行って、本町の事業に活かしていくことは、職員の資質の向上や人材育成という観点からも最も重要なことであると認識しております。

これから地方分権が進む中に、社会情勢に弾力的に対応し、住民の皆さんの期待に応えながら元気のあるまちづくりを進めていくためには、組織の担い手である職員自身の意識改革、能力開発を効果的に実施していく必要があります。こういう意味におきましても、行政視察研修について、積極的に参加していきたいというふうに考えております。現在におきましても、それぞれの職員の研修、自らやる、燃えておる職員もたくさんおります。時は金なり人は財産というような形の中で、しっかりとその財産を磨くというような、活用するには、やっぱり上司の指導が一番必要であるし、上が変われば下も変わると言われておるように、今後についてもしっかりと指導していかなくちゃならない。ただし、今の課長関連等につきまして、職員の人事評価、事業評価関連をやらしていただいておりますけれども、今後につきましては、部下から課長や部長の評価もやっていかなくてはいけないんじゃないかなというような思いをしております。その課長としての職務遂行能力や課題解決力、あるいは変革

力やリーダーシップや人材育成などの、そのような点を考慮しながら下からの評価も今後検討していかなくちゃならないんじゃないかなと、そういうようなことで、職員一人一人の意識が変わり、町の進む方向を一本にまとまっていけるような形になっていけはしないかなというようなことで、今後についても、議員おっしゃるように、それぞれの先進地の研修もしながら、町独自のやり方も検討をしていきたいというふうに思っております。

状況、関連等につきましては、また担当部長からご説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の進化都市の研究、職員の資質向上のための質問にお答えします。

先日行われました、大津町議会文教厚生常任委員会の行政視察時の状況につきましては、研修資料を拝見させていただいたところでございます。視察先の戸田市におきましては、教育長自ら講師として2時間近く熱く話されたと聞いております。また、資料に見ます戸田市の教育改革の取り組み等につきましては、議員が言われるとおり、学ぶべき点が多々あると感じたところです。

先ほど町長からありましたとおり、今後の人材育成におきましては、町における限られた人員の中で業務内容の高度化や事務量の増大化に対応する力、また、多様な住民ニーズへの対応力と専門的知識の習得などが求められます。職員一人一人の能力を上げ、かつ、意識改革を図ることで社会情勢の変化に伴う行政課題への対応や新たな分野への政策形成など、組織力のさらなる向上を図らなければなりません。教育委員会としましても、周辺及び県内の自治体に目を向けるだけでなく、県外の先進地における実践例を研究することにより、課題解決に向けた新たな手法に気づくとともに、創意工夫への意識も高まると考えます。

また、先進事例を研究するためには、現地で学び感じることも効果的な方法であり、職員が直接担当者であって話を聞き、質疑応答や現地を視察することで得られる経験はかえがたいものであると思います。視察研修を行った職員の自己研鑽はもちろんのこと、研修で学んだ新たな知識を今後の大津町を担っていく若い職員へも含め、多くの職員に伝えて感じてもらうことで町の行政事務の改善や職員の発想の転換にもつながるのではないかと思います。効率的な事務の執行や業務改善に向けて、職員の資質を高めることは重要なことと思いますので、今後、総務課とも協議しながら、職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 職員の資質を向上させるための取り組み、その観点につきましてご説明を申し上げたいと思います。

職員の研修ということで、通常の法令の研修だとかですね、また、論理的な思考を身に付けるための、例えば、ロジカルシンキングの研修だとか、そういった研修につきましては、職員のそれぞれの職責に応じ、職階に求められる能力についての研修を行っているところでございます。目をもう少し広げて、県内外のですね、優秀な取り組みについて、もっと現地に行って学ぶべきではないかという

ような趣旨かと思えますけれども、これにつきましては、職員が独自で企画して、自分でここに仕事に取り組む中で行きたいなといった部分があればですね、そこを手あげ方式で実施していただきながら、各種協議会や委員会が実施する研修にも参加するとか、実際にそういう現地に行って学ぶとか、そういったことをやっております。

様々でございますけれども、先ほど町長が答弁申し上げましたように、行政視察研修は、職員の育成について大変有効な手段でございます。職員の資質向上や人材育成という観点から非常に期待しております。今年11月に新たな町の人材育成基本方針を策定しておりますが、目的として、職員一人一人のレベルアップや意識改革を図るとともに、多様な専門的知識の習得など、能力向上、行政課題への対応、新たな分野への施策形成など、組織力のさらなる向上を図ることを掲げておりまして、質問事項でもございます。進化都市の研究は、町が抱えております行政課題を解決する上で非常に有効であると考えております。また、基本方針では、夢と希望がかなう元気大津を実現するため、すべての職員に共通する目指すべき職員増として、信頼される職員、大津愛を持った職員、そしてチャレンジする職員を定めております。特に大津愛を持った職員は、議員がおっしゃっておられます郷土愛を持って地域を支えるに大いに通じるものがあり、大津町への愛情と地域の一員としての自覚を持った職員の育成にもつなげていきたいと考えております。

また、町では、ここ5年間で50名を超える職員を採用しており、若手職員の人材育成も急務となっております。職場のリーダーとして組織を牽引し、部下の指導・育成を図る課長や係長には、若手職員に模範を示すことができるよう、今後も視察研修に積極的に出ていただき、先進事例を研修し、住民サービスの向上に今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

大津町議会文教厚生常任委員会の行政視察の状況につきましては、研修資料も見せていただき、視察に随行した職員からも視察先の戸田市における研修内容や状況を聞かせていただいたところです。戸田市の教育におきましては、予測困難な今後の時代に向けて、人工知能では代替できない能力と人工知能を活用する能力が身に付くよう、産官学民の知のリソースを積極的に活用しながら、21世紀型、汎用型、非認知の3つのスキル育成を目指した教育改革を推進しておられ、その過程において、市の限られた知見だけでなく、国内外の企業やNPO、文部科学省などの中央省庁や大学などの研究機関といった、いわゆる産官学民と積極的に連携されていると聞いております。リスクを恐れず、初めてのことに挑戦するベンチャー精神の持ち主を目指し、専門的な見地から幅広く様々な知見を取り入れることで、安価で効率的な質の高い学びを提供し、名実ともに「教育のまち戸田」を実現されているようにございます。

また、教育行政が複雑化、専門化、多様化していく今、教育行政に専門的な知見と現場への理解を持ち、かつ、バランス感覚に優れた教育委員会の事務局職員の資質・能力の向上が不可欠となっております。そのような中で、戸田市では、教育委員会を中心に経験を積み上げていく教育行政のプロを

2名採用されております。このような先進的な取り組みは、県内外の自治体や文部科学省からも注目をされているようです。

このような取り組みのすべてを、現在の天津町に取り入れることは困難でございますが、考え方や進め方については参考となる点が多くあります。議員が言われますように、和光市や戸田市においては、行政運営上、それぞれの現状における課題をきちんと整理しながら、次の施策を準備し、実行されている様子が伺えました。

職員の資質向上につきましては、それぞれが業務に対する意識改革や能力向上、環境づくりが必要でありますので、先ほど教育長からもありましたように、総務課とも協議しながら今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 2問目に入ります。

職員の資質向上のため、再建途上にある都市の研究です。

北海道夕張市が再建途上にあることは誰でも知っております。バブルの時代はどこの市町村も競って箱物をつくりました。それが当時の景気浮揚策でもありました。しかし、その後、人口の減少と高齢化による福祉費の増大で各市町村とも箱物の維持管理まで予算が回りません。最近、熊日に菊池市の苦悩が掲載されました。菊池市は、明日を夢見て頑張っておられます。隣の町として、私たちは声援を送るとともに、その改革、改善から学ばなければなりません。いつまでも天津町の人口が増加するという確証はありません。早め早めの改善が必要です。菊池市をはじめ、改革の自治体を観察、研究すべきであります。そして、予知、予測につなげる。これからの天津町の行政を引っ張る課長、係長さんたちは資質向上のために研究してもらいたいと思います。

2007年に353億円の赤字を抱えて事実上倒産した北海道夕張市、明治24年炭鉱の街として栄え、最盛期は人口12万人近くを数えました。昭和40年代に入り、産業エネルギーは石油に変わりました。そして、2007年、353億円の赤字を抱えて、事実上破たんしたわけでございます。いきさつを要約しますと、1979年、昭和54年から2003年、平成15年まで6期24年にわたり市長を務めた中田鉄治氏の物語と言っていいかもしれません。彼は企画室長時代に石炭に未来はないと、石炭に見切りをつけました。その後、助役として石炭から観光をキャッチフレーズにします。昭和54年に市長に就任します。不幸なことに大規模な炭鉱経営を行っていた北海道炭鉱汽船を含めて、炭鉱大手は従業員向けの炭鉱住宅から上水道や病院など、企業が生活面などすべてを面倒みることで身一つで従業員が働きにこられるようにしておりました。それらの施設を閉山と同時に放り出す形となったことから、夕張市は、後処理に約583億円を投じて、大きな負担を背負ったと言われております。問題はその後です。夕張は、炭鉱政策転換の犠牲になったのだから、国が振興策に責任を持つべきだなどといって、補助金を積極的に引き出し、国が用意した閉山対策資金を活用して様々な事業を展開しました。1981年、昭和56年に自治省が緊急財政への転換を強く指導したにも関わらず、翌57年に市議会議員の報酬を引き上げ、58年度に前年比17%増しの積極財政を組んだと、

そして、第三セクターや公営企業に金融機関から金を借り入れさせて箱物をつくっております。市が債務保証をしたと。炭鉱から観光へ、をキャッチフレーズに推進してきた中田さんの強引な政策の失敗が最も大きいでしょう。さらに、それを止めきれなかった議員、市民の責任も大きいと言わざるを得ません。その後は皆さんのご存じのように、超緊縮路線です。ものすごい負担が市民を襲いました。学校の廃校、公共施設の縮小、急速に半強制的に進みました。市民生活のサービスは低下し、税金は上がる、住民は逃げ出す、現在の人口は8千843人です。いわゆるハードランディングです。

さて、11月23日の熊日に、菊池市箱物削減という見出しの記事が載っていました。一部カットさせて読ませていただきます。菊池市は、余剰施設を抱える全国の自治体ランキングでワースト6位、そう報じたのは、2013年3月の週刊誌特集、箱物が地方をつぶす、あなたの街の時限爆弾だったと。北海道夕張市の財政破綻の原因を、余剰箱物の維持管理費と断じ、菊池市の削減目標を約80%としたと。市議会でも取り上げられ、公共施設の削減は市政の重要課題となった。その後、総務省は、将来的な人口減少を見据えた公共施設の管理計画策定を全国の自治体に要請、菊池市は、17年春、40年間で施設を5割程度削減する計画をまとめ、適正配置を進める施設マネジメント課を新設したと。計画によると、菊池市は、14年度末時点で330施設、総床面積43平方メートルを保有、1人当たりの面積8.58平方メートルは、同規模の全国42市町の中で2番目に大きい、水道光熱費や修繕の維持管理費は概算で年間20億円、既存施設を40年かけて建て替えか大規模改修をする場合の更新投資額は年間約34億円、いずれも上下水道は除いた額だと。民間移譲や統廃合が計画どおりに進めば維持管理費は10年後に4割削減、40年後には床面積が半減し、更新投資額は25億円まで圧縮できる。計画策定後、菊池市は約半年で7万平方メートル分の農業用施設を民間移譲し、体育施設と公営住宅を2棟ずつ解体、総面積を約2割削減したと。旧七城町の32公民館も地元に移譲し、旧迫水小学校校舎の民間譲渡も進めていると。菊池市は、40年後の人口を現在より1万人以上少ない3万8千人と推定、税収減は避けられず、仮に、総床面積を半減しても更新投資額の財源は7億円は不足する見通し、歳出削減も進める必要がある。今後は施設ごとの方向性を示す個別計画を策定する。補助金の見直しも進め、来年度一般会計予算を本年度より抑えたいと、市財政課、市民の協力を得るため、財政状況の周知も進める方針。ただ、施設削減、補助金カットは総論賛成、各論反対となりがちだと記事は締めくくっております。

これは他人事ではありません。大津町もいつそうなるかわかりません。課長、係長さん、できれば職員みんなこの辺から、ここから勉強すべきであります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の公共施設関連等の管理状況とか、職員のそれに対する対応についてのご質問かと思えますけども、議員おっしゃるように、今、菊池市では、公共施設総合管理計画を策定し、40年間で施設を5割程度に削減する計画をまとめ、取り組んでおられるようでございます。

もうご承知のように、菊池市は、平成17年に1市2町1村の合併によりまして、同様の施設が数多く、維持管理費の捻出にも苦慮されており、そこで、施設の民間移譲や統廃合を計画的に進められるところでもあります。

さて、大津町でも合併をせずに単独でいくことになり、平成17年度に第3次大津町行政改革大綱を策定し、住民満足、住民協働、経営の3つの基本的視点に立ち、行財政改革を推進してまいりました。その中で、補助金の見直しや民間移譲、あるいは外部委託関連等を検討しながら取り組んできたところでもあります。その一例では、老人ホームの高齢化に伴うところの民間委託、あるいは、若草学園の管理委託から民営化へと、それぞれの施設関連の管理をしっかりと取り組んできておりますけども、また、現在、大津町公共施設等の総合管理計画についても、平成26年度に策定しましたが、熊本地震により、公共施設等の状況が変化しており、計画の修正などが必要でありますので、現在、見直しをしているところでもあります。

議員のおっしゃるとおり、今後も少子高齢化、人口減少がさらに進む中で、扶助費の増大による財政運営はさらに厳しさが増すことが想定されますので、そういった他の自治体の改革の取り組みにつきましても、職員としても情報収集し、観察・研究をしながら、今後の大津町の色々な施策に活かしていきたいと考えております。

現状の状況等につきまして、また、担当のほうよりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

菊池市同様に、大津町におきましても、人口減少、少子高齢化が進む中、公共施設総合管理計画の見直しは大変大事な計画でございます。26年度に策定いたしました、公共施設等総合管理計画についてでございますけれども、全体目標として、施設の総面積を縮減する。40年間で更新費用を25%圧縮するなどを設定しておりますが、熊本地震前に策定した計画となりますので、地震後の見直しと、今後、個別計画の策定なども計画的に進めていくために、現在、改定作業を進めているところでもあります。

坂本議員がおっしゃいましたように、今回、菊池市の事例を挙げてお話を聞かせていただきましたが、全国の自治体の取り組み事例なども注視しながら、今後、役場を引っ張って行く課長、係長の意識としても大変大事な見識でございますので、先ほどの質問の答弁の中でも申し上げましたが、新たな町の人材育成基本方針の中で、職員一人一人のレベルアップや意識改革を図るとともに、多様な専門的知識の習得など、能力向上、行政課題への対応、新たな分野への施策形成など、組織力のさらなる向上を図ることを掲げておりますので、このような観点で引き続き部課長職員等のですね、研修等に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 第3問目に入ります。

学校の情報公開についてです。

前回は質問しましたが、以前から学校は閉鎖的だと言われてきました。各校長はホームページとかフェイスブックで今の学校の状況を報告すべきではありませんか。町民に開かれた学校であるべきではありませんか。

大津町の各学校のホームページでは、児童数、職員数とか、教育目標、学校の取り組みなどは載っ



ております。抽象的なことばかりであります。しかも、このページに関するお問い合わせは、学校教育課となっております。

日本で一番人口の少ない村、村民178人である東京都青ヶ島村の青ヶ島小学校のホームページを開くと、今月の出来事として、写真入りのブログが載っております。リアルタイムの出来事です。いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 坂本議員の学校の情報公開の質問にお答えさせていただきます。

近年、地域に開かれた特色ある学校づくりが推進される観点から、文部科学省は、学校長の裁量権を拡大する傾向にあります。

これは同時に、学校長の権限の行使及び結果について、自ら責任を負うべき範囲も拡大しているということでございます。子どもたちの健やかな成長を図るため、保護者や地域の信頼に応え、家庭や地域と一体となった特色ある学校づくりを進めることが求められることになりまして、校長は、保護者や地域に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすとともに、さらなる連携の強化を図ることが重要であると考えます。

学級・学校便りなどによる広報とともに、各学校のホームページの充実につきましては、4月以来継続して指導しているところでございますが、学校間の差もあり、今後とも情報公開のあり方について、工夫改善を図るよう指導していく必要があると考えております。

次に、学校における情報公開の今後の方向性についてお答えします。

議員がおっしゃるように、スマートフォンやタブレット等の普及により、デジタル媒体を活用した情報提供は効果的と考えます。現在、緊急時の保護者への連絡等につきましては、学校より保護者への情報発信をメールにて行っておりますけれども、ホームページからの情報確認は不十分なところがあります。保護者のみならず、地域に対しましてもスマートフォンを活用し、常時ホームページ情報を確認してもらうような働き掛けを今後行っていく必要を感じているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 学校における情報公開の現状について説明させていただきます。

基本的に各学校の情報につきましては、主に学校長が作成する学校便り、学級担任が作成する学級便り、また、保健便りや生徒指導便りなど各担当が作成される広報物など様々なものがございます。これらのものにつきましては、児童生徒を介して配付されるものがほとんどでございます。

各学校におきましては、確実に保護者への情報提供がなされているかどうか連絡帳等を利用し、確認することで徹底を図っているところではございますが、すべてが保護者への情報提供となっているわけではございません。保護者への協力を継続し呼び掛けていくことは、今後とも必要と考えております。

情報公開のその他の取り組みにつきましては、各学校のホームページにおきまして情報発信を行っております。学校便りは、各学校で公開するとともに、行事予定表や学校生活の様子等を知らせる写

真等の公開を基本に指導しているところではございますが、学校間での情報量や更新の時期の差があるという課題もございます。情報発信の重要性とその担当の位置づけにつきまして、校長・園長会でも取り上げ、随時更新を行うよう指導を行っておりますが、まだ状況としては不十分でございますので、今後も充実した情報の発信に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 通告はしておりませんので、各質問についての再質問は行うつもりはございません。ですが、本日の答弁をもとにして、後日また別の機会に質問する予定でございます。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時49分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、三宮美香です。通告にしたがい質問させていただきます。

先にお断りがあります。資料で付けております、新聞記事2つについてです。こちらは、熊日新聞の著作権を遵守し、使用料をお支払いし、著作物使用の承諾をいただき、私が使用させていただくものです。記事、写真には一切手を加えないという条件もありましたので、ウイングスクールの記事中の個人の名前などもそのままにしています。本日、資料として出させていただきましたが、これは私個人が議会一般質問のための資料として許可をいただいたものであり、ここにいる皆様が私的に使用することはご遠慮いただきますようお願いいたします。

質問は大きく2つです。児童生徒の教育機会の保証について、いじめ防止基本方針策定後の実際と効果は、です。

今年の3月に不登校・いじめ問題についての取り組みについてという質問をさせていただきました。今思うととても内容の薄い質問であり、答弁を準備していただいた町執行部教育委員会に対して失礼だったと反省しています。今回、現場をきちんと確認し、質問をまとめましたので、よろしくお願ひします。

1、児童生徒の教育機会の保証について。

2017年2月、不登校の児童生徒の支援を進めることを目的にした「教育機会確保法」が施行されました。不登校とは、病気や経済的な理由を除いて、年間30日以上学校を欠席する児童生徒をいいます。不登校の子どもたちは、基本的に学校に行かない、行けない状態が続いています。教育機会確保法は、こうした子どもたちが教育を受ける機会を確保するための施策を国や自治体の責務として

必要な財政上の措置を講ずることを求めています。大津町も不登校の児童生徒が多く、また、不登校とまではいきませんが、教室に入れず、教室とは別の別室に登校している、いわゆる不登校予備軍の児童生徒が少なくありません。今朝の熊日新聞朝刊にも、10人に1人が不登校傾向という記事がありました。例えば、この部屋の中で、議員16名と執行部16名、全部で32名です。そうすると、およそ3人ほどが不登校傾向ということになります。今回、この児童生徒の教育機会の保証についての質問をあげたのは、不登校傾向となった児童生徒の保護者から学校に行かないと勉強がわからなくなる。学校に行っても別室登校だとそこで授業をしてもらえないわけではなく、ただただ過ごしている。だから塾に通わせている。塾の月謝は4万円だそうです。という話を聞いたからです。不登校の中にもいろいろあります。勉強が嫌で不登校になることもあります。家庭の問題や担任とのトラブル、学校でのいじめなどが原因の一つと考えられる事例もあります。それが原因で教育を受ける機会がなくなるのはおかしいことです。義務教育の期間に、本来ならばその義務教育で受けられるべき教育の機会をなくし、それを取り戻すために月4万円もお金を払っている。皆さん、どう思われますか。また、別に新聞記事を載せましたが、ウイングスクールに通うお子さんもいます。4月にオープンしたばかりの一般社団法人です。学校法人ではありません。小学1年生から中学3年まで約50人が県内外から通うと書いてありますが、大津からは現在4名の児童生徒が通っています。熊本県の市町村は45市町村です。県内外からの児童生徒約50名のうち4名が大津町です。そして、ウイングスクールで月にかかる費用は6万2千円です。ウイングスクールの記事の裏面をご覧ください。教育機会確保法には、2つのキーワードがあります。休んでもよいということ、学校以外の場の重要性を認めたということです。休んでもよいというのは、学校に行くのが100%正解ではないということを経験が認めたということです。それにより、子どもも保護者も状況によっては今を大切に過ごすことができます。しかし、その子どもに将来の夢があった場合、将来へ向けて学校以外の学びの場を探すことになるでしょう。ただし、先ほどもあげたように、高額な費用がかかる場合があります。大津町には、給食センターの隣りに教育支援センターが1つあります。概要をお話しますと、教育支援センターは、不登校児童生徒を受け入れるためにつくられた教育委員会が設置する公的な施設です。教育支援センターに通った日数は在籍する学校の出席日数として扱われます。主任教育相談員1名、教育相談員3名の4名が在駐しています。学校教育課長が教育センター長を兼任していますが、センター長とは名ばかりで、実質は4名で相談から指導まですべてをこなす状況です。県内で特に進んでいる八代市の教育支援センターを見学してきました。資料には、適応教室「くま川教室」と書いていますが、教育支援センターのことです。まず、教育委員会の中に、このくま川教室を担当するサポートセンターというものがあることに驚きました。くま川教室は、室長を含む8名のスタッフで毎日2時間から4時間の授業をされます。相談員1名が相談を引き受けるので、指導員6名は、児童生徒への対応だけに従事することができます。私が見学に行ったときは水曜日で、その時間割の理科の授業を中学生10名ほどが受けていました。くま川教室のパンフレットには、くま川教室の指導員は、次のことを目指していますと書いてあります。1、ほかの人とつながる力をつける。くま川教室に楽しく通級できるようにして、すべての教育活動を通して他人とつながる心の育成に努めます。2、基礎学力を

つける。授業に楽しく参加できるようにし、将来生きていくために必要な学力の育成に努めます。3、体力をつける。体を動かすことの楽しさを知り、体力の育成に努め、将来健康な生活が送れるように努めます。と書いてあります。不登校児童生徒の受け皿となっている教育支援センターでこの目標を掲げられるのは素晴らしいことだと思いました。これは後々子どもたちにとっても、保護者にとってもとてもありがたいことです。

合志市、菊陽町の場合は、残念ながら大津町とさほど変わらず、くま川教室ほど特化してはいませんが、各中学校校区ごとに1つ、教育支援センターがあります。合志市は3つ、菊陽町は2つです。

保護者への周知状況ですが、大津町の教育支援センターは、アルコール工場跡地にある子育て支援センターとよく間違われます。ちょうど私が教育支援センターにお邪魔しているときにも間違い電話がかかっていました。数年前の教育委員会会議で意見があり、年度初めのPTA例会などで教育支援センターの説明が行われるようになりましたが、ほとんどの保護者には、その存在が知られていないのが現状です。教育支援センターに通うには、もともと通っていた学校を通して、書類を提出しなくてはなりません。不登校傾向になった児童生徒の保護者から、ある日突然、明日からセンターに行かせていいですかなど、保護者が学校への相談を飛び越してセンターに電話をかけてくることがあるそうです。それは、学校から保護者への情報提供がきちんとできていないからです。これではセンターの機能が十分に果たせていないと思います。教育機会確保法の中では、国及び地方公共団体は、次の措置を講じ、または講ずるように努める。1、全児童生徒に対する学校における取り組みへの支援に必要な措置、2、教職員、心理・福祉などの専門家などの関係者間での情報の共有の促進などに必要な措置、3、不登校、特例校及び教育支援センターの整備、並びにそれらにおける教育の充実などに必要な措置、4、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況などの継続的な把握に必要な措置、5、学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒などに対する情報の共有などの支援に必要な措置とあります。

以上から、1、現在の児童生徒の不登校や別室登校の状況をどのように考えているのか。2、教育機会確保法には、教育支援センターの整備や教育の充実に必要な措置を講ずると書かれています。町の取り組みはどうされているのでしょうか。また、今後、どのような措置を考えているのでしょうか。3、不登校の児童生徒だけでなく、教室に入れず、別室登校をしている児童生徒の教育機会の保証をどのように考えているのでしょうか。

以上を質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員の児童生徒の教育機会の保証についての質問にお答えします。

最初に、1番目の現在の児童生徒の不登校や別室登校の状況をどう考えているか、及び3番目の不登校の児童生徒だけでなく別室登校の児童生徒の教育機会の保証をどう考えているかについて、あわせてお答えします。

不登校対策としましては、まずは不登校児童生徒を出さない日常的な対応が基本と考えており、不登校傾向が現れた初期対応が重要であると考えております。具体的には、欠席1日目に電話連絡をす

る。2日目に家庭訪問を行う。3日目には、学校全体で組織的対応を行うとともに、欠席3日目から9日目までの間に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等関係機関との連携を行っていく「愛の1・2・3運動+1」の実施を推進しています。早い時期に不登校傾向の子どもに気づき、その原因を探り、対応することで不登校にさせないこと、そして、欠席を長期化させないことが重要であると考えております。

しかしながら、不登校の児童生徒は全国的に増加しており、大津町においても同様の増加傾向を示しています。

また、不登校ではありませんが、所属している学級に入れず、別室登校をしている児童生徒も増えており、各中学校においては、教育相談員を配置するなどして個別の対応をしているところです。

次に、2番目の教育支援センターの整備や教育の充実に必要な措置を講ずるとされているが、町の取り組みはどうされているか。また、今後どのような措置を考えているかとの質問にお答えします。

大津町教育支援センターは、児童生徒の健全育成に係る総合相談、不登校、問題行動等の解消のための支援、適応指導、非行防止等に係る活動、関係機関等の連絡調整等、課題をもった児童生徒への支援を目的に、平成20年4月に開所しております。現在、4名の相談員を配置し、相談業務や個別支援等を行っており、不登校の児童生徒への対応を中心に活動しているところです。

教育支援センターにつきましては、情報発信を推進していくこととあわせて、より効果的な運営が図れますよう、そのあり方や役割についても検討しながら改善していきたいと考えています。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

ご承知のとおり、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあり、連続または断続して30日以上欠席している状況のことを言います。

大津町の小中学校における不登校の状況につきましては、平成29年度の不登校児童生徒の内訳が、小学校児童が12名、中学校生徒が27名、合計39名となっております。また、不登校の理由としましては、無気力で何となく登校できない児童生徒が4名、登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え登校できない児童生徒が15名、その他、理由がはっきりしないが20名となっております。不登校の要因につきましては、一つの要因によるものではなく、複数の要因が重なり合っている場合が多いようございます。また、別室登校は、同じく平成29年度の小学校で4名、中学校で16名、合計で20名です。前年度の10月末と今年度の10月末の同時期と比較しますと、不登校は前年度29名、今年度も29名で同数、別室登校は前年度14名、今年度10名となっており、別室登校は対前年度で現在のところ4名の減となっております。

このような状況を踏まえまして、学校におきましては、朝の時間を利用した気になる児童生徒に関する連絡会、定期的かつ必要時に開催されるいじめ・不登校対策委員会、またケース会議等とおし、情報の共有及び関係機関との連携等を踏まえた対応を行っているところでございます。

教育委員会としまして、今年度から町全体の不登校対策委員会と校長を中心にしたワーキングチームを立ち上げ、不登校対策についての協議・取り組みを重ねているところです。その中で、各学校の不登校対策改善の有効事例の情報を共有、町の教育支援センターや福祉課、健康保健課、県のソーシャルワーカー等の関係機関に参加を呼びかけ、その機能や役割の紹介を行い、連携協力の重要性を確認したところでございます。現在、3回目の会議を企画しており、県のスクールソーシャルワーカーに依頼し、様々な改善事例の紹介をしてもらうとともに、本町の小中学校での個別の対応等についても具体的にアドバイスもらえるよう企画しているところでございます。

また、別室登校への対応につきましては、空き教室等を利用し、自主的な学習等に取り組んでいただいている状況です。児童生徒に対し、常時教職員がつき学習指導等を行うのは難しい状況ではございますが、養護教諭や授業にあたっていない教員、町の指導員、時には管理職等で対応を行っているところでございます。

しかし、その児童生徒のそれぞれが計画的に学習に取り組んでいるわけではなく、主に基礎基本的事項を中心に個別に学習をしている状況です。別室登校をしている児童生徒の状況は様々であり、登下校時間や登校日数等に違いがあります。所属学級で学習できるような配慮とあわせて、担任や関係職員と連携し、計画的に学習を進めることができるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、教育支援センターについてご説明いたします。

教育支援センターでは、昨年度から公用車を配置し、公共の交通機関や保護者の送迎で来所できない児童生徒が利用できるよう配慮しているところでございます。これにより児童生徒支援はもとより、相談員の活動の幅も広がっている状況もあります。教育支援センターにつきましては、教育長からもありましたように、児童生徒の支援であり、相談機能も備えております。センターの役割につきましては、年度当初、各学校のPTA総会に出向いて保護者への説明を行うとともに、学校の教職員に対する広報や、学校から児童生徒を通してのチラシ配付など周知を図っておりますが、保護者全体に浸透しているとは言えない状況もあるかと思われます。今後は、ホームページ等も活用しながら、センターの機能や役割について情報を発信していくことも必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 再質問です。

先ほど教育長は、不登校、不登校傾向の児童を出さない初期対応が大切とおっしゃいました。それでも、対応されていても、それでも今増えている、減らない状況をどのように思われるのでしょうか。

不登校の子どもの保護者は、学校は不登校にさせないことばかりに目を向けて、子どもたちの気持ちを見ていないとおっしゃいました。教育支援センターの実情についてもペーパーや数字だけではなく、きちんとその場に行って子どもたちの状況やそこで対応されているセンターの指導員の方々の状況を確認をされたことがどれぐらいあるのでしょうか。別室登校をしている児童生徒の現状をばらつきがあるから指導できないというのは、義務教育としてはおかしいと思います。別室登校している児童

生徒の状況を自分の目でどのぐらい確認をされているのでしょうか。教育の機会の保証の必要性を感じられなかったのでしょうか。

先ほどウイングスクールの話もしましたが、新聞を読むとわかるように、ウイングスクールは、主体的な学習や活動ができる教育空間です。学校がおもしろいから休みはらないというお子さんがいるほどです。しかし、毎日ウイングスクールに行っても、どんなに成績がよくても、大津町では在籍校の出席日数にはならず、欠席の状態です。通知表もオール1の評価になります。かたや、大津町の学校で別室登校していても授業は受けていない。そんな状態でも出席扱いとなり、提出物を出せば1にはなりません。このことをどのように思われますか。ウイングスクールに行くことで在籍校の出席になるかどうかは、その学校の判断に任せられていると聞きました。ちなみに、山鹿、御船、西合志南中、久留米の一部の学校は、出席と認めているそうです。ウイングスクールの位置をどのように考えていらっしゃるでしょう。

質問は3つです。教育支援センターの実情をきちんと確認されたことがあるのでしょうか。2、別室登校している児童生徒の状況もご覧になって、どのような必要性を感じられているでしょう。3、ウイングスクールの位置をどう考えていますか。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） まず、1番目の質問、支援センターの状況の確認をどのようにしているのかということでございますが、なかなか支援センターのほうに伺うことは難しいんですけども、年度当初等にはですね、センターに伺って、先生方のお話を聞いたりしたことはございます。ただ、支援センター、また各中学校においております教育相談員の報告書が毎月あがってきます。これには、毎日の子どもたちの様子、名前も書いてありますけれども、その子どもたちにどのように関わったのか。そのような状況が大変細かく書いてありますので、そちらのほうは、私はしっかりと目を通させていただくとともに、教育長室にもですね、冊子をつくって保管しております。また、読ませていただいて、それぞれの支援員の方に私なりのお手紙等も添えさせていただきながら、その中から関わりの課題等を拾い上げ、不登校ワーキングチームの会議があるときには、話をさせていただいたりもしているところでございます。また、豊住課長がセンター長になっておりますので、月に大体2回程度は支援員の皆さんとの合同会議を開きながら状況等の把握をさせていただいているところでございます。

それから、2番目の質問、別室登校の子どもたちの状況を見てどのように感じられるかということでございますけれども、私自身もそのような子どもたちにたくさん関わってまいりました。保護者の方は、そういう状況になると、学校に来る、来たら今度は学習の保証ということで、大変こう気をもまれるところでございますけれども、やはり子どもたちの状況を見てみますと、ああ今日も学校に来てくれたなど、ありがとうというところがまず最初に教職員としてはくるところではないかなと思います。とにかく、今日も学校に来てくれるためにどうしたらいいんだろうということが毎日のスタートになります。玄関を出てくれるのか、玄関を出てどこまで自分で歩いてくれるのか。もしそうで

なければ、学校から迎えに行ったりとか、校門まで出て行って迎えたりとか、あるいは、うまく歩いてくれるんだけど、児童玄関で足踏みをして、1時間程度固まってしまう子どもたちをどうやって付き添いながら別室登校の子どもたちのその部屋にいざなうのか、そういったことを一生懸命みんなと連携しながら関わって、やっとその部屋に連れていく、そういう状況もたくさんございます。そこで、また子どもたちと話をしながら、その子どもの心の安定を図る、居場所づくりをする、そして勉強しますか、どんなことを勉強したいということを開き出しながら、学習の内容を決めていく。そういうことが実は大変中心になっておりますので、先ほどのくま川教室だったのでしょうか、きちっと時間割が決められて、それぞれの教科に沿って中学生の皆さんが10人ほど勉強しておられたという話を聞きまして、大変驚いているところでございます。大津町の現状としては、今のような別室登校の状況、それから、当然、支援センターに来る子どもさんたちもどうやって家から連れてくるかということで、中学校とも連携を取りながら、ときには公用車で迎えに行ったりということを繰り返しながら、支援センターに来てもらっています。その中で、今日はどこまでできるのか、どこまで頑張れるのかといったことを話しながら関わっておりますので、大変その一律の学習の保証というところまでにはなかなか現時的にいけないと、私は受け止めているところでございます。ただ、子どもたちのそういう心の準備ができたときには、しっかりとやはり学習の保証をしていきたい。そのような体制も今度からしっかり考えていきたいとは思っているところでございます。

それから、3番目のウイングスクールの、行った場合の出席にするかというこの取り扱いにつきましては、県のほうからは、欠席扱いということが通知されております。そのことに基づきまして、菊池管内では今のところこの学校も出席扱いにはしていないというふうに受け取っておりましたけれども、先ほど菊池管内でも出席扱いになっているというところがございましたので、その辺につきましては、今後、聞き取り等をしましてですね、考えていくところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 先ほどどうやって学校に、別室に連れて行くのか、来てくれてありがとうという説明をされましたが、すべてのお子さんがそうではないということが、だから塾に4万円も出して行っていたり、ウイングスクールに行っていたりというところにつながっているのだと私は思いました。

あと、教育支援センターの大変さも多分たくさん書類を読んでわかっていらっしゃると思います。そこで、再々質問というよりも、提案という形で、大津町でも教育支援センターを各中学校ごとに設置してほしいという意見も出ていますが、その考えはないのかをお尋ねすると、くま川教室を見学に行く提案と、教育委員会として、ウイングスクールも見学に行かれる提案をしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 3点ご提案いただきました。

まず、教育支援センターをですね、中学校区に1つずつつくるということに関しましては、ちよっ



とこの場ではお答えできない部分が多いと思います。ただ、各中学校には別室登校のための支援員も置いておりますので、まずはそちらのほうを充実させながらですね、教育支援センターの増設といいたまいませんか、各中学校区の設置ということに関しましては、今後、まだ検討していく形になるかと思っております。

それから、くま川教室とウイングスクールについての見学でございますけれども、ウイングスクールに関しましては、年度当初にあちらのスクールからいろいろなご説明等も教育委員会のほうには来られました。ある程度の中身等は聞いておりますので、そのうちに職員が1回行ってみようという話はしておりましたので、機会があればちょっと見学に行くことはいいのではないかなと考えております。また、くま川教室に関しましては資料等を見せていただきながら、必要に応じて研修等もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） 直に行って子どもたちの姿や先生の姿を見ることはとても大切なことだと思いますので、今後、検討をお願いします。

では、2番目、いじめ防止基本方針策定後の実際と効果は。

2017年3月、大津町いじめ防止基本方針が策定されました。同年10月には、第1回大津町いじめ問題対策連絡協議会会議が開催されています。会議録を読みましたら、そのとき既にいくつかの課題が見えていました。だから今年度はその課題解決のために動き出すのだと私は思っていました。議会や行政でよく耳にするPDCAサイクルです。しかし、今年度もう12月になりましたが、いじめ問題対策連絡協議会は開かれていません。昨年度の第1回会議で課題が見えていたのに、重大事態が起きなければ動かないのでしょうか。3月にいじめ関連についての一般質問をしたのに、また質問にあげたのは、ある保護者から、この11月7日付けの熊日新聞の記事、小さな芽のうちに摘みたいを、記事を見せられ、最後の4行に赤線が引かれていたからです。読みます。「いじめ問題専従の教員配置やカウンセリング体制の拡充など、効果が期待できる具体的手立てを講じていくべきだろう」。大津町はこういう体制や相談窓口はないんですか。つくってくださいと言われました。もちろん窓口はあります。学校やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育委員会、先の質問にあげた教育支援センターもです。しかし、この保護者に限らず、そういう窓口があることは周知されていません。そこのお子さんは、いじめを受けていたことを先生にも、保護者にも言えず、体に反応が出たのを保護者が気付いて、初めていじめがわかったそうです。保護者は、特にお母さんは1人で随分悩まれたようです。ちょうどそのときにこの記事を読まれたのです。昨年開催された、第1回いじめ問題対策連絡協議会会議での会議録には、平成28年度心のアンケートの結果によると、約3割の児童生徒はいじめられたときに誰にも話していない。相談窓口を周知する必要があると書いてありました。一度話し合いの場で問題提起されているんです。相談窓口を周知するのは、児童生徒に対してだけでなく、保護者に対してもだと思えます。町の基本方針の内容の項目には、より実効性の高い取り組みを維持するため、町の基本方針の記載内容についても、本町の実情に照らして適切に機能

しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととすると明記されています。

それらを踏まえて、現在の状況と効果を確認したいと思います。

1、定期的にとはいつを表すのか、2、いじめ相談窓口の認知状況、児童生徒、保護者に対して、3、相談体制の充実強化、4、複雑化するいじめに対する人権教育・情操教育の現状、5、教職員の研修・指導、6、学校・地域・家庭との連携の具体策。

以上、質問します。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 三宮議員のいじめ防止基本方針策定後の実際と効果はどの質問にお答えします。

はじめに、大津町いじめ防止基本方針策定の経緯についてご説明いたします。いじめは、人権に関わる重大な問題であり、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題です。社会全体でいじめ防止に取り組む必要があり、その基本的な理念や体制を整備するために、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立しました。この法律に基づき、国は平成25年10月にいじめの防止等のための基本的な方針を策定し、熊本県は平成28年2月に熊本県いじめ防止基本方針を策定しました。本町におきましても、これらの方針を踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係機関の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成29年3月に、大津町いじめ防止基本方針を策定したところです。また、各学校においても、いじめ防止基本方針が策定されているところです。

最初に、1番目の定期的にとは、いつを表すのかとの質問にお答えします。

昨年度、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、大津町いじめ防止基本方針や菊池管内のいじめ等の状況について情報共有をしたところです。定期的な点検の時期に関しましては、明示されておりませんが、年度末に各学校から提出してもらい、いじめ防止対策に掛かる報告書等をもとに、町校長・園長会議で町の基本方針が適切に機能しているかについて点検し、基本方針の見直しが必要と認められる場合には、いじめ問題対策連絡協議会に諮って見直しをしていきたいと考えます。

次に、2番目のいじめ相談窓口の認知状況と、3番目の相談体制の充実・強化につきましてお答えします。

いじめ相談窓口は、学校の中に加え、町や県、国に設置されています。各学校や町の相談窓口につきましては、現在、ペーパーでの配付を行っておりますが、周知方法を工夫し、迅速な相談に対応できるよう児童生徒や保護者の情報発信に配慮するとともに、相談体制の充実も図っていきます。

次に、4番目の複雑化するいじめに対する人権教育・情操教育の状況についてお答えします。

議員が言われるように、いじめの内容は複雑化しております。児童生徒の様子を日々観察し、実態に即した人権教育や情報モラル教育も必要であると感じております。人権教育は、学校経営の基盤でもあります。そのことも踏まえながら、今後も引き続き、道徳教育や豊かな人間性を育む取り組みの充実を図っていきたいと考えています。

次に、教職員の研修・指導についてお答えします。

いじめの防止につきましては、教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた指導力を向上させることも重要であると考えます。また、児童生徒がいじめ等に関して教職員に気軽に相談することができるよう、教職員が子どもとの良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築いていくことも必要と考えます。そのために、校内研修でのスキルアップやいじめ防止を目的とした研修会への参加等が充実できるよう進めていきたいと考えております。

なお、6番目の学校・地域・家庭との連携の具体策を含め、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明いたします。

いじめ相談窓口につきましては、各学校で、担任、養護教諭、学年主任、管理職、また教育相談員などが窓口となっており、町では、町教育支援センターや教育委員会等が窓口となり、幅広く相談しやすい体制づくりに心がけているところでございます。さらに学校では、いじめ発見に関する保護者へのアンケート用紙を配付するなどして、児童生徒の変化等に早く気付いてもらうこと、気づいた場合には、すぐに連絡してもらうよう学級懇談会をはじめ、学級便り等、機会あるごとに保護者に周知をするようにしているところでございます。

また、いじめの早期発見・早期対応のためには、まず相談体制を充実させる必要があります。各学校においては、いじめを認知した場合には、速やかに管理職に報告をし、担任一人で対応することがないよう徹底を図っております。同時に、教育委員会にも連絡をするようにしており、学校側の対応状況を共有し、必要と判断すれば教育委員会からも指導・助言をするようにしているところでございます。

現在、町では教育相談員を教育支援センターに4名、各中学校に1名ずつ配置し、いじめや不登校等の相談に対応しております。また、熊本県いじめ・子ども安全相談電話や県立教育支援センターにおける教育相談等、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関もあり、学校を通じて児童生徒や保護者に周知をしているところでございます。また、厚生労働省の自殺防止対策事業の1つとして、子ども専用電話「チャイルドライン」番号周知カードが全児童生徒に配布されているところでございます。相談窓口につきましては、今後とも児童生徒や保護者へさらに情報発信し、周知を図っていききたいと考えております。

次に、4番目のいじめに対する人権教育等についてでございますが、児童生徒に、いじめは決して許されないことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人権を尊重する態度等を養うため、各学校で道徳教育や豊かな心の育成に対する取り組み、児童会・生徒会等における取り組み等がなされております。例えば、年3回ほどの人権週間を位置づけ、学級や学年、学校内におけるいじめ等に関する話し合いを行うとともに、児童会や生徒会を中心にした、町児童・生徒集会を開催する中で、学校間の意見交換をするなどもしているところでございます。また、日々の授業の中でも人権教育の視点を必ず取り入れ、授業展開にあたっているところでございます。

次に、6番目の学校・地域・家庭との連携の具体策についてでございますが、社会全体で子どもを

見守り、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするためには、学校・地域・家庭の連携が必要となります。

日常的な連絡体制、学校便りやホームページ等を活用した学校の取り組みの情報発信を充実させるとともに、本年度から全小・中学校で導入したコミュニティ・スクールの中で学校・地域・家庭の連携強化を推進していくことが有効ではないかと考えております。

いじめの問題につきましても、その中で協議する機会を設け、学校の取り組みを情報提供するなど、協力体制の強化を図っていくことも今後は必要ではないかと考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1 番（三宮美香さん） 再質問です。

この1番の定期的にとということをお尋ねした答えは、定期的ではないという答えでいいんですね。

あと、その2番目の相談窓口の周知状況ですが、第1回いじめ問題対策連絡協議会会議の中の会議録には、児童生徒はいじめられたときに、誰にも話していない約3割の生徒がという文面があって、だから、相談窓口を周知する必要があるというふうに書いてあったのですが、なかなかそこできないということについて、例えば、よく学校から保護者宛に出されている学校評価アンケートなどは回収率がとても高いと聞いています。そういうところに相談窓口として教育支援センターがあるのを知っているのかとか、そこら辺の文言を盛り込んでいくと、保護者の頭の中にもそこら辺が入ってくるのではないかと、ちょっと思いました。

先生に対してもですが、子どもたちに対する人権教育とかについてのところで、4年生の男の子のお母さんから、子どもから、「お母さん、差別ってなあに」で聞かれた。でも、私は答えられなかったと言われました。差別の前に男女差別とか、人権差別とかいう言葉が付くとわかりやすいんですが、ただ差別と聞かれるとわからなかった。じゃあ、いじめと差別の違いって何だろうと考えたそうです。私も子どもに聞いてみたんですけど、いじめはすぐに、まあ何かをされた人が嫌だと感じたらもうそのときにいじめだというふうに子どもたちはわかります。ただ、差別となるとちょっとわからなかった。ということは、昔は差別などについての学習もすごく進んでいましたが、今はそれよりもいじめのほうが大きく出てきていて、子どもたちの頭の中にもいじめという言葉が大きく入っているのだなと思いました。ただ、学校などでされる指導などを聞いていると、教職員が子どもに対して、こういうことをされたら嫌な気持ちになるでしょう、だからやっちゃいけないんだよというのは、もう10年以上前の話で。本当に10年ぐらい前に聞いた講話の中で、そういうことをされたら嫌な気分になる。嫌な気分させたい。だからいじめをするんだというふうに、私は聞いたので、とてもびっくりした記憶があります。そもそもそういう社会の流れに沿っていろいろな考え方が変わってきているのにあわせて、指導の仕方なども変えていかなくてはいけないのではないかと思ったところでした。

このいじめの連鎖を断つという本があって、この中に、1つのいじめはみんなの危険信号だというふうに書いてありました。日本のいじめの特徴は、大勢が1人をいじめる。また、傍観者が多いということです。ある中学校の、大津町内のある中学校の1つのクラスに先生がアンケートを取られた

ところ、いじめに対しては、ターゲットにされるからそれを止めることができない。順番に自分がターゲットに回ってくるからそれを止めることができないという回答がいくつかあったそうです。傍観者が多くていじめが止められない状況なのだと思います。そういうところから考えると、いじめが起きてからの対策ではなくて、いじめを止めるための防止教育に力を入れていかなくてはいけないところにきているのだと思います。ただ、いじめ問題を解決しようとするときに、周囲の大人が巻き込まれてますます問題が複雑化することがあります。重要なのは、周りの大人たち、子どもたちの共通理解と連携だと思えます。大人同士の不審と軋轢は大人の解決意欲を削ぎ、支援能力を鈍らせて、結果的にいじめの解決を遅らせてしまいます。大人たちが基本的な情報を共有し、保護者と先生の連携であったり、保護者と保護者の連携であったり、学校内部の連携であったり、外部機関との連携などがうまく図られれば、大人の中の無益な誤解や不信感、ストレスを避けることができ、大人の支援力を高めることになるのではないのでしょうか。

大津町では、そこが少し抜けているように思いました。いじめの防止教育は、交通安全教育や避難訓練などのように、被害の発生を未然に防ぐための教育ですけれど、効果が目に見えにくいために、町の予算などが認められなかったり、理解が得られないことが多いと思います。しかし、実際に被害が発生すると、被害を受けた人たちの傷が回復するには大変な時間と労力を要します。ときには、取り返しのつかない事態に陥ることもあります。だから、まず、予防に勝るものはないと言われていきます。大津町は、いじめ防止基本方針が出されていますが、いじめが起きてからの対策ばかりにやはり目が向いているように、これを読んで思いました。町の流れに沿って基本方針の中でもやり方を見直していくというふうにありますので、これからその定期的にとというのが、定期的ではないということに驚いたのですが、定期的に見直すこと、また、いじめ防止教育に力を入れるというところでの回答をお願いします。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） お答えしたいと思います。

定期的点検というのが定まっていないということで、このいじめ方針の中にはですね、具体的にいつということでは、確かに謳いこんでおりません。昨年度ですね、この基本方針を策定した中で、昨年度、1回委員会を開いたわけなんですけれども、その後、今年度ですね、取り組みについて、今年度末に各学校長あたりも含めてですね、その辺を一応検証したいということで考えております。ですから、基本的には、年度年度でその辺を検証していければというところでございます。

その中で、さっき言われましたように、対策と予防の関係ですけども、予防についてという部分を含めてですね、学校あたりの意見も聞きながら、方針あたりの見直し、あるいは体制あたりもですね、改善できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 私のほうからは2つ目にご意見を伺いました、人権教育というか、いじめを生まない土壌づくりについてどうお考えになるかという、その辺についてのスタンスを話をさせ

ていただきたいと思います。

今回の質問がいじめ対策ということでしたので、いじめが起こった場合の対応について、主に話をさせていただきましたけれども、三宮議員がおっしゃるとおりにですね、もういじめを防ぐためには、対処的なことではなくて、いじめを生まない土壌づくりというのが、まずは基盤にあると思います。いじめと差別の違いがなかなか子どもたちには入らないというようなことでしたけれども、学校としては、もういじめは人権問題であると捉えておりますので、まあ時には命を奪ってしまう重大な人権問題だというふうに捉えておりますので、日ごろから、友達の、やはりいいところを含めですね、それぞれの存在を認め合うという、そのようなことを大事にしているところでございます。

先ほど答弁した中に、町の人権集会等の話もしましたが、あの中で、子どもたちが主に出してくるのはいじめ問題です。それぞれの学級、あるいは学校で、自分たちが経験したいじめに関わる様々なことに関して、自分たちがどのような取り組みをしたのか。どこが考え方として間違っていたのか。そういったことを発表して、そして、そのほかの学校の人たちにも呼びかけながら、大津町の小中学校においては、いじめがない様に、みんなで頑張っていこうということが、小中学生の子どもたちのスローガンにもなっております。休日に行っておりますので、ぜひそのような集会にですね、保護者の皆さん、地域の方々も来て欲しいなど、私は毎回感じているところでございます。そういうところも含めまして、学校全体でいじめを生まない、そういう人権を尊重し合う学校づくりというのは、まさに基盤においてやっているということを説明させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 三宮美香さん。

○1番（三宮美香さん） これは学校だけではなく、保護者の中でもとても大きな問題で、支援する力であったり、保護者の力であったり、家庭の力であったりはとても大きいものだと思っています。ただ、いじめが1度起こってしまうと、そこに関わった人たちの傷は大きくて、周りも巻き込んでしまいますし、人生も大きく変わってしまうということを、やはり深く心に刻んで、防止などに力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時05分より再開します。

午後1時54分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、町民の皆さん、並びに、日本共産党を代表しまして一般質問を行います。本日の質問は、来年10月から予定がなされております、幼児教育並びに保育の無償化について、最初に質問をしたいと思います。

既に、政府の方針が明らかにされ、年間8千億円程度の財源を投入し、幼稚園、また保育園を原則無料にするということであり、こうした幼保教育・保育が無償化されることは、当然歓迎されるところであります。しかし、その一方で、心配される点もあるわけでありまして。別紙の資料1番をご覧くださいと思いますが、来年の10月から予定されております、幼保無償化の内容は、大まかに言って保育園、幼稚園、あるいは認定こども園、こうした幼児教育保育が原則無料になるということでありまして。ただし、0歳から2歳児は住民税非課税世帯のみが無料と、つまり住民税が課税される世帯については、今までどおりということになるかと思っております。また、3歳から5歳児は、すべての世帯の子どもさんが無償化になるということでありまして。また、認可外、大津町、町内に認可外保育があるかどうかちょっと確認しませんでした。こちらも先日の新聞報道でも明らかのように、全国市長会と政府のほうで合意がなされたと報道されております。それから、認可外については、0歳から2歳は住民税非課税世帯は4万2千円を限度として補助がされるということでありまして。無償化の対象人数が、じゃあ大津町でどのくらいあるのかと思って子育て支援課のほうで資料を用意をさせていただいたんですが、現在、保育園が公立と私立、合計1千120人が定員で、幼稚園が766人、合計で1千886人の定員となっております。このうち、0歳から2歳児が幼保あわせて572人ですが、その下、一番下に無償化にならない人数ということで、2歳児までの570人に対して、無償化になる人数は27人で、ならない、無償化にならない人たちが543人ということで、ほとんど2歳までの子どもさんは無償化の対象外になってしまうということでありまして。

一方、3歳以上は全員無償化対象でありますから、1千210人が無償化になるということでありまして。

そこで、その無償化になれば、当然保護者も、私も当然大歓迎であります。問題点として、無償化になればさらに保育園、とりわけ保育園に預ける親御さんが増えるのではなかろうかということですね。そうすれば、さらにこの大津町、特に大津町は菊陽町、合志市、子どもさんの人数が多いところでは、待機児童がさらに増えるのではないかと心配されるところであります。同じく、子育て支援課の資料で待機児童は今年の12月1日現在で43人と、また、保留児童ということで、希望をする保育所に入れないということで、入所を保留されている方が84人児童がいるということでありまして。こういう方々がさらに増えれば、無償化にはなったけど、預けたくても預けるところがないという方々が増える可能性があります。ですから、そちらの待機児童対策のほうが最優先にするべきではないかという声があるのも当然ではないでしょうか。

そして、一番の問題が、子どもたちの命を預かる保育士が足りないということです。これは給与とか賃金、これまで一部改善の予算がつけましたが、結局、民間の労働者に比べて保育士の処遇が非常に低いと、給料、賃金が低いということで、保育士の資格を持っていても保育園や幼稚園で募集をしてもなかなか働き手が集まらないということでありまして。

さらに、これは賛成、反対は別として、財源が8千億円は消費税の増税によって、子育て世帯も、高齢者も、一般の人もずっと増税が続いていくというデメリットであります。

それはさておいて、現在でもこうした大津町においては、待機児童、保留児童がおられるわけであ

ります。これが無償化、来年の10月からと言いますが、多分その前から希望者が増えてくるのではなからうかと思しますので、待機児童の増加の対処、これをどう考えておられるか、1点お尋ねをいたします。

それから、2番目に、町内の保育所、とりわけ私立ですね、私立保育所、幼稚園、こういったところに要望の聴き取りはなされているかということでもあります。例えば、さらに保育所が足りない、保育所が足りないということであれば、保育士、民間では保育士の給料を上げて雇いたいけど、多少給料上げたぐらいでは保育士が集まらないという悩みがあるそうであります。さらには、幼稚園は3歳からでありますので、働く親が増えることによって、幼稚園から保育園に預ける流れが増えるのではないか。そういった悩みもあるかと思います。そういう意味で、民間の保育所等に要望、悩み、こういう聞き取りをする必要があるのではないかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 荒木議員の幼児教育・保育の無償化についての質問にお答えします。

国は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化することとしています。その時期につきましては、消費税率引き上げ時の2019年10月1日の実施を目指すこととされています。

大津町の保育所の待機児童の状況ですが、11月19日現在、待機児童数は43人となっており、昨年度の同時期と比較しますと7人少ない状況です。しかしながら、これは今年度、保育所の定員が前年度から増えているため、保育ニーズが減っているものではありません。保育へのニーズは年々増えており、議員ご指摘のとおり、現在、待機児童が発生している状況の中、無償化による影響は少ないと考えています。

なお、現状における対策等につきましては、後ほど担当部長から説明をさせていただきます。

次に、町内の保育所や幼稚園への要望の聞き取りについてでございますが、幼児教育の無償化につきまして、現在、保育所や幼稚園からは否定的な意見は伺っておりません。しかしながら、さらに待機児童が増えるのではないかと心配しておられるようです。

現在、まだ国から具体的な手続きが示されていない状況ではありますが、無償化の実施に向けて、保育所や幼稚園と情報共有を図るとともに、関係する機関や施設と連携を諮りながら、無償化に伴い発生する課題に対応できるよう協議していきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、この後担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、待機児童対策についてご説明させていただきます。

現状の待機児童対策としましては、各保育園にさらなる定員増を含めたところの受け入れの増をお願いしているところでございます。現状では難しいところもございますが、継続してお願いしていきたいと考えております。

なお、このような受け入れ増のお願いにつきましては、先ほどありましたように、保育士の確保が



必要となってきます。保育士確保のための施策については、現在、協議を進めているところでございます。

また、新設された企業指導型保育施設の地域枠の受け入れについても、事業主の方と協議をさせていただいております。

また、町立幼稚園における受け入れにつきましても、保育士確保という課題がございますけれども、預かり保育の延長等あたりも含めて、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 待機児童が43人で、保留児童が84人もおられるということであります。

私も三十数年前子どもが最初生まれてから3人保育所に預けて共働きでずっとやってまいりましたが、当時は、0歳児保育がございませんでしたので、生まれてからちょっとしたら、0歳児は託児所、上の子は保育所ということで、最後は3人保育所同時に入ることもありましたが、保育所に入れるかどうかというのは、本当にはらはらどきどき、もし入れなかったらどうしようと、当時は、埼玉の所沢におりましたので、親戚もいない、誰かに頼る人もいないと、本当に決まるまでは、今で言えばこの待機児童ですね、待機児になったらどうしようという心配を常に、毎年したものであります。そういう意味です、43人その待機児童がいること自体がですね、保育の責務は地方自治体が持つということには変わっていないわけですから、この待機児童を解消しなくちゃいかん。来年10月になればまず間違いなく保育の希望者が増えるということを用意なさっているのであれば、それに見合うことをですね、特に民間の保育園とも、幼稚園とも情報収集して、今から対処をしないともう間に合わないですね。無償化になったけど、あなたはもう定員いっぱいだからお宅は受け入れられませんと、そんなことを本当はやってはいけないということですよ。そういう意味で、待機児童をなくす、すと、来年当然予想されることに対して、具体的に企業主導型がどうもバイパス沿いに、今、もう始まっているんですかね、ちょっと園庭もほとんどないような保育所で本当にいいのかなというのは、私は心配をしているところでありますが、そこも含めて、来年に向かって待機児童が発生させないと、何かな、具体的な裏付けがないけど、頑張りますじゃあ困りますよね。入れない人にとっては本当に切実な問題ですので、待機児童対策を来年に向かって具体的にどう進めるのかのお答えいただきたい。

それから、保留児童人数ですね、84人おられるということですけど、この保留児童の、なぜ保留なのかというのは、最大の要因がわかったらお答えいただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） まず、最初の待機児童解消ということで話っておりますけれども、先ほども言いますように、一番の問題は、保育士が不足しているというところでございます。次の質問の中でですね、そういったその待遇改善とかですね、それについては、ちょっとご説明させていただきたいと思います。こちらについても、新年度に向けてですね、ちょっと具体的に何らかの方策は必要かなというところで感じております。

それと保留児童ですね、どういった方がおられるかということで、まず、育児休業をされている方

はこの中にまた入ってきます。それと、また1園だけですね、要するに、こちらにしか希望されていないと、そういった方あたりがこの保留児童の中には一応入っているというふうなところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 待機児童のなぜ発生する、解消が進まないかというのは、その最大の理由は保育士が足りないということでありましたので、次の質問に関連はしてくるわけですが、この保留児童ですね、私の経験からしても、その所沢にいたときは、駅から自宅まで歩いて帰る途中の保育園をずっと希望してて、何とかそんなときはそこに入れたからよかったですけど、入れなかったら、隣の駅からうんと離れたところに行かんとない。仕事がらとてもひやひや間に合うかどうかというのもね、親としては心配をするわけでありまして。だけど保留をされている人も含めて、本来、安心して預けられるようにするのが本来のあり方ではなかろうかと思えます。

それでは、2番目に移りますが、幼児教育・保育の無償化に伴う町の財政への影響と保育環境の改善ということですが、無償化に伴って、まず、町の保育料金の減免分の予算が浮くと考えられるということで、資料の左側の表をご覧くださいと思います。これは福井県の射水市の決算資料がネットで出ておりましたので、これを写したものであります。別にここでなくちゃいかんということではなかったんですが、人口が9万人ほどの、大津町の3倍ぐらいの人口があつて、多分市役所の定員も、職員の定員も多いんで、こういった決算の資料がきちんと用意をなされているんだろうと、大津町は残念ながらこうした決算資料を私は25年間1回も見たことないですね。この資料が役に立つてはなかろうかということに使わせてもらったんですが、最初に、一番左の図①が保育所の保育料の決め方はどうなっているかということで、図①が建前の制度です。制度の建前ですね。制度上の建前は、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1、そして全体の半分を保育料で賄うと。要するに、これ国がこういう徴収基準を決めているわけでありまして、国はあらゆる面でこういうごまかしがあつているわけですけど、その右側の実際の負担内容ということで、これが実際の姿ということです。全体、この射水市の場合、全体の民間保育園の総額が13億3千732万円かかっている。で、上の国負担、県負担、市の負担が4分の1で1億8千175万円、制度上はこれだけ市が負担をすればOKということでありまして、国の言うがまま保育料を決めたのであれば、まあ実際の保育料が倍ぐらいになってしまうということで、我が町も多分町独自で負担をしているはずですけど、国の基準額より保育料を安くしているということで、射水市の場合、市が独自負担するのが2億6千125万円と、ですから、市の負担は4億4千300万円、全体の33%ですね。全体の3分の1を市が実際は負担をしていると。で、その図③ですね、右側、じゃあ今回の幼保無償化が実現をすればどうなるかということで、単純な図ではありますが、これは私がつくったものであります。全体の総額に13億3千732万円に対して、国が2分の1、県が4分の1、市町村負担が4分の1ということに、単純になれば、単純にはならないと思えますけど、射水市の場合、無償化によって負担金が減少するということで1億867万円が、市の負担が浮いてくるという計算になるわけでありまして。

中には反対に増えるという論もあるようではありますが、ほかの都道府県の資料でも、こうした自治

体の負担が減る、減る分は子ども・子育て支援に使うように、ほかの予算に回さないようにと、そういう指導をしている都道府県もあるくらいであります。大津町においてもきちんと試算をすれば、多分子算面からすれば浮くと考えられますが、来年の予算としてですね、10月からではありますが、試算がなされているかどうか、お尋ねをしたいと思います。もし財源が浮くのであれば、保育所の処遇改善などに充てるべきではないか。保育士だけではありませんけど、2歳までの子どもさん543人は無償化にならないわけですよ。とりわけ保育料は0歳から、まあ0歳児が一番高い、人件費が高いわけですから、こういう方々の保育料の軽減にも充てるべきではなからうかと思えます。

それから、保育士の確保ですね、先ほどから保育士が確保できないと、だから定員を増やせないという悩みがあるということですが、実際のこの賃金給与の実態調査が必要ではなからうかと思えますが、いかがでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 荒木議員の幼児教育・保育の無償化に伴う町の財政への影響と保育環境改善の質問にお答えします。

2019年10月から国が実施を目指している幼児教育・保育の無償化に係る財源措置等につきましては、平成30年12月3日に開催された、教育の無償化に関する国と地方の協議においては、幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方をベースにする、また、初年度に要する経費について、全額国費による負担とするとされています。

詳細は示されていないところですが、現在の保育対象児をベースにした試算については、後ほど担当部長から説明をさせていただきます。

現段階では、将来も含めた町の財源の持ち出しがどのようになるのか詳細は不明ですが、待機児童が発生している状況の中で、保育士の確保対策については、財源に関わらず、喫緊の課題であり、継続的に実施していかなくてはならないと考えているところです。

次に、保育士確保のための実態調査についてですが、第2期大津町子ども・子育て支援事業計画を来年度策定する予定です。そのため、12月中に保護者はもちろんですが、町内保育所に勤務している保育士を対象にアンケート調査を実施しますので、その結果についても現状を分析しながら、保育士確保の施策に生かしたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、最初に、幼児教育・保育の無償化に伴う町の負担についての試算について説明させていただきます。

幼児教育・保育の無償化に伴い発生する経費の地方の負担につきましては、詳細は示されていないところですが、その中で、現在の保育対象児をベースにしたところで試算を行ったところです。国から示されておる試算でいきますと、一般財源の負担は、私立保育園、私立幼稚園、認定こども園ともに、こちらは減額となる見込みでございます。算定する数字がですね、共通のものでござい

ませんが、現段階では、1年分として3千万円ぐらいかなというところで考えています。

また、公立保育園と公立幼稚園、こちらの保護者負担分については、全額町が負担することになります。地方の負担につきましては、地方交付税措置を講ずるものとされておりますが、大体こちらについても、現段階では4千万円ぐらいが増えるのかなというところで考えております。

なお、企業主導型保育施設も含めた認可外保育施設、こちらについても町の負担が新たに発生してきますので、こちらについては、ちょっとまだ人数等把握できておりませんので、まだ試算のほうはできておりません。

現段階では、12月3日に国から示されている素案に基づく現在の入所状況による試算であり、新たに生じる認可外保育施設等の負担見込みや地方交付税により措置される額などについてはまだ試算ができていない状況でございます。

今後も、国・県から示される情報につきましては、しっかりと収集しながら、必要な経費については予算計上しながら対応させていただきたいと考えています。

次に、保育士の処遇改善の取り組みについてでございます。一応、こちらにつきましては、現在、国の処遇改善として、職員の平均経験年数、あるいは賃金改善・キャリアアップの取り組みに応じた人件費の加算に加え、平成29年度から、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算を行っているところでございます。

また、本年度から、保育補助者、あるいは保育支援者の雇用に対する補助あたりを行いまして、保育士の負担軽減を行っているところでございます。

また、併せまして、保育所へのICT機器の導入の補助によります、こちらについても保育士の負担軽減を図っているところでございます。

その他、今後、新年度に向けてですね、新たな施策について検討しているところではございます。

よその自治体の例でございますけれども、例えば、新たに保育士を勤務される際に一時金をお支払いするとか、家賃あるいは通勤の補助、そういったところをされておられますし、潜在保育所あたりもおられます。そういったところを登録制度にしてですね、こちらについてもそういったところの活用を図るなど、様々な取り組みをされていきますので、こういったところもですね、大津町でどういった部分が一番保育士確保に向けてですね、施策にあうのか、この辺あたりもちょっと検討させていただいて、新年度に向けて検討は、ちょっと現在させていただいているというところでございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 資料で示した射水市は人口が9万人の都市でありますので、大津町とはなかなか比較のしようがありませんが、基本的には財源があれでしょうけど、おりてくると。それから、賛成反対は別として、地方消費税が増額をされてくるということで、教育長も財源が増える、増えないは別として、保育士の処遇改善が必要だということでおっしゃっておいりましたので、保育士を確保せんと定員を増やすこともできないということで、肝心要のことだと思えます。それで、アンケートがこれ実施中ということで、アンケートの方法を本当は詳しく聞きたかったですけど、実施されているということですので、そのアンケートの調査の結果を待ちたいと思えます。いずれにせよ、民間

労働者と保育士の給料賃金があまりにも格差があるために、保育士のなり手がいないと、少ないということでもあります。本当の実態の調査をきちんとやっていただきたい。上質な幼児教育・保育は、将来に渡ってですね、犯罪の減少につながる。あるいは、将来のその子どもたちの所得の増大につながると言われております。三つ子の魂は百歳までと言います、子どもの時代にですね、この幼子が大事に愛されて育つこと、よい環境で育つこと、これが本当に今求められていることではなかろうかと思っておりますので、また、アンケート調査等をみながら保育士の処遇改善が進むように、その結果、保育所が定員を増やしたりですね、子どもが安心して預けられる保育所が増えるよう願っているところであります。

それでは、3問目に移りたいと思います。

あまりにも高すぎる国保税の軽減が必要ではないかということでお尋ねをしたいと思っております。

前回、同様の質問をしたかと思っておりますが、町のほうでは今のところ考えていないという答弁であったかと思っております。しかしながら、国民健康保険税が高すぎて滞納しますと、命に係わる、保険証をもらえなかったり、あるいは短期保険証で本当に辛い思いをしたりということになっているわけでありまして。そういう中で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、いずれの団体も現在の国民健康保険制度がこのままいくと持続が難しいと、持続が可能な制度になるように、国に対して財源措置を求めているところであります。なぜ国保がこれほど高くなったかというのは、国が医療費総額の最初5割を支出をしていたのが実際の本人負担を省いた7割分の5割に減らして、いわゆる国保に対する財源を国が削ってきた結果であることはもはや明らかであります。その中でも、国保税が高すぎる最大の現在の原因は、子どもさんも含めて収入のない保険者、お一人お一人に対して課税をしている均等割課税がございます。また、一世帯当たりいくらという平等割、この均等割と平等割によって国民健康保険税が非常に高くなっているという背景があるわけでありまして。

そこで、資料の2番であります。右側は、税務課で出していただいた資料であります。現在、町の国保加入者、世帯で3千796世帯、被保険者6千332人で、町全体の18.6%にあたります。この中で、平等割額が、いわゆる一世帯いくらということで9千32万円、均等割額が1人当たり大体3万5千円程度であります。1億7千509万円となっております。その中で、18歳未満の子どもさんが675人、おぎゃーと生まれた赤ちゃんに対してまで税金を課税をしているというのは、世界中見回しても多分日本だけだと今言われております。これ人頭、人の頭、頭数に対して税金を掛けるというのは、あのローマ帝国時代の奴隷に対する課税であったそうでありまして。いわゆる奴隷制度に行われてた課税の仕方がいまだにこの日本において行われているということでもあります。

そこで、今日の質問は、せめて子ども均等割額、これは7割、5割、2割軽減がございますので、税務課の試算では子どもさん675人に対する均等割の課税額は1千570万円に相当するというところであります。要するに、1千570万円補助をすれば、子どもさんに対する均等割課税はなくなるんですよ。こんなひどい制度を改善するためには、町が率先して1千570万円の一般財源を投入してでもこの高すぎる国民健康保険税を改善をするべきではありませんかということでもあります。

ちなみに、その下に不納欠損額を書き出しましたが、27、28、29ということで、約2千万円

前後の額が税でありますから、5年間、例えば大体不納欠損ということで落ちていくわけですが、それよりも少ない額ですので、子どもたちに対する均等割をせめてなくすべきではないかと、あるいは、減額をするべきではなかろうかということでもあります。

なぜそういうことを言うかといと、左側の表であります。35歳夫婦で子どもさんが2人いる世帯であります。給与年収が300万円で計算をしました。現在の大津町では、国保税が30万1千200円です。それに対して、中小企業が加入をしております、協会けんぽで計算をしますと、協会けんぽ、あるいは国保以外の健康保険は人数に対して保険料を掛けることはありません。協会けんぽでも、家族が何人でも保険料は収入に対していくらということで、人数には全く関係がないわけであり、同様の収入で計算すると、協会けんぽでは15万8千28円、方や、町の国保税は30万1千200円、いかに高いか、2倍以上であります。そこで、均等割、平等割を免除した場合どうなるかということで16万6千950円となり、ほぼ協会けんぽと変わらないくらいになるわけであります。

国民健康保険をですね、持続可能な制度にするためにということで、協会けんぽ並みに引き下げる必要があると。均等割、平等割をなくせば、協会けんぽ並みに下げることができると。そのためには、国が1兆円の財源を増やせば、全国の国民健康保険でこれが実現することができると。これは全国知事会でも要求がなされていることでもあります。

ですから、国にこれを実現を迫るためにも、大津町で率先して、せめて子どもの均等割について考えるべきではないかということで、町長にお尋ねをします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 荒木議員の国民健康保険制度について、収入のない被保険者に均等割が課税されることは、家族が多い世帯にとっては負担となります。特に子どもが多い子育て世帯にとっての負担は大きく、町が推進しています子育て支援からはかけ離れてしまうように思われます。しかし、現行制度の下では、この均等割をなくすことは、また、軽減することは、その負担を逆に他の被保険者、あるいは町民全体で負わなければならないという財源の問題も生じてきます。

国民健康保険制度は、運営主体は本年度から県に移管されたものの、国の制度の中で実施しているものでありますので、個別の市町村が財源の問題を抱えながら国民健康保険税の軽減等を行うのではなく、国において、医療保険制度全体のあり方を検討する中で、まさに税と社会保障の一体改革の中で議論されるものと考えています。

また、議員が言われるとおり、子どもに係る均等割保険税の軽減措置の導入については、地方から国に対して提案が行われ、国において検討されているとお聞きしています。継続して国の動向を注視していきたいと思えます。

また、詳細について、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

荒木議員のほうからご提案の、いわゆる子どもの均等割課税を改めないかというご意見についてでございますが、国民健康保険税につきましては、地方税法703条の4により、所得割、資産割、被

保険者均等割及び世帯別平等割、この4つの要素の組み合わせにより保険料を算定するようになっております。その組み合わせは3通りの方法が定められておりまして、どの方法を採用するかは各市町村に委ねられております。

しかしながら、現行制度では、被保険者1人当たりで負担していただく被保険者均等割は、この3つのいずれの方法によっても税額の計算の要素の中に含まれ、必ず均等割は課税されることになっております。参考までに、平成30年度の医療費分については、大津町を含む県内の8割にあたる36各市町村が所得割と被保険者均等割、世帯別平等割の3つの要素を合計して税額を決定するという方法をとっておられまして、あと残りの2割の9団体が4つのすべての要素を合計して税額を決定する方法を採用されておられます。また、賦課総額におけるそれぞれの要素の標準割合が設定されておりまして、大津町が採用する方法では、所得割、それから、被保険者の均等割、そして世帯別の平等割のそれぞれの割合は、おおむね50対35対15となっております。所得割が50、被保険者均等割が35、そして世帯別平等割が15という割合でございます。

また、荒木議員からご提案のその国保税の免除、または軽減につきましては、一部ですね、市などでは、例えば、この保育料の考え方と同じで、3人以上の多子世帯の3人目以降の子どもの保険料をですね、免除とか減免している例も一部にはございます。

ただ、この子どもの均等割額の免除及び軽減につきましては、国民健康保険制度においては、加入者すべてが被保険者となり、医療に係る費用をお互いが負担し支え合う互助会的な仕組みであり、そのための財源として国保税が賦課されるという考え方でありますので、子育て世帯のみの軽減についてですね、それが妥当かというのは議論の余地があるかと思っております。

さらに、税の減免につきましては、地方税法の規定に基づき、地方公共団体の長、町長が自ら判断して条例で定めることで可能ではありますが、一部の納税者に対して租税を軽減、または免除するという、あくまでも例外的な措置でございまして、課税の公平性を犠牲にする側面もあるだけに、その取り扱いについては慎重さが求められるところであります。地方税法上、一般に地方税の減免の対象となりますのは、天災、その他の特別な事情がある場合、または貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、その他特別な事情があるものとされておりまして、子育てがこのその他特別な事情に該当するかも、これも広く議論が行われる必要があるかと考えておるところでございます。

また、国民健康保険税では、子どもだけを対象とした制度ではありませんが、被保険者世帯の所得と被保険者の人数に応じて、均等割と平等割を7割、5割、2割と軽減する制度がございます。被保険者の人数が多いほど軽減が受けられる所得基準額が高くなるなどを考慮いたしますと、一定程度の多子世帯においてもですね、人数が多くなればこの一定程度の軽減にはですね、繋がっているかと考えているところでございます。

ただし、議員ご指摘のとおり、会社員等が加入する被用者保険などにつきましては、収入に応じてのみ保険料が決まっており、扶養している子どもの数について保険料を負担するといった考え方がないことを考えますと、国民健康保険制度のあり方とは一線を画す部分があるかと認識しております。

しかし、国民健康保険制度、被用者保険制度、それぞれの制度に成立の過程があり、歴史があり、

国の主導で成立したものであることを考えると、やはりこれは個別の市町村の問題ではないと思われるので、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入、これにつきましては、やはり国における税と社会保障の一体改革の中でその動向をですね、注視しながら見ていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今のところ実施は難しいということで、その理由としていろいろあげられましたが、課税の公平性と言いますが、既に大津町では、国保税の高騰を抑えるために一般財源を投入した実績がございます。全国で一般財源から国保税の高騰を抑えることで、ほとんどの自治体が投入をしてまいったわけでありまして。

また、子ども医療費の無料化も大津町は結構早くから頑張りましたが、これまた、いわゆる一般財源を使って、国がペナルティをかけるも関わらず、一般財源を使って、子どもたちの医療費の無料化を拡大してきたではありませんか。ことは、命に関わる問題です。保険証がなければ病院に行くのをためらいます。全国で保険証を取り上げられて命をなくす人が相当数おられるということでありまして。

それから、軽減が7割、5割、2割軽減があるからいいじゃないかとおっしゃいますが、私が例に挙げたのは、給与年収が300万円、ぎりぎり2割軽減が少しかかっているだけであります。これが三百数十万円になると、もう軽減措置はありません。300万円の年収で30万円の税金を課税をするというのはいかに高いか。まじめに払おうと思っている人でも1回ちょっと納付が遅れると、すぐ50万円、60万円という額になって、ますます払えなくなるという悪循環に陥る可能性があるわけでありまして。ですから、課税の公平性から投入できないということは通用しないと思います。

それから、国保は最後の抛り所であります。サラリーマンだった方々も、いわゆるそうした社会保険をのけた後は、その後は、74歳までは国民健康保険に加入せざるを得ないわけです。よっぽど金持ちだったら継続できるかもしれませんが、退職後、年金暮らしになっても最後は国民健康保険に加入するわけでありまして。最後の抛り所として、こちらに一般財源を投入、際限なく私は投入しろと言っているわけではありません。確かに、地方税法では、この均等割を課税しなさいと、法律ではなっております。ですから、全国の例でもゼロにはなっていません。法律上は課税しなくちゃいかんということになっています。均等割を。平等割はなくしてもいいと、実際なくしている自治体もあります。ですから、均等割を3万5千円を下げることは別に法律に違反するわけではありません。まして、子どもたちに対して、赤ちゃんに対して課税をするということは、いかに無慈悲なことであるかというのは、肝に銘じるべきだと思います。国がやらないんですよ、なかなか。全国知事会、町村会、市町村会が要望をしているのに関わらず、国が腰を上げない。かつて子どもの医療費もそうでありました。地方自治体が先に始めたんですよ。地方自治体が一般財源を使って医療費の無料化を拡大したではありませんか。それはおかしいじゃないですか。全くできない話ではないでしょう。ですから、子どもの均等割を半分に下げるとかいうことは、既に全国のいくつかの自治体で始めているわけです。地方



自治体がそれをやることによって、国が重い腰をあげて、国保制度が持続可能な制度になっていくと、私はそのことを言ってるわけです。全部なくすことは今のところ法律上はできない。だから、減免をするべきではないか。せめて子どもだけでもと言っているわけですが、町長はそれでも、国が言うからということでしょうか。全く考慮の余地がないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の言われるのは、私も同感でございますけども、今、国の政策を市長会や町村会のほうで、国のほうにしっかりと物を申しております。この制度はしっかりと続けていかなくちゃならない制度でございますけども、議員おっしゃるように、子は宝ということで、今本当に人口減少に向かっていく中で、この子どもたちが将来に、我々の保険を見ていただくというような状況になるということになれば、低所得関係の世帯が非常に多い状況であります、国保関係につきましては。そういうのを考慮しながら、議員が言われる、そういう方向について、国の流れも多分そのような方向に今後なってくるんじゃないかなと、保育関係の無料化も進んでおるし、今後、このような保険関係についてもそういう方向になっていくんじゃないかなと思っておりますので、国に対してもしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。そういう中でできるものがあれば、今後の中で検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 国民健康保険がこれから持続可能な制度でないと多くの国民が困るわけです。我々自身も、私も議員を辞めたら多分国保に移っていかないといかん、サラリーマンだった方も退職をすれば最後は国保に入るわけですよ。この命を守る大切な制度が持続していくためには、何としても早く変えないかん。本当に辛いと思うんですよ。滞納したから保険証を取り上げられた、あるいは、3カ月ごとに役所に来て滞納分を払いなさい、どうやって払うって、本当こんな切ない思いをですね、いつまでも続けさせてはいけない。で、その財源は国、たった1兆円です。輸出企業がトヨタ、ホンダ、消費税は今まで1円も払っておりませんが、この輸出企業に対して、反対に消費税が1兆円以上還付をされているんです。日本に金がないわけではない。しかし、それを実現させるために、やっぱり地方自治体から、町民に一番接しているこの地方自治体から声をあげていかないと国はなかなか重い腰を上げないと思いますので、引き続き努力をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時03分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 平成30年第5回大津町議会定例会会議録

平成30年第5回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

平成30年12月14日(金曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香	2 番 山 部 良 二	3 番 山 本 富 二 夫
	4 番 金 田 英 樹	5 番 豊 瀬 和 久	6 番 佐 藤 真 二
	7 番 本 田 省 生	8 番 府 内 隆 博	10 番 大 塚 龍 一 郎
	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	9 番 源 川 貞 夫		
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一	書 記 大 塚 知 里	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 一 正
	副 町 長 田 中 令 児	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長	伊 東 正 道
	総 務 部 長 本 郷 邦 之	総 務 部 総 務 課 長 兼 財 政 課 長	本 司 貴 大
	住 民 福 祉 部 長 藤 本 聖 二	土 木 部 都 市 計 画 課 長	新 開 和 則
	経 済 部 長 古 庄 啓 起	教 育 部 長	吉 良 智 恵 美
	土 木 部 長 兼 工 業 用 水 道 課 長 大 田 黒 哲 郎	教 育 部 長	市 原 紀 幸
	総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 牧 修 二
	総 務 部 財 政 課 長 白 石 浩 範		
	土 木 部 都 市 計 画 課 長 村 山 龍 一		

## 会 議 に 付 し た 事 件

<p>議案第 9 3 号</p>	<p>(仮称) 大津町宮立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について</p>
------------------	---

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続審査申出書について 議決

日程第 4 平成 3 0 年度議員派遣について 議決

日程第 5 議案第 9 3 号 (仮称) 大津町営立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の  
締結について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

なお、源川貞夫君より欠席の届出がっておりますので報告します。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、報告を求めます。

経済建設常任委員会副委員長津田桂伸君。

○経済建設常任委員会副委員長 (津田桂伸君) 皆さん、おはようございます。ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、当委員会での審査の経過並びに結果を報告いたします。

当委員会は、永田委員長より欠席の届出がありましたので、大津町議会委員会条例第 1 1 号により、代わりに副委員長の津田が進行を務めました。

当委員会に付託されました案件は、議案第 8 7 号関連、議案第 8 0 号、議案第 9 1 号の 3 件であります。

本委員会は、審議の前に、1カ所の現地調査を行い、その後、オークスプラザ 1 階の研修室 1・2 において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約して報告いたします。

議案第 87 号関連、平成 30 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）についてであります。

経済部農政課では、委員より、熊本地震関連の災害復旧工事はほぼ完了しているかとの質疑に、執行部より、復興基金を利用した小規模農道・農業用水路復旧事業が残っているところですが、先日の行政区嘱託員会議や関係農業団体に復旧すべき箇所の再確認を行い、今回が最後の補正というところでお願いました、との答弁がありました。

委員より、意見として、熊本地震関連の災害復旧箇所について、区長等には最後の確認をしていただきたい、とのことでした。

また、委員より、室地区水路改修工事について、事業費が大きい財源は一般財源しかないのか。また、最初は水路の復旧は難しいとのことだったが、これまでの経緯と、これからの整備スケジュールについてはどのような予定になっているかとの質疑に、執行部より、室地区水路改修工事の財源については、今回は一般財源だけで計上となっておりますが、県から交付されました復興基金創意工夫を活用したいと考えており、現在も財政課が県と協議を行っております。

次に、これまでの経過についてですが、改修予定の水路の一部が個人のものであり、公費での復旧は難しいため、改修方法等を検討しております。

その後、受益者が県に申請していますグループ補助金を活用し、個人設置部分を施工できるようになりましたので、町と受益者とが協力して水路復旧となる見込みとなりました。

なお、今後のスケジュールにつきましては、補正予算成立後、受益者が施工してこられる箇所に向かって受入用水路施工から始めて、下流から順次水路整備を行ってまいりますので、繰り越しの可能性が見込まれます、との答弁がありました。

また、委員より、矢護川地区の圃場整備事業は、平成 33 年度に着工できるかと考えていいのか。まだ着手が伸びる可能性があるのかとの質疑に、執行部より、この圃場整備事業は、真木と矢護川の 2 地区を対象として、最短で平成 33 年の事業着手に向け推進を図っております。矢護川地区は 7 月末時点で 95% を超えましたが、精査の結果、仮同意者の死亡等により同意率が低下しましたので再同意の徴収を行っておりますが、真木地区は 95% に達しておりませんので、引き続き、県と協議を行いながら、地元推進委員会を中心に目標年度の事業着手に向け、同意推進を図っているところですが、との答弁がありました。

また、委員より、真木地区は史跡が多いと思われるが、同意は取れても文化財のために 4、5 年事業ができないことも考えられる。事前調査を行って事業計画を作成するようにすべきではないかとの質疑に対し、ご指摘のとおり、事業を行うに当たっては試掘調査を行う必要があります。試掘調査については、生涯学習課で予算計上を行うことになっておりますので、事業推進のため調査依頼をしているところですが、との答弁がありました。

次に、土木部都市計画課では、委員より、駅南東公園の修繕は、経年劣化によるものではないかとの質問に、執行部より、経年劣化というよりも、いたずらに破損したものではないかと思えます。過去にも数回ありました、との答弁がありました。

また、委員より、いたずらによるものであれば、何か対策は考えているのかとの質疑に、執行部よ

り、これまで裏から屋根に上り難くするため、木の植栽を行うなどの対策を行っています。今後も何かする必要はあるかと考えています、との答弁がありました。

また、委員より、防犯カメラは設置してあるのか。防犯カメラ付きの自動販売機の設置はどうかとの質疑に、執行部より、防犯カメラ設置は現在ありませんので、設置できる方向で考えております。防犯カメラ付き自動販売機については、町内の公園や公共施設に数カ所置けば、カメラ設置ができるということで、現在検討中です、との答弁がありました。

また、土木部建設課及び下水道課については、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第87号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、人事異動に伴う人件費の補正とあるが、その職員は、技術系か事務系との質問に、執行部より、事務系の職員です、と答弁がありました。

採決の結果、議案第89号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第91号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果を報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第83号、議案第85号、議案第86号、議案第87号関連、議案第88号、議案第90号、議案第92号の7件です。

当委員会は、審議に先立って、12月10日に、関係する1カ所の現地調査を行い、引き続き、オークスプラザ研修室3で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第83号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてであります。

文化ホール附属設備使用料のパッケージ化というものが提案されておりまして、そのパターンを示したものはあるかとの問いに、使用目的で照明器具を3パターンに類型化した使用料がセットABCというものがあつたということでした。セットAは、主に会議の説明会などで利用されるものです。セットBは、著名な方の講演会などで利用されるもので、セットCは、幼稚園、ダンス発表会などで利用されるようなセットパッケージだということでした。

委員より、そのことを現在の使用団体とこれから使用する団体にどのように周知するのかということで、執行部より、議会の承認後に規則をつくり、生涯学習情報誌、あるいは関係団体に書類等でお

知らせします、とのことでした。

廃棄予定器具の利用需要は今まであったのかということについては、現段階では使うことはありません、とのことでした。

委員より、基本使用料は条例で定める必要があり、全部を規則に委任するのはどうかと思うが、例えば、その場合、上限を条例で定めるなどの考えはあるかとの問いに、確かに、地方自治法第228条に定められていますが、基本的事項、例えば、部屋やホールの使用料など、大規模な改修や建て替えないと変えられない根本的なものはだめですが、それ以外の細目的事項については、規則にすることが認められています、とのことでした。

採決の結果、議案第83号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、86号をまとめて審議いたしました。大津小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定について、並びに、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についての2つであります。

まず、審議の充実を図るため、指定管理者選定の担当課の出席を求めました。

委員より、初日の本会議で質疑のあった財務状況をどのように評価するかという点について説明してほしいとの問いに、財務諸表の内容については確認をしています。民間であれば流動比率を見て100%を超えていれば安定した経営といえますが、いずれも特定非営利活動法人、社会福祉法人であり、両方とも収入と支出が100%で同じです。法人としての人格を見る限りは適正な経理が行われているのではないかと判断いたしますので、特に財務諸表に不備はないと判断しました。

委員より、財務については、単年度の収支を見るだけでなく、貸借対照表も見なければならぬと思う。そこはどのように評価したのかという問いに、貸借対照表も確認しましたが、我々だけでは不十分なところもありますので、中小企業診断士や税理士にも見てもらい、問題がないことを確認して審査を行いました、とのことでした。

それから、委員より、本会議の質疑で、点数の配点について問いがありましたが、それについてはどうかということです。執行部より、今回の学童保育施設の選定の基準について、選定委員会の際の審査基準の表について説明しますということで、表の提出があり、計画書とプレゼンテーションで評価するというので、事前に計画書を応募者から提出してもらっています。その計画書の内容と当日のプレゼンテーションに基づき、その後、質疑を行い、項目については、まず、審査基準は5つの審査基準がありまして、これは条例に基づいて基準を設けています。それを分割しまして、評価項目をつくり、上からトータル100点で設定をしています、とのことです。それから、実際に選定委員に評定をしてもらうのは5段階評価ということで、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣る」、「劣る」ということで5段階の小配点でお願いしています、とのことでした。

今回、このようなやり方でやりましたが、例えば、「優れている」を100点にする方法もありますし、「普通」を100点にして、あとは加点という形で評価をしている自治体もあります。今後はそういったほかの自治体の事例を参考に指定管理の内容に応じて事前に選定委員会に諮り、設定をしてからやりたいと考えています、とのことでした。



それから、選定委員に専門の職員は入っていないのかとの問いには、専門の職員は入っていませんが、担当課は必ず一緒に入っています、とのことでした。

意見として、現場をある程度知っている人が入っているのも大事だと思うとの意見がありました。

それから、モニタリングの話で、基本的に毎年の事業報告の場で少しずつ改善がなされていることを確認できる体制になっているのかということが本会議で聞かれましたが、それについては、モニタリングについては、現在、検討段階です。他の自治体では年間の評価、実施調査、書類の審査、1年を通して評価が適確かどうかということも判断し、次の指定管理者の応募の際に加点するという仕組みもできあがっています。こういう仕組みによって優良な指定管理者が育つことは町にとっても利益となり、モニタリングは必要だと財政課では考えています。大津町では、平成17年度に制度を導入して、その後、指針の大幅な見直しもしていませんので、熊本県の指針並みにモニタリングを入れたところで整理をして、担当課による確実な実地調査と評価をやっていきたいと考えています。また、現在は毎年6月に事業報告をしてもらい、その内容をチェックして、改善すべき点があれば選定委員会の中で改善点を指摘しています。チェックはきちんとやっていますが、今後はモニタリングで一層詳しくやっていきたいと考えています、とのことでした。

委員より、今回、両方とも指定管理者については1つずつしか出ていない。1者であれば比較のしようもないので、極端な話、点数が低くてもそこが指定されるという可能性がある。少なくとも何点以上は必要という基準が必要だと思うとの問いに、及第点ということで、60点ということ審査委員に示しています。

60点いかなければ失格ではないか、不落というような扱いで考えていいのかという問いに、選定委員会では、該当者なしという回答になると思います、とのことでした。

採決の結果、議案第85号並びに86号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号関連、平成30年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

住民福祉部住民課関係では、今回、住宅の修繕費を計上しているが、公共施設等管理総合計画等で計算している、町営住宅の将来的な維持管理コストの想定を超えているかとの問いに、公共施設等総合管理計画では、様々な公共施設を含め40年間の更新費用を25%圧縮するとなっております、この中で町営住宅がどのくらいかという精査はまだ行っておりません。公営住宅については、平成15年度にストック活用計画を策定し、10年後の平成25年には公営住宅長寿命化計画をつくり、改修の計画を立てているところです。公営住宅等長寿命化計画については、今後2年くらいをかけ、改訂作業を実施する中で、全体的な現状の調査・分析を行い、個別計画をつくる予定です、とのことでした。

住民福祉部福祉課関係では、日常生活用具給付事業について、ストーマ用装具等の支給が増加しているということは、大腸疾患が増えているということかとの問いに、ストーマ用装具は、人工肛門や人工膀胱増設などにより、障害者手帳を取得される方に用具が支給されるもので、対象の方は増加している状況です。また、大腸がんについては、平成23年度から平成29年度は、肺がんについて多

い疾患ですが、死亡者については横ばいとなっている、とのことでした。

障害福祉サービス費について、障がい福祉計画に基づいて当初予算は積算していると思うが、この時期に補正が必要で増額するといことになれば、計画自体を考え直す必要があるのかという問いに対しては、当初予算では、件数は計画の見込みどおりとしていましたが、今年は報酬改定が行われるので、給付額の見込みが難しく前年度と同額としておりました、とのことでした。

住民福祉部介護保険課関係では、質疑はありませんでした。

住民福祉部健康保険課関係では、旧老人保険制度の受給者に係る第三者行為求償事務委託料について、加害者に請求することはできないのかとの質問に、できない、とのことでした。

教育部学校教育課関係では、特別支援学級の増級に伴う教室の増級について、教室をパーテーションでわけて使用して大丈夫な児童なのかとの問いに、そうです、ということでした。

それから、小学校の樹木伐採手数料は、虫がついたとのことだが、今年度だけかとの問いに、学校によると、夏場に校庭内の樹木の虫が大量発生するとのこと、消毒してもなかなか虫が死なない状況で、子どもの安全面からも伐採したほうがいいのではないかとのことから今回お願いしたところで、とのことでした。

それから、中学校の道徳の指導用教科書について、内容はどのようなものかとの問いに、道徳教育については、今年度から小学校において教科化されており、教科書を使った授業が行われています。次年度は中学校で教科化され、道徳の授業が開始されます、とのこと、教科の中身はどのようなものかとの問いに、これから子どもたちが生きていくための道徳心を培うということで、公共心、郷土愛、挨拶の大切さといった、日常生活における道徳面の必要性について各項目にわけ、年間35時間実施することとなっています。これまでも35時間実施してまいりましたが、次年度からは教科として実施するということになり、評価が入ってくるという形になります、とのことでした。

それから、扶助費の準要保護児童生徒の就学援助費については、今回は準要保護児童生徒の分だけが計上されているとの問いに、準要保護の分だけで、入学準備金が計上されています、とのことでした。

それから、追加の説明としまして、学校施設の整備につきまして、来年度以降の整備計画を説明させていただきます。今回、特に緊急性が高いと思われる箇所（雨漏り）の修繕を12月の補正予算に計上させていただきます。また、雨漏りについては、平成31年度に、今回の補正で対応する残りの校舎部分を中心に修繕を行う予定です。その後、平成32年度以降につきましては、来年度、学校施設の個別施設計画を策定する予定ですので、その中で、大規模改修等も含めて検討を行っていきたいと考えています。また、短期的な点検等につきましては、屋根部分に関しては、毎年専門の防水業者に点検と清掃等を委託ができないか検討を行っているところです。屋根以外の建築物に関しましても、一級建築士の資格を持った職員、または外部委託等で点検を行うことも検討しています、とのことでした。

熱中症計については、どのような設置形態になっているのかということで、各学校に備えてもらっています、とのことでしたが、教室での計測、プールサイドでの計測も求めたところです。

それから、教育部生涯学習課関係では、小学校の運動部活動の社会体育移行のモデル事業は小学校の保護者から事業が進んでいないとの声があがっているが、補正予算の積算のとおり職員2人がそろえば見通しがつくのかとの問いに、クラブおおづと一緒に事業をすすめています、現状ではサポートする人が不足しておりますので予算を計上させていただいております、とのことでした。

教育部子育て支援課関係では、ショートステイの増額補正は9月もあり、特定の人がいるという説明だったが同じ人かとの問いに、同じ方になります。利用が多かったので保護者に利用の意向を確認したところ、また利用したいとの意向がありましたので、追加で計上しました。

委員より、それは子育て支援の話と考えていいのか、それとも福祉や虐待といった話と連携して考えたほうがいいのかとの問いに、子育て支援の話です。との説明でした。

それから、幼児教育の無償化の話が出ているが、公立の幼稚園、保育園はどうなるのかとの問いに、10分の10が町負担で地方交付税措置になるとされています、との説明でした。

それから、子育て支援課大津保育園関係では、職員の事情で臨時職員から非常勤職員へ変更するとはどういうことか。保育士不足を考えたときにどちらの形態で募集したほうがより応募があるのかとの問いに、非常勤職員は収入が130万円未満で扶養の範囲内で働かれる方が多いです。臨時職員は扶養から外れて年収も170万円、180万円になりますとのことでした、

子育て支援課幼稚園関係では、非常放送用バッテリーの変形が起こった要因は何かとの問いに、毎年おこなわれている業者による点検により指摘を受けました。原因は、長期にわたる使用によるものと聞いています、とのことでした。

火災などの危険が予想されるが、昨年度は指摘はなかったのかとの問いに、指摘はなかった、との答えでした。

採決の結果、議案第87号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第88号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正（第2号）についてであります。

質疑は特にありませんでした。

採決の結果、議案第88号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号、件名が平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

介護保険課よりの説明がありました。委員より、一般管理費の説明で、事業所の事故が増えており研修会を予定しているとあったが、具体的な事故と研修会の内容はどのようなものか。また、一般介護予防事業費で、平成27年度から町がシルバー人材センターと契約して簡単なごみ出しなどの支援をされているが、もっと支援内容を増やしてほしい等の声はあるかとの問いに、執行部より、事故の件数が急増しているわけではないのですが、今回、施設から外に出て行かれて事故に遭い死亡されるという事故が起きました。研修会の内容については、人権に配慮した施設管理について勉強していただくものです。施設することで施設の外に出てしまう離設は防ぐことができますが、身体拘束につながるおそれがあるため、法的な部分から弁護士さんを読んで勉強してもらうということ。認知症の

人が離設されることが多いので、認知症専門医を呼んで対応方法について再確認をしていただく内容とする予定です。まごころ生活支援事業については、シルバー人材センターに委託して実施していますが、4月は利用5件でしたが、現在は13件と増加を続けています。内容としましては、事前にシルバー人材センターと打ち合わせをして、まごころの事業でできる支援はまごころで、できない支援はシルバー人材センターの一般請負で対応してもらうように振り分けています、とのことでした。

委員より、認知症の方が離設される場合、対応方法や身体拘束について勉強することだけで離設を防ぐことができるのか疑問に思う。具体的な対応が取られることが必要であるため、研修だけではなく、センター反応をするような見守りシステムや介護ロボット等の機械を導入するほうが効果的だと思うが、そういうことへの補助はないのかとの問いに、補助金につきましては、以前、介護ロボットを導入した際は国の補助金がありましたが、現在は終了しています。県が同様の補助金を定額ですが実施していますので、その補助金を活用するように通知をしている状況です、とのことでした。

まごころ支援事業については、今後ニーズが出てくると思われるが、まごころ支援事業を自治会等に委託することは考えられるかとの問いに、高齢者の雇用を促進するという意味合いで実施しているため、シルバー人材に委託していますが、高齢者の生きがいつくりという視点では自治会への委託も今後検討していく必要があると思います、とのことでした。

採決の結果、議案第90号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、件名、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

健康保険課からの説明がありました。

委員より、基盤安定負担金の補正は、毎年12月かとの問いに、後期高齢者医療広域連合から決定額が10月下旬に通知されますので、不足する場合は12月となります、とのことでした。

採決の結果、議案第92号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他所管事項についての話がありました。教育部生涯学習課から社会資本総合整備事業の中の都市防災総合推進事業で、運動公園に設置する非常用電源設備工事についての報告がありました。

平成30年3月定例会において、補正予算で委託料と工事請負費を予算措置し、平成30年度に繰り越して事業を完了するという計画でした。これは平成29年度に採択されれば、工事費は交付税の対象となり、一般財源の持ち出しが少なくなるということで関係課と協議したうえで、議会の議決を得ましたが、その後、設計業務を委託して再積算したところ、工事請負費の予算が不足することが判明したというものでした。その理由としては、井戸水をくみ上げ、貯水槽に貯めたあと送水ポンプで体育館に送水する計画でしたが、計画していたポンプでは能力が不足し、発電装置と変圧器に変更が生じ、非常時に発電機のセルが回らない可能性も判明し、バッテリーから電気を送る切替盤を追加する必要があります。今後の対応としましては、新年度の当初予算にて不足分を計上させていただきたいとの報告がありました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

最後に、当委員会は閉会中の継続審査といたしまして、去る11月28日に大津町PTA連絡協議

会と意見交換会を行いました。

P T A連絡協議会からは、坂本会長をはじめ各小中学校のP T A会長、母親部長及び支援学級の代表など20名の参加があり、各学校の意見を伺う形で会を進めました。

P T A連絡協議会委員からは、中学校ではスクールバスの便数増加、大津北中学校区への教育支援センターの設置、愛校作業や小学校では制服の着る順番、荷物が多く学校の収納棚が小さい、特別支援学級代表からは、様々な個性にあわせた機器や施設の整備など様々な意見が出ました。

委員からはI C T導入は現状遅れているため、教育委員会が優先順位を付けて計画していることや、教育支援センターについては、それだけでなく、地域未来塾も併せて議会としてお願いしていることなど、議会・委員会で審議したことなどの現状や荷物棚等については、問題は把握しており、今後教育委員会の対応を周知していることなどを伝えました。

また、小規模特認校については、検討に入った段階であり、説明できる状況ではないが、東小校区から何らかの対策を講じてほしいとの意見があり、その選択肢の一つとして教育委員会で小規模特認校を検討していることを報告しました。いずれにしても小規模特認校は地域の支えが一番重要であることを参加者で確認しました。

以上、継続調査の報告も申し添えましたが、議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議 長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第82号、84号、第87号関連の3件であります。

委員会は、仮庁舎2階会議室Bにおきまして、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

まず、議案第82号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、大津町の職員定数は最大限で何名か。定数の中に育児休業者や退職者が含まれているのかとの質疑に、執行部より、定数は219名で、平成30年度現在、実働人員が207名、育児休業等職員が8名、病気退職等職員が2名、合計217名となっている、との答弁でした。

意見として、大津町は人口も増え、また高齢化も進んでおり、今後も業務が増えるのは目に見えている。毎日夜遅くまで残っている職員もいると聞いている。職員定数ぎりぎりまで職員を増やしたほうがよいのではないか。経費がかかるかもしれないが、必要経費だと考えられるという意見がありました。

委員より、議会で条例が可決されれば、すぐに職員を募集・雇用するということかとの質疑に、執行部より、すぐに職員を雇用するというものではありません。定数最大の状況で、病気退職や育児休業等の職員が出てきた場合に、定数の都合上、職員の雇用ができない場合があるので、育児休業等職員、病気退職等職員を定数外とすることで、余裕を持った職員の雇用を行っていくという意味合いになります、との答弁でした。

定員管理計画は、平成18年度の行革大綱とともに一度作成しておりますが、当時の厳しい財政状況もあり、職員数を削減するというものでした。その後、業務量も増え、人口も増加していることから、平成22年度の後期改革プランで見直しをし、職員数を増やすという計画で進めてきました。行革も目標年度を終了しておりますが、熊本地震等も発生し、業務量が増えていることから、定員管理計画の見直しについて検討している。今後5カ年間の見込みでは、熊本地震の影響も落ち着いてくることも考えられるので、今回、条例を改正し、育児休業等職員、病院休職等職員を定数外とすることで、今の定数の範囲内で職員数を運用していけないか、検討しているところである、との答弁でした。

委員より、障がいのある方もバランスの取れた雇用をしてほしい。行政が率先して取り組まなければ民間への啓発もできないのではないかとこの質疑に、執行部より、障がいのある方の雇用については、過去の募集要項に配慮を欠いた文言があり、大変反省をしている。各分野での活躍も想定しながら前向きに進めていきたい、との答弁でありました。

委員より、他市町村の条例を見れば、広域連合等への派遣職員等も定数外にしているところがある。こうした職員の取り扱いはどうするかとの質疑に、執行部より、派遣等の職員も職員定数に含まれます。派遣職員については、派遣先との協定に基づいたものであり。緊急的な場合には呼び戻すことも考えられます。また、今回は緊急的な場合を想定していないため、定数外職員には含めておりません、との答弁でした。

委員より、4条第2項「前項に規定する定数外の職員が復職したときにおいて定数に欠員がない場合には、その定数に欠員が生ずるまでの間、当該職員を定数外とすることができる。」の条文について、説明を求め、執行部より、職員数が定数いっぱいの場合に、育児休業等職員の代替として雇用していた職員、と復職した職員の雇用時期が任期の都合上、重複する場合がありますので、代替職員が任期満了で退職されるまでの期間については、条例違反とならないよう、復職した職員を定数から除外するという意味合いになります。重複期間が長くなるのは好ましくないため、任期に期限のある任期付職員や再任用の職員、翌年度の新規採用職員の採用等の状況で調整をしていきたいと考えている、との答弁でした。

また、職員数を増やすことは10年後、20年後に人件費が財政を圧迫することも考えられるため、職員数が少ないからといって安易に増やすことはせず、慎重に判断しなければならないと考えており、そういったことを踏まえて、今後の計画を整理していきたい、との答弁でした。

また、議長より、2年後の4月から会計年度任用職員制度が始まることで、臨時・非常勤職員等の人数も整理していく必要があると思う。全員協議会でも意見があったように、役場全体の業務量の把握をする必要があるのではないか。本当に必要な人員数を確認し、定員管理計画の見直しに反映させてほしいとの意見がありました。

委員より、どこも人材不足と聞いている。緊急的な場合にも人材は確保できるのかとの質疑に、執行部より、非常勤・臨時職員、任期付職員等の募集をかけますが、任期が短い場合は、人員確保が難しい状況であり、任期付職員等複数年（2年～3年）で募集しても職種によっては人員確保が難しく、応募があっても多くはありません。広報やホームページだけでなく、ハローワーク等も活用しながら

募集を行っているところです、との答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第82号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第84号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回の変更は、単に加入団体の名称変更によるものかとの質疑に、執行部より、加入団体の名称変更によるものですが、独立行政法人くまもと県北広域病院機構設立組合は、平成29年9月に公立玉名病院企業団から地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合に名称が変更されました。この設立組合は、玉名市と玉東町により構成される一部事務組合であり、地方独立行政法人と名を付けることは不適切であるため、改めてその部分を削り、名称を変更したことで、今回の規約の変更を行うこととなりました、との答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第84号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号関連、平成30年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、人事秘書費の職員手当について、育児休業に伴う業務量の増での時間外手当とのことだが、人員は補充していないのかとの質疑に、執行部より、産休に入った職員が受け持っていた業務の一部は、非常勤職員を雇用して対応をしていますが、職員の個人情報に関わるものや秘書業務など、職員以外での対応が難しい部分は、残りの職員3人で業務を分担し、通常業務での対応が難しいことから、時間外勤務手当で対応させていただいている、と答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業補助金が計上されているが、どんな活動内容と、それから、防災備品への補助などもあるのかとの質疑に、執行部より、補助対象のひとつとして、災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する活動とあり、防災備品についても補助対象となっています。防災備品を活用した訓練をはじめ、地域の美化活動、敬老会や夏祭りといった地域行事などの活動において、必要な備品購入などに対して補助をしている。先日行われた町の総合防災訓練において、地域で不足している防災用の資機材などが確認できたことから、要望を挙げられる地区もありましたので、町として支援すべく補正を計上させていただきました、との答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業の補助金申請について、期限は設けていないのかとの質疑に、執行部より、現在は申請期限は設けておらず、地区の事情にあわせて申請を挙げてもらい、その都度受け付けています。ただ、予算措置や計画的な執行が必要となることから、早めの申請をお願いしています、との答弁でした。

委員より、県議会議員菊池郡選挙区一般選挙費の投票用紙計数機購入について、機器の選定方法はどうかとの質疑に、執行部より、計数機については複数メーカーから機能や性能などを事前に提示してもらい、現行の機器の機能を満たしていること、さらに正確性、効率性、迅速性などを比較したうえで、今回予算を計上したものです、との答弁でした。

委員より、水防班の時間外勤務手当が計上されているが、水防班の構成はどうなっているかとの質疑に、執行部より、主に役場職員を中心に12班の班体制を編成し、災害の規模に応じて動員する出動班を決定しています。そのほかにも消防団やおおきく土地改良区も入った編成となっており、また、場合によっては水道企業団や建設業組合等にも緊急対応等をしていただいている、との答弁でした。

委員より、消防費の繰越明許費補正について、瀬田地区の避難所の整備が遅れている理由は何か。来年の梅雨時期まで完成は間に合うのかとの質疑に、執行部より、旧菊阿中学校の体育館南側に建設予定していますが、グラウンド南側の法面が熊本地震で崩れたことから、地質調査を行うことになり、また、地元との協議にも時間を要し、建築に必要な工期を6カ月程度見込んでおり、年明け1月に発注、2月着工予定としています、との答弁で、委員より、地質調査をするほど地盤の悪いところに避難所をつくっても大丈夫か。完成が梅雨に入ってしまうようだが問題はないかとの質疑に、執行部より、地震後、地面にひび割れが発生したことから用心のため調査を行いました、調査結果では、地盤に問題はありませんでした。完成予定が7月末くらいになる見込みで、完成までは指定避難所となっております旧菊阿中の体育館を避難所として利用することとしています、との答弁でした。

委員より、住所としては大林なのに、なぜ瀬田地区というのかという質疑に、執行部より、旧瀬田村だった地域を瀬田地区と呼んでいたからだと思います。

意見として、時代も変わっているため、名前も地元と協議をして決めてもらいたいとの意見がございました。

委員より、災害対策費用保険金が歳入に計上されている。どのようなものかとの質疑に対して、執行部より、町が避難勧告等を発令した際に必要となった費用に対する保険金になる。今回の保険金は、7月7日に発令した避難準備情報・高齢者避難に伴い発生した職員の時間外手当に対し、費用の50%が保険金として入るものです。もし、避難勧告と避難指示を発令した場合は、費用の100%が保険金としては入ります。また、この保険は、近年新たに作成された保険で、昨今の災害が多発している現状から、今年から大津町も加入することとしたものです。県内で加入しているのは15の自治体となっております。

総務部総合政策課関係で、時間外勤務手当に関連して、公共交通会議が開くための予算ということで、公共交通の見直しや地域公共交通会議の進捗状況について質疑があり、執行部より、現在、大津町地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通網の見直しを行っている。その見直しの一つとして、今年度は産交バスの内牧環状線の廃止と、それともなう交通空白地域への乗合タクシー導入による利便性向上を進めている。現在までに、南部地区区長への説明や、地元住民への説明会、そして、職員によるバス利用者実態調査等を行ってきて、地域公共交通会議について、今年度既に2回開催しており、内牧環状線見直し等について協議を行っているが、今年度はあと2回程度の会議を予定している。今後、町全体の公共交通体系の見直しについても会議に諮りながら進めていきたい、との答弁がありました。

委員より、地域公共交通会議の構成メンバーについての質疑があり、執行部より、まず、行政機関関係者として、熊本運輸支局や県交通政策課、熊本県警などの職員、町からは各部長がメンバーとな



って、次に、町民代表として区長会、町PTA、身体障害者福祉会などにより委員を推薦いただいている。事業者からは、タクシー事業者や県タクシー協会、各バス事業者や県バス協会、JR九州などにより委員を構成している、との答弁でした。

総務部庁舎建設推進課関係で、委員より、継続費で、平成30年度の予算はなぜゼロなのかとの質疑に、執行部より、今年度、30年度3月までに工事請負契約を締結する予定ですが、支払いは発生しないため、予算は30年度はゼロとなっております。平成31年度は契約に基づく前払い金を支出予定で、平成32年度までに残額及び新庁舎関連事業の支出を計画しています、との答弁でした。

総務部財政課関係で、車両の購入予算が計上されておりますが、車両の購入に関連して、委員より、職員による飲酒運転の事例があったが、公用車を運転するにあたって、アルコールのチェックはやっているのか。そうした機器は用意していないのかとの質疑に、執行部より、震災前までは、各課にアルコールチェッカーがあり使用していましたが、現在は機器がなくなりましたので、チェックは行っていません。今回の事例を踏まえ、総務課と協議を進め、アルコール検知器の導入を考えていきたい、との答弁でした。

議長より、予算の都合もあると思うが、今回の飲酒運転を踏まえた対応について、年末年始に向け、早急に行くべきではないかとの質疑に、執行部より、予算化も含め、できるだけ早急に対応するよう検討したい、との答弁でした。

総務部税務課関係で、不動産鑑定業務委託の予算について、公売予定物件の概要についての質疑があり、執行部より、大津町大字大津地区内の住宅で、宅地、建物の物件であり、公売に至った経緯として、対象物件には、現在、納税義務者とその息子さんが住まわれており、町税のほかに医療保険料、介護保険料などにも未納があるが、息子さんが全国転勤のある仕事に就職したことに伴い、高齢の父親は老人ホームに入所し、息子さんはアパートに住むつもりで自宅の売却を進められていましたが、不動産屋に相談をされていましたが、自分で買主を見つけることは困難と判断され、町の公売計画に同意されて、今回の不動産鑑定業務委託につながったということであります。

委員より、物件が売れないことはないのかとの質疑に、執行部より、不動産鑑定士や鑑定した評価額の7割の金額を予定価格とし、不落の場合は予定価格を3割以内で引き下げて再公売を行い、再度不落の場合は、さらに予定価格を3割以内で引き下げて再公売を行いますので、最後まで不落の可能性はないと考えています、との答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第87号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員会に付託されました案件は以上であります。議員各位におかれまして、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員会報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 文教厚生委員会の85号、86号について質疑をしたいと思います。

ただいま委員長からいろいろ説明があったわけですが、報告がありました、まず第一に、財務状況ということの中で、流動比率あたりが合格なんだというような報告があったと思います。そしてまた、中小企業診断士とかいろんな形の診断を得てそういったものが決められてきて不備がないということですが、企業会計あたりを考えてみますと、財務の中でPL、BS、CFという形で、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー、もちろん上場企業じゃありませんので、有価証券報告書あたりをこの人たちが持っているわけありませんが、結局は、こういった諸表を出していただいて、委員会としては、せめて過去5年間、5年間の推移を見て、そこで説明を受けるべきだと考えますので、そして、5年間の契約を交わすわけですから、過去5年間を見るのはもう当たり前のことです。これから5年間を想像しながら契約をして、よりよい5年間をつつがなくやって管理してもらなければならないという契約ですから、その財務諸表に対して、そういった提出を求めて、きちんとしたチェックをなされたのが一つ。

そしてまた、こういった学童保育を考えますれば、児童福祉法の第34条8の規定の中で、こういった学童保育が必要なんだよと言いますけれども、5年間というのは非常に長くてですね、経済状況や人口、また児童の数というのがかなりの変動に及ぶ可能性さえあるんですね。そういったことを考えますれば、今後の5年間の推移、どういうふうな形でこの学童保育が、人員的なものが推移していくだろうと。もちろん、町においても大津町の人口が今後増えるだろうという予測は立ててますが、地区によって違う部分、開発によってとかいろんなものが出てくるかもしれませんので、そういったものの審議はなされたのか。

もう一つは、私は、最初に質疑としてあげていましたけれども、あくまでもこの契約というのは、入り口の部分であって、5年間というこういった事業を委託するのであるならば、監視体制が非常に大切であるということを描きおきました。この体制をきちんとつくっておかなければ、入り口部分だけ合格すれば、その後は監視が不備になって、本当にこの児童福祉法の目的のとおり事業が行われているかというものに不備が生じないかなということが考えられます。ですから、この監視体制の整備というのが非常に大切で、その監視をすることによって健全な経営と健全な児童が育っているというもの、そういったものがそこで見えるんです。ですから、いろんな変化に対してもこの5年間の中で監視体制をつくりあげたならば、事業はうまくいくだろうということで私は質疑をして、ヒントを出したつもりだったんですが、そのところをどういうふうな形で審議なされたのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 3点お尋ねがあったかと思います。

まず、財務諸表を少なくとも5年分程度は確認すべきではないのかということですが、まずですね、社会福祉法人、特定非営利活動法人ともに、財務諸表は公開が義務付けられております。ホームページ等で見ることももちろんできるんですけれども、それ以前にですね、選定委員会というものがございまして、その選定委員会が諸表を確認し、そのメンバーである税理士あるいは中小企業診断士がきちんと確認をされて問題ないと言われているということで報告を受けておりますので、そこに

については確認はしておりません。

それから、次に、今後の5年間の推移というところで、確かに、在籍の児童数はどうなるかというようなことはですね、話がありまして、省略した部分ですけれども、平成30年の5月1日現在で、全体で2千491名で、そのうち学童利用が797人とかですね、そういった報告がきちんとございました。そういった意味もありますのと、もう一つ、5年間の間の変化についてはですね、これ指定管理の協定書がございますけれども、協定書の中で、状況、経営状況等が、あるいはその環境が大きく変わった場合には、そこで協議をするということが決まっておりますので、そこには対応できるものと考えております。

それから、監視体制のことについては、報告読んだと思いますけれども、ちょっともう一度再度読みます。モニタリングについては、現在、検討段階です。他の自治体では年間の評価、実施調査、書類の審査、1年を通しての評価が適確かということ判断し、次の指定管理者の応募の際に加点するという仕組みも出来上がっております。こうした仕組みによって優良な指定管理者が育つことは、町としても利益であり、モニタリングが必要だと財政課では考えております。大津町では、平成17年度に制度を導入して、その後、指針の大幅な見直しもしておりませんので、熊本県の指針並みにモニタリングを入れたところで整理をして、担当課により確実な実施調査と評価をやっていきたいと考えています、との説明を受けております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） こんにちは。文教厚生委員会の議案第85号関連について質疑いたします。

説明資料集の10ページ、指定管理者選定についてですが、その中の条例第4条第1号についてですけれども、この配点の配分が見えないわけですよね。ここにある一番その4点目の保育にかける児童の障がいの有無に関係なく受け入れる体制が整っているかというところが、結局、この11.667では、もしかしたらここはゼロかもしれない。ここはやっぱり障がい者差別解消法の観点から見ても最も重要な点だと思うので、そこが見えないのはちょっとどうかなと思うんで、その表示を変えろとか、ここを別にわけろとか、そういう点での議論、審議がなされていたのかということについてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） 報告の中でちょっと触れたかどうかははっきりちょっと記憶がない、読み飛ばしたところもありますので、ありませんが、この審査基準については、配点表というものをきちんと受け取りまして、その中で、今言われた部分ですね、についてもきちんと配点がなされているということは確認しております。

それから、ちょっと追加で申し上げますとですね、選定委員会というものがあるんです。選定委員会がきちんと審議をしているわけですね。それに基づいて、私たちはその評価を受けてこの判断をするわけですから、その選定の経過、内容の一つ一つに踏み込んで質疑をするということはありません。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今の問題ですけれども、選定委員会、選定委員会が審議したと、だから、その審議が正しいかどうかを確認するということですが、ということは、選定委員会、先ほど言われましたように、そのNPO法人と、私もNPO法人持っていますが、公開しなければならない。社会福祉法人もそうでしょう。だったならば、その公開資料というものをみなこの大津町全体の方々が付託したにふさわしい審議ですので、きちんと委員の皆様方は、その財務諸表の公開された部分は皆さん目を通されているのかどうか、非常に重要な部分だと思います。そしてまた、確認ですけれども、監視体制の整備というのは検討段階という説明でした。そこはつくりあげてから出すのがこういった契約と思われれます。ですから、そのところをもう一度確認しておきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） まず一つ目の財務諸表について、5年分程度を委員全員が確認しているのかという意味では、先ほど申し上げましたとおり、そこは提出を求めておりません。ただし、個人的に確認はしております。この審議しなければならない勉強の段階ということですね。そこでやっております。

それから、もう一つがモニタリングの体制ができてからやるべきではないかというのは、確かにそのとおりです。ただ、その話の中にありましたように、整理をして担当課による確実な実地調査と評価をやっていききたいと、これがですね、4月までにですね、体制ができればいいことかなというふうに考えるとところです。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第85号と86号に対しまして、町民の皆様方の公金を使う観点から反対の立場を表明いたします。

非常に心苦しい反対なんですけれども、この反対によって、この選定されておりますこのNPO法人と社会福祉法人が悪いといっているわけではありません。この選定の仕方、審議の仕方、そして、今後の管理の在り方が不備がありすぎるという反対なんです。ですから、この契約は成り立たないというふうに考えるわけであります。例えば、この5年間という進行形になったときに、その時に、監視体制をきちんと作り上げて、この体制でしっかりと児童を守っていきますというのと、今後、検討しますというのは、何ら契約にはこれあたらぬですね。確実性が全くないと。ただ検討するだけ

という答えで、それで進行してもらったら、これは公金の適正支出にあたらないと、そういうふうを考えます。ざっとしてはいけないんですね、こういったものは。公金というものは、石橋を叩いて支出をしなければならない。そういうふうを考えます。ですから、各この付託された委員会としましては、諸表はもちろん皆様方が目を通されて、選定委員会の審議が本当にきちんとした審議だったのかというものをまた再度確認するのがこの議会でありますから、そこを選定委員会を信じますといたら、世の中いっぱいそういったもので騙された事例がいっぱい出てきてるんですね。我々は最終的に公金を支出するかどうか、契約を結ぶかどうかという部分がこの議会なんです。ですから、議会というものは、そこを漏らしてはいけない部分ですね。ざっとしてはだめですね。やっぱそのところをきちんと数字的なものを抑えて、経営状態も粉飾というものが必ず、必ずではありませんが、そうあったりするんですね。数字的なそのマジックを使って、そういった優良ですよというような形を出したりしますので、そういったテクニックもありきなんです。ですから、選定委員会の方がどういった方々かはしりませんが、そこまでの知識が本当に持っているのか。優良と思われた企業がつぶれるという例はたくさんありますし、私は最初の質疑のときに言いましたけれども、指定管理制度というものが非常にいろんな形でですね、悪評されて、ああ5年間契約を取ったって、いいようにやってやるような形でやられて、もう公の施設やそういったものが悪用されて、税金が無駄になった例というのは後を絶ちません。ですから、この指定管理者制度をきちんとした形で作り上げるためにも、また、そういったものがなければ、公金がいくらあっても足りないということでもありますから、だからこそこをですね、きちんと作り上げていかなければ、今後のこの行政運営も経費ばかりかかってしまって、税負担が上がるということです。ですから、そういったことをひどく大所高所から考えなくてはならないというのが今回の事例だろうと思います。あくまでも、だろう運転は事故の元というふうを考えます。

以上のような観点から、議案第85号、86号は反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私はこれ担当の所管として、これ賛成の討論を行いたいと思います。

まず一つ目が、モニタリングについて体制がきちんとできてからだろうというふうにおっしゃったかと思います。それについては、先ほども申しましたとおり、今後整備していくということもあるんですけども、今ないわけではないんですね。今、毎年6月にきちんと事業の報告会をやっておりまして、その中で選定委員会が判断をしております。その質をより高めるために今回の熊本県の指針並みにモニタリングをやっていきますということを言われたわけです。ですから、そこについてはもう十分現在でもですね、根拠はあるのではないかと考えるところであります。

それからですね、選定委員会をどう信頼するのかという話ですけども、これはほかの県でも一緒なんですね。例えば、よく言われます、議員必携の中にはこのように大体細かい文章覚えておりませんが、このように書かれていたかと思います。震災にあたっては、これは監査の話ですけど

も、専門家がきちんと確認をしているので、それを信頼して審議をするようにというふうに書かれているんです。これ決算の監査の話ですけれども、同じようにですね、信頼すべきものは信頼してやっていくことができなければならないと、つまり、一つ一つすべての文章、すべての資料を提出させることができるかという、これもまたできないわけです。百条委員会でもつくらなければですね。ですから、審議ができる範囲で精一杯の審議をやってはおりまして、その結果の結論ということだと考えますので、これは賛成の立場として討論をしたいと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第82号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時25分より再開します。

午前11時15分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第83号、大津町町民集会所条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、大津町小学校校区学童保育施設、室小学校校区学童保育室及び護川小学校校

区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、美咲野小学校校区学童保育施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、平成30年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、平成30年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立よって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、平成30年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立よって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

### 日程第4 平成30年度議員派遣について

○議長（桐原則雄君） 次に、日程第4、平成30年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、平成30年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

### 日程第5 議案第93号（仮称）大津町営立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結について



## 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、議案第93号、（仮称）大津町営立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

お諮りします。

議案第93号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。

本定例会に追加提案理由を申し上げます前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございます。今後とも議員の皆さんのご指導とご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案集1ページ、資料集1ページをご覧ください。

契約案件でございますが、工事請負契約案件1件であります。いずれも早期の着工、また、完成が望まれるものでございますので、ご議決いただきますよう深くお願い申し上げます。

議案第93号、（仮称）大津町営立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてでございます。10月29日に条件付一般競争入札の公告を行い12月6日に入札を実施いたしました。入札の結果、宇都宮・大正建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様と5億760万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める、予定価格5千万円以上の工事請負契約ですので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） 議案第93号、（仮称）大津町営立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についての説明を申し上げます。

この工事は、熊本地震で被災された方向けに新たに公営住宅の整備を行う工事で、建設工事の種類としては建築一式工事となります。

議案集1ページ、説明資料の2ページからご覧ください。

この調達には、条件付一般競争入札により入札を行いました。今回の入札に参加できる者の資格を明記いたしております。

まず、入札参加者の資格として、一つ目に、町の格付けが建築Aの者で、町内に本社を有するものを代表構成員とし、構成員2については、町の格付けが建築BまたはCの者で、町内に本社を有する者。構成員3については、町の格付けが建築Cの者で、町内に本社を有する者とする、2者もしくは3者の共同企業体であること。2番目として、代表構成員は、平成20年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造り、鉄筋コンクリート造りの建築一式工事で請負金額が5千万円以上の新築、増築・改築または改修工事の施工実施先を有すること等を参加資格の要件としております。

また、配置予定技術者の資格として、一つ目として、平成20年度以降、日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築・改築または改修工事の施工経験を有すること。二つ目として、建築一式工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。三つ目として、入札参加者と直接的、かつ恒常的な雇用関係にあること等を参加資格の要件として、平成30年10月29日に報告を行いました。

説明資料の1ページをご覧ください。

12月6日に入札参加者5者で入札を行いました。入札金額は、右側に記載のとおりでありましたので、宇都宮・大正建設工事企業体様が5億760万円で落札となりました。

なお、工事の内容につきましては、土木部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） おはようございます。議案第93号の工事内容についてご説明いたします。

説明資料集の3ページをご覧ください。

敷地は、立石団地西側の大津町大字大津1564-1の一部で、面積が1千565.24平米です。

説明資料の4ページをご覧ください。

建物の構造は、鉄筋コンクリート造5階建、棟数は1棟、戸数は25戸、面積は建築面積494.95平米、延べ床面積2千24.14平米、住宅の種類は1DKが10戸、2LDKが10戸、3LDKが5戸です。工種は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 災害公営住宅の新築ということで、被災された皆さんが待ち望まれていることではありますが、建物について一つお聞きしたいんですけども、障がいのある方に対する配慮はどのようなになっているか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

熊本県のユニバーサルデザインを基に設計をいたしております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私、県のユニバーサルデザインはちょっと不勉強で内容は把握しておりませんが、例えば、車椅子の方が利用される場合、例えば、この1回の平面図がございしますが、自力で部屋までたどりつけるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

車椅子の方も自力で行ける設計となっております。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） その自力で行けるやつをちょっと詳しく説明してください。図面を基にして。例えば、どっからあがって、多分スロープが付いているんだろうと思うんですけど、図面からはちょっと把握できません。

それから、玄関がドアになっております。多分車椅子ではドアは開くことは相当困難であるかと思えます。

また、玄関を入れて土間から居室に入る場合、段差はないのか。自力で車椅子であがれるのか。そういうのが知りたいんですよ、具体的に。そんな配慮が具体的になされているか、図面で説明してください。

○議長（桐原則雄君） 土木部建築係長新開和則君。

○土木部建築係長（新開和則君） ご説明いたします。

1階につきましてははですね、スロープがなく、段差がなく、そのまま入っていただいて部屋に入れるような形になっております。2階につきましては、エレベーターを利用していただいてあがっていただくような形になります。

部屋に入り口の段差につきましては、玄関部分と家の上がり框の部分ですね、は段差がないような形で設けております。

ドアの引きドアにつきましてはですが、ここに図面にありますように、ポーチというふうな形ですね、表記がありまして、ドアを引くスペースと車椅子が待機できるスペースを設けてですね、一応、ドアを引くような形で入っていただくという形で設計はなっております。

以上になります。

○15番（荒木俊彦君） 外からはどうやってここに上がるんですか。例えば、駐車場から1階の廊下にどうやってあがるのかなと思って。

○土木部建築係長（新開和則君） 駐車場からのアクセスにつきましては、図面のですね、資料集の4ページの駐車場部分からですね、降りていただいて、ここに色が付いておりますけども、ここと斜線の入口で書いてある前はですね、インターロッキング敷きになっておりますけども、ここについても段差なしという形ですね、そのままあがっていただくような形になります。

○15番（荒木俊彦君） 自力でこう、車椅子で1階の廊下まで上がれるんですか。

○土木部建築係長（新開和則君） はい、自走していただくような形になります。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 車椅子の方が自力で上がれるということであれば、平面図だけはちょっとわからなかったんでお聞きしたんですけど、少なくともこの玄関は、今の時代はユニバーサルデザインであれば引き戸にしなければ車椅子の方にとっては相当困難な場合が想定されますのでね、改良の、できるのであれば、検討して、1階部分だけでもですね、検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こちらの説明資料集のこれは1ページの工期のところですけども、※印が付いてまして、なお、契約締結後に関係機関の承認が得られた場合には、発注者、受注者間で協議の上、平成31年9月30日に工期を変更する予定としているというふうにあります。ここの工期に関しては、随分前から災害公営住宅っていつまでなんだというところずっと議論が続いてきてたところなんですけれども、これまでの経緯とですね、最終的に9月30日なのか。少しでも前倒しができないのかというようなことについてもお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

工事費の国費の繰越申請を現在行っているため、予算期限の3月31日で工期を設定し、繰越承認後、適正工期で工期変更契約を行う予定です。また、熊本県の災害公営住宅は、県内一斉に繰越申請を行う予定で、県のほうと今調整を行っておりまして、最終的には9月30日に工期を変更したいというふうに考えております。

請負業者等にしましては、今、適正工期を設定しておりますけれども、皆さんお待ちですので、極力早めにとということでお話はしたいと考えております。

以上でございます。

○6番（佐藤真二君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 2、3点お尋ねしたいと思います。

入札されたときに5者ということでしたが、欠格が出ておりますのが1件ありますけれども、これは入札の条件不備ということだろうと思いますけれども、どういうところだったのかということが1点と。

それから、減歩率が7.4%となりますけれども、この減歩率の査定の基準はどうかされたのかですね。予定価格に対するですね。

それから、最後の図面のほうで、この建物の光熱関係ですね、あるいはどういう形なのか。LPを利用されるのか、電気されるのかですね。そこら辺はどうなっているのかということをお尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長本郷邦之君。

○総務部長（本郷邦之君） ご説明申し上げます。

1者だけですね、今回、失格になっておりますけれども、これにつきましては、入札の際には入札書と、それから、それを積算した根拠となる工事費内訳書の提出を求めています。今回の場合は、入札書自体には不備はございませんでしたけれども、工事内訳書の中に不備がございましたので、その分につきましては、入札心得第8条に基づきまして、失格としたところでございます。

それから、2点目の減歩率ということでおっしゃいましたけど、これはあれですかね、設計額と、いわゆる予定価格、今現在ですね、設計額イコール予定価格になっておりますので、減歩はございませんで、そのまま設計額が予定価格ということになってございます。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 台所のことだと思いますけども、ガスでもIHでもどちらでも対応できるように今設計をしております。

○議 長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） この平面図の中でですね、LPGであれば集合配管というのが設定されるわけですね。だから、その場所がどっか設定してあるのかな。このちょっと真ん中の空白のところ、ちょうど貯水槽の下のほうの、この枠は何でしょうかね。そこら辺でとってあつかなと思ったんですが。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午前11時51分 休憩

△

午前11時52分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） ご説明いたします。

LPGガスにつきましては、図面でいきますと一番左の下のほうで細長くなっておりますが、ここを予定しております。それから、真ん中の駐車場の右側のほうで空白の地帯は、青が駐車場を表しておりまして、ここの空白地帯はアスファルト舗装をするというところでございます。

○議 長（桐原則雄君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） わかりました。それから、駐車場がですね、戸数が大体25戸ですね。その中で駐車場が21かな、これで十分、事前に調査されたわけでもないわけですね。まあ1戸に1台ということを計算すればちょっと足らんようですけども。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 駐車場につきましては、一番真ん中で駐車場と青で大きく表示しておりますところ以外に、右のほうと、住宅と表示をしております下のほうに駐車場ということで確保しておりますので、1世帯1台は確保している状況でございます。

○12番（手嶋靖隆君） 以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 建物について、1点だけ質疑します。

詳細に私も、大体所管委員会ですけれども、聞いておりませんので、どうしてもこの災害公営住宅を何とか建てる上でですね、釈然としない部分がずっと残っておりまして、どうせこの災害公営住宅をどうせ建てるのならばですね、職員の備蓄やいろんなそういったものの倉庫とか、そういったものがあれば、各拠点にできていくわけですから、うまい具合ローテーションを組んだりとか、いろんな形で防災計画がよりよきものになると思うんですよ。そういった備蓄倉庫とか、そういったときの対処する道具とか、いろんなもの、そういった場所の確保はできていますか。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。

○土木部長併任工業用水道課長（大田黒哲郎君） 永田議員がおっしゃいますような備蓄倉庫については、現状では計画はしておりません。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第93号、（仮称）大津町営立石団地災害公営住宅新築工事請負契約の締結についてを、採決します。この採決は起立によって行います。議案第93号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第5回大津町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年12月14日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 山 部 良 二

大津町議会議員 山 本 富二夫